

2-2 地域防災活動活性化計画

2-2-1 自主防災組織一覧表

自主防災組織一覧表

令和6年7月1日現在

番号	名 称	世帯数	結成年月日
1	大宮町内会自主防災隊	426	平成17年8月1日
2	鶴子町内会自主防災隊	416	平成17年8月5日
3	緑が丘一丁目北区町内会自主防災隊	198	平成17年8月25日
4	上田四丁目町内会自主防災隊	561	平成17年5月8日
5	黒石野平地区町内会自主防災隊	1,400	平成17年4月29日
6	南仙北二・三丁目町内会自主防災隊	(1,715)	平成17年4月29日
7	仙北一丁目第一町内会自主防災隊	(247)	平成17年12月1日
8	南大通二丁目町内会自主防災隊	388	平成17年12月12日
9	見石町内会自主防災隊	607	平成18年2月1日
10	上田堤町内会自主防災隊	650	平成18年1月20日
11	緑が丘一丁目町内会自主防災隊	198	平成18年3月1日
12	北夕顔瀬町第一町内会自主防災隊	(283)	平成17年7月7日
13	東安庭町内会自主防災隊	364	平成18年4月2日
14	向中野町内会自主防災隊	1,136	平成18年4月4日
15	厨川二丁目第一自治会自主防災隊	504	平成18年4月8日
16	仁反田町内会自主防災隊	205	平成18年4月9日
17	柳下町内会自主防災隊	472	平成18年4月8日
18	中屋敷町町内会自主防災隊	503	平成18年3月12日
19	富士見町町内会自主防災隊	248	平成18年4月28日
20	西青山二丁目町内会自主防災隊	(1,028)	平成18年6月3日
21	みたけ地区自主防災会	3,563	平成18年5月13日
22	北厨川地区自主防災会	1,772	平成18年5月21日
23	加賀野四丁目町内会自主防災隊	341	平成18年5月13日
24	稲荷町内会自主防災隊	316	平成18年4月16日
25	松園二丁目町内会自主防災隊	(504)	平成18年4月23日
26	月が丘一丁目町内会自主防災隊	(852)	平成18年7月4日
27	小鳥沢一・二丁目町内会自主防災隊	(995)	平成18年4月29日
28	青山一丁目親和会自主防災隊	(595)	平成18年7月1日
29	西青山三丁目町内会自主防災隊	(1,210)	平成18年7月14日
30	南青山町町内会自主防災隊	(689)	平成18年7月14日
31	青山四丁目自治会自主防災隊	(800)	平成18年7月15日
32	緑町自治会自主防災隊	(342)	平成18年7月15日
33	月が丘三丁目町内会自主防災隊	(1,379)	平成18年7月1日
34	西青山一丁目自治会自主防災隊	(580)	平成18年7月28日
35	青山三丁目自治会自主防災隊	(945)	平成18年7月31日
36	中堤町自治会自主防災隊	(1,078)	平成18年8月1日
37	青山二丁目自治会自主防災隊	(439)	平成18年8月1日
38	月が丘二丁目町内会自主防災隊	(603)	平成18年8月3日
39	北松園町内会自主防災隊	(1,601)	平成18年7月24日
40	上田第二町内会自主防災隊	393	平成18年9月1日
41	御厩橋親交会自主防災隊	(169)	平成18年5月7日

番号	名 称	世帯数	結成年月日
42	青山地区自主防災会	10,198	平成18年9月8日
43	前九年親交会自主防災隊	(1,770)	平成18年11月1日
44	ライオンズマンション開運橋町内会自主防災隊	(163)	平成18年10月19日
45	三本柳西・北両自治会自主防災隊	1,317	平成18年10月30日
46	高松三丁目町内会自主防災隊	310	平成18年11月15日
47	河北町内会自主防災隊	(295)	平成18年12月4日
48	滝村町内会自主防災隊	55	平成18年3月19日
49	手代森ニュータウン町内会自主防災隊	615	平成18年11月17日
50	高松第一町内会自主防災隊	904	平成19年1月20日
51	野田自治会自主防災隊	736	平成19年1月14日
52	上田三小路町内会自主防災隊	347	平成19年2月25日
53	八幡地区自主防災隊	1,161	平成19年3月25日
54	本宮一丁目町内会自主防災隊	739	平成19年4月1日
55	与の字橋4町内会自主防災隊	1,305	平成19年4月1日
56	下太田自治会自主防災隊	(604)	平成19年4月1日
57	緑が丘二丁目町内会自主防災隊	268	平成19年5月1日
58	菜園一丁目町内会自主防災隊	(122)	平成19年4月27日
59	加賀野二丁目会自主防災隊	301	平成19年4月14日
60	菜園二丁目町内会自主防災隊	(194)	平成19年5月21日
61	小杉山町内会自主防災隊	161	平成19年4月27日
62	上田第一町内会自主防災隊	904	平成19年5月8日
63	仙北二丁目自治会自主防災隊	(896)	平成19年4月15日
64	高松二丁目町内会自主防災隊	669	平成19年4月29日
65	門町内会自主防災隊	401	平成18年4月8日
66	滝の下町内会自主防災隊	271	平成19年4月15日
67	緑が丘四丁目町内会自主防災隊	484	平成19年5月13日
68	大新町内会自主防災隊	609	平成19年10月1日
69	上堂自治会自主防災隊	(1,995)	平成19年10月1日
70	三ツ割自治会自主防災隊	1,182	平成19年8月28日
71	西太田第一自治会自主防災隊	(163)	平成19年10月1日
72	住吉町自治会自主防災隊	190	平成19年10月1日
73	高松四丁目町内会自主防災隊	840	平成19年12月15日
74	西厨川自治会自主防災隊	(384)	平成19年5月1日
75	東松園二・三丁目町内会自主防災隊	(490)	平成20年4月1日
76	河南自治会自主防災隊	(490)	平成20年4月1日
77	三本柳南町内会自主防災隊	756	平成20年5月1日
78	見前ニュータウン自治会自主防災隊	※77 に合算	平成20年5月13日
79	松園中央町内会自主防災隊	(551)	平成20年5月14日
80	西仙北二丁目町内会自主防災隊	(844)	平成20年4月27日
81	盛岡駅前北通地区自主防災隊	(737)	平成20年5月10日
82	都南第4区町内会自主防災隊	1,111	平成20年4月1日
83	加賀野一丁目町内会自主防災隊	555	平成20年5月10日
84	神子田町町内会自主防災隊	686	平成20年6月2日
85	境田町町内会自主防災隊	743	平成20年7月1日
86	盛岡市都南第二区町内会自主防災隊	318	平成20年3月9日

87	駒形自治会自主防災隊	(357)	平成20年7月10日
番号	名 称	世帯数	結成年月日
88	夕顔瀬町第二町内会自主防災隊	(637)	平成20年4月1日
89	仙北三丁目組町自治会自主防災隊	(112)	平成20年9月1日
90	津志田町内連絡協議会自主防災隊	4,764	平成20年7月21日
91	都南第三町内会自主防災隊	229	平成21年2月16日
92	中央通自治会自主防災隊	(775)	平成21年2月1日
93	西下台町内会自主防災隊	(510)	平成21年2月1日
94	大沢川原一丁目町内会自主防災隊	(148)	平成21年2月1日
95	大通三丁目第二町内会自主防災隊	(459)	平成21年2月1日
96	中川町町内会自主防災隊	(815)	平成21年2月1日
97	仙北三丁目町内会自主防災隊	(468)	平成21年1月1日
98	仙北一丁目第二町内会自主防災隊	(227)	平成21年4月20日
99	梨木町町内会自主防災隊	(132)	平成21年4月25日
100	黒石野町内会自主防災隊	1,371	平成21年4月18日
101	芋田向2自治会自主防災隊	308	平成21年5月23日
102	下羽場自治会自主防災隊	(65)	平成21年4月1日
103	山王町町内会自主防災隊	592	平成21年4月25日
104	三本柳東自治会自主防災隊	248	平成21年4月5日
105	上鹿妻自治会自主防災隊	(274)	平成21年6月21日
106	庄ヶ畑町内会自主防災隊	(484)	平成21年7月10日
107	上田茶屋自治会自主防災隊	343	平成21年7月1日
108	館向町町内会自主防災隊	904	平成21年8月1日
109	東仙北一丁目自治会自主防災隊	(780)	平成21年4月26日
110	城西町町内会自主防災隊	667	平成21年9月1日
111	都南五区町内会自主防災隊	43	平成21年9月1日
112	東新庄一丁目町内会自主防災隊	278	平成21年10月1日
113	名乗町内会自主防災隊	165	平成21年10月1日
114	名須川町町内会自主防災隊	443	平成20年4月19日
115	清水町第一町内会自主防災隊	388	平成21年4月24日
116	南仙北一丁目町内会自主防災隊	(806)	平成21年3月1日
117	八日町町内会自主防災隊	184	平成22年3月1日
118	花屋町町内会自主防災隊	322	平成22年3月1日
119	四ツ家町町内会自主防災隊	144	平成22年3月9日
120	北山自治会自主防災隊	831	平成22年3月11日
121	三ツ割鉢の皮振興会自主防災隊	163	平成21年4月26日
122	三戸町町内会自主防災隊	924	平成22年4月1日
123	大台自治会自主防災隊	76	平成22年4月1日
124	箱清水町内会自主防災隊	817	平成22年4月25日
125	本宮二丁目町内会自主防災隊	650	平成22年4月26日
126	東仙北二丁目自治会自主防災隊	(317)	平成22年5月1日
127	材木町町内会自主防災隊	(51)	平成22年3月1日
128	下永井自治会自主防災隊	(2,308)	平成22年5月21日
129	本町第一町内会自主防災隊	520	平成22年6月1日
130	東黒石野町内会自主防災隊	(322)	平成22年6月1日
131	大館町町内会自主防災隊	910	平成22年6月1日
132	下米内町内会自主防災隊	629	平成22年4月23日

133	石倉自治公民館自主防災隊	119	平成22年4月26日
番号	名 称	世帯数	結成年月日
134	仙北地区自主防災会	6,938	平成22年8月6日
135	下小路町会自主防災隊	256	平成22年9月15日
136	つつじが丘自治会自主防災隊	553	平成22年10月1日
137	油町町内会自主防災隊	222	平成22年12月1日
138	安倍館自治会自主防災隊	(584)	平成22年9月1日
139	中永井自治会自主防災隊	(1,193)	平成23年4月1日
140	好摩東自治会自主防災隊	272	平成23年1月8日
141	見前第一町内会自主防災隊	102	平成23年1月20日
142	都南ニュータウン町内会自主防災隊	511	平成23年1月12日
143	上永井自治公民館自主防災隊	(660)	平成23年3月21日
144	福名湯親和会自主防災隊	97	平成23年3月7日
145	下川原町内会自主防災隊	(249)	平成23年3月27日
146	天神町自治会自主防災隊	455	平成23年4月11日
147	前潟自治会自主防災隊	(421)	平成23年4月1日
148	東松園四丁目町内会自主防災隊	(334)	平成23年4月1日
149	松園一丁目町内会自主防災隊	(518)	平成23年4月29日
150	松ノ木平町内会自主防災隊	(31)	平成23年4月1日
151	桜台自治会自主防災隊	(1,118)	平成23年4月29日
152	岩脇町町内会自主防災隊	319	平成23年4月24日
153	上湯沢自治会自主防災隊	(143)	平成23年4月1日
154	西松園町内会自主防災隊	(633)	平成23年4月24日
155	夕顔瀬第一町内会自主防災隊	(190)	平成23年10月1日
156	長橋町自治会自主防災隊	(927)	平成23年10月8日
157	北夕顔瀬町第二町内会自主防災隊	(397)	平成23年10月10日
158	中新田町内会自主防災隊	(274)	平成23年4月17日
159	東新庄二丁目町内会自主防災隊	209	平成24年3月1日
160	油田町内会自主防災隊	(142)	平成23年4月1日
161	仙北西団地自治会自主防災隊	366	平成23年12月1日
162	仙北三丁目小中島自治会自主防災隊	(169)	平成24年4月22日
163	上厨川自治会自主防災隊	(144)	平成24年2月12日
164	谷地上自治会自主防災隊	(42)	平成24年4月30日
165	第三都南ニュータウン自治会自主防災隊	254	平成24年4月7日
166	土淵自治会自主防災隊	(92)	平成24年6月1日
167	本宮第四町内会自主防災隊	836	平成24年4月8日
168	和野町内会自主防災隊	559	平成24年7月15日
169	天昌寺町内会自主防災隊	356	平成24年11月1日
170	猪去自治会自主防災隊	(198)	平成24年10月14日
171	向中野南町内会自主防災隊	1,250	平成24年10月1日
172	上通町内会自主防災隊	635	平成24年10月1日
173	東厨川地区自主防災会	5,856	平成24年10月1日
174	道明町内会自主防災隊	490	平成24年12月20日
175	つなぎ町内会自主防災隊	428	平成24年12月20日
176	東太田自治会自主防災隊	(386)	平成25年4月1日
177	下鹿妻町内会自主防災隊	127	平成25年4月1日
178	新庄町内会自主防災組織	556	平成25年4月10日

179	北天昌寺町内会自主防災隊	866	平成25年4月21日
番号	名 称	世帯数	結成年月日
180	好摩一自治会自主防災隊	165	平成25年4月1日
181	志家町内会自主防災隊	670	平成25年5月18日
182	長田町第一町内会自主防災隊	(397)	平成25年6月1日
183	松園地区自主防災会	7,049	平成25年6月27日
184	松園三丁目町内会自主防災隊	(340)	平成25年9月14日
185	上乙部町内会自主防災隊	91	平成25年9月8日
186	中太田新田町内会自主防災隊	(197)	平成25年11月1日
187	越場町内会自主防災隊	163	平成25年4月1日
188	巻堀自治会自主防災隊	54	平成26年3月2日
189	新山自治会自主防災隊	95	平成26年4月1日
190	永井自治会自主防災隊	83	平成26年4月1日
191	平賀振興会自主防災隊	(124)	平成26年3月21日
192	本宮三丁目町内会自主防犯・防災隊	546	平成26年4月6日
193	田中自治会自主防災隊	(129)	平成26年4月1日
194	下太田新田町内会自主防災隊	(506)	平成26年6月1日
195	生出三自治会自主防災隊	157	平成26年6月15日
196	茶畑町内会自主防災隊	719	平成26年6月1日
197	高松団地自治会自主防災隊	194	平成26年4月1日
198	外山自治会自主防災隊	52	平成26年9月26日
299	開運橋通町内会自主防災隊	(377)	平成26年10月1日
200	柴沢自治会緊急時連絡支援体制自主防災隊	86	平成25年4月1日
201	梨木町第一町内会自主防災隊	(275)	平成26年11月16日
202	西太田第二自治会自主防災隊	(164)	平成27年3月22日
203	中太田自治会自主防災隊	(420)	平成26年4月1日
204	二又自治公民館自主防災隊	(42)	平成27年4月1日
205	山田自治会自主防災隊	114	平成27年4月1日
206	藤島町内会自主防災隊	(46)	平成27年3月29日
207	馬場状小屋自治会自主防災隊	67	平成27年4月1日
208	白沢自治会自主防災隊	58	平成27年4月1日
209	川又自治会自主防災隊	49	平成27年4月1日
210	山屋沢目自治会自主防災隊	64	平成27年4月1日
211	日戸自治会自主防災隊	115	平成27年4月1日
212	寺林自治会自主防災隊	73	平成27年4月1日
213	湯沢団地自治会自主防災隊	(1,109)	平成27年4月19日
214	上米内地区活動推進協議会自主防災会	1,727	平成27年5月9日
215	上米内親交会自主防災隊	(78)	平成27年4月19日
216	白石町内会自主防災隊	(14)	平成27年4月1日
217	厨川一丁目第一自治会自主防災隊	(83)	平成27年8月27日
218	釘の平自治会自主防災隊	97	平成27年11月1日
219	山谷川目自治会自主防災隊	41	平成28年4月1日
220	松内自治会自主防災隊	78	平成28年4月1日
221	生出2自治会自主防災隊	227	平成28年4月1日
222	鑪山町内会自主防災隊	126	平成28年4月1日
223	峰崎地区町内会自主防災隊	358	平成28年4月1日
224	本宮七丁目町内会自主防災隊	223	平成28年4月1日

225	上飯岡町内会自主防災隊	(152)	平成28年4月1日
番号	名 称	世帯数	結成年月日
226	小山町内会防災部	417	平成28年4月1日
227	西見前第2ニュータウン自治会自主防災隊	267	平成28年5月1日
228	東桜山町内会自主防災隊	173	平成28年5月9日
229	芋田自治会自主防災隊	145	平成28年4月1日
230	新田町町内会自主防災隊	609	平成28年4月25日
231	下田川崎地区自主防災隊	105	平成28年6月5日
232	砂溜町内会自主防災隊	377	平成28年4月23日
233	太田地区自主防災会	3,837	平成28年3月27日
234	舟田2自治会自主防災隊	297	平成28年4月1日
235	黒川町内会自治公民館自主防災会	235	平成28年3月21日
236	黒川南町内会自主防災隊	139	平成29年4月1日
237	本宮第一町内会自主防災隊	966	平成29年4月16日
238	城内自治会自主防災隊	73	平成27年4月1日
239	大平自治会自主防災隊	32	平成29年5月1日
240	御弓町町内会自主防災隊	312	平成29年4月28日
241	門前寺自治会自主防災隊	115	平成29年6月1日
242	川目上躍進会自主防災隊	90	平成29年10月1日
243	茶畑第二町内会自主防災隊	171	平成29年10月1日
244	乙部ニュータウン自治会自主防災隊	66	平成29年11月1日
245	黒川団地自治会自主防災隊	38	平成30年1月26日
246	桜城地区福祉推進会防災部会	6,868	平成30年2月6日
247	下湯沢自治会自主防災隊	(126)	平成30年4月1日
248	内村自治会自主防災隊	(60)	平成30年4月1日
249	向中野三丁目町内会自主防災隊	568	平成30年4月1日
250	法松自治公民館自主防災隊	90	平成30年4月15日
251	ハウディ黒川自治会自主防災隊	59	平成30年4月22日
252	土淵地域活動推進協議会自主防災会	1,750	平成30年4月15日
253	乙部ニューランド親和会自主防災隊	95	平成30年6月1日
254	築川町内会自主防災隊	337	平成30年6月2日
255	中野町内会自主防災隊	566	平成30年10月7日
256	洞清水町内会自主防災隊	604	平成30年10月14日
257	下久根町内会自主防災隊	(206)	平成31年4月1日
258	渋民2自治会自主防災隊	272	平成31年4月1日
259	武道自治会自主防災隊	63	平成31年4月14日
260	盛岡南ニュータウン町内会自主防災隊	72	令和元年6月1日
261	前田自治会自主防災隊	47	平成30年4月1日
262	宇津野町内会自主防災隊	64	令和2年4月1日
263	花園団地自治会自主防災隊	150	令和2年4月1日
264	下ノ橋町町内会自主防災隊	264	令和2年10月13日
265	山岸三丁目町内会自主防災隊	474	平成31年4月29日
266	仁王新町町内会自主防災隊	355	令和3年4月1日
267	山岸町内会自主防災隊	397	令和3年4月28日
268	馬場町町内会自主防災隊	356	令和3年9月1日
269	上田グリーンハイツ町内会自主防災隊	215	令和3年4月23日
270	元好摩自治会自主防災隊	59	令和4年4月1日

271	前野町内会自主防災隊	(66)	令和4年4月1日
番号	名 称	世帯数	結成年月日
272	東緑が丘団地町内会自主防災隊	93	令和3年4月10日
273	渋民1自治会自主防災隊	445	令和4年4月1日
274	山岸四丁目町内会自主防災隊	450	令和5年3月1日
275	飯岡地区自主防災会	7,687	令和5年3月13日
276	中羽場町内会自主防災隊	(133)	令和5年4月1日
277	呉服町親栄会自主防災隊	249	令和5年12月22日
278	宇登坂自主防災隊	67	令和6年5月30日

※()は自主防災会加入町内会世帯

2-3 防災訓練計画

2-3-1 総合防災訓練年次別実施状況

総合防災訓練年次別実施状況

番号	年 月 日	主 訓 練 地	災害想定	訓練 項目	参加 機関	参加人員
1	S 50.9.1	盛岡市	岩手県総合防災訓練 地震・火災	19	33	8,400
2	H 元.9.1	県庁、盛岡第一高等学校、北上 川南大橋下流河川敷	岩手県総合防災訓練 地震・火災	24	27	29,200
3	H 8.1.17	県庁、市役所、下ノ橋中学校、 日産ギャラリー、川徳及びその 街区	岩手県・盛岡市合同訓 練（阪神・淡路大震災 一周年） 地震・火災	21	36	5,600
4	H 8.9.8	市役所、下小路中学校、市職員 駐車場、本町通桜苑ビル及びそ の街区	地震・火災	65	44	3,000
5	H 9.9.7	市役所、城南小学校、盛岡短期 大学、トーカンマンション若園 町、吉田医院及びその街区	地震・火災	85	45	2,253
6	H 11.9.5	市役所、上田中学校、県立中央 病院、県立杜陵高等学校及びそ の街区	地震・火災	83	43	3,027
7	H 12. 8. 27	市役所、厨川中学校、青山小学 校、城北小学校、大新小学校、 土淵小学校	（岩手山噴火対策防災訓 練）	50	37	4,800
8	H 13.8.26	市役所、大慈寺小学校、河南中 学校及びその街区	地震・火災	80	49	3,000
9	H14.9.1	市役所、杜陵小学校	岩手県総合防災訓練 地震・火災	80	64	13,000
10	H15.9.7	市役所、仙北中学校、北上川河 川敷、上堂三丁目木賊川	地震・火災・水害	95	77	3,000
11	H16.9.5	市役所、土淵小中学校、イオン 盛岡ショッピングセンター	地震・火災	77	72	2,389
12	H17.9.4	市役所、津志田小学校、及びそ の街区	地震・火災・水害	92	68	2,330
13	H18.9.3	市役所、北松園小学校、及びそ の街区	地震・火災	95	60	3,000
14	H19.9.9	市役所、県営運動公園、城北小 学校、みたけ地区活動センター	地震・火災・水害	82	55	2,000
15	H20.8.31	市役所、本宮小学校、大宮中学 校、17街区、本宮地区活動セン ター	地震・火災	95	81	3,000

番号	年 月 日	主 訓 練 地	災害想定	訓練 項目	参加 機関	参加人員
16	H22.8.28	市役所、好摩小学校、巻堀中学校	地震・火災	101	65	1,500
17	H23.10.16	市役所、大新小学校、西部公民館	地震・火災	66	43	2,500
18	H24.9.9	市役所、見前中学校、都南体育館、都南こどもの家	地震・火災	90	56	3,000
19	H26.10.26	市役所、青山小学校、厨川中学校、盛岡ふれあい覆馬場プラザ、県立中央病院	地震・火災	90	38	3,000
20	H27.10.4	市役所、上田小学校、岩手大学、上田公民館、県立中央病院	地震・火災	77	51	3,500
21	H29.8.26	見前南小学校、見前南中学校、盛岡南高校、他紫波町、矢巾町会場等	岩手県総合防災訓練 洪水	115	97	5,000
22	H30.9.1	城北小学校、みたけ老人福祉センター、県営スケート場、県営武道館、県立中央病院、国立病院機構盛岡病院	地震・火災	80	46	2,300
23	R1.11.2	高松小学校、県営野球場駐車場、県立中央病院	地震・火災	78	49	2,000
24	R2.8.29	乙部中学校	大雨洪水(土砂災害)	41	38	680
25	R4.8.27	洪民小学校、玉山総合福祉センター、玉山総合事務所	大雨洪水(土砂災害)	47	34	450
26	R5.11.18	盛岡南公園(きたぎんボールパーク、いわぎんスタジアム及び多目的広場)	地震(内陸直下型地震による土砂災害を含む)	70	45	640

2-5 避難対策計画

2-5-1 指定緊急避難場所一覧表

(令和6年7月1日時点)

番号	区域名	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先	対象とする異常な現象の種類						指定 避難 所との 重複
					洪水	崖崩 れ、 土石 流及 び地 滑り	地震	大規 模な 火事	内水 氾濫	火山 現象	
1	中央	下小路中学校 (大規模火災時は屋外運動場)	岩手県盛岡市愛宕町1-1	019-623-7358	○	○	○	○	○		○
2	中央	愛宕山老人福祉センター	岩手県盛岡市愛宕町14-1	019-624-2208		○	○				○
3	中央	仁王小学校 (大規模火災時は屋外運動場)	岩手県盛岡市本町通2-18-1	019-623-4214	○		○	○	○		○
4	中央	盛岡城跡公園(岩手公園)	岩手県盛岡市内丸1-37	019-639-9057	○			○	○		
5	中央	桜城小学校 (大規模火災時は屋外運動場)	岩手県盛岡市大通3-8-1	019-653-5758			○	○			○
6	中央	岩手女子高等学校屋外運動場	岩手県盛岡市大沢川原1-5-34	019-623-6467				○			
7	中央	山岸小学校 (大規模火災時は屋外運動場)	岩手県盛岡市山岸2-13-1	019-623-2275		○	○	○			○
8	中央	盛岡白百合学園屋外運動場	岩手県盛岡市山岸4-29-16	019-661-6330				○			
9	中央	山岸地区活動センター	岩手県盛岡市山岸4-11-13	019-663-2505	○	○	○				○
10	中央	米内小学校 (大規模火災時は屋外運動場)	岩手県盛岡市上米内字米内沢50	019-667-2131			○	○			○
11	中央	米内中学校 (大規模火災時は屋外運動場)	岩手県盛岡市桜台2-19-1	019-667-2370	○	○	○	○			○
12	中央	河北小学校(洪水時は校舎2・3階教室、大規模火災時は屋外運動場)	岩手県盛岡市長田町16-1	019-623-9244	○		○	○	○		○
13	中央	上田小学校 (大規模火災時は屋外運動場)	岩手県盛岡市上田3-16-45	019-623-3428	○	○	○	○			○
14	中央	岩手大学理工学部グラウンド	岩手県盛岡市上田4-3-5	019-621-6005	○			○			
15	中央	上田中学校 (大規模火災時は屋外運動場)	岩手県盛岡市上田2-1-1	019-623-4237	○	○	○	○			○
16	中央	緑が丘小学校 (大規模火災時は屋外運動場)	岩手県盛岡市黒石野1-6-1	019-663-1515		○	○	○			○
17	中央	緑が丘地区活動センター	岩手県盛岡市黒石野2-14-1	019-662-5204	○	○	○				○
18	中央	杜陵高等学校体育館等 (大規模火災時は屋外運動場)	岩手県盛岡市上田2-3-1	019-652-1813	○			○			
19	中央	黒石野中学校 (大規模火災時は屋外運動場)	岩手県盛岡市黒石野3-15-1	019-661-5791	○		○	○			○
20	中央	高松公園	岩手県盛岡市高松1-26-1	019-639-9057				○			
21	中央	盛岡第三高等学校屋外運動場	岩手県盛岡市高松4-17-16	019-661-1735				○			
22	中央	岩手医大緑が丘グラウンド	岩手県盛岡市箱清水1-1	019-651-5111				○			
23	中央	東黒石野公園	岩手県盛岡市松園1-34-1	019-639-9057				○			
24	中央	松園小学校 (大規模火災時は屋外運動場)	岩手県盛岡市松園3-12-1	019-662-9933		○	○	○			○
25	中央	松園中学校 (大規模火災時は屋外運動場)	岩手県盛岡市東松園2-14-1	019-661-2111		○	○	○			○
26	中央	高松小学校 (大規模火災時は屋外運動場)	岩手県盛岡市上田堤2-31-12	019-661-2657		○	○	○			○
27	中央	高松児童センター	岩手県盛岡市上田字登坂長根41-3	019-662-0712		○	○				○
28	中央	東松園小学校 (大規模火災時は屋外運動場)	岩手県盛岡市東松園2-5-1	019-661-2655		○	○	○			○
29	中央	松園中央公園	岩手県盛岡市東松園2-4-1	019-639-9057				○			

資料編 第2章 災害予防計画

番号	区域名	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先	対象とする異常な現象の種類						指定避難所との重複
					洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	地震	大規模な火事	内水氾濫	火山現象	
30	中央	松園地区活動センター	岩手県盛岡市西松園 2-18-1	019-661-8231		○	○				○
31	中央	北松園小学校 (大規模火災時は屋外運動場)	岩手県盛岡市北松園 2-12-1	019-661-7775		○	○	○			○
32	中央	北松園中学校 (大規模火災時は屋外運動場)	岩手県盛岡市北松園 4-34-1	019-662-0345		○	○	○			○
33	中央	緑の里近隣公園	岩手県盛岡市北松園 1-23-1	019-639-9057				○			
34	中央	仁王児童・老人福祉センター	岩手県盛岡市名須川町 21-1	019-654-6187	○		○		○		○
35	中央	山岸児童・老人福祉センター	岩手県盛岡市下米内 1-3-18	019-625-3601		○	○				○
36	中央	松園児童・老人福祉センター	岩手県盛岡市西松園 2-18-1	019-661-9876		○					○
37	中央	桜城児童・老人福祉センター	岩手県盛岡市大通 3-8-18	019-653-6211			○				○
38	中央	北松園児童・老人福祉センター	岩手県盛岡市北松園 4-1-4	019-661-6657		○	○				○
39	中央	上田児童・老人福祉センター	岩手県盛岡市上田 4-5-18	019-623-0092	○	○	○				○
40	中央	河北児童センター	岩手県盛岡市西下台町 10-46	019-654-2860			○				○
41	中央	緑が丘児童・老人福祉センター	岩手県盛岡市緑が丘 3-19-18	019-661-8236	○	○	○				○
42	中央	高松老人憩いの家	岩手県盛岡市高松 3-8-53	019-661-3215	○	○	○				○
43	中央	山岸老人憩いの家	岩手県盛岡市山岸 6-13-13	019-663-6221		○	○				○
44	中央	上米内児童・老人福祉センター	岩手県盛岡市桜台 2-18-15	019-667-1271	○	○	○				○
45	中央	軽費老人ホームケアガーデン高松公園	岩手県盛岡市上田字毛無森 2-7	019-665-2171		○					○
46	中央	盛岡第一高等学校体育館等 (大規模火災時は屋外運動場)	岩手県盛岡市上田 3-2-1	019-623-4491	○			○	○		
47	中央	上田公民館	岩手県盛岡市上田 4-1-1	019-654-2333		○	○				○
48	中央	仁王地区活動センター	岩手県盛岡市三ツ割字下更ノ沢 26-4	019-661-4151		○	○				○
49	中央	中央公民館	岩手県盛岡市愛宕町 14-1	019-654-5366		○	○				○
50	西	厨川小学校(洪水時は校舎2階・3階、 大規模火災時は屋外運動場)	岩手県盛岡市前九年 1-2-1	019-647-0110	○	○	○	○			○
51	西	城西中学校(洪水時は校舎2・3階教室、 大規模火災時は屋外運動場)	岩手県盛岡市城西町 4-1	019-623-9274	○		○	○	○		○
52	西	厨川地区活動センター	岩手県盛岡市前九年 3-7-1	019-646-3097	○	○	○				○
53	西	青山小学校 (大規模火災時は屋外運動場)	岩手県盛岡市青山 2-7-2	019-647-0120	○		○	○		○	○
54	西	厨川中学校 (大規模火災時は屋外運動場)	岩手県盛岡市青山 2-7-1	019-647-2253	○		○	○		○	○
55	西	青山地区活動センター	岩手県盛岡市青山 3-37-7	019-646-1593	○		○				○
56	西	青山児童センター	岩手県盛岡市青山 2-6-11	019-647-7570	○						○
57	西	中央自動車学校自動車練習場	岩手県盛岡市西青山 2-31-11	019-647-3125				○			
58	西	前九年公園	岩手県盛岡市前九年 3-7-1	019-639-9057				○			
59	西	北厨川小学校 (大規模火災時は屋外運動場)	岩手県盛岡市厨川 3-5-1	019-641-0133	○		○	○			○
60	西	杜陵学園体育館 (大規模火災時は屋外運動場)	岩手県盛岡市厨川 2-3-1	019-641-3365	○	○		○			

資料編 第2章 災害予防計画

番号	区域名	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先	対象とする異常な現象の種類						指定 避難 所との重 複
					洪水	崖崩 れ、土 石流 及び地 滑り	地震	大規 模な 火事	内水 氾濫	火山 現象	
61	西	県営運動公園	岩手県みたち 1-10-1	019-641-1127				○			
62	西	城北小学校 (大規模火災時は屋外運動場)	岩手県盛岡市みたち 3-12-1	019-641-0187	○		○	○		○	○
63	西	北陵中学校 (大規模火災時は屋外運動場)	岩手県滝沢市穴口 419	019-684-3323	○		○	○			○
64	西	みたち地区活動センター	岩手県盛岡市みたち 4-10-52	019-641-7817	○		○				○
65	西	みたち児童センター	岩手県盛岡市みたち 4-14-36	019-641-2998	○		○				○
66	西	みたち老人福祉センター	岩手県盛岡市みたち 3-13-23	019-641-2022	○		○				○
67	西	大新小学校 (大規模火災時は屋外運動場)	岩手県盛岡市南青山町 6-10	019-647-7531	○		○	○		○	○
68	西	盛岡自動車学校自動車練習場	岩手県盛岡市稲荷町 3-9	019-647-4135				○			
69	西	月が丘児童公園	岩手県盛岡市月が丘 2-4-1	019-639-9057				○			
70	西	大新児童センター	岩手県盛岡市南青山町 6-10	019-646-1992	○		○				○
71	西	城西児童センター (洪水時は2階)	岩手県盛岡市中屋敷町 1-57	019-646-5408	○		○				○
72	西	月が丘児童センター	岩手県盛岡市月が丘 2-2-65	019-645-1024			○				○
73	西	月が丘小学校 (大規模火災時は屋外運動場)	岩手県滝沢市穴口 328	019-684-3744			○	○			○
74	西	土淵小・中学校 (大規模火災時は屋外運動場)	岩手県盛岡市土淵字幅 2-3	019-647-4740	○		○	○		○	○
75	西	土淵地区活動センター	岩手県盛岡市前潟 4-4-30	019-645-1630			○				○
76	西	土淵児童センター	岩手県盛岡市上厨川字下川原 72-2	019-643-1181	○		○				○
77	西	マリオス(洪水時は、3、4、20 階、地震 時は市民文化ホール)	岩手県盛岡市盛岡駅西通 2-9-1	019-621-5000	○		○		○		
78	西	青山老人福祉センター	岩手県盛岡市青山 3-37-7	019-646-1593	○		○				○
79	西	北厨川児童・老人福祉センター	岩手県盛岡市厨川 1-14-1	019-641-3733	○	○	○				○
80	西	上堂児童・老人福祉センター	岩手県盛岡市上堂 3-17-10	019-643-0330	○	○	○				○
81	西	厨川児童・老人福祉センター	岩手県盛岡市前九年 3-7-1	019-647-1982	○	○					○
82	西	西青山老人憩いの家	岩手県盛岡市西青山 3-6-30	019-646-5403			○				○
83	西	西部公民館	岩手県盛岡市南青山町 6-1	019-643-2288	○		○				○
84	西	西厨川老人福祉センター	岩手県盛岡市北天昌寺町 7-27	019-647-2446	○		○				○
85	西	アイーナ(3～5階共有部分、岩手県国 際交流センター等)	岩手県盛岡市盛岡駅西通 1-7-1	019-606-1717	○				○		○
86	南	仙北小学校(洪水時は校舎3階、大規 模火災時は屋外運動場)	岩手県盛岡市仙北 2-19-1	019-636-0728	○		○	○	○		○
87	南	仙北中学校(洪水時は校舎3・4階教室 も含む。大規模火災時は屋外運動場)	岩手県盛岡市仙北 3-18-1	019-636-0575	○		○	○	○		○
88	南	仙北地区活動センター	岩手県盛岡市仙北 2-4-13	019-635-9356			○				○
89	南	盛南公園	岩手県盛岡市本宮 1-19	019-639-9057				○			
90	南	本宮小学校(洪水時は校舎2・3階、大 規模火災時は屋外運動場)	岩手県盛岡市本宮 2-25-1	019-636-0249	○		○	○	○		○
91	南	大宮中学校 (大規模火災時は屋外運動場)	岩手県盛岡市本宮字大宮 5-1	019-636-3927	○		○	○	○		○

資料編 第2章 災害予防計画

番号	区域名	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先	対象とする異常な現象の種類						指定 避難 所との重 複
					洪水	崖崩 れ、土 石流及 び地滑り	地震	大規模な 火事	内水 氾濫	火山 現象	
92	南	本宮地区活動センター	岩手県盛岡市本宮 4-38-26	019-636-3546	○		○		○		○
93	南	向中野小学校(洪水時は、校舎2・3階教室、大規模火災時は屋外運動場)	岩手県盛岡市向中野 2-39-27	019-635-8510	○		○	○	○		○
94	南	盛岡商業高等学校屋外運動場	岩手県盛岡市本宮 2-35-1	019-636-1026				○			
95	南	中央公園	岩手県盛岡市本宮字蛇屋敷 7-1	019-639-9057				○			
96	南	太田小学校 (大規模火災時は屋外運動場)	岩手県盛岡市上太田上吉本 1-1	019-659-0218		○	○	○			○
97	南	太田東小学校 (大規模火災時は屋外運動場)	岩手県盛岡市上太田上野屋敷 8-1	019-659-0217	○		○	○			○
98	南	市立高等学校 (大規模火災時は屋外運動場)	岩手県盛岡市上太田上川原 96	019-658-0864	○		○	○			○
99	南	太田地区活動センター	岩手県盛岡市中太田深持 9	019-658-1330	○		○				○
100	南	繫小学校 (大規模火災時は屋外運動場)	岩手県盛岡市繫字館市 114-1	019-689-2226		○	○	○			○
101	南	つなぎ地区活動センター	岩手県盛岡市繫字堂ヶ沢 36-1	019-689-2365		○	○				○
102	南	盛岡地域地場産業振興センター駐車場	岩手県盛岡市繫字尾入野 64-102	019-689-2201				○			
103	南	つなぎ多目的運動場	岩手県盛岡市繫字除キ 32-1	019-603-8013				○			
104	南	津志田小学校(大規模火災時は津志田近隣公園)	岩手県盛岡市津志田中央 1-8-40	019-637-2644	○		○	○	○		○
105	南	津志田児童センター	岩手県盛岡市津志田中央 2-11-1	019-637-3955			○				○
106	南	見前中学校 (大規模火災時は屋外運動場)	岩手県盛岡市津志田 14-34	019-638-0310	○		○	○	○		○
107	南	盛岡第四高等学校体育館等 (大規模火災時は屋外運動場)	岩手県盛岡市津志田 26-17-1	019-636-0742	○			○	○		
108	南	見前小学校 (大規模火災時は屋外運動場)	岩手県盛岡市西見前 18-17-2	019-638-1618	○		○	○	○		○
109	南	見前南小学校 (大規模火災時は屋外運動場)	岩手県盛岡市西見前 13-167	019-638-2500	○		○	○	○		○
110	南	ふれあいランド岩手(洪水時は2階、大規模火災時は駐車場等)	岩手県盛岡市三本柳 8-1-3	019-637-7444	○	○		○	○		
111	南	見前南中学校 (大規模火災時は屋外運動場)	岩手県盛岡市西見前 16-73	019-637-3722	○		○	○	○		○
112	南	盛岡南高等学校屋外運動場	岩手県盛岡市西見前 20-113-1	019-638-9373				○			
113	南	永井小学校 (大規模火災時は屋外運動場)	岩手県盛岡市永井 10-16	019-638-1443	○		○	○			○
114	南	都南中央公園	岩手県盛岡市永井 24-3-2	019-639-9057				○			
115	南	永井児童センター	岩手県盛岡市永井 18-28-1	019-637-3755	○		○				○
116	南	飯岡小学校 (大規模火災時は屋外運動場)	岩手県盛岡市下飯岡 8-48	019-638-1048	○		○	○			○
117	南	飯岡中学校 (大規模火災時は屋外運動場)	岩手県盛岡市下飯岡 6-51-1	019-638-0609	○		○	○			○
118	南	飯岡児童センター	岩手県盛岡市下飯岡 11-321	019-638-7131	○	○	○				○
119	南	羽場小学校 (大規模火災時は屋外運動場)	岩手県盛岡市羽場 17-55-2	019-638-1049		○	○	○			○
120	南	湯沢児童センター	岩手県盛岡市湯沢 6-54-1	019-637-7667		○	○				○
121	南	下太田児童・老人福祉センター	岩手県盛岡市下太田榊 14-22	019-658-0681	○		○				○
122	南	本宮児童・老人福祉センター	岩手県盛岡市本宮 4-38-26	019-635-4595	○		○		○		○

番号	区域名	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先	対象とする異常な現象の種類						指定 避難 所との重 複
					洪水	崖崩 れ、土 石流及 び地滑り	地震	大規模な 火事	内水 氾濫	火山 現象	
123	南	太田老人福祉センター	岩手県盛岡市中太田深持9	019-658-1330	○		○				○
124	南	仙北児童・老人福祉センター	岩手県盛岡市東仙北 1-6-27	019-635-1190			○				○
125	南	見前地区公民館	岩手県盛岡市津志田中央 2-9-1	019-639-1788			○		○		○
126	南	都南公民館(キャラホール)	岩手県盛岡市永井 24-10-1	019-637-6611	○		○		○		○
127	南	世代交流センター・見前児童センター	岩手県盛岡市西見前 13-25-3	019-639-0350			○				○
128	南	見前南地区公民館	岩手県盛岡市西見前 13-50	019-601-6735			○				○
129	南	飯岡地区公民館	岩手県盛岡市下飯岡 8-100	019-637-2270			○				○
130	南	盛岡タカヤアリーナ(盛岡市総合アリーナ)・総合プール	岩手県盛岡市本宮 5-4-1	019-658-1212	○		○	○			○
131	南	下鹿妻北近隣公園	岩手県盛岡市向中野 3-34-1	019-639-9057	○			○	○		
132	南	盛岡スコーレ高等学校校舎2階 (大規模火災時は屋外運動場)	岩手県盛岡市向中野 5-5-1	019-636-0827	○			○	○		
133	南	岩手県工業技術センター (大規模火災時は駐車場)	岩手県盛岡市北飯岡 2-4-25	019-635-1115	○			○	○		
134	南	ぼちかち飯岡公園	岩手県盛岡市北飯岡 2-16-50	019-639-9057	○			○	○		
135	南	盛岡峰南高等支援学校体育館 (大規模火災時は屋外運動場)	岩手県盛岡市下飯岡 11-152	019-639-8515	○			○	○		
136	南	盛岡工業高等学校屋外運動場	岩手県盛岡市羽場 18-11-1	019-638-3141				○			
137	南	湯沢中央公園	岩手県盛岡市湯沢東 1-1	019-639-9057				○			
138	南	湯沢地域交流活性化センター	岩手県盛岡市湯沢西三丁目4-14	019-639-2510		○	○				○
139	南	永井地域交流活性化センター	岩手県盛岡市永井 23-14-1	019-637-0500	○		○	○	○		○
140	南	津志田老人福祉センター	岩手県盛岡市津志田西 2-16-90	019-637-8221			○		○		○
141	南	見前北児童センター	岩手県盛岡市西見前 18-17-1	019-638-0922	○		○				○
142	南	向中野児童センター	岩手県盛岡市向中野 5-10-70	019-636-0050	○		○				○
143	南	道明自治公民館	岩手県盛岡市北飯岡 3-8-36	019-635-6078				○			
144	南	太田児童センター	岩手県盛岡市上太田上吉本 1-1	019-656-3010		○	○				○
145	東	勤労福祉会館	岩手県盛岡市紺屋町 2-9	019-654-3480	○		○		○		○
146	東	城南小学校 (大規模火災時は屋外運動場)	岩手県盛岡市若園町 9-20	019-623-2358	○		○	○	○		○
147	東	加賀野地区活動センター	岩手県盛岡市加賀野4-18-55	019-623-0202	○	○			○		○
148	東	杜陵小学校 (大規模火災時は屋外運動場)	岩手県盛岡市肴町 1-6	019-623-1338			○	○			○
149	東	岩手大学附属小学校屋外運動場	岩手県盛岡市加賀野 2-6-1	019-623-7275				○			
150	東	岩手大学附属中学校体育館等 (大規模火災時は屋外運動場)	岩手県盛岡市加賀野 3-9-1	019-623-4241	○	○		○	○		
151	東	下橋中学校 (大規模火災時は屋外運動場)	岩手県盛岡市馬場町 1-1	019-623-4337			○	○			○
152	東	大慈寺小学校 (大規模火災時は屋外運動場)	岩手県盛岡市大慈寺町 6-47	019-623-6231			○	○			○
153	東	河南中学校 (大規模火災時は屋外運動場)	岩手県盛岡市茶畑 2-17-1	019-623-2475	○		○	○	○		○

資料編 第2章 災害予防計画

番号	区域名	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先	対象とする異常な現象の種類						指定避難所との重複
					洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	地震	大規模な火事	内水氾濫	火山現象	
154	東	中野小学校(洪水時は校舎2～4階教室、大規模火災時は屋外運動場)	岩手県盛岡市中野 2-12-1	019-653-4302	○	○	○	○	○		○
155	東	岩手自動車学校自動車練習場	岩手県盛岡市高崩 2-5	019-624-4055				○			
156	東	山王小学校 (大規模火災時は屋外運動場)	岩手県盛岡市小杉山 3-1	019-622-2230	○		○	○	○		○
157	東	城東中学校 (大規模火災時は屋外運動場)	岩手県盛岡市東新庄 1-30-1	019-624-1524		○	○	○			○
158	東	盛岡八幡宮社務所桐の間(大規模火災時は境内)	岩手県盛岡市八幡町 13-1	019-652-5211	○	○	○	○	○		
159	東	築川老人福祉センター	岩手県盛岡市川目 10-78-1	019-622-0742	○	○	○				○
160	東	浅岸小学校跡(屋外運動場)	岩手県盛岡市浅岸字上大葛 1	019-639-9043				○			
161	東	盛岡競馬場駐車場	岩手県盛岡市新庄字上八木田 10	019-651-2999	○			○			
162	東	加賀野児童・老人福祉センター	岩手県盛岡市加賀野 4-18-56	019-623-0407	○	○	○		○		○
163	東	市立武道館	岩手県盛岡市住吉町 3-12	019-654-6801	○		○		○		○
164	東	大慈寺児童・老人福祉センター	岩手県盛岡市茶畑 2-16-20	019-623-0218			○				○
165	東	杜陵老人福祉センター	岩手県盛岡市南大通 1-7-5	019-654-9155	○		○		○		○
166	東	杜陵児童センター	岩手県盛岡市清水町 13-34	019-623-0465			○				○
167	東	川目児童・老人福祉センター	岩手県盛岡市東山 1-15-1	019-654-2193	○		○		○		○
168	東	山王児童・老人福祉センター	岩手県盛岡市山王町 10-25	019-654-6269			○				○
169	東	河南公民館(盛岡劇場)	岩手県盛岡市松尾町 3-1	019-622-2258	○	○	○		○		○
170	東	盛岡市動物公園	岩手県盛岡市新庄字下八木田 60-18	019-654-8266				○			
171	南東	宇津野公民館	岩手県盛岡市川目 9	019-652-8966	○	○					○
172	南東	沢田浄水場	岩手県盛岡市東中野字沢田 7	019-654-1214	○	○	○				
173	南東	中野地区活動センター	岩手県盛岡市東安庭字小森 57-1	019-652-3288	○	○	○				○
174	南東	手代森小学校 (大規模火災時は屋外運動場)	岩手県盛岡市手代森 22-47	019-696-2008	○	○	○	○			○
175	南東	岩手大学附属特別支援学校校舎2階 (大規模火災時は屋外運動場)	岩手県盛岡市東安庭 3-4-20	019-651-9002	○	○		○			
176	南東	手代森児童センター	岩手県盛岡市黒川 6-12-1	019-696-3977		○	○				○
177	南東	乙部児童センター	岩手県盛岡市乙部 8-3-4	019-696-4301	○	○	○				○
178	南東	根田茂小学校跡(屋外運動場)	岩手県盛岡市根田茂 5-35-2	019-639-9043				○			
179	南東	砂子沢小学校跡(屋外運動場)	岩手県盛岡市砂子沢 10-65-1	019-639-9043				○			
180	南東	都南東小学校 (大規模火災時は屋外運動場)	岩手県盛岡市乙部 12-16-1	019-696-5600	○	○	○	○			○
181	南東	乙部運動広場	岩手県盛岡市乙部 28-34-2	019-696-1125				○			
182	南東	盛岡地域福祉センター	岩手県盛岡市手代森 14-16-89	019-696-5640	○	○	○				○
183	南東	乙部体育館	岩手県盛岡市乙部 6-79-1	019-696-2129		○					○
184	南東	乙部地区公民館	岩手県盛岡市乙部 6-79-1	019-696-2081		○	○				○

資料編 第2章 災害予防計画

番号	区域名	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先	対象とする異常な現象の種類						指定 避難 所との重 複
					洪水	崖崩 れ、土 石流及 び地滑り	地震	大規模な 火事	内水 氾濫	火山 現象	
185	南東	乙部老人福祉センター	岩手県盛岡市乙部 28-34-5	019-696-1125		○	○				○
186	南東	東安庭公民館	岩手県盛岡市東安庭 3-10-12	019-623-6929	○	○					○
187	南東	門公民館	岩手県盛岡市門 1-14-14	019-652-4225	○	○					○
188	南東	乙部中学校(洪水時は体育館2階、大規模火災時は屋外運動場)	岩手県盛岡市黒川 21-51-1	019-696-2611	○	○	○	○			○
189	南東	乙部農業構造改善センター	岩手県盛岡市乙部6-77	019-696-2663		○	○				○
190	玉山	生出小学校 (大規模火災時は屋外運動場)	岩手県盛岡市下田字仲平 59-36	019-683-2350	○		○	○			○
191	玉山	生出児童館	岩手県盛岡市下田字仲平 66-2	019-683-2088	○		○				○
192	玉山	洪民小学校 (大規模火災時は屋外運動場)	岩手県盛岡市洪民字鶴塚 114	019-683-2254	○	○	○	○		○	○
193	玉山	洪民中学校 (大規模火災時は屋外運動場)	岩手県盛岡市下田字下田 106	019-683-2150			○	○			○
194	玉山	洪民勤労者研修センター	岩手県盛岡市洪民字洪民 13	019-683-1598	○	○	○				○
195	玉山	洪民保育園	岩手県盛岡市洪民字洪民 1-1	019-683-2171	○	○					
196	玉山	柳青保育園	岩手県盛岡市下田字陣場 42-63	019-683-1215	○						
197	玉山	洪民運動公園	岩手県盛岡市川崎字川崎 1-1	019-683-1636				○			○
198	玉山	玉山総合福祉センター	岩手県盛岡市洪民字泉田 360	019-683-2743	○	○	○			○	○
199	玉山	洪民地区コミュニティセンター	岩手県盛岡市洪民字小前田 321	019-683-1666	○	○	○				○
200	玉山	洪民公民館(姫神ホール)	岩手県盛岡市洪民字鶴塚 55	019-683-2354	○	○	○			○	○
201	玉山	洪民児童館	岩手県盛岡市洪民字鶴塚 103	019-683-3020	○	○	○				○
202	玉山	生出3地区コミュニティセンター	岩手県盛岡市下田字生出 1038-10	019-683-2116			○			○	○
203	玉山	下田川崎地区コミュニティセンター	岩手県盛岡市下田字上下田 89-3	019-683-2116		○	○				○
204	玉山	舟田地区介護予防センター	岩手県盛岡市下田字牡丹野 59-14	019-683-3869		○	○				○
205	玉山	山田地区コミュニティセンター	岩手県盛岡市下田字頭無 15-12	019-683-2116			○				○
206	玉山	松内地区コミュニティセンター	岩手県盛岡市松内字松内 36-33	019-682-0989	○	○	○			○	○
207	玉山	好摩小学校 (大規模火災時は屋外運動場)	岩手県盛岡市好摩字夏間木 70-60	019-682-0130	○		○	○			○
208	玉山	巻堀中学校 (大規模火災時は屋外運動場)	岩手県盛岡市好摩字夏間木 70-1	019-682-0022	○	○	○	○			○
209	玉山	好摩児童館	岩手県盛岡市好摩字野中 69-85	019-682-0208	○	○	○				○
210	玉山	大台地区コミュニティセンター	岩手県盛岡市好摩字新田 155-19	019-683-2116	○	○	○			○	○
211	玉山	好摩保育所	岩手県盛岡市好摩字野中 69-112	019-682-0620	○	○					
212	玉山	好摩幼稚園	岩手県盛岡市好摩字上山 13-1	019-682-1300	○	○					○
213	玉山	好摩地区コミュニティセンター	岩手県盛岡市好摩字野中 67-10	019-683-2116	○	○	○				○
214	玉山	好摩地区公民館	岩手県盛岡市好摩字野中 69-48	019-682-0055	○	○	○				○
215	玉山	好摩体育館	岩手県盛岡市好摩字野中 69-48	019-682-0055	○	○	○				○

資料編 第2章 災害予防計画

番号	区域名	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先	対象とする異常な現象の種類						指定 避難 所との重 複
					洪水	崖崩 れ、土 流及 び地 滑り	地震	大規 模な 火事	内水 氾濫	火山 現象	
216	玉山	好摩東地区コミュニティセンター	岩手県盛岡市好摩字上山 3-38	019-683-2116	○	○	○				○
217	玉山	芋田向地区介護予防センター	岩手県盛岡市好摩字上山 1-46	019-683-3869	○	○	○				○
218	玉山	盛岡商工会議所玉山支所	岩手県盛岡市好摩字芋田向 85-29	019-682-0127	○	○					
219	玉山	巻堀小学校(洪水時は校舎2階教室等、大規模火災時は屋外運動場)	岩手県盛岡市巻堀字巻堀 12-1	019-682-0303	○	○	○	○			○
220	玉山	巻堀児童館	岩手県盛岡市巻堀字巻堀 101-1	019-682-0228		○	○				○
221	玉山	巻堀地区コミュニティセンター	岩手県盛岡市巻堀字巻堀 33-2	019-683-2116		○					○
222	玉山	姫神地区振興センター	岩手県盛岡市玉山馬場字葛巻 104-1	019-683-3852		○	○				○
223	玉山	玉山小学校 (大規模火災時は屋外運動場)	岩手県盛岡市日戸字市の坪 53	019-685-2250		○	○	○			○
224	玉山	玉山中学校 (大規模火災時は屋外運動場)	岩手県盛岡市日戸字鷹高 39-2	019-685-2252			○	○			○
225	玉山	旧城内小学校 (大規模火災時は屋外運動場)	岩手県盛岡市玉山字田畑 19-1	019-639-9043		○	○	○			○
226	玉山	玉山地区公民館	岩手県盛岡市日戸字鷹高 50-16	019-685-2111		○	○				○
227	玉山	玉山健康増進センター	岩手県盛岡市日戸字鷹高 50-4	019-685-2017		○	○				○
228	玉山	日戸地区コミュニティセンター	岩手県盛岡市日戸字古屋敷 68-2	019-685-2177		○	○				○
229	玉山	川又地区コミュニティセンター	岩手県盛岡市川又字赤坂 12-173	019-683-2116			○				○
230	玉山	山谷川目地区コミュニティセンター	岩手県盛岡市玉山字糠森 73	019-669-0650			○				○
231	玉山	城内地区コミュニティセンター	岩手県盛岡市玉山字城内 37	019-683-2116		○	○				○
232	玉山	薮川中学校跡(屋外運動場)	岩手県盛岡市薮川字外山 28-6	019-639-9043				○			
233	玉山	薮川小学校跡(屋外運動場)	岩手県盛岡市薮川字町村 98-2	019-639-9043				○			
234	玉山	町村活性化センター	岩手県盛岡市薮川字町村 75-1	019-683-3852		○	○	○			○
235	玉山	岩洞活性化センター	岩手県盛岡市薮川字外山 35-45	019-681-5141	○	○	○	○			○
236	玉山	薮川地区公民館	岩手県盛岡市薮川字外山 27-7	019-681-5111		○	○	○			○
237	玉山	永井地区コミュニティセンター	岩手県盛岡市玉山永井字永井沢 117-1	019-683-2116		○	○				○
238	玉山	舟田2地区コミュニティセンター	岩手県盛岡市下田字陣場 54-432	019-683-2116	○		○			○	○
239	玉山	芋田地区コミュニティセンター	岩手県盛岡市芋田字下芋田 109-2	019-683-2116		○					○
240	玉山	白沢地区コミュニティセンター	岩手県盛岡市玉山字宮前 84-5	019-683-2116		○	○				○
241	玉山	馬場状小屋地区コミュニティセンター	岩手県盛岡市玉山馬場字状小屋 3-3	019-683-2116	○	○	○				○
242	玉山	前田地区コミュニティセンター	岩手県盛岡市玉山馬場字芦名沢 63-6	019-683-2116		○	○				○
243	玉山	小袋地区コミュニティセンター	岩手県盛岡市好摩字夏間木 70-31	019-683-2116	○		○			○	○
244	玉山	ユートランド姫神	岩手県盛岡市下田字生出 893-11	019-683-3215			○				○
245	玉山	日戸キャンプ場	岩手県盛岡市日戸字新田 13-52	019-683-2116				○			

2-5 避難対策計画

2-5-2 指定避難所一覧表

(令和6年7月1日時点)

番号	区域名	施設名	住所	管理担当 連絡先	指定緊急避難場所 との重複
1	中央	下小路中学校	岩手県盛岡市愛宕町1-1	019-623-7358	○
2	中央	愛宕山老人福祉センター	岩手県盛岡市愛宕町14-1	019-624-2208	○
3	中央	仁王小学校	岩手県盛岡市本町通2-18-1	019-623-4214	○
4	中央	桜城小学校	岩手県盛岡市大通3-8-1	019-653-5758	○
5	中央	山岸小学校	岩手県盛岡市山岸2-13-1	019-623-2275	○
6	中央	山岸地区活動センター	岩手県盛岡市山岸4-11-13	019-663-2505	○
7	中央	米内小学校	岩手県盛岡市上米内字米内沢50	019-667-2131	○
8	中央	米内中学校	岩手県盛岡市桜台2-19-1	019-667-2370	○
9	中央	河北小学校	岩手県盛岡市長田町16-1	019-623-9244	○
10	中央	上田小学校	岩手県盛岡市上田3-16-45	019-623-3428	○
11	中央	上田中学校	岩手県盛岡市上田2-1-1	019-623-4237	○
12	中央	緑が丘小学校	岩手県盛岡市黒石野1-6-1	019-663-1515	○
13	中央	緑が丘地区活動センター	岩手県盛岡市黒石野2-14-1	019-662-5204	○
14	中央	黒石野中学校	岩手県盛岡市黒石野3-15-1	019-661-5791	○
15	中央	松園小学校	岩手県盛岡市松園3-12-1	019-662-9933	○
16	中央	松園中学校	岩手県盛岡市東松園2-14-1	019-661-2111	○
17	中央	高松小学校	岩手県盛岡市上田堤2-31-12	019-661-2657	○
18	中央	高松児童センター	岩手県盛岡市上田字登坂長根41-3	019-662-0712	○
19	中央	東松園小学校	岩手県盛岡市東松園2-5-1	019-661-2655	○
20	中央	松園地区活動センター	岩手県盛岡市西松園2-18-1	019-661-8231	○
21	中央	北松園小学校	岩手県盛岡市北松園2-12-1	019-661-7775	○
22	中央	北松園中学校	岩手県盛岡市北松園4-34-1	019-662-0345	○
23	中央	仁王児童・老人福祉センター	岩手県盛岡市名須川町21-1	019-654-6187	○
24	中央	山岸児童・老人福祉センター	岩手県盛岡市下米内1-3-18	019-625-3601	○
25	中央	松園児童・老人福祉センター	岩手県盛岡市西松園2-18-1	019-661-9876	○
26	中央	桜城児童・老人福祉センター	岩手県盛岡市大通3-8-18	019-653-6211	○
27	中央	北松園児童・老人福祉センター	岩手県盛岡市北松園4-1-4	019-661-6657	○
28	中央	上田児童・老人福祉センター	岩手県盛岡市上田4-5-18	019-623-0092	○
29	中央	河北児童センター	岩手県盛岡市西下台町10-46	019-654-2860	○
30	中央	緑が丘児童・老人福祉センター	岩手県盛岡市緑が丘3-19-18	019-661-8236	○
31	中央	高松老人憩いの家	岩手県盛岡市高松3-8-53	019-661-3215	○

番号	区域名	施設名	住所	管理担当 連絡先	指定緊急避難場所 との重複
32	中央	山岸老人憩いの家	岩手県盛岡市山岸 6-13-13	019-663-6221	○
33	中央	上米内児童・老人福祉センター	岩手県盛岡市桜台 2-18-15	019-667-1271	○
34	中央	軽費老人ホームケアガーデン高松公園(要配慮者指定 避難所)	岩手県盛岡市上田字毛無森 2-7	019-665-2171	○
35	中央	上田公民館(外国人指定避難所)	岩手県盛岡市上田 4-1-1	019-654-2333	○
36	中央	仁王地区活動センター	岩手県盛岡市三ツ割字下更ノ沢 26-4	019-661-4151	○
37	中央	岩手マッサージセンター(視覚障害者指定避難所)	岩手県盛岡市本町通 3-6-20	019-622-4841	
38	中央	中央公民館	岩手県盛岡市愛宕町 14-1	019-654-5366	○
39	西	厨川小学校	岩手県盛岡市前九年 1-2-1	019-647-0110	○
40	西	城西中学校	岩手県盛岡市城西町 4-1	019-623-9274	○
41	西	厨川地区活動センター	岩手県盛岡市前九年 3-7-1	019-646-3097	○
42	西	青山小学校	岩手県盛岡市青山 2-7-2	019-647-0120	○
43	西	厨川中学校	岩手県盛岡市青山 2-7-1	019-647-2253	○
44	西	青山地区活動センター	岩手県盛岡市青山 3-37-7	019-646-1593	○
45	西	青山児童センター	岩手県盛岡市青山 2-6-11	019-647-7570	○
46	西	北厨川小学校	岩手県盛岡市厨川 3-5-1	019-641-0133	○
47	西	城北小学校	岩手県盛岡市みたけ 3-12-1	019-641-0187	○
48	西	北陵中学校	岩手県滝沢市穴口 419	019-684-3323	○
49	西	みたけ地区活動センター	岩手県盛岡市みたけ 4-10-52	019-641-7817	○
50	西	みたけ児童センター	岩手県盛岡市みたけ 4-14-36	019-641-2998	○
51	西	みたけ老人福祉センター	岩手県盛岡市みたけ 3-13-23	019-641-2022	○
52	西	大新小学校	岩手県盛岡市南青山町 6-10	019-647-7531	○
53	西	大新児童センター	岩手県盛岡市南青山町 6-10	019-646-1992	○
54	西	城西児童センター	岩手県盛岡市中屋敷町 1-57	019-646-5408	○
55	西	月が丘児童センター	岩手県盛岡市月が丘 2-2-65	019-645-1024	○
56	西	月が丘小学校	岩手県滝沢市穴口 328	019-684-3744	○
57	西	土淵小・中学校	岩手県盛岡市土淵字幅 2-3	019-647-4740	○
58	西	土淵地区活動センター	岩手県盛岡市前潟 4-4-30	019-645-1630	○
59	西	土淵児童センター	岩手県盛岡市上厨川字下川原 72-2	019-643-1181	○
60	西	青山老人福祉センター	岩手県盛岡市青山 3-37-7	019-646-1593	○
61	西	北厨川児童・老人福祉センター	岩手県盛岡市厨川 1-14-1	019-641-3733	○
62	西	上堂児童・老人福祉センター	岩手県盛岡市上堂 3-17-10	019-643-0330	○
63	西	厨川児童・老人福祉センター	岩手県盛岡市前九年 3-7-1	019-647-1982	○

番号	区域名	施設名	住所	管理担当 連絡先	指定緊急避難場所 との重複
64	西	西青山老人憩いの家	岩手県盛岡市西青山 3-6-30	019-646-5403	○
65	西	西部公民館	岩手県盛岡市南青山町 6-1	019-643-2288	○
66	西	西厨川老人福祉センター	岩手県盛岡市北天昌寺町 7-27	019-647-2446	○
67	西	アイーナ(2～5階共有部分、岩手県国際交流センター等)※帰宅困難者指定避難所、外国人指定避難所	岩手県盛岡市盛岡駅西通 1-7-1	019-606-1717	○
68	南	仙北小学校	岩手県盛岡市仙北 2-19-1	019-636-0728	○
69	南	仙北中学校	岩手県盛岡市仙北 3-18-1	019-636-0575	○
70	南	仙北地区活動センター	岩手県盛岡市仙北 2-4-13	019-635-9356	○
71	南	本宮小学校	岩手県盛岡市本宮 2-25-1	019-636-0249	○
72	南	大宮中学校	岩手県盛岡市本宮字大宮 5-1	019-636-3927	○
73	南	本宮地区活動センター	岩手県盛岡市本宮 4-38-26	019-636-3546	○
74	南	向中野小学校	岩手県盛岡市向中野 2-39-27	019-635-8510	○
75	南	太田小学校	岩手県盛岡市上太田上吉本 1-1	019-659-0218	○
76	南	太田東小学校	岩手県盛岡市上太田上野屋敷 8-1	019-659-0217	○
77	南	市立高等学校	岩手県盛岡市上太田上川原 96	019-658-0864	○
78	南	太田地区活動センター	岩手県盛岡市中太田深持 9	019-658-1330	○
79	南	旧繫小学校	岩手県盛岡市繫字館市 114-1	019-689-2226	○
80	南	つなぎ地区活動センター	岩手県盛岡市繫字堂ヶ沢 36-1	019-689-2365	○
81	南	津志田小学校	岩手県盛岡市津志田中央 1-8-40	019-637-2644	○
82	南	津志田児童センター	岩手県盛岡市津志田中央 2-11-1	019-637-3955	○
83	南	見前中学校	岩手県盛岡市津志田 14-34	019-638-0310	○
84	南	見前小学校	岩手県盛岡市西見前 18-17-2	019-638-1618	○
85	南	見前南小学校	岩手県盛岡市西見前 13-167	019-638-2500	○
86	南	見前南中学校	岩手県盛岡市西見前 16-73	019-637-3722	○
87	南	永井小学校	岩手県盛岡市永井 10-16	019-638-1443	○
88	南	永井児童センター	岩手県盛岡市永井 18-28-1	019-637-3755	○
89	南	飯岡小学校	岩手県盛岡市下飯岡 8-48	019-638-1048	○
90	南	飯岡中学校	岩手県盛岡市下飯岡 6-51-1	019-638-0609	○
91	南	飯岡児童センター	岩手県盛岡市下飯岡 11-321	019-638-7131	○
92	南	羽場小学校	岩手県盛岡市羽場 17-55-2	019-638-1049	○
93	南	湯沢児童センター	岩手県盛岡市湯沢 6-54-1	019-637-7667	○
94	南	下太田児童・老人福祉センター	岩手県盛岡市下太田横 14-22	019-658-0681	○
95	南	本宮児童・老人福祉センター	岩手県盛岡市本宮 4-38-26	019-635-4595	○

番号	区域名	施設名	住所	管理担当 連絡先	指定緊急避難場所 との重複
96	南	太田老人福祉センター	岩手県盛岡市中太田深持9	019-658-1330	○
97	南	仙北児童・老人福祉センター	岩手県盛岡市東仙北 1-6-27	019-635-1190	○
98	南	見前地区公民館	岩手県盛岡市津志田中央 2-9-1	019-639-1788	○
99	南	都南公民館(キャラホール)	岩手県盛岡市永井 24-10-1	019-637-6611	○
100	南	世代交流センター・見前児童センター	岩手県盛岡市西見前 13-25-3	019-639-0350	○
101	南	見前南地区公民館	岩手県盛岡市西見前 13-50	019-601-6735	○
102	南	飯岡地区公民館	岩手県盛岡市下飯岡 8-100	019-637-2270	○
103	南	盛岡タカヤアリーナ(盛岡市総合アリーナ)・総合プール	岩手県盛岡市本宮 5-4-1	019-658-1212	○
104	南	湯沢地域交流活性化センター	岩手県盛岡市湯沢西三丁目4-14	019-639-2510	○
105	南	永井地域交流活性化センター	岩手県盛岡市永井 23-14-1	019-637-0500	○
106	南	津志田老人福祉センター	岩手県盛岡市津志田西 2-16-90	019-637-8221	○
107	南	見前北児童センター	岩手県盛岡市西見前 18-17-1	019-638-0922	○
108	南	向中野児童センター	岩手県盛岡市向中野5-10-70	019-636-0050	○
109	南	太田児童センター	岩手県盛岡市上太田上吉本 1-1	019-656-3010	○
110	東	勤労福祉会館	岩手県盛岡市紺屋町 2-9	019-654-3480	○
111	東	城南小学校	岩手県盛岡市若園町 9-20	019-623-2358	○
112	東	加賀野地区活動センター	岩手県盛岡市加賀野4-18-55	019-623-0202	○
113	東	杜陵小学校	岩手県盛岡市肴町 1-6	019-623-1338	○
114	東	下橋中学校	岩手県盛岡市馬場町 1-1	019-623-4337	○
115	東	大慈寺小学校	岩手県盛岡市大慈寺町 6-47	019-623-6231	○
116	東	河南中学校	岩手県盛岡市茶畑 2-17-1	019-623-2475	○
117	東	中野小学校	岩手県盛岡市中野 2-12-1	019-653-4302	○
118	東	山王小学校	岩手県盛岡市小杉山 3-1	019-622-2230	○
119	東	城東中学校	岩手県盛岡市東新庄 1-30-1	019-624-1524	○
120	東	築川老人福祉センター	岩手県盛岡市川目 10-78-1	019-622-0742	○
121	東	加賀野児童・老人福祉センター	岩手県盛岡市加賀野 4-18-56	019-623-0407	○
122	東	市立武道館	岩手県盛岡市住吉町 3-12	019-654-6801	○
123	東	大慈寺児童・老人福祉センター	岩手県盛岡市茶畑 2-16-20	019-623-0218	○
124	東	杜陵老人福祉センター	岩手県盛岡市南大通 1-7-5	019-654-9155	○
125	東	杜陵児童センター	岩手県盛岡市清水町 13-34	019-623-0465	○
126	東	川目児童・老人福祉センター	岩手県盛岡市東山 1-15-1	019-654-2193	○
127	東	山王児童・老人福祉センター	岩手県盛岡市山王町 10-25	019-654-6269	○

番号	区域名	施設名	住所	管理担当 連絡先	指定緊急避難場所 との重複
128	東	河南公民館(盛岡劇場)	岩手県盛岡市松尾町 3-1	019-622-2258	○
129	南東	宇津野公民館	岩手県盛岡市川目 9	019-652-8966	○
130	南東	中野地区活動センター	岩手県盛岡市東安庭字小森 57-1	019-652-3288	○
131	南東	手代森小学校	岩手県盛岡市手代森 22-47	019-696-2008	○
132	南東	手代森児童センター	岩手県盛岡市黒川 6-12-1	019-696-3977	○
133	南東	乙部児童センター	岩手県盛岡市乙部 8-3-4	019-696-4301	○
134	南東	都南東小学校	岩手県盛岡市乙部 12-16-1	019-696-5600	○
135	南東	盛岡地域福祉センター	岩手県盛岡市手代森 14-16-89	019-696-5640	○
136	南東	乙部体育館	岩手県盛岡市乙部 6-79-1	019-696-2129	○
137	南東	乙部地区公民館	岩手県盛岡市乙部 6-79-1	019-696-2081	○
138	南東	乙部老人福祉センター	岩手県盛岡市乙部 28-34-5	019-696-1125	○
139	南東	東安庭公民館	岩手県盛岡市東安庭 3-10-12	019-623-6929	○
140	南東	門公民館	岩手県盛岡市門 1-14-14	019-652-4225	○
141	南東	乙部中学校	岩手県盛岡市黒川 21-51-1	019-696-2611	○
142	南東	乙部農業構造改善センター	岩手県盛岡市乙部6-77	019-696-2663	○
143	玉山	生出小学校	岩手県盛岡市下田字仲平 59-36	019-683-2350	○
144	玉山	生出児童館	岩手県盛岡市下田字仲平 66-2	019-683-2088	○
145	玉山	洪民小学校	岩手県盛岡市洪民字鶴塚 114	019-683-2254	○
146	玉山	洪民中学校	岩手県盛岡市下田字下田 106	019-683-2150	○
147	玉山	洪民勤労者研修センター	岩手県盛岡市洪民字洪民 13	019-683-1598	○
148	玉山	洪民運動公園体育館	岩手県盛岡市川崎字川崎 1-1	019-683-1636	○
149	玉山	玉山総合福祉センター	岩手県盛岡市洪民字泉田 360	019-683-2743	○
150	玉山	洪民地区コミュニティセンター	岩手県盛岡市洪民字小前田 321	019-683-1666	○
151	玉山	洪民公民館(姫神ホール)	岩手県盛岡市洪民字鶴塚 55	019-683-2354	○
152	玉山	洪民児童館	岩手県盛岡市洪民字鶴塚 103	019-683-3020	○
153	玉山	生出3地区コミュニティセンター	岩手県盛岡市下田字生出 1038-10	019-683-2116	○
154	玉山	下田川崎地区コミュニティセンター	岩手県盛岡市下田字上下田 89-3	019-683-2116	○
155	玉山	舟田地区介護予防センター	岩手県盛岡市下田字牡丹野 59-14	019-683-3869	○
156	玉山	山田地区コミュニティセンター	岩手県盛岡市下田字頭無 15-12	019-683-2116	○
157	玉山	松内地区コミュニティセンター	岩手県盛岡市松内字松内 36-33	019-682-0989	○
158	玉山	好摩小学校	岩手県盛岡市好摩字夏間木 70-60	019-682-0130	○
159	玉山	巻堀中学校	岩手県盛岡市好摩字夏間木 70-1	019-682-0022	○

番号	区域名	施設名	住所	管理担当 連絡先	指定緊急避難場所 との重複
160	玉山	好摩児童館	岩手県盛岡市好摩字野中 69-85	019-682-0208	○
161	玉山	大台地区コミュニティセンター	岩手県盛岡市好摩字新田 155-19	019-683-2116	○
162	玉山	好摩幼稚園	岩手県盛岡市好摩字上山 13-1	019-682-1300	○
163	玉山	好摩地区コミュニティセンター	岩手県盛岡市好摩字野中 67-10	019-683-2116	○
164	玉山	好摩地区公民館	岩手県盛岡市好摩字野中 69-48	019-682-0055	○
165	玉山	好摩体育館	岩手県盛岡市好摩字野中 69-48	019-682-0055	○
166	玉山	好摩東地区コミュニティセンター	岩手県盛岡市好摩字上山 3-38	019-683-2116	○
167	玉山	芋田向地区介護予防センター	岩手県盛岡市好摩字上山 1-46	019-683-3869	○
168	玉山	巻堀小学校	岩手県盛岡市巻堀字巻堀 12-1	019-682-0303	○
169	玉山	巻堀児童館	岩手県盛岡市巻堀字巻堀 101-1	019-682-0228	○
170	玉山	巻堀地区コミュニティセンター	岩手県盛岡市巻堀字巻堀 33-2	019-683-2116	○
171	玉山	姫神地区振興センター	岩手県盛岡市玉山馬場字葛巻 104-1	019-683-3852	○
172	玉山	玉山小学校	岩手県盛岡市日戸字市の坪 53	019-685-2250	○
173	玉山	玉山中学校	岩手県盛岡市日戸字鷹高 39-2	019-685-2252	○
174	玉山	旧城内小学校	岩手県盛岡市玉山字田畑 19-1	019-639-9043	○
175	玉山	玉山地区公民館	岩手県盛岡市日戸字鷹高 50-16	019-685-2111	○
176	玉山	玉山健康増進センター	岩手県盛岡市日戸字鷹高 50-4	019-685-2017	○
177	玉山	日戸地区コミュニティセンター	岩手県盛岡市日戸字古屋敷 68-2	019-685-2177	○
178	玉山	川又地区コミュニティセンター	岩手県盛岡市川又字赤坂 12-173	019-683-2116	○
179	玉山	山谷川目地区コミュニティセンター	岩手県盛岡市玉山字糠森 73	019-669-0650	○
180	玉山	城内地区コミュニティセンター	岩手県盛岡市玉山字城内 37	019-683-2116	○
181	玉山	町村活性化センター	岩手県盛岡市藪川字町村 75-1	019-683-3852	○
182	玉山	岩洞活性化センター	岩手県盛岡市藪川字外山 35-45	019-681-5141	○
183	玉山	藪川地区公民館	岩手県盛岡市藪川字外山 27-7	019-681-5111	○
184	玉山	永井地区コミュニティセンター	岩手県盛岡市玉山永井字永井沢 117-1	019-683-2116	○
185	玉山	舟田2地区コミュニティセンター	岩手県盛岡市下田字陣場 54-432	019-683-2116	○
186	玉山	芋田地区コミュニティセンター	岩手県盛岡市芋田字下芋田 109-2	019-683-2116	○
187	玉山	白沢地区コミュニティセンター	岩手県盛岡市玉山字宮前 84-5	019-683-2116	○
188	玉山	馬場状小屋地区コミュニティセンター	岩手県盛岡市玉山馬場字状小屋 3-3	019-683-2116	○
189	玉山	前田地区コミュニティセンター	岩手県盛岡市玉山馬場字芦名沢 63-6	019-683-2116	○
190	玉山	小袋地区コミュニティセンター	岩手県盛岡市好摩字夏間木 70-31	019-683-2116	○
191	玉山	ユートランド姫神	岩手県盛岡市下田字生出 893-11	019-683-3215	○

2-5 避難対策計画

2-5-3 災害時避難支援に関する協定締結施設一覧

(令和6年7月1日現在)

1 1 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定 48施設

【養護老人ホーム】

番号	施設名	所在地	電話番号	設置主体
1	清和荘	加賀野4-9-1	624-0533	(社福)小原慶福会
2	玉寿荘	下田字石羽根99-902	683-2965	(社福)日新福祉会

【特別養護老人ホーム】

番号	施設名	所在地	電話番号	設置主体
1	山岸和敬荘	下米内2-4-13	662-3281	(社福)岩手和敬会
2	五月園	東山2-5-15	652-0440	(社福)盛岡山王会
3	第二松園ハイツ	西松園2-5-1	661-6266	(社福)育心会
4	千年苑	上太田穴口53	658-1173	(社福)千晶会
5	都南あけぼの荘	湯沢4-25-1	639-2525	(社福)藤実会
6	青山和敬荘	南青山町13-30	648-1411	(社福)岩手和敬会
7	希望の里	乙部5-41-1	696-4395	(社福)希望会
8	さくらぎの里	上田字松屋敷103-1	664-1188	(社福)河北会
9	秀峰苑	下田字石羽根99-901	683-1516	(社福)玉山秀峰会
10	すずらんガーデン	好摩字芋田向83-25	669-3600	(社福)日新福祉会
11	おでんせ本宮	本宮字小坂小瀬20-1	656-3011	(社福)土淵朗親会
12	コアトレス厨川	厨川2-7-20	648-0841	(社福)やよい福祉会
13	繫松苑	繫字猿田1-37	689-2800	(社福)松実会
14	カーサ南盛岡	乙部4-139-10	696-1717	(社福)幸星会
15	なのりの里	上米内字名乗沢1-46	665-1300	(社福)みやぎ会
16	ジャスミン	渋民字泉田334	669-5050	(社福)日新福祉会
17	北松園ハイツ	北松園4-1-3	665-1812	(社福)育心会
18	浅岸和敬荘	浅岸3-23-50	651-6111	(社福)岩手和敬会
19	なのりの杜	上米内字名乗沢1-58	665-1310	(社福)みやぎ会
20	なのりの杜2号館	上米内字名乗沢1-58	665-1310	(社福)みやぎ会
21	鶴亀ながい	永井16-55-1	632-8008	(社福)永友会
22	はなみずき	南仙北3-5-58	631-1770	(社福)いわて共同福祉会
23	サントウン松園	北松園4-36-55	681-7533	(社福)緑愛会

【軽費老人ホーム】

番号	施設名	所在地	電話番号	設置主体
1	ケアガーデン高松公園	上田字毛無森2-7	665-2171	(社福)麗沢会

【老人デイサービスセンター】

番号	施設名	所在地	電話番号	設置主体
1	在宅総合センターひだまり	津志田26-30-1	635-1308	盛岡医療生活協同組合
2	城南老人デイサービスセンター	神明町8-4	621-1215	(社福)千晶会
3	第二のわが家「黒石野」デイサービスセンター	黒石野1-3-38	665-2660	特定非営利活動法人第二のわが家

【グループホーム】

番号	施設名	所在地	電話番号	設置主体
1	グループホームさくらの家	永井19-37-5	614-0606	盛岡医療生活協同組合

【障がい福祉施設】

番号	施設名	所在地	電話番号	設置主体
1	岩手ワークショップ	緑が丘2-4-60	661-7389	(社福)岩手県身体障害者福祉協会
2	緑生園	上飯岡2-51-3	639-6170	(社福)岩手更生会
3	太田の園	上太田穴口53	659-3366	(社福)千晶会
4	わ〜くす城南	神明町8-4	621-1215	(社福)千晶会
5	元気丸	川目6-93-4	666-2323	(社福)いきいき牧場
6	しいのみホーム	長橋町3-42	647-5444	(社福)岩手しいの木会
7	しいのみホームまえがた	上厨川字杉原2-4	647-2452	(社福)岩手しいの木会
8	さわら園	西松園1-1-57	665-3223	(社福)岩手県手をつなぐ育成会
9	風の又三郎	緑が丘3-20-56	662-6699	特定非営利法人ハートピュア盛岡

【介護老人保健施設】

番号	施設名	所在地	電話番号	設置主体
1	アルテンハイム青山	青山2-12-33	647-2251	医療法人遠山病院
2	イーハトーブ	本宮1-6-12	636-0317	医療法人謙和会
3	ヴィラ加賀野	加賀野3-1-6	626-5411	社団医療法人久仁会
4	康楽苑	手代森9-64-2	696-5811	社団医療法人智徳会
5	銀楊	本宮2-20-10	634-1800	医療法人久遠会
6	ハートフルもりおか	永井14-15-1	632-3011	JA岩手県厚生連

7	ケアホームやすみ	好摩字夏間木 70-190	682-2288	医療法人日新堂
8	圭友	津志田西2-19-1	638-7775	医療法人社団松誠会
9	ケアコートもりおか	青山一丁目25-25	613-2303	医療法人青樹会

2 災害時における災害時要援護者避難支援の協力に関する協定

【車両提供等】

番号	施設名	所在地	電話番号
1	(社福)盛岡市社会福祉事業団	若園町2-2	654-8056
2	(社福)盛岡市社会福祉協議会	若園町2-2	651-1000

※(社福):社会福祉

2-5 避難対策計画

2-5-4 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

盛岡市（以下「市」という。）と社会福祉法人〇〇〇（以下「福祉事業者」という。）とは、災害が発生した場合に、避難所での生活において、特別な配慮を要するもの（以下「要配慮者等」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時、市が福祉事業者の運営する別表の施設において、福祉避難所を設置し、当該、福祉避難所を管理運営するに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において要配慮者とは、次に掲げる者で、福祉事業者の運営する施設の利用基準に該当し、又は該当すると認められる者で、災害時に特に支援を要する者をいう。

- (1) 盛岡市避難行動要支援者名簿の作成等に関する要綱（平成27年10月1日市長決裁）第4に規定する者
- (2) 前号に準ずる者

（管理運営）

第3条 福祉事業者は、福祉避難所の設置運営にあたっては、次に掲げる業務を履行するものとする。

- (1) 要配慮者等への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者等の日常生活上の支援
- (2) 要配慮者等の状況の急変等に対応できる体制の確保
- (3) 福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求

（管理運営期間）

第4条 福祉避難所の管理運営の期間は、市からの要請に基づき要配慮者等を受け入れたときから一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情があるときはこの限りではない。

（要請手続）

第5条 市は、福祉避難所での避難生活が必要であると判断した要配慮者の受け入れについて、福祉事業者と事前に調整した上で受け入れを要請し、受け入れの要請があった福祉事業者は、これを受諾するものとする。

2 前項の規定により要配慮者等の受け入れを要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにした書面を福祉事業者に提出するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 要配慮者等の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 要配慮者等の身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 要請の内容

（要配慮者等の避難）

第6条 福祉避難所への移動は要配慮者等の自身の責任において行うものとする。ただし、避難にあたり支援が必要と市が判断した場合は、福祉事業者に対し、車輛の提供及び運転手の派遣を要請することができる。

(状況報告)

第7条 福祉事業者は、要請を受けた事項について、その協力状況を市に報告するものとする。

(協力体制)

第8条 福祉避難所の介助員等に不足が生じると判断したときは、市は、福祉事業者以外の協定を締結している法人（以下「協定締結法人」という。）に対し協力要請を行うものとする。

2 協定締結法人は前項の協力要請に対し協力可能な範囲において応じるものとする。

(費用)

第9条 市は、福祉事業者に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用であって、次に掲げるものについて支払いをするものとする。

- (1) 介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）
- (2) 要配慮者等に要する食費
- (3) その他福祉事業者が直接支払いを行ったものに要した経費

(個人情報の保護)

第10条 市及び福祉事業者は、福祉避難所の管理運営に当たり、業務上知り得た要配慮者等又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱事務に係る特記仕様書」を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第11条 福祉事業者は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第12条 福祉事業者は、この協定に関する書類等を整備するほか、事業実施後5年間保管しなければならない。

(協定の解除)

第13条 市は、福祉事業者が福祉避難所を管理運営することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1月前までに、双方いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了の翌日から起算して1年延長するものとし、以降もまた同様とする。

(その他)

第15条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定の定めのない事項については、市及び福祉事業者が協議して決定するものとする。

この協定の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

住所 盛岡市内丸12番2号
氏名 盛岡市
盛岡市長

住所
氏名

別表 1 (第 1 条関係)

1 ○○○ (施設名)

2-5 避難対策計画

2-5-5 備蓄物資一覧表

備 蓄 物 資 一 覧 表

令和6年7月1日現在

分 類	品 目	現 在 数	計 画 数
食料品	アルファ化米(白飯、五目ご飯、白粥)	36,736食	38,000食
	補助食品(乾パン、ようかん、米粉クッキー)	7,120食	12,700食
	粉ミルク	1,200食	800食
	飲料水	(※)	193,500ℓ
生活必需品	パック毛布	28,125枚	12,900枚
	紙おむつ(乳幼児用)	6,560枚	3,400枚
	紙おむつ(大人用)	3,720枚	2,200枚
	生理用品	48,000枚	10,300枚
	哺乳瓶	750個	1,100個
	トイレ用収納袋(凝固剤付き)	107,011個	92,400個
	トイレトペーパー	1,344個	4,900個
避難所開設用資機材	発電機(ガソリン携行缶含む)	198台	190台
	投光機(三脚付)	377台	380台
	コードリール	188台	190台
	組立式マンホールトイレ	233基	130基
	簡易トイレ	149基	
	ブルーシート	1,769枚	1,860枚
	ゴミ袋(100枚入)	95P	190P
	ダンボールベッド	4,507個	3,710個
	パーテーション	2,500基	1,740基
	マルチハウス	500基	390基
感染症対策用品	マスク	14,249枚	11,120枚
	アルコール消毒液	297本	560本
	非接触型体温計	301台	380台
	ビニール手袋	86,600組	22,320組
	フェイスガード	913個	2,240枚
	感染防護服	939着	2,240着
	ペーパータオル	465P	930P

(※)市内各浄水場の貯水分等により対応

2-5 避難対策計画

2-5-6 災害時における必要な物資の賃貸借に関する協定（株式会社レンタルのニッケン）

災害時における必要な物資の賃貸借に関する協定

盛岡市（以下「甲」という。）と株式会社レンタルのニッケン盛岡営業所（以下「乙」という。）とは、災害時における必要な物資（以下「物資」という。）の賃貸借に関し、次のとおり協定する。

（要請）

第1条 甲は、盛岡市に災害（災害対策基本法（昭和36年法律223号）第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、収容避難場所等に物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の賃貸を要請することができる。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に賃貸を要請する物資は、別表に掲げる物資とする。

（要請の方法）

第3条 第1条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 乙は、甲の要請を受けたときは、要請事項を実施するとともに、賃貸した物資の調達状況を甲に連絡するものとする。

（物資の引渡し）

第4条 物資の調達場所は、甲が指定するものとし、甲は当該場所に職員を派遣して物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。

（賃借料）

第5条 甲の要請により乙が調達した物資の賃借料は、災害発生直前における適正な価格（引き渡すまでの運賃を含む。）を基準として、甲に対して請求するものとする。

（賃借料の支払）

第6条 甲は、前条の規定により適正な請求を受けたときは、その日から30日以内に、乙に賃借料を支払うものとする。

（有効期限）

第7条 この協定は、平成10年12月1日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の解約通知をしない限り、その効力を継続するものとする。ただし、乙が別表に掲げる物資を取り扱わなくなったときは、この協定は効力を失うものとする。

（その他）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成10年12月1日

甲 岩手県盛岡市内丸12番2号
盛岡市
代表者 盛岡市長 桑 島 博

乙 岩手県盛岡市上厨川字野子131番1
株式会社レンタルのニッケン盛岡営業所
所 長 黒 沢 広 美

別表

物資一覧表

区 分	物 資 名
暖 房 器 具	業務用ストーブ
発 電 機	発電機(750W)
照 明 器 具	投光機(三脚式)
コ ー ド リ ー ル	コードリール(コンセント数3、コード30m)
仮 設 ト イ レ	ワンマントイレ(大便200ℓ、小便170ℓ、汲取式)
そ の 他	甲が要請する物資

様式(第3条関係)

物 資 要 請 書

第 号

年 月 日

株式会社レンタルのニッケン

盛岡営業所長 様

(電話645-2822)

盛岡市長

災害時における物資の賃貸借に関する協定第3条第1項の規定に基づき、次のとおり要請します。

物 資 名	数 量	調 達 場 所	備 考

2-5 避難対策計画

2-5-7 災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定書（イオン）

災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定書

盛岡市（以下「甲」という。）、イオンモール株式会社イオン盛岡ショッピングセンター（以下「乙」という。）及びイオン株式会社北日本カンパニー（以下「丙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、盛岡市域内において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲が乙及び丙に対して避難場所の提供、生活物資の確保及び供給の協力等、被災者の応急救助に係る活動を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第 233号）第2条第1号に規定する災害をいう。

（協定事項の発動）

第3条 この協定に定める事項は、原則として、甲が災害対策基本法第 23 条第 1 項の規定に基づき災害対策本部を設置し、乙又は丙に対し協力を要請したときに発動するものとする。

2 前項の甲の要請があったときは、乙は甲に対し避難場所、水道水、トイレ等可能な範囲で施設利用を提供するものとし、また、丙は甲に対して食料、生活物資等を可能な範囲で提供すること。

（協力要請の方法）

第4条 災害時において、甲が丙に対し、食料・生活物資等の確保及び供給の協力を要請する場合は、書面により行うものとする。ただし、緊急時においては、電話又は口頭により協力を要請し、事後、書面を提出することができるものとする。

（協力要請時の明示事項）

第5条 前条の規定による要請は、次の事項を明示するものとする。

- (1) 供給を要請する品目
- (2) 供給を要請する数量
- (3) 納入希望日
- (4) 納入場所
- (5) その他必要事項

（要請への協力）

第6条 丙は、第4条の規定による要請があった場合は、できる限り甲に協力するものとする。

（生活物資の種類）

第7条 災害時において、甲が協力を要請する丙の確保及び供給する生活物資の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 寝具類
- (2) 衣服類
- (3) 食料品・飲料水類（原則として米及び生鮮食料品を除く。）
- (4) 食器類
- (5) 調理器具
- (6) 日用雑貨類
- (7) その他必要とされる物資

（費用負担）

第8条 この協定に基づき丙が確保し、供給した生活物資の代金及びその他の必要経費は、甲が負担するものとする。なお、費用の請求にあたり、丙は災害発生前における生活物資の価格を考慮し、適正な価格で費用を請求するものとする。

（数量等の協議）

第9条 甲及び丙は、この協定に基づく生活物資の確保が円滑に行われるよう、必要に応じ、生活物

資の確保可能数量等について協議するものとする。

(支援体制の整備)

第10条 乙及丙は、連携を強化し、必要に応じて甲が支援を受けられるよう体制の整備に努めるものとし、甲は、乙及び丙に対し必要な協力を行うものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては盛岡市総務部消防防災課長(食料及び生活物資等の確保・供給の要請については財政部契約検査課長とする。)、乙においてはイオンモール株式会社イオン盛岡ショッピングセンター管理課長、丙においてはイオン株式会社ジャスコ盛岡店店長とする。

(疑義等の決定)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定の定めのない事項については、甲・乙・丙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成18年8月3日

甲 盛岡市内丸12番2号

盛岡市長 谷 藤 裕 明

乙 盛岡市前潟四丁目7番1号

イオンモール株式会社

イオン盛岡ショッピングセンター

ゼネラルマネージャー 栗 田 健 二

丙 盛岡市前潟四丁目7番1号

イオン株式会社

北日本カンパニー 青森岩手事業部

事業部長 正 木 雄 三

2-5 避難対策計画

2-5-8 災害時における防災活動の協力に関する協定書（イオンスーパーセンター株式会社）

災害時における防災活動の協力に関する協定書

盛岡市（以下「甲」という。）、イオンスーパーセンター株式会社（以下「乙」という。）とは、災害発生時における防災活動への協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 災害発生時、甲は乙に対し次の事項について、協力を要請することができる。

- (1) 甲は、災害時における物資等の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する物資等の供給を要請すること。
- (2) 乙の店舗であるイオンスーパーセンター株式会社スーパーセンター盛岡波民店（以下「盛岡波民店」という。）の駐車場を被災者に対し、避難場所として提供すること。

（要請手続き）

第2条 前条に掲げる要請は、原則として文書によるものとする。但し、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

（要請事項の措置）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

（物資等の範囲）

第4条 甲が乙に要請する物資等は、次の各号に掲げるもののうち、乙が保有又は調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他、甲が指定する物資

（物資等の費用負担）

第5条 この協定に基づき乙が確保し、供給した生活物資の代金及びその他の必要経費は、甲が負担するものとする。なお、費用の請求にあたり、乙は災害発生前における生活物資の価格を考慮し、適正な価格で費用を請求するものとする。

（物資等の運搬、引渡し）

第6条 物資等の引渡しは甲が指定するものとし、引渡しまでの運搬は、原則として乙が行うものとする。但し、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定するものが行うものとする。

（支援体制の整備）

第7条 乙は、災害時の円滑な協力を図るため、社内での情報連絡体制等の整備に努めるものとする。

（連絡責任者）

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては盛岡市総務部消防防災課長（食料及び生活物資等の確保・供給の要請については財政部契約検査課長とする。）、乙においては盛岡波民店店长とする。

（疑義等の決定）

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定の定めない事項については、甲及び乙が協議して決定するものとする。

(有効期間)

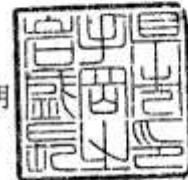
第10条 この協定書の有効期間は、平成20年4月15日から平成21年4月15日までの一年間とする。但し、有効期間満了日の一ヶ月前までに、双方いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了の翌日から起算して一年延長するものとし、以降もまた同様とする。

この協定を証するため、本協定書二通を作成し、甲、乙両者記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成20年4月15日

甲 盛岡市内丸12番2号
盛岡市長

谷 藤 裕 明



乙 盛岡市菜園一丁目11番5号
イオンスーパーセンター株式会社
代表取締役

岡 崎 双 一



別表（イオンスーパーセンター盛岡洪民店）

災害時に供給を要請する物資の主なもの

1. 食料品 米 パン カップ麺 乾麺 切り餅 バター 調整粉乳 缶詰 インスタントカレー 野菜 ペットボトル飲料 水	3. その他雑貨類等 卓上ガラステーブル ガスボンベ 固形燃料（炭） 保温用シート（多層構造） ブルーシート 懐中電灯（予備乾電池含む） ゴミ袋
2. 日用品 タオル ティッシュ ハブラシ トイレットペーパー 下着類 生理用品 紙オムツ ローソク マッチ その他	4. 資材等 スコップ ノコギリ バール ビニールロープ その他

イオンスーパーセンター盛岡渋民店 店長様

盛岡市〇〇 印

物資供給要請書

災害時における防災活動及び平常時における防災活動への協力に関する協定書第2条に基づき、次のとおり物資供給を要請します。

品 名	数 量	納 品 場 所

(要請担当 所属 氏名 連絡先)

2-5 避難対策計画

2-5-9 災害時における必要な物資の貸借に関する協定書（東北シート工業株式会社）

災害時における必要な物資の貸借に関する協定

盛岡市（以下「甲」という。）と東北シート工業株式会社（以下「乙」とは、災害時における必要な物資（以下「物資」という。）の貸借に関し、次のとおり協定する。

（要請）

第1条 甲は、盛岡市に災害（災害対策基本法（昭和36年法律223号）第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、収容避難場所等に物資を調達する必要があるときは、乙に対し、その保有する物資の貸借を要請することができる。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に貸借を要請する物資は、別表に掲げる物資とする。

（要請の方法）

第3条 第1条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請する時間的余裕がないときは電話又は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 乙は、甲の要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第4条 物資の引渡場所は甲が指定するものとし、当該引渡場所までの運搬は原則として乙が行う。但し、乙の運搬が困難な場合は、別に甲が指定するものを行うものとする。

（物資の設営）

第5条 設営が必要な物資は、乙が設営するものとする。

（物資の撤収）

第6条 物資の撤収は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が撤収することが困難な場合は、別に甲が指定するものを行うものとする。

（賃借料）

第7条 乙は、この協定に基づき乙が貸した物資の賃借料（運搬料、設営費、撤去費を含む。）を、災害発生直前における適正な価格を基準として算出し、甲に対して請求するものとする。

（連絡責任者）

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては盛岡市総務部消防防災課長、乙においては代表取締役社長とする。

（疑義等の決定）

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、平成24年9月1日から効力を発生するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の解約の意思表示をしない限り、その効力を継続するものとする。ただし、乙が別表に掲げるすべての物資を取り扱わなくなったときは、この協定はその効力を失うものとする。

平成24年8月22日

甲 岩手県盛岡市内丸12番2号

盛岡市

代表者 盛岡市長 谷 藤 裕 明



乙 岩手県盛岡市流通センター北一丁目4番9号

東北シート工業株式会社

代表取締役社長 細 野 裕 之



別表

物資一覧表

物資名
パイプテント (小型, 中型, 大型)
横幕
テーブル
パイプ椅子
暖房器具
発電機
照明器具
コードリール
その他甲が要請する物資

2-5 避難対策計画

2-5-10 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書（株式会社アクティオ）

災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

盛岡市（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）は、地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合におけるレンタル機材の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、レンタル機材の提供の業務に関し、甲が乙に協力を要請する場合の必要な事項を定めるものとする。

（要請手続）

第2条 甲は、災害時において、次の条に掲げる内容の協力を得る必要があると認めるときは、乙に協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、レンタル機材の品目、引渡場所等を明らかにし、災害時出荷要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請を行うものとし、後日速やかに当該要請書を提出するものとする。

（協力業務）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する業務（以下「協力業務」という。）の内容は、次のとおりとする。

- (1) 移動トイレ、発電機及びその他のレンタル機材（以下「保有機材」という。）の優先的な提供に関すること。
- (2) 保有機材の設置等のコンサルティングに関すること。

（業務の実施）

第4条 乙は、第2条第1項に規定する出荷要請を受けたときは、直ちに、業務に必要な保有機材の出荷及び人員を出動させ、甲が指定する担当職員の指示に従い業務を実施するものとする。

2 保有機材の提供に係る引渡しは、甲が指定する場所で行うものとし、甲が指定する現場指揮者が保有機材を確認の上、引渡しを受けるものとする。

（費用負担）

第5条 乙は、第2条第1項に基づく出荷に要した費用を、甲に請求できるものとする。

2 費用の金額は、乙の通常価格により算出した額に基づき、甲乙が協議の上、決定するものとする。

（補償）

第6条 この協定による乙の出荷又は訓練に伴って生じた損害の補償（第三者に対する損害を含む。）は、乙の責任において行うものとする。

（防災訓練等への参加）

第7条 乙は、この協定による協力業務が円滑に行われるよう、甲が行う防災訓練等への参加に努めるものとする。

(秘密の保持)

第8条 乙は、協力業務により知り得た情報を、甲の許可なく他に漏らしてはならない。

(有効期間)

第9条 この協定の期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、当該協定期間満了日の3月前までに甲又は乙から文書による特段の意思表示がない限り、期間満了日の翌日から更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成29年10月27日

甲 盛岡市内丸12番2号

盛岡市長 谷藤裕明

乙 東京都中央区日本橋3丁目12番2号 朝日ビルディング7階
株式会社アクティオ

代表取締役社長 小沼直人

様式第1号（第2条関係）

盛危第 号
平成 年 月 日

株式会社アクティオ
代表取締役社長

様

盛岡市長

災害時出荷要請書

このことについて、災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書第2条の規定により、下記のとおり協力を要請します。

記

1 協力要請理由

2 協力要請内容

出荷品目	規 格		数 量	備 考
引 渡 場 所	盛岡市			地内
納 品 日 時	平成 年 月 日		時 分	
担 当 部 課	部		課	
担 当 者	職 名		氏 名	
連 絡 先	電 話		F A X	
備 考				

2-5 避難対策計画

2-5-11 災害時における物資供給に関する協定書（NPO法人コメリ災害対策センター）

災害時における物資供給に関する協定書

盛岡市（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配

慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年10月16日

甲 盛岡市内丸12番2号

盛岡市長 谷 藤 裕 明



乙 新潟県新潟市南区清水 4501 番地 1

NPO 法人 コメリ災害対策センター

理事長 棒 雄 一 郎



別表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て）、バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

2-5 避難対策計画

2-5-12 災害時における量の提供に関する協定書（「5日で5000枚の約束。」プロジェクト実行委員会）

災害時における量の提供に関する協定書

盛岡市（以下「甲」という。）と「5日で5000枚の約束。」プロジェクト実行委員会（以下「乙」という。）は、盛岡市内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における量の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に、甲の要請に応じ、避難所等で使用する量を乙が提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に量の提供を受けようとするときは、乙に対し必要な量の数量、受領の日時及び場所、その他必要な事項について文書をもって協力要請を行う。ただし、緊急を要するときは、電話等を利用して口頭で要請を行い、後日文書により処理を行う。

2 乙は、甲から前項の協力要請を受けたときは、特別の理由がない限り、直ちに必要な措置をとる。

（協力内容）

第3条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、可能な範囲において量の提供に努める。

2 甲の要請に基づき、乙が協力する内容は、次のとおりとする。

- (1) 量の調達
- (2) 避難所までの量の輸送及び設置

（費用の負担）

第4条 乙が甲に提供する量の代金、輸送費、人件費等の費用については、乙の負担とする。

（量の処理）

第5条 乙が甲に提供した量の処理については、原則甲が行うものとする。

（連絡）

第6条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に実施するため、平素から情報交換を行い、災害時に備える。

2 前項に定める情報交換を行うため、甲乙双方の連絡責任者及び担当者の職、氏名、電話番号その他必要な事項を相互に通知する。

(訓練)

第7条 乙は、甲の主催する防災訓練等に積極的に参加するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、本協定の締結日から1年間とし、有効期間満了の1月前までに、甲乙いずれからも申し出がない場合は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和5年1月18日

甲 盛岡市内丸12番2号

盛岡市長

石藤裕明



乙 宮古市西町三丁目2番4号

「5日で5000枚の約束。」プロジェクト実行委員会

東北地区委員長

山口正樹



2-5 避難対策計画

2-5-13 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定（株式会社ダスキン盛岡）

災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

盛岡市（以下「甲」という。）と株式会社ダスキン盛岡（以下「乙」という。）は、盛岡市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）におけるレンタル機材（以下「機材」という。）の提供に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害時に甲と乙が相互に協力して住民生活の早期安定を図ることを目的として、機材の提供に関する事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、災害とは、災害対策基本法（昭和35年法律第223号）第2条第1号で定めるものをいう。

（提供の要請）

第3条 甲は、災害時において機材を必要とするときは、乙に対して機材提供の協力を要請するものとする。

2 前項の規定による要請の手続きは、機材提供に関する要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭あるいは電話等をもって要請し、事後速やかに機材提供に関する要請書を提出するものとする。

（機材の品目）

第4条 乙が提供する機材の品目は、冷暖房機、テーブル、イス、パーテーション等、乙が機材として保有又は調達できるものとする。

2 乙は、本協定の円滑な実施を図るため、前項に規定する品目について、予め甲に情報提供を行うものとする。

（提供等）

第5条 乙は、第3条の規定により甲から要請を受けたときは、機材を甲に優先的に提供、及び運搬するよう努めるものとする。

2 乙は、甲の要請に的確に対応するため、可能な限り機材の提供可能な体制を保持するものとする。

（費用の負担）

第6条 甲は、乙が提供した機材及び運搬に係る費用を負担するものとする。この場合において、当該費用は、災害発生直前における適正価格等を基準として、双方協議のうえ、決定するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙の請求書を受領後60日以内に甲が支払いをするものとする。

（機材の引渡し）

第7条 提供機材の引渡場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該引渡場所に職員を派遣し、当該提供機材を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。

(履行義務の免除)

第8条 乙が被災した場合、甲乙協議のうえ、被害の程度に応じて履行義務の一部又は全部を免除することができるものとする。

(連絡責任者)

第9条 甲及び乙は、本協定に関する事項の伝達を円滑に行うため、双方の連絡先及び連絡責任者を定めるものとし、内容の変更が生じた場合は速やかに相手先に報告するものとする。

(定めのない事項等の決定)

第10条 本協定に定めがない事項及び本協定の実施について疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議して決定するものとする。

(有効期限)

第11条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とし、この期間満了の1月前までに甲乙いずれからも本協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和5年7月13日

甲 盛岡市内丸12番2号

盛岡市長

石藤裕明



乙 岩手県盛岡市上堂一丁目4番36号

株式会社ダスキン盛岡

代表取締役

石藤 薫



別記様式（第3条関係）

株式会社ダスキン盛岡 御中

盛岡市長

機材提供に関する要請書

電話等連絡日時	年 月 日 時 分		
要請する機材の 種類・数量	品 目	数 量	単 位
搬入先	所 在 地： 名 称： 電 話： 現地担当者：		
搬入希望日時	年 月 日 時 分		
連絡担当者職氏名	部 課 職： 氏名：		

2-5 避難対策計画

2-5-14 災害時におけるペットフード等の供給に関する協定（株式会社レティシアン）

災害時におけるペットフード等の供給に関する協定書

盛岡市（以下「甲」という。）と株式会社レティシアン（以下「乙」という。）は、盛岡市内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）におけるペットフード等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に、甲の要請に応じ、避難所等におけるペットの飼育に必要な物資を乙が供給することについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時にペットフード等の供給を受けようとするときは、乙に対し文書をもって協力要請を行う。ただし、緊急を要するときは、電話等を利用して口頭で要請を行い、後日文書により処理を行う。

（協力内容）

第3条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、可能な範囲で供給を行うよう努める。

2 甲の要請に基づき、乙が供給するペットフード等は、次のとおりとする。

- (1) ペットフード（犬及び猫用）
- (2) その他甲の要請により供給可能なもの

（費用の負担）

第4条 乙が甲に提供するペットフード等の代金、輸送費、人件費等の費用については、乙の負担とする。

（連絡窓口）

第5条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては保健所生活衛生課とし、乙においては株式会社レティシアンCSRチームとする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、本協定の締結日から1年間とし、有効期間満了の1月前までに、甲乙いずれからも申し出がない場合は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第7条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和6年5月27日

甲 盛岡市内丸12番2号

盛岡市長 内 舘 茂



乙 東京都中央区京橋二丁目2番1号

株式会社レティシアン

代表取締役 四 方 祥 樹



2-5 避難対策計画

2-5-15 災害時における衣料、寝具その他の生活必需品の調達に関する協定
(株式会社川徳)

災害時における衣料、寝具その他の生活必需品の調達に関する協定書

盛岡市（以下「甲」という。）と株式会社川徳（以下「乙」という。）は、盛岡市内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における衣料、寝具その他の生活必需品（以下「生活必需品」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に、甲の要請に応じ、乙が生活必需品を調達することについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、生活必需品の調達の必要があると認めたときは、乙に対しその調達を要請することができる。

2 乙は、前項の要請があったときは、可能な限り甲に協力するものとする。

（要請手続）

第3条 甲は、乙に対し次の事項を明らかにして文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により連絡し、後日、文書を提出することとする。

- (1) 品目（在庫品目で調達可能な品目）
- (2) 数量（在庫数量で調達可能な数量）
- (3) 搬入日時
- (4) 搬入場所
- (5) その他必要な事項

（費用の負担）

第4条 乙が生活必需品の調達に要した費用は、甲が負担するものとする。

（状況報告）

第5条 甲は、この協定に基づく生活必需品の調達が円滑に行われるよう、乙に対し必要と認めた場合は、乙が保有する生活必需品の品目及び数量の状況について、乙の業務に差し支えない範囲で報告を求めることができる。

（連絡窓口）

第6条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては総務部危機管理防災課とし、乙においては株式会社川徳総務部とする。

（被災自治体の応援）

第7条 甲が、被災した自治体への協力応援を行う場合においても、乙はこの協定の趣旨に準じて、できる限り協力するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、本協定の締結日から1年間とし、有効期間満了の1月前までに、甲乙いずれからも申し出がない場合は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和6年5月31日

甲 盛岡市内丸12番2号

盛岡市長

内館 茂



乙 盛岡市菜園一丁目10番1号

株式会社川越

代表取締役社長



荒道 泰之



2-5 避難対策計画

2-5-16 玉山地域避難道路一覧表

(1) 一般災害及び震災対応避難路(別図1)

路線番号	路 線 名	幅員(m)	延長(m)	避難標識	備考
119	泉田駅線	15.0	217.0	無	渋 民
202	渋民停車場線	7.5	183.3	無	舟 田
217	武道線	4.7	171.3	無	武 道
221	文化通線	5.0	267.9	無	好 摩
222	好摩南線	6.8	354.4	無	好 摩
223	帝国社線	4.5	107.1	無	好 摩
224	駅前南線	5.7	367.4	無	好 摩
225	好摩南1号線	5.7	215.8	無	好 摩
226	駅前北線	5.5	421.2	無	好 摩
227	駅前北1号線	6.2	118.2	無	好 摩
228	上山線	7.2	673.3	無	好 摩
240	中塚西線	4.9	326.9	無	好 摩
242	好摩北2号線	5.7	493.3	無	好 摩
243	好摩北3号線	6.3	289.0	無	好 摩
249	啄木団地線	6.2	725.6	無	舟 田
250	舟田西線	5.3	285.4	無	舟 田
252	好摩芋田向線	5.6	902.4	無	好 摩
254	上山東線	6.1	613.3	無	好 摩
255	稻荷神社線	6.1	130.4	無	好 摩
256	好摩北5号線	5.6	166.6	無	好 摩
257	渋民西3号線	5.4	97.1	無	渋 民
258	好摩南2号線	4.2	134.0	無	好 摩
259	成島線	5.3	97.8	無	好 摩
261	芋田橋2号線	4.5	120.5	無	好 摩
262	好摩口1号線	4.3	188.8	無	好 摩
263	好摩口2号線	5.6	168.5	無	好 摩
264	芋田向西線	7.0	440.0	無	好 摩
265	好摩北4号線	6.0	254.0	無	好 摩
266	野中団地中央線	4.3	229.0	無	好 摩
267	上山東2号線	5.3	208.8	無	好 摩
268	芋田向枝1号線	5.2	126.8	無	好 摩

路線番号	路 線 名	幅員(m)	延長(m)	避難標識	備考
269	芋田向南枝2号線	5.1	124.0	無	好 摩
272	野中団地1号線	4.2	205.5	無	好 摩
273	野中団地2号線	3.5	205.5	無	好 摩
274	野中団地3号線	3.7	327.9	無	好 摩
275	野中団地4号線	3.4	91.5	無	好 摩
276	野中団地5号線	5.4	201.1	無	好 摩
277	野中団地6号線	3.3	186.3	無	好 摩
278	野中団地7号線	3.5	185.2	無	好 摩
279	野中団地8号線	5.7	424.0	無	好 摩
280	野中団地9号線	3.4	54.5	無	好 摩
281	好摩駅前北枝線	4.9	121.2	無	好 摩
282	好摩南1号線	3.1	52.0	無	好 摩
283	文化通枝線	3.8	138.0	無	好 摩
321	荷坪線	2.7	709.5	無	武 道
324	鴨反線	4.9	503.0	無	武 道
334	鉄工幹線1号線	21.3	99.4	無	渋 民
335	鉄工幹線2号線	12.5	806.0	無	渋 民
336	鉄工幹線3号線	12.6	336.0	無	渋 民
337	鉄工幹線4号線	13.3	328.9	無	渋 民
371	渋民東線	4.5	244.5	無	渋 民
372	渋民東枝線	5.1	88.7	無	渋 民
516	駅4号線	4.5	92.2	無	渋 民
517	駅5号線	6.0	504.1	無	渋 民
518	駅6号線	4.0	38.5	無	渋 民
523	泉田4号線	6.0	112.9	無	渋 民
541	鶴塚6号線	6.0	317.6	無	渋 民
572	川崎芋田向線	4.5	423.0	無	好 摩
581	芋田向東線	6.0	345.0	無	好 摩

(2) 火山噴火対応避難路(別図2)

路線番号	路 線 名	幅員(m)	延長(m)	避難標識	備 考
3	舟田一本木線	6.7	2,857.0	無	柴沢、舟田
4	下田生出線	6.6	2,932.9	無	生出、山田、下田川崎
5	渋民好摩線	8.1	980.8	無	生出、山田、下田川崎 渋民

路線番号	路 線 名	幅員(m)	延長(m)	避難標識	備 考
6	好摩生出線	8.8	4,329.2	無	生出、松内、好摩、芋田
102	古川岩手温泉線	7.0	4,651.2	無	生出、松内

(3) 火山噴火対応避難連絡路(別図2)

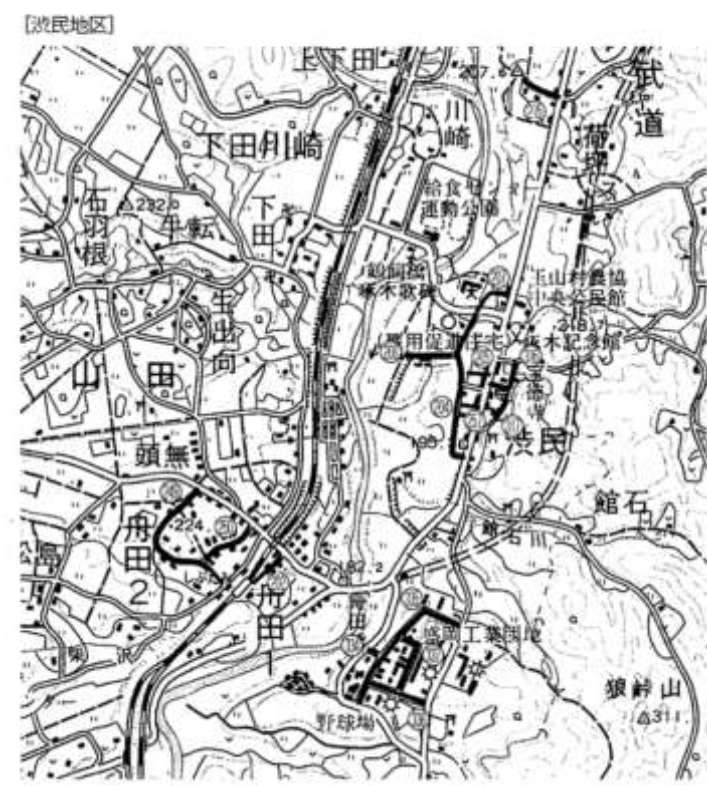
路線番号	路 線 名	幅員(m)	延長(m)	避難標識	備 考
2	柴沢下田線	5.3	3,613.0	無	柴沢、舟田、山田、下田、川崎
5	渋民好摩線	8.1	2,734.5	無	渋民、好摩
6	好摩生出線	6.0	2,207.7	無	生出
7	好摩永井線	7.6	3,968.0	無	好摩、元好摩、永井
8	和台線	7.6	279.0	無	大台
9	刈屋線	7.2	471.2	無	生出
101	石羽根線	5.8	4,544.1	無	生出、山田
104	尻志田線	6.3	643.6	無	生出
105	大台松内線	5.3	2,533.4	無	松内、大台
106	好摩永井沢線	6.1	5,024.4	無	好摩、元好摩、永井
108	百目木永井沢線	7.0	4,084.4	無	永井
117	生出滝ノ沢線	5.5	996.9	無	生出
118	山田線	5.8	1,221.7	無	生出、山田
203	舟田下田線	5.5	1,826.0	無	舟田、下田川崎
211	柴沢生出線	5.2	3,523.5	無	生出、柴沢
214	天池線	5.3	949.4	無	生出
219	尻志田南線	5.4	844.8	無	生出
244	尻志田線	3.7	1,655.7	無	生出

(4) 土石流危険区域対応避難路(別図3)

路線番号	路 線 名	幅員(m)	延長(m)	避難標識	備 考
10	釘の平線	4.9	3,271.5	無	釘の平
11	日戸柴沢線	5.8	4,802.2	無	日戸
12	山谷川目線	5.1	3,668.3	無	山谷川目
13	城内線	5.9	2,260.1	無	城内
14	一ノ渡岩洞湖線	5.5	1,059.3	無	藪川
15	山屋馬場線	5.4	7,295.4	無	沢目、前田、馬場状小
16	渋民鶴飼線	17.0	428.2	無	沢目

路線番号	路 線 名	幅員 (m)	延長(m)	避難標識	備考
109	城内線	4.9	3,778.2	無	城内
112	山形線	5.3	3,145.9	無	姫神
115	沢目線	5.1	1,721.2	無	沢目
303	糖森線	3.8	1,406.2	無	川又
304	中釘の平線	4.1	5,312.0	無	中釘の平
306	向井の沢線	4.0	2,273.2	無	藪川
307	横道沢線	4.3	1,640.5	無	日戸、釘の平
308	姥懐線	4.1	2,407.4	無	日戸
309	中日戸線	5.0	1,988.8	無	日戸
312	城内山谷川目線	4.8	2,215.8	無	城内、山谷川目
318	岩の沢線	4.0	559.8	無	沢目
319	沢目姫神開拓線	5.6	2,672.3	無	沢目
320	沢目開拓線	5.4	3,009.5	無	沢目、城内
322	芋田線	4.3	2,517.1	無	芋田、沢目、前田
323	武道昼久保線	3.6	1,534.4	無	芋田
324	鴨反線	4.9	503.0	無	芋田
325	状小屋線	5.1	1,115.4	無	馬場状小屋
326	滝の沢線	5.2	3,703.2	無	前田
327	高木線	4.7	4,520.6	無	前田、大平
330	大神姫神山線	5.2	5,152.6	無	姫神
333	大沼線	4.7	3,223.1	無	藪川
338	前田岩洞湖線	5.7	6,625.8	無	前田、姫神
340	日戸柴沢線	5.9	5,397.2	無	日戸
341	山形線	4.7	2,051.3	無	姫神
346	葛巻線	5.8	1,201.2	無	姫神
361	弓打沢線	4.4	1,014.8	無	日戸
366	武道昼久保枝線	4.8	253.0	無	芋田
589	川崎夏間木線	5.5	1,845.3	無	下田川崎

別図1 一般災害及び震災対応避難路



別図2 火山噴火対策対応避難路及び火山噴火対策対応避難連絡路





2-6 孤立化対策計画

2-6-1 災害時孤立化想定地域一覧表

災害時孤立化想定地域一覧表

令和6年6月30日現在

整理 番号	地区名	集落名	発生原因	戸数	人口	内65歳以上人口
1	藪川第1地区	岩洞町村	雪崩発生危険箇所	49	80	58
2	藪川第2地区	外山	アクセス道路が1本	55	83	51
3	姫神地区	姫神	道路構造物の損傷等	41	80	42
4	巻堀第1地区	桑畑田茂内	アクセス道路が1本	14	26	15
5	巻堀第2地区	大平	アクセス道路が1本	20	49	24
6	巻堀第3地区	西郡高木	アクセス道路が1本	3	4	3
7	巻堀第4地区	滝ノ沢	アクセス道路が1本	9	15	10
8	巻堀第5地区	芦名沢・中島	アクセス道路が1本	9	22	10
9	巻堀第6地区	前田	アクセス道路が1本	18	47	27
10	洪民第1地区	洪民田の沢	アクセス道路が1本	11	28	12
11	洪民第2地区	岩ノ沢	アクセス道路が1本	12	25	11
12	洪民第3地区	川崎	アクセス道路が1本	3	13	5
13	洪民第4地区	紙漉沢	アクセス道路が1本	1	7	2
14	洪民第5地区	笹平	アクセス道路が1本	5	16	5
15	玉山第1地区	城内4	アクセス道路が1本	6	12	8
16	玉山第2地区	二子沢	アクセス道路が1本	23	56	29
17	玉山第3地区	山谷川目	アクセス道路が1本	44	59	58
18	玉山第4地区	上日戸	アクセス道路が1本	9	27	12
19	玉山第5地区	日戸岩井沢	アクセス道路が1本	1	6	1
20	玉山第6地区	釘の平	アクセス道路が1本	100	235	91
21	玉山第7地区	川又	アクセス道路が1本	2	4	4
22	玉山第8地区	朝日台	アクセス道路が1本	14	222	12
23	上米内地区	小浜・白石・畑	道路構造物の損傷等	30	60	37
24	浅岸第1地区	木々塚・下大葛・上大葛・元信	道路構造物の損傷等	38	72	36
25	浅岸第2地区	赤重・鍋倉・大志田	道路構造物の損傷等	5	6	3
26	新庄第1地区	上八木田・下八木田	道路構造物の損傷等	65	109	26
27	新庄第2地区	銭掛・小貝沢	道路構造物の損傷等	19	28	13
28	新庄第3地区	中津川	道路構造物の損傷等	2	7	2
29	川目第1地区	第1地割(大枅沢、級沢)	道路構造物の損傷等	11	21	11
30	川目第2地区	第3地割(高畑)	道路構造物の損傷等	19	35	19
31	築川地区	全地域	道路構造物の損傷等	26	56	31
32	根田茂地区	全地域	道路構造物の損傷等	17	29	19
33	砂子沢地区	全地域	道路構造物の損傷等	43	67	53
34	大ヶ生第1地区	1～6地割、11～14地割	道路構造物の損傷等	46	162	54
35	大ヶ生第2地区	15～22地割	道路構造物の損傷等	12	42	14
36	下米内地区	佐倉	アクセス道路が1本	14	29	14
37	三ツ割地区	鉢の皮	アクセス道路が1本	151	327	111
38	繫地区	湯ノ館	雪崩発生危険箇所	10	24	7
合 計				957	2,190	948

2-7 防災施設等整備計画

2-7-1 防災施設の現況

防 災 施 設 の 現 況

1 市防災行政無線

同報系

令和6年7月1日現在

親 局	中 継 局	子 局	戸別受信機
1	1	106	400

2 消防力

(1) 消防車両等

令和6年7月1日現在

名 称 区 分	小型動力 ポ ン プ	小型動力 ポンプ付 積 載 車	普 通 ポンプ車	水 槽 付 ポンプ車	化 学 車	はしご車	屈 折 はしご車
盛岡中央・西 ・ 南 消 防 署	4		0	12	1	1	1
盛岡市消防団	2	31	45	0			

名 称 区 分	大 型 水 槽 車	救 助 工 作 車	高 規 格 救 急 車	救 急 車	指 揮 車	広 報 車	作 業 車	合 計
盛岡中央・西 ・ 南 消 防 署	1	2	9	0	3	11	5	50
盛岡市消防団						4		53

(2) 消防水利

令和6年7月1日現在

消 火 栓			防 火 水 槽 40m ³ 級	耐 震 性 貯 水 槽 100m ³ 級	合 計
公 設	私 設	計			
4,337	151	4,488	747	4	5,239

3 消防用無線

令和6年7月1日現在

区 分 名 称	消 防 用 無 線								合計	
	基 地 局			小計	移 動 局					小計
	基地局	簡易基地局	陸上移動中継局		車載型	卓上型	可搬型	携帯型		
盛岡中央・西 ・ 南 消 防 署	1	2		3	43	4		61	108	111
盛岡市消防団					80			8	88	88

4 林野火災用資器材

令和6年7月1日現在

区 分 \ 名 称	背負式 水のう	防 災 スプレ イヤー	移動用 水 槽	ス コ ッ プ		唐くわ	水 筒	なた	かま	なた かま
				剣	角					
盛岡中央・西・ 南 消 防 署	87 (112)	4 (0)	18 (3)	172	70	60	258	44	46	36
盛岡市消防団	219									

※ ()は、地方振興局委託分

2-8 都市防災計画

2-8-1 市街地再開発事業等の状況

市街地再開発事業等の状況

実施年度	施行地区名	整備手法(活用事業)
昭和52～57	盛岡駅前第一地区(第一工区)	第一種市街地再開発事業
昭和52～60	盛岡駅前第一地区(第二工区)	第一種市街地再開発事業
平成9～11	盛岡駅前A-1地区	優良建築物等整備事業
平成10～12	盛岡駅前B-1地区	優良建築物等整備事業
平成3～6	中ノ橋通地区	優良建築物等整備事業
平成9～11	中ノ橋通地区(地域交流センター建設)	街並み・まちづくり総合支援事業
平成12	東大通地区	優良建築物等整備事業
平成12～14	大通三丁目地区	優良建築物等整備事業
平成14～15	本町通一丁目地区	優良建築物等整備事業
平成17～19	肴町3番地区	優良建築物等整備事業
平成25～27	中央通二丁目地区	優良建築物等整備事業
平成28～令和2	中央通三丁目地区	優良建築物等整備事業
令和3～9	中ノ橋通一丁目地区	第一種市街地再開発事業

2-8 都市防災計画

2-8-2 土地区画整理事業の状況

土地区画整理事業の状況

	地区名	施行者	施行期間	施行面積 (ha)	摘要
完了	盛岡戦災復興	市長	昭和22年度～昭和26年度	5.14	
	茶畑地区	市	昭和35年度～昭和46年度	37.26	
	仁王地区	市	昭和35年度～昭和53年度	46.28	
	盛岡駅前北地区	市	昭和51年度～昭和60年度	8.96	
	仙北西地区	市	昭和55年度～平成11年度	138.33	
	盛岡駅前南地区	市	昭和63年度～平成11年度	3.82	
	留場高櫓地区	市	平成元年度～平成11年度	3.67	
	下永林第三地区	市	平成6年度～平成15年度	6.42	
	都南中央第一地区	市	昭和51年度～平成18年度	109.91	
	浅岸地区	市	昭和63年度～平成23年度	39	
	東中野下道	組合	昭和47年度～昭和50年度	1.55	
	大館地区	組合	昭和48年度～昭和51年度	9.05	
	繋温泉	組合	昭和48年度～昭和53年度	3.04	
	上堂地区	組合	昭和49年度～昭和53年度	18.37	
	神子田第一	組合	昭和52年度～昭和56年度	2.65	
	神子田第二	組合	昭和55年度～昭和57年度	3.11	
	門・東安庭地区	組合	昭和60年度～平成5年度	45.53	
	黒石野地区	組合	昭和63年度～平成12年度	5.62	
	前潟地区	組合	平成12年度～平成18年度	23.78	
	三本柳地区	個人	昭和52年度～昭和54年度	2.2	
	留場	個人	昭和57年度～昭和59年度	0.6	
	下永林地区	個人(共同)	昭和54年度～昭和63年度	1.3	
	塚堰地区	個人(共同)	昭和62年度	1.5	
	塚堰第二地区	個人	平成2年度～平成3年度	2.5	
	下永林第二地区	個人	昭和57年度～平成5年度	4.2	
	盛岡駅西口地区	市	平成5年度～平成21年度	35.57	
	洞清水地区	組合	平成6年度～平成21年度	7.01	

	地 区 名	施行者	施行期間	施行面積 (ha)	摘 要
完了	渋民地区	組合	平成10年度～平成23年度	27.98	
	盛岡南新都市 (盛南開発)	都市再生機構	平成6年度～平成25年度	313.46	
	赤田地区	個人(共同)	昭和53年度～令和元年度	1.08	
	計			908.89	
施行 中	太田地区	市	平成5年度～令和6年度	77.21	
	都南中央第三地区	市	平成12年度～令和6年度	26.51	
	道明地区	市	平成15年度～令和5年度	21.65	
	計			125.37	

2-8 都市防災計画

2-8-3 防火地域、準防火地域指定状況

防火地域、準防火地域指定状況

決定年月日	告示番号	防火地域 (ha)	準防火地域 (ha)	計 ha	備考
昭和26年9月29日	建設省告示第878号	—	404.42	404.42	準防火地域当初決定
昭和32年8月24日	建設省告示第1041号	6.97	397.45	404.42	防火地域当初決定(一団地の官公庁施設)
昭和42年12月28日	建設省告示第4623号	11.2	393.22	404.42	大通を防火地域に変更
昭和45年8月25日	盛岡市告示第84号	11.2	623.22	634.42	準防火地域の追加(青山、仙北、JR山田線付近)
昭和57年4月1日	盛岡市告示第95号	12.5	621.9	634.4	盛岡駅北を防火地域に変更
平成9年10月17日	盛岡市告示第304号	25.1	921.3	946.4	防火地域の追加(盛岡駅西口)、準防火地域の追加、(盛岡駅西口、太田、盛南)
平成17年3月25日	盛岡市告示第91号	25	1107	1132	準防火地域の追加(西仙北、盛南)
平成21年3月19日	盛岡市告示第80号	25	1179	1204	準防火地域の追加(道明)

※標準様式の変更により、平成12年度以降は10ha以上の告示面積には小数点以下を記載しないこととなった。

2-9 交通施設安全計画

2-9-1 道路施設の現況

道 路 施 設 の 現 況

令和6年7月1日現在

		実延長 (m)	改良・未改良内訳		路面別内訳		橋 梁		歩 道 延 長 (m)
			改良済 (m)	未改良 (m)	舗装済 (m)	未舗装 (m)	橋梁 数	延 長 (m)	
一 般 国 道	国管理	43,904	43,904	0	43,904	0	15	1,699	43,904
	県管理	92,848	92,848	0	92,848	0	47	3,498	68,163
	計	136,752	136,752	0	136,752	0	62	5,197	112,067
県 道		133,091	115,828	17,263	120,857	12,234	85	5,688	123,676
国県道計		269,843	252,580	17,263	257,609	12,234	147	10,885	235,743
市 道	一 級	280,759	248,234	32,525	261,191	19,568	132	3,463	152,397
	二 級	175,229	155,223	20,006	167,959	7,270	72	949	59,537
	計	455,988	403,457	52,531	429,150	26,838	204	4,412	211,934
	その他	1,684,481	1,218,375	466,106	1,358,843	325,904	374	5,660	281,440
	合 計	2,140,469	1,621,832	518,637	1,787,993	352,742	578	10,072	493,374
総 計		2,410,312	1,874,412	535,900	2,045,602	364,976	725	20,957	729,117

※(市道)小数点以下端数処理の関係上合計が一致しない場合がある。

2-9 交通施設安全計画

2-9-2 トンネル一覧表

トンネル一覧表

トンネル名	路線名	延長 (m)	車道 幅員 (m)	建築 限界高 (m)	竣工 年次	素掘覆工 の別	路面舗装種別
川目	国道106号	234.5	6.0	4.7	S47	覆工	コンクリート舗装
区堺	国道106号	271.0	6.0	4.7	S50	覆工	アスファルト舗装
綱取	上米内 湯沢線	107.5	5.5	5.0	S54	覆工	コンクリート舗装
かけのさわ	川目上 八木田線	175.0	7.0	4.7	H5	吹付	コンクリート舗装
大升沢	国道106号	263.0	7.0	4.7	H13	吹付	コンクリート舗装
境鼻	国道106号	138.0	7.0	4.7	H15	吹付	コンクリート舗装
水沢	国道106号	411.3	7.0	4.7	H16	吹付	コンクリート舗装
曾利田	国道106号	194.0	7.0	4.7	H17	吹付	コンクリート舗装
早坂	国道455号	3115.0	6.5	4.5	H17	覆工	コンクリート舗装
中央公園	本宮 長田町線	80.0	6.5	4.5	H18	覆工	アスファルト舗装
根田茂	盛岡大迫 東和線	1466.0	6.0	4.7	H18	吹付	コンクリート舗装
玉山	上米内芋 田向線	508.5	6.0	4.7	H19	覆工	コンクリート舗装
北山 (上り線)	国道455号	923.5	6.5	4.5	H21	覆工	コンクリート舗装
北山 (下り線)	国道455号	950.5	6.5	4.5	H21	覆工	コンクリート舗装

2-9 交通施設安全計画

2-9-3 障害物除去機械一覧表

令和6年7月1日時点

障 害 物 除 去 機 械 一 覧 表

所 属	車 種	台 数(台)	備 考
建 設 部 (道 路 管 理 課)	小型トラック	2	・2トン車 1台 ・4トン車 1台
	モーターグレーダー	8	
	ショベルドーザー	5	
環 境 部 (資源循環推進課)	機械車	5	小型機械2トン車
	テールゲートリフター 付ダンプ車	3	・2トン車 1台 ・3トン車 2台
	ダンプトラック	1	・2トン車
	ホイールローダー	1	・2.1m ³
玉 山 総 合 事 務 所 (建 設 課)	ダンプトラック	2	・2トン車 1台 ・7トン車 1台
	モーターグレーダー	1	
	ショベルドーザー	4	
上 下 水 道 部	ダンプトラック	4	・2トン車 2台 ・3トン車 1台 ・ダブルキャブ1台

2-10 ライフライン施設等安全計画

2-10-1 下水道施設の現況及び整備計画

令和6年7月1日時点

(流域下水道)

◎ 北上川上流流域－都南処理区 事業着手(S49) 処理開始(S55)

	処理面積 (ha)	処理人口 (千人)	管 渠 (km)	処 理 場 (千m ³ 日最大)	ポンプ場 (箇所数)
事 業 計 画	8,669	332.8	83.3	195.6	8
4年度末整備状況	7,376	323.7	83.3	195.6	8

(公共下水道)

◎ 都南処理区 事業着手(S49) 処理開始(S55)

	処理面積 (ha)	処理人口 (千人)	処 理 場 (千m ³ 日最大)	ポンプ場 (箇所数)
事 業 計 画	5,774.8	256.5	—	12
5年度末整備状況	5,083.5	251.1	—	11

2-11 生活関連物資等の確保計画

2-11-1 災害時における生活物資の確保及び供給に関する協定（協同組合盛岡卸センター）

災害時における生活物資の確保及び供給に関する協定

（趣旨）

第1条 この協定は、盛岡市域内において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に盛岡市（以下「甲」という。）が協同組合盛岡卸センター（以下「乙」という。）に対して生活物資の確保及び供給の協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第 233号）第2条第1号に規定する災害をいう。

（協定事項の発動）

第3条 この協定に定める事項は、原則として、甲が災害対策基本法第23条第1項の規定に基づき災害対策本部を設置し、乙に対し生活物資の確保及び供給の協力を要請したときに発動するものとする。

（協力要請の方法）

第4条 災害時において、甲が乙に対し生活物資の確保及び供給の協力を要請する場合は、書面により行うものとする。ただし、緊急時においては、電話又は口頭により協力を要請し、事後、書面を提出することができるものとする。

（協力要請時の明示事項）

第5条 前条の規定による要請は、次の事項を明示するものとする。

- (1) 供給を要請する品目
- (2) 供給を要請する数量
- (3) 納入希望日
- (4) 納入場所
- (5) その他必要事項

（要請への協力）

第6条 乙は、第4条の規定による要請があった場合は、できる限り甲に協力するものとする。

（生活物資の種類）

第7条 災害時において、甲が乙に対し確保及び供給の協力を要請する生活物資の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 寝具類
- (2) 衣服類
- (3) 食料品・飲料水類（原則として米及び生鮮食料品を除く。）
- (4) 食器類
- (5) 調理器具
- (6) 日用雑貨品類
- (7) その他必要とされる物資

（費用負担）

第8条 この協定に基づき乙が確保し、供給した生活物資の代金及びその他必要経費は、甲が負担するものとする。なお、費用の請求にあたり、乙は、災害発生前における生活物資の価格を考慮し、適正な価格で費用を請求するものとする。

(数量等の協議)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく生活物資の確保が円滑に行われるよう、必要に応じ、生活物資の確保可能数量等について協議するものとする。

(支援体制の整備)

第10条 乙は、組合員及び他の団地組合との間の連携を強化し、必要に応じて支援を受けられるよう体制の整備に努めるものとし、甲は、乙に対し必要な協力を行うものとする。

(協議)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、それぞれ各1通を保有する。

平成 13 年5月8日

甲 盛 岡 市

盛岡市長

桑 島 博

乙 紫波郡矢巾町流通センター南一丁目2番15号

協同組合盛岡卸センター

理事長

池 野 和 夫

2-11 生活関連物資等の確保計画

2-11-2 災害時におけるプロパンガス等の供給に関する協定（社団法人岩手県高圧ガス保安協会）

災害時におけるプロパンガス等の供給に関する協定書

盛岡市（以下「甲」という。）と社団法人岩手県高圧ガス保安協会盛岡支部（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、盛岡市域内において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲が乙に対して避難場所や仮設住宅等のライフラインであるプロパンガス及びプロパンガス設備の応急対策用資機材（以下「プロパンガス等」という。）の調達について、協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

（協定事項の発動）

第3条 この協定に定める事項は、原則として、甲が災害対策基本法第23条第1項の規定に基づき災害対策本部を設置し、乙に対し協力を要請したときに発動するものとする。

2 前項の甲の要請があったときは、乙は甲に対しプロパンガス等の調達に協力するものとする。

（協力要請の方法）

第4条 災害時において、甲が乙に対し、プロパンガス等の調達を要請する場合は、書面により行うものとする。ただし、緊急時においては、電話又は口頭により協力を要請し、事後、書面を提出することができるものとする。

（協力要請時の明示事項）

第5条 前条の規定による要請は、次の事項を明示するものとする。

- (1) プロパンガス等の品名及び数量
- (2) プロパンガス等の供給日時及び場所
- (3) その他必要事項

（要請への協力）

第6条 乙は、第4条の規定による要請があった場合は、できる限り甲に協力するものとする。

（費用負担）

第7条 この協定に基づき乙がプロパンガス等の調達に要した費用及びその他の必要経費は、甲が負担するものとする。なお、費用の請求にあたり、乙は災害発生前における価格を考慮し、適正な価格で費用を請求するものとする。

（事故報告）

第8条 乙は、プロパンガス等の輸送中に事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

（損害賠償責任）

第9条 乙は、プロパンガス等の輸送中に、乙の責に帰する理由により、緊急輸送車両の使用者が第三者（同伴者を含む。）に損害を与えたときは、その責を負うものとする。

（状況報告）

第10条 甲は、この協定に基づく調達要請が円滑に行われるよう、乙に対し必要と認めた場合は、

乙又は乙に加盟する会員等が保有するプロパンガス等の数量等の状況について、報告を求めることができる。

(連絡責任者)

第 11 条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては盛岡市総務部消防防災課長、乙においては社団法人岩手県高圧ガス保安協会盛岡支部長とする。

(被災した他市町村への応援)

第 12 条 甲が、被災した他の市町村に対するプロパンガス等の供給応援を行うために、乙に協力要請を行った場合においても、乙は、この協定に準じて可能な限り協力するものとする。

(疑義等の決定)

第 13 条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定の定めのない事項については、甲・乙が協議して定めるものとする。

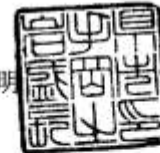
この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成 18 年 10 月 12 日

甲 盛岡市内丸 12 番 2 号

盛岡市長

谷 藤 裕 明



乙 盛岡市東安庭三丁目 3 番 6 号

社団法人岩手県高圧ガス保安協会盛岡支部

支部長

長 野 壽 美



2-12 危険物施設等安全計画

2-12-1 化学消火薬剤備蓄一覧表

化学消火薬剤備蓄一覧表

令和6年7月1日現在

区 分		化学消火薬剤(ℓ)				
		た ん 白 泡		合成界面 活 性 剤	水成膜泡 消火薬剤	水溶性液体 用泡消火剤
		3 % 型	6 % 型			
盛岡中央 消 防 署	本 署				500	
	上 田 出 張 所				60	
	松 園 出 張 所				80	
	中 野 出 張 所				160	
	山 岸 出 張 所				140	
	玉 山 出 張 所				60	
	小 計				1,000	
盛 岡 西 消 防 署	本 署				60	
	繋 出 張 所				100	
	城 西 出 張 所				180	
	厨 川 出 張 所				60	
	小 計				400	
盛 岡 南 消 防 署	本 署				260	
	仙 北 出 張 所				100	
	小 計				360	
合 計					1,760	

2-13 風水害予防計画

2-13-1 準用河川改修事業一覧表

令和6年7月1日時点

準用河川改修事業一覧表

事業名	事業概要		施工箇所	施行年度	防災上の効果
	指定延長(km)	改修済延長(km)			
荒川	1.05	1.05	上厨川地内	改修済	
下太田川	1.70	1.08	下太田地内	昭52～	耕地 4.5ha、その他 5.0ha、家屋 50戸
白滝川	1.50	1.50	川目地内	改修済	
湯川	2.30	0.66	繫地内	改修済	残区間は公共下水道事業整備
小諸葛川	3.05	3.05	西青山～稲荷町	改修済	
桜川	0.73	0.73	浅岸地内	改修済	
太田川	0.06	0.06	下太田地内	改修済	
新田川	0.24	0.24	下太田地内	平4～	残区間は公共下水道事業整備
大葛川	2.23	0.54	浅岸地内	平3～	耕地 11.3ha、その他 6.1ha、家屋 31戸
湯沢川	1.60	1.60	湯沢地内	改修済	
沼橋川	1.40	1.40	黒川・乙部地内	昭58～	耕地 1ha、その他 7.5ha、家屋 40戸
美濃戸川	1.30	1.30	黒川地内	改修済	
三沢川	1.50	1.50	湯沢地内	改修済	
大沢田川	1.00	0.54	乙部地内	昭60～	耕地 30.0ha、その他 10.0ha、家屋248戸
広川	2.50	1.92	羽場・湯沢地内	平4～	耕地 15.0ha、その他 5.0ha、家屋 15戸
大沢田川放水路	0.097	0.097	乙部地内	改修済	
木伏川	3.20	2.56	上飯岡・羽場地内	平4～	耕地 29.0ha、その他 1.0ha、家屋 10戸
新田川	0.62	0.12	乙部地内	平4～	耕地 5.0ha、その他 1.0ha、家屋 3戸
大橋川	1.38	0.97	渋民地内	平14～	
合計	27.457	20.917			

2-13 風水害予防計画

2-13-2 普通河川改修事業一覧表

令和6年7月1日時点

普通河川改修事業一覧表

事業名	事業概要		施工箇所	施行年度	防災上の効果
	区間延長 (km)	改修済 延長(km)			
小荒川	0.48	0.48	土淵地内	S43	
一本松川	0.46	0.46	下米内地内	S56	
大沢川	0.72	0.72	猪去地内	S54～H27	
湯館川	0.20	0.20	繋地内	S56～S57	
さるこ沢・うるし沢川	0.30	0.20	猪去地内	S58	
鉢ノ皮川	0.07	0.07	上田地内	H2	
白滝川	0.45	0.45	川目地内	H2～H6	
米内沢川	1.30	0.84	上米内地内	H3～	
名乗沢川	1.43		上米内地内		
館沢川	0.51	0.51	猪去地内	H27～H28	
沢口川	1.00	0.67	手代森地内	H15～	
大沢田川	0.55	0.04	乙部地内	H7～	
仁反田川	0.45	0.45	川目地内	H7～H23	
金洗川	1.50		羽場地内		
濁川	4.80		玉山地内	R2～	
西郡川	0.17		寺林地内		
芦名沢川	0.15		玉山馬場地内		
合計	14.54	5.09			

2-13 風水害予防計画

2-13-3 都市基盤河川改修事業・大規模特定河川一覧表

都市基盤河川改修事業・大規模特定河川一覧表

事業名	事業概要		施工箇所	施行年度	防災上の効果
	指定延長 (km)	改修済延長 (km)			
南 川	3.40	1.09	飯岡新田～津志田	H5～ R2～	耕地135.0ha、 家屋1330戸、 その他－ha

2-13 風水害予防計画

2-13-4 国、県管理の河川改修事業一覧表

令和6年7月1日時点

国、県管理の河川改修事業一覧表

〈国管理河川〉

河 川 名	管 理 延 長	要 改 修 延 長	改 修 延 長	進 捗 率	備 考
北 上 川 中 津 川 雫 石 川	68.4km	52.1km	38.4km	73.7%	完成堤防評価

※ 上記の各延長は、盛岡市域内の左岸と右岸を加えた延べ延長である。

〈県管理河川〉

(広域河川改修事業)

事 業 名	事 業 概 要	施行年度	防 災 上 の 効 果
築 川	全体計画延長 4,000m	S57～	耕地 53.3ha その他 ーha 家屋 792戸
木 賊 川	全体計画延長 4,400m (広域基幹河川改修事業)	S61～	耕地 354.0ha その他 240.0ha 家屋 9,000 戸

(総合流域防災事業)

事 業 名	事 業 概 要	施行年度	防 災 上 の 効 果
南 川	全体計画延長 1,450m	H5～H28	耕地 12.2ha、家屋 213戸

2-13 風水害予防計画

2-13-5 水防法第15条に基づく浸水想定区域内の施設一覧表

令和6年7月1日時点

水防法第15条に基づく浸水想定区域内の施設一覧表

(1) 地下街等(五十音順)

番号	施設名	郵便番号	所在地	電話番号
1	パルクアベニューカワトク	020-8655	盛岡市菜園一丁目 10-1	651-1111
2	盛岡駅ビルフェザン	020-0034	盛岡市盛岡駅前通 1-44	629-2606

(2) 要配慮者利用施設

① 医療施設(法人名称を除く五十音順)

番号	施設名	郵便番号	所在地	電話番号
1	愛歯科診療所	020-0851	盛岡市向中野一丁目 10 番 31 号	681-9888
2	アクアAGA クリニック盛岡院	020-0034	盛岡市盛岡駅前通 14-6 PIVOT 盛岡駅前ビル 301	656-7680
3	旭橋クリニック菊池循環器内科	020-0063	盛岡市材木町 2 番 26 号	653-8511
4	あべ菜園内科クリニック	020-0024	盛岡市菜園二丁目 5 番 29 号	623-7000
5	あべ内科・消化器科クリニック	020-0146	盛岡市長橋町 17 番 45 号	605-5311
6	安藤歯科医院	020-0034	盛岡市盛岡駅前通 8 番 3 号	626-5525
7	池田外科・消化器内科医院	020-0041	盛岡市境田町 5 番 18 号	648-3200
8	いとう歯科医院	020-0813	盛岡市東山一丁目 19 番 21 号	626-5252
9	今井産婦人科内科クリニック	020-0877	盛岡市下ノ橋町 1 番 5 号	623-4881
10	医療法人 天音会 おいかわ内科クリニック	020-0066	盛岡市上田一丁目 18-46	622-7400
11	医療法人 菜園循環器内科医院	020-0024	盛岡市菜園一丁目 4 番 7 号	626-3211
12	医療法人いけだ歯科口腔外科	020-0874	盛岡市南大通二丁目 10 番 27 号	604-7061
13	医療法人岡村歯科医院	020-0022	盛岡市大通二丁目 6 番 14 号	625-8241
14	医療法人菜園矯正歯科クリニック	020-0015	盛岡市開運橋通 2 番 20 号	621-8484
15	医療法人社団 桂会 かつら内科クリニック	020-0866	盛岡市本宮字小坂小瀬 13-2	658-1223
16	医療法人純仁会 盛岡前潟眼科	020-0148	盛岡市前潟四丁目 7 番 1 号 イオンモール盛岡 2 階	601-5517
17	医療法人芝蘭会いすゞ医院	020-0022	盛岡市大通三丁目 3 番 22 号	654-1411
18	医療法人菅原大通りクリニック	020-0022	盛岡市大通一丁目 3-4	656-8037

番号	施設名	郵便番号	所在地	電話番号
19	医療法人誠心会真山池田医院	020-0015	盛岡市本町通三丁目19番32号	623-7151
20	医療法人大樹会小笠原歯科クリニック	020-0866	盛岡市本宮三丁目32番5号	635-3500
21	医療法人高橋歯科医院	020-0022	盛岡市大通一丁目2番1号 産業会館別館2階	651-0202
22	医療法人広仁会城西歯科クリニック	020-0044	盛岡市城西町7番35号	624-0531
23	医療法人三船内科	020-0137	盛岡市天昌寺町9番10号	646-2310
24	岩手県赤十字血液センター	020-0831	盛岡市三本柳6地割1番地6	637-7200
25	岩手県赤十字血液センター盛岡大通り出張所	020-0022	盛岡市大通二丁目3番7号 CT33ビル	653-6511
26	岩本クリニック	020-0034	盛岡市盛岡駅前通3番63号 第二基ビル2F	625-3134
27	内田歯科クリニック	020-0022	盛岡市大通三丁目7番20号	622-0888
28	内丸歯科クリニック	020-0023	盛岡市内丸17番30号 トーカンジェネラス内丸1F	656-0900
29	映画館通りキザワ眼科	020-0024	盛岡市菜園一丁目12-18	613-2377
30	駅西通りおばら歯科医院	020-0045	盛岡市盛岡駅西通一丁目5番3号	652-2928
31	駅前メンタルクリニック	020-0034	盛岡市盛岡駅前通9番10号 丸善ビル4階	606-5378
32	エミナルクリニック盛岡院	020-0021	盛岡市中央通一丁目9-11 CUBE映画館通りビル2階	613-5335
33	江村胃腸科内科医院	020-0044	盛岡市城西町7番33号	623-4035
34	遠藤歯科クリニック	020-0025	盛岡市大沢川原三丁目6番31号	629-1188
35	逢坂医院	020-0062	盛岡市長田町10番32号	622-6016
36	大浦内科・歯科クリニック	020-0836	盛岡市津志田西二丁目13-3	639-3315
37	大手先内科循環器クリニック	020-0015	盛岡市本町通一丁目8番9号	651-2150
38	おおどおり鎌田内科クリニック	020-0022	盛岡市大通二丁目7番23号	606-5161
39	大通コンタクトクリニック	020-0022	盛岡市大通一丁目7番1号	651-4105
40	大西皮膚科医院	020-0865	盛岡市仙北三丁目15番32号	635-1912
41	おおひら内科・循環器科クリニック	020-0064	盛岡市梨木町2番2号	606-3765
42	小笠原歯科医院	020-0875	盛岡市清水町6番28号	623-7227
43	岡田消化器科内科医院	020-0875	盛岡市清水町3番5号	622-4266

番号	施設名	郵便番号	所在地	電話番号
44	小川歯科医院	020-0402	盛岡市黒川9地割20番地8	696-2227
45	荻野病院	020-0866	盛岡市本宮一丁目6-12	636-0317
46	おとべ歯科クリニック	020-0403	盛岡市乙部4地割15番地2	696-3001
47	小山田歯科医院	020-0034	盛岡市盛岡駅前通8番11号 盛岡駅前ビル3階	625-1744
48	開運橋消化器内科クリニック	020-0022	盛岡市大通三丁目9番3号 菱和メディカルビル2階	613-3336
49	かとう整形外科クリニック	020-0021	盛岡市中央通二丁目8番1号	622-2555
50	かど歯科クリニック	020-0823	盛岡市門一丁目19番17号	604-2260
51	かなやま内科医院	020-0801	盛岡市浅岸一丁目12番22号	621-8680
52	金子胃腸科内科	020-0403	盛岡市乙部13地割135番地3	696-2012
53	かまた歯科クリニック	020-0004	盛岡市山岸二丁目16-12	626-1777
54	鎌田内科クリニック	020-0866	盛岡市本宮二丁目20番1号	636-1725
55	上ノ橋歯科クリニック	020-0887	盛岡市上ノ橋町1番45号	622-4348
56	川久保病院	020-0835	盛岡市津志田26地割30-1	635-1305
57	寛歯科クリニック	020-0023	盛岡市内丸17番38号	654-3316
58	菅野小児科医院	020-0004	盛岡市山岸二丁目11-36	622-4448
59	きくち耳鼻咽喉科医院	020-0042	盛岡市新田町9番15号	654-3387
60	菊池整形外科・形成外科クリニック	020-0875	盛岡市清水町5番22号	606-5100
61	きたがわ歯科クリニック	020-0062	盛岡市長田町1-5-102	656-7555
62	木のまち歯科矯正歯科医院	020-0022	盛岡市大通三丁目10-29	626-4618
63	京野アートクリニック盛岡	020-0034	盛岡市盛岡駅前通15番5号 ワールドイン GEN プラザビル3階	613-4124
64	亀楽町通クリニック	020-0024	盛岡市菜園一丁目5番19号	651-1601
65	くどう歯科クリニック	020-0146	盛岡市長橋町16番20号	648-7171
66	くまがい歯科クリニック	020-0837	盛岡市津志田町二丁目1番70号	632-1188
67	黒川産婦人科医院	020-0013	盛岡市愛宕町2-51	651-5066
68	小泉歯科医院	020-0861	盛岡市仙北三丁目15番26号	635-2292

番号	施設名	郵便番号	所在地	電話番号
69	公益財団法人岩手県対がん協会 いわて健康管理センター	020-0864	盛岡市西仙北一丁目 17-18	637-2966
70	公園通りクリニック	020-0024	盛岡市菜園一丁目 6-13 公園通りプラザビル 2 階	625-3008
71	孝仁病院	020-0052	盛岡市中太田泉田 28 番地	656-2888
72	国分通り歯科	020-0121	盛岡市月が丘三丁目 30-20	648-8080
73	国労会館歯科	020-0033	盛岡市盛岡駅前北通 4 番 4 号 国労会館 2F	653-5228
74	こずかたクリニック	020-0839	盛岡市津志田南三丁目 14-88	637-1112
75	小林歯科医院	020-0024	盛岡市菜園二丁目 7 番 33 号	654-1088
76	小林小児科クリニック	020-0831	盛岡市三本柳 11 地割 12 番地 4	638-0404
77	コバヤシデンタルクリニック	020-0021	盛岡市中央通二丁目 10 番 15 号	604-8848
78	駒ヶ嶺リウマチ・整形外科クリニック	020-0034	盛岡市盛岡駅前通 9 番 10 号 丸善ビル 3F	622-1121
79	近藤眼科医院	020-0875	盛岡市清水町 4 番 30 号	622-2509
80	菜園皮膚科クリニック	020-0024	盛岡市菜園一丁目 12 番 18 号 盛岡菜園センタービル 1 階	625-1118
81	西郷歯科医院	020-0833	盛岡市西見前 14 地割 83 番地	638-7711
82	さいとうレディスクリニック	020-0033	盛岡市盛岡駅前北通 3 番 33 号	621-3555
83	ざいもくちよう歯科	020-0063	盛岡市材木町 9 番 1 号	653-2264
84	ささき歯科医院	020-0831	盛岡市三本柳 3 地割 12 番地 7	637-8211
85	ささきデンタルクリニック	020-0013	盛岡市愛宕町 3-25	601-4118
86	さとう胃腸科内科	020-0851	盛岡市向中野一丁目 11 番 25 号	635-0789
87	佐藤健レディースクリニック	020-0836	盛岡市津志田西二丁目 13-83	658-8222
88	佐藤たもつ歯科医院	020-0866	盛岡市本宮一丁目 24 番 3 号	636-0418
89	佐藤内科クリニック	020-0022	盛岡市大通三丁目 1 番 24 号 第三菱和ビル 4 階	626-1115
90	さとう歯科クリニック	020-0834	盛岡市永井 20 地割 1-91	637-7373
91	三愛病院	020-0121	盛岡市月が丘一丁目 29 番 15 号	641-6633
92	三本柳かんのクリニック	020-0831	盛岡市三本柳 23 地割 10 番 5 号	638-7070
93	ししど歯科医院	020-0402	盛岡市黒川 22 地割 39-1	658-8092

番号	施設名	郵便番号	所在地	電話番号
94	島津歯科医院	020-0032	盛岡市夕顔瀬町7番14号	651-1531
95	清水町デンタルクリニック	020-0875	盛岡市清水町4番30号	604-7418
96	社会福祉法人小原慶福会清和荘	020-0807	盛岡市加賀野四丁目9-1	624-0533
97	循環器内科 金矢クリニック	020-0838	盛岡市津志田中央三丁目7番7号	601-2990
98	障害者・要介護者歯科診療センター	020-0045	盛岡市盛岡駅西通二丁目5番25号	621-8020
99	小豆嶋胃腸科内科クリニック	020-0861	盛岡市仙北三丁目13番20号	636-1503
100	白沢整形外科医院	020-0121	盛岡市月が丘三丁目40番28号	645-3666
101	じろう歯科クリニック	020-0015	盛岡市開運橋通1番21号	622-4755
102	白倉歯科医院	020-0861	盛岡市仙北三丁目14番57号	656-5218
103	しんたろうクリニック	020-0866	盛岡市本宮一丁目9番1号	631-3110
104	鈴木歯科クリニック	020-0021	盛岡市中央通三丁目7番1号	651-0151
105	すずきひろこ心理療法研究室	020-0024	盛岡市菜園二丁目7番30号 4階	621-8071
106	すっきりクリニック高橋耳鼻咽喉科	020-0063	盛岡市材木町4番35号	606-1800
107	関歯科・口腔医療クリニック	020-0021	盛岡市中央通三丁目14番29号	606-1236
108	仙北坂歯科クリニック	020-0866	盛岡市本宮二丁目11番16号	635-1641
109	外川歯科医院	020-0004	盛岡市山岸一丁目2番46号	653-6480
110	だいく歯科医院	020-0861	盛岡市仙北三丁目11番4号	635-8141
111	たかしクリニック	020-0862	盛岡市東仙北二丁目4-28	681-6731
112	たかデンタルクリニック	020-0021	盛岡市中央通一丁目6番26号 2F	629-3080
113	たかはし眼科	020-0866	盛岡市本宮字小板小瀬13-1	656-3366
114	たかはし歯科医院	020-0121	盛岡市月が丘一丁目27番45号 エンジェルビル3・1-B	643-8880
115	高松病院	020-0115	盛岡市館向町4番8号	624-2250
116	たぐち脳神経外科クリニック	020-0015	盛岡市本町通一丁目4番19号	621-1234
117	田中歯科医院	020-0125	盛岡市上堂一丁目16番27号	645-2821
118	たにむらクリニック	020-0851	盛岡市向中野二丁目42-10	601-2990

番号	施設名	郵便番号	所在地	電話番号
119	玉田眼科	020-0861	盛岡市仙北二丁目1番9号	635-8388
120	ちだ内科・外科クリニック	020-0824	盛岡市東安庭一丁目23番60号	604-3755
121	ちばクリニック	020-0021	盛岡市中央通三丁目1番10号	605-8300
122	千葉歯科	020-0033	盛岡市盛岡駅前北通2番25号	653-3321
123	ちば耳鼻咽喉科クリニック	020-0885	盛岡市紺屋町2-4	623-3387
124	中央通ストレスクリニック	020-0021	盛岡市中央通二丁目10番20号 メイプル中央ビル 2F	604-4371
125	手代森歯科クリニック	020-0401	盛岡市手代森7地割78番地4	675-1133
126	寺島歯科医院	020-0807	盛岡市加賀野一丁目2番61号	626-5800
127	デンタルオフィスK	020-0022	盛岡市大通一丁目1番16号 岩手教育会館 1F	626-7643
128	デンタルオフィスサンサ	020-0836	盛岡市津志田西二丁目17番50号	656-1780
129	天日歯科医院	020-0022	盛岡市大通一丁目3番4号 4階	652-2820
130	TCB 東京中央美容外科 盛岡院	020-0024	盛岡市菜園一丁目10-1 パルクアベニューカワトク8階	601-4107
131	東京ノースクリニック	020-0033	盛岡市盛岡駅前北通5番14号 メルベユ盛岡第6ビル 4F	626-3233
132	遠山病院	020-0877	盛岡市下ノ橋町6番14号	651-2111
133	とちない脳神経外科クリニック	020-0838	盛岡市津志田中央三丁目17番10号	637-7000
134	栃内病院	020-0864	盛岡市西仙北一丁目15-7	681-3575
135	都南病院	020-0832	盛岡市東見前6地割40-1	638-7311
136	とみさわ甲状腺・乳腺と日帰り手術のクリニック盛岡	020-0024	盛岡市菜園一丁目5番23号	681-3652
137	内科・訪問診療 タ顔瀬橋クリニック	020-0032	盛岡市タ顔瀬町4-32	090-7071-1739
138	なおや脳神経・頭痛クリニック	020-0866	盛岡市本宮字小坂小瀬13-4	656-3708
139	なかつか消化器内科クリニック	020-0052	盛岡市中太田新田25-270	613-2727
140	ながの脳神経クリニック	020-0835	盛岡市津志田16地割17番地2	639-0123
141	長橋皮膚科クリニック	020-0146	盛岡市長橋町38番7号	613-2121
142	ながはま歯科医院	020-0062	盛岡市長田町21番43号	653-8911
143	中村・北條クリニック	020-0864	盛岡市西仙北一丁目32番15号	636-3555

番号	施設名	郵便番号	所在地	電話番号
144	中村こどもクリニック	020-0143	盛岡市上厨川字杉原 50 番地 47	648-7711
145	中村歯科医院	020-0861	盛岡市仙北二丁目 10 番 7 号	635-3777
146	中村内科医院	020-0886	盛岡市若園町 2 番 5 号	622-7103
147	なごみ矯正・デンタルクリニック	020-0148	盛岡市前湯四丁目 7 番 1 号 イオンモール盛岡 1 階	645-7530
148	なないろのとびら診療所	020-0861	盛岡市仙北二丁目 1 番 20 号	601-3101
149	二宮内科クリニック	020-0013	盛岡市愛宕町 2 番 47 号	621-8181
150	乳腺外科・いしだ外科胃腸科クリニック	020-0034	盛岡市盛岡駅前通 14 番 9 号	625-8777
151	のむら歯科医院	020-0401	盛岡市手代森 14 地割 16 番 29 号	675-1188
152	はぎわら歯科クリニック	020-0042	盛岡市新田町 10 番 7 号	626-3363
153	畑山レディスクリニック	020-0831	盛岡市三本柳 23 地割 69-1	613-7004
154	ぱっちり眼科クリニック	020-0034	盛岡市盛岡駅前通 1 番 44 号 フェザン盛岡本館3階	624-0251
155	歯の松本	020-0824	盛岡市東安庭一丁目 23 番 62 号	625-5772
156	坂東内科クリニック	020-0025	盛岡市大沢川原一丁目 3 番 17 号	621-7227
157	ひであき歯科	020-0878	盛岡市肴町 3 番 18 号 ラオ・エム・コート 1F	656-1632
158	ひろし外科肛門科	020-0024	盛岡市菜園一丁目 3 番 10 号	622-4065
159	ふじむら歯科医院	020-0878	盛岡市肴町 3 番 30 号 102	625-2418
160	船山内科クリニック	020-0877	盛岡市下ノ橋町 4 番 15 号	606-0812
161	細井外科医院	020-0025	盛岡市大沢川原一丁目 1 番 2 号	624-2715
162	ポラーノ矯正歯科	020-0063	盛岡市材木町 6 番 26 号	654-8040
163	前川歯科クリニック	020-0042	盛岡市新田町 9 番 15 号 第 3 基ビル	653-3200
164	前川内科クリニック	020-0042	盛岡市新田町 9 番 11 号	624-3313
165	前多小児科クリニック	020-0034	盛岡市盛岡駅前通 9 番 10 号 丸善ビル 5F	601-7478
166	前東歯科医院	020-0025	盛岡市大沢川原三丁目 6 番 6 号	623-4400
167	まさと脳神経内科クリニック	020-0851	盛岡市向中野五丁目 18-30	601-5800
168	松嶋歯科医院	020-0866	盛岡市本宮一丁目 9 番 8 号	634-0488

番号	施設名	郵便番号	所在地	電話番号
169	松館歯科医院	020-0051	盛岡市下太田沢田 68 番地 2	659-2566
170	松本陽子デンタルクリニック	020-0866	盛岡市本宮二丁目 43 番 11 号	656-4618
171	MAMO IMPLANT CLINIC MALIOS	020-0045	盛岡市盛岡駅西通二丁目 9 番 1 号 マリオス 15 階	681-8861
172	マリオス小林内科クリニック	020-0045	盛岡市盛岡駅西通二丁目 9 番 1 号 11F	621-5222
173	みか美容クリニック	020-0022	盛岡市大通三丁目 9 番 3 号 菱和開運メディカルビル 3 階	624-4843
174	みきデンタルクリニック	020-0021	盛岡市中央通一丁目 11 番 16 号	622-4238
175	三島歯科医院	020-0838	盛岡市津志田中央三丁目 6 番 1 号	637-6565
176	三島内科医院	020-0885	盛岡市紺屋町 1 番 34 号	653-4511
177	水沼内科循環器クリニック	020-0021	盛岡市中央通二丁目 11 番 12 号	604-8002
178	みやた整形外科医院	020-0125	盛岡市上堂二丁目 4 番 12 号	656-6350
179	みやのデンタルオフィス	020-0141	盛岡市中屋敷町 7 番 17 号	643-5773
180	みやもと内科クリニック	020-0143	盛岡市上厨川字杉原 101 番地 4	601-3810
181	見前歯科クリニック	020-0833	盛岡市西見前 15 地割 4 番地 4	637-8803
182	見前ファミリークリニック	020-0831	盛岡市三本柳 12 地割 20 番地 1	632-6300
183	向井田歯科医院	020-0064	盛岡市梨木町 11 番 1 号	606-8181
184	村田小児科医院	020-0885	盛岡市紺屋町 3 番 4 号	622-7132
185	むろおか骨粗鬆症・整形外科クリニック	020-0024	盛岡市菜園一丁目 11 番 1 号 エスビル菜園 4 階	613-2760
186	恵皮膚科クリニック	020-0034	盛岡市盛岡駅前通 15 番 16 号 3 階	624-6200
187	メディケアプラザ中央通りクリニック	020-0021	盛岡市中央通三丁目 16 番 23 号	654-3782
188	本宮 C クリニック	020-0851	盛岡市向中野三丁目 10 番 3 号	631-2381
189	本宮歯科	020-0866	盛岡市本宮四丁目 2 番 10 号	635-2464
190	盛岡 KT 歯科・矯正歯科	020-0022	盛岡市大通一丁目 7-6 PRENDRE THREE 201	601-3325
191	盛岡駅前おおば脳神経内科クリニック	020-0034	盛岡市盛岡駅前通 13 番 8 号	626-4141
192	盛岡健康推進センター	020-0034	盛岡市盛岡駅前通 1-41	622-6660
193	もりおか静眠堂医院	020-0034	盛岡市盛岡駅前通 9 番 5 号佐川ビル 2 階	604-3377

番号	施設名	郵便番号	所在地	電話番号
194	盛岡赤十字病院	020-8560	盛岡市三本柳 6 地割 1 番地 1	637-3111
195	盛岡タウン形成外科クリニック	020-0034	盛岡市盛岡駅前通 15 番 5 号 ワールドイン GEN プラザビル 3 階	653-8611
196	盛岡ツイン歯科クリニック	020-0836	盛岡市津志田西一丁目 1 番 31 号	638-3800
197	盛岡デンタルケアクリニック	020-0024	盛岡市菜園一丁目 6 番 13 号	658-8730
198	盛岡となん歯科・こども矯正歯科	020-0831	盛岡市三本柳 7 地割 13 番地 8	638-8680
199	盛岡美容外科	020-0034	盛岡市盛岡駅前通 13-8 鳴海ビル 2F	656-0980
200	盛岡ふじさわ整形外科クリニック	020-0866	盛岡市本宮三丁目 9-13	613-5274
201	森眼科クリニック	020-0034	盛岡市盛岡駅前通 10 番 22 号	604-1150
202	もりた整形外科	020-0004	盛岡市山岸一丁目 3 番 8 号	652-5858
203	杜のこどもクリニック	020-0851	盛岡市向中野三丁目 10 番 6 号	631-1160
204	やすの矯正歯科クリニック	020-0034	盛岡市盛岡駅前通 14 番 9 号	622-3877
205	やまだ胃腸内科クリニック	020-0838	盛岡市津志田中央二丁目 18 番 31 号	614-0180
206	山田クリニック	020-0021	盛岡市中央通一丁目 13 番 8 号	654-3788
207	ゆい内科呼吸器科クリニック	020-0851	盛岡市向中野二丁目 54 番 18 号	631-1159
208	ゆうがおせ歯科医院	020-0063	盛岡市材木町 8 番 21 号 グリーンキャピタル 材木町第 31F	652-0806
209	夕顔瀬内科産婦人科医院	020-0064	盛岡市梨木町 6 番 12 号	622-6519
210	ゆうデンタルケア	020-0032	盛岡市夕顔瀬町 1 番 1 号	613-9871
211	横沢歯科医院	020-0021	盛岡市中央通二丁目 8 番 21 号	652-1157
212	よしだクリニック	020-0864	盛岡市西仙北一丁目 30 番 50 号	635-8341
213	吉田歯科クリニック	020-0065	盛岡市西下台町 18 番 27 号	622-0652
214	吉田耳鼻咽喉科医院	020-0866	盛岡市本宮二丁目 39 番 1 号	636-1187
215	吉田消化器科内科	020-0832	盛岡市東見前 8 地割 20 番地 16	632-4600
216	吉田小児科	020-0064	盛岡市梨木町 2 番 13 号	652-1861
217	米内歯科医院	020-0831	盛岡市三本柳 11 地割 12 番地 2	637-2035
218	りょうわ歯科	020-0063	盛岡市材木町 6 番 2 号	653-3636

番号	施設名	郵便番号	所在地	電話番号
219	わたなべおしりのクリニック	020-0866	盛岡市本宮五丁目1番3号	658-1003
220	渡辺耳鼻咽喉科アレルギー科	020-0831	盛岡市三本柳9地割31番地6	638-3387

② 保育園・児童施設

番号	施設名	郵便番号	所在地	電話番号
1	あおいとり幼児園	020-0866	盛岡市本宮四丁目20番15号	080-0800-3192
2	青空こども園	020-0866	盛岡市平賀新田字高柳2-4	648-1900
3	あさひ学童保育クラブ	020-0121	盛岡市月が丘一丁目23-1	643-1551
4	あさひ保育園	020-0121	盛岡市月が丘一丁目23-1	643-1551
5	あまね保育園	020-0066	盛岡市上田一丁目18-41	613-2380
6	いちご保育園	020-0866	盛岡市本宮3-15-22	656-5500
7	いちごみるく保育園	020-0866	盛岡市本宮三丁目9-38	656-8331
8	岩手医科大学附属病院なかよし保育園	020-0015	盛岡市本町通三丁目16番1号	626-5840
9	岩手県庁内保育施設うちまる保育園	020-0023	盛岡市内丸11-1	601-6126
10	岩手大学・岩手銀行保育所(がんちゃん すくすく保育園)	020-0066	盛岡市上田三丁目18-14	601-3822
11	エトワール保育園	020-0866	盛岡市本宮一丁目15番2号	636-3050
12	MH ナーサリー	020-0034	盛岡市盛岡駅前通8-12	604-6776
13	おおぞら村一番地こども園	020-0836	盛岡市津志田西一丁目17-60	613-3344
14	おおぞら村きつずはーと	020-0836	盛岡市津志田西一丁目17-50	681-6520
15	大宮よつば学童クラブ	020-0866	盛岡市本宮一丁目17-20	601-5571
16	乙部保育園	020-0403	盛岡市乙部29-67-2	696-2662
17	おひさま保育園	020-0864	盛岡市西仙北一丁目32-1	635-5300
18	おべんとうばこ	020-0866	盛岡市本宮二丁目20-16	080-3330-0306
19	学童保育クラブ MJ ひのき子供会	020-0817	盛岡市東中野字見石55	652-3861
20	学童保育クラブ MJ ひのき子供会なかの クラブ	020-0818	盛岡市東中野字見石55	652-3861
21	河北児童センター	020-0065	盛岡市西下台町10-46	654-2860

番号	施設名	郵便番号	所在地	電話番号
22	上堂ホサナ保育園	020-0125	盛岡市上堂一丁目 4-10	656-0235
23	川目児童センター築川分室	020-0812	盛岡市川目第 10 地割 78-1	622-0742
24	キズナシッター	020-0003	盛岡市下米内二丁目 15-25	090-1496-0277
25	kids room honey bee	020-0878	盛岡市肴町 3-3-103	090-2845-8210
26	キンダーホーム	020-0875	盛岡市清水町 7-51	623-7728
27	くりやがわ保育園	020-0042	盛岡市新田町 9-33	625-2676
28	くるみ子ども会	020-0063	盛岡市材木町 7-42	652-5195
29	KSK つしだ学童クラブ	020-0837	盛岡市津志田町三丁目 5-15	681-1358
30	KSK つしだ学童クラブ第二	020-0837	盛岡市津志田町三丁目 5-15	681-8644
31	こずかた学童クラブ	020-0878	盛岡市内丸 1-2	622-7087
32	こどものいえ本宮	020-0866	盛岡市本宮三丁目 18 番 8 号	681-4700
33	こばと保育園	020-0851	盛岡市向中野二丁目 10-12	613-2205
34	桜城児童センター	020-0022	盛岡市大通三丁目 8-18	653-6211
35	さくら保育園	020-0834	盛岡市永井 23-7-1	681-4154
36	さっころらぶ	020-0127	盛岡市前九年一丁目 1 番 11 号	646-7999
37	サンガキッズ津志田	020-0838	盛岡市津志田中央三丁目 6-5	681-7906
38	下太田保育園	020-0051	盛岡市下太田榊 14-21	658-0078
39	下田保育園	028-4134	盛岡市下田字下田 31	683-1888
40	聖光こども園	020-0062	盛岡市長田町 17-8	622-6518
41	城西児童センター	020-0141	盛岡市中屋敷町 1-57	646-5408
42	水道橋くるみ幼稚園	020-0801	盛岡市浅岸字橋場 9-1	623-1840
43	水道橋くるみ幼稚園 保育部	020-0801	盛岡市浅岸字橋場 9-1	623-1840
44	スクルト・エンジェル保育園盛岡園	020-0866	盛岡市本宮一丁目 9-14	601-6262
45	スコーレ第一学童クラブ	020-0851	盛岡市向中野五丁目 5-1	681-0840
46	スコーレ第二学童クラブ	020-0851	盛岡市向中野五丁目 5-1	681-0840

番号	施設名	郵便番号	所在地	電話番号
47	青雲荘	020-0807	盛岡市加賀野四丁目8番33号	653-3947
48	仙北学童保育クラブ	020-0861	盛岡市仙北二丁目11-36SAKURAビル1階	656-0736
49	仙北児童センター	020-0862	盛岡市東仙北一丁目6-27	635-1190
50	仙北保育園	020-0861	盛岡市仙北二丁目11-26	636-1347
51	第2くるみ子ども会	020-0063	盛岡市材木町7-42	652-5195
52	第2こずかた学童クラブ	020-0878	盛岡市内丸1-2	622-7087
53	大慈寺児童センター	020-0822	盛岡市茶畑二丁目16-20	623-0218
54	台太郎こども園	020-0864	盛岡市西仙北一丁目36-10	636-1587
55	託児所 あすてっぷ！	020-0866	盛岡市本宮二丁目31-2	090-2977-8411
56	託児所ありすっ	020-0137	盛岡市天昌寺町1番31号	613-5088
57	津志田こども園	020-0831	盛岡市三本柳4-16-1	638-1619
58	津志田児童センター	020-0835	盛岡市津志田中央二丁目11-1	637-3955
59	津志田つばさ園	020-0836	盛岡市津志田西二丁目19-58	656-6252
60	津志田保育園子育て支援センター	020-0831	盛岡市三本柳4地割16-1	656-9134
61	手代森児童センター	020-0402	盛岡市黒川6地割12-1	696-3977
62	手代森保育園	020-0401	盛岡市手代森22-49-1	696-2608
63	といろ保育園	020-0833	盛岡市西見前15地割51番2号	601-3315
64	都南こども園	020-2831	盛岡市三本柳22-39-3	637-0740
65	都南幼稚園	020-0831	盛岡市三本柳20-109	638-8510
66	都南幼稚園 とことこ園	020-0831	盛岡市三本柳20-109	638-8510
67	杜陵児童センター	020-0875	盛岡市清水町13-34	623-0465
68	とりょう保育園	020-0878	盛岡市肴町2-8	624-4103
69	とりょう保育園子育て支援センター	020-0878	盛岡市肴町2-8	651-8580
70	どんぐりの森保育園	020-0866	盛岡市本宮一丁目6番12号	636-0317
71	どんぐり保育園	020-0863	盛岡市南仙北三丁目3-52	635-1385

番号	施設名	郵便番号	所在地	電話番号
72	なかのこども園	020-0824	盛岡市東安庭一丁目 13-35	624-0351
73	なかのこども園子育て支援センター	020-0824	盛岡市東安庭一丁目 13-35	681-0811
74	なでしここども園	020-0125	盛岡市上堂一丁目 10-23	648-6222
75	仁王学童育成クラブ 輝き	020-0015	盛岡市本町通二丁目 18-1	654-4611
76	仁王学童育成クラブ にこにこ	020-0015	盛岡市本町通二丁目 18-1	654-4611
77	ニチキッズ仙北町駅保育園	020-0861	盛岡市仙北二丁目 1-52	656-4588
78	ニチキッズ盛岡もとみや保育園	020-0866	盛岡市本宮四丁目 3 番 5 号	631-2050
79	日赤岩手乳児院	020-0831	盛岡市三本柳 6 地割 1 番地 10	614-0821
80	のぞみ学童保育クラブ	020-0115	盛岡市館向町 19-9	601-3522
81	ののはな保育園	020-0831	盛岡市三本柳 7 地割 19 番地 36	613-3164
82	ピーターパン盛岡津志田園	020-0838	盛岡市津志田中央 3-15-15	681-3128
83	東仙北あじさい学童保育クラブ	020-0864	盛岡市西仙北二丁目 2-26	635-3197
84	東見前保育園	020-0832	盛岡市東見前 5-102	638-8125
85	放課後児童クラブおおぞら村第1	020-0836	盛岡市津志田西一丁目 17 番 62 号	613-3711
86	放課後児童クラブおおぞら村第2	020-0836	盛岡市津志田西一丁目 17 番 62 号	613-3711
87	ぽかぽか保育園	020-0866	盛岡市本宮四丁目 17 番 29 号	631-3500
88	ぽっぽランドもりおか	020-0034	盛岡市盛岡駅前通 1 番 41 号	625-5027
89	前湯保育園	020-0143	盛岡市上厨川字杉原 55	601-1788
90	前湯保育園子育て支援センター	020-0143	盛岡市上厨川字杉原 55	601-1790
91	巻堀児童館	028-4123	盛岡市巻堀字巻堀 101-1	682-0228
92	まちのあそびの園	020-0063	盛岡市材木町 9 番 8 号	656-1961
93	南仙北保育園	020-0863	盛岡市南仙北一丁目 6-3	635-0111
94	みらい KIDS 盛岡駅前保育園わらしこハウス	020-0045	盛岡市盛岡駅西通二丁目 13-17	653-8030
95	見前児童センター	020-0833	盛岡市西見前 13 地割 25-3	639-0350
96	見前保育園	020-0831	盛岡市三本柳 10-4-2	638-0559

番号	施設名	郵便番号	所在地	電話番号
97	めばえ保育園	020-0831	盛岡市三本柳3地割11番地9	681-9591
98	本宮学童保育クラブ	020-0866	盛岡市本宮二丁目26-6	635-2410
99	本宮児童センター	020-0866	盛岡市本宮四丁目38番26号	635-4595
100	本宮保育園	020-0866	盛岡市本宮四丁目38-10	636-1446
101	盛医ひまわり保育園	020-0025	盛岡市大沢川原三丁目5番20号	601-2166
102	盛岡 YMCA ぶらいむ・たいむ盛南校	020-0866	盛岡市本宮二丁目3-25	681-0773
103	盛岡 YMCA ぶらいむ・たいむ中央校	020-0021	盛岡市中央通三丁目7-18-1F	623-1575
104	盛岡 YMCA ぶらいむ・たいむ中央校 第2	020-0021	盛岡市中央通三丁目7-18-1F	623-1575
105	盛岡 YMCA ぶらいむ・たいむ前潟校	020-0148	盛岡市前潟一丁目5-31	641-5822
106	盛岡 YMCA ぶらいむ・たいむ向中野校 第1	020-0851	盛岡市向中野二丁目39-6	601-6099
107	盛岡 YMCA ぶらいむ・たいむ向中野校 第2	020-0851	盛岡市向中野二丁目39-6	601-6099
108	モリオカえほんの森保育園	020-0866	盛岡市本宮字荒屋101	656-9791
109	盛岡赤十字病院わんぱく保育園	020-0831	盛岡市三本柳6地割1番地1	637-3111
110	盛岡幼稚園	020-0021	盛岡市中央通1-6-47	622-2301
111	山岸学童クラブ	020-0004	盛岡市山岸二丁目6-4	651-0423
112	山岸こども園	020-0004	盛岡市山岸二丁目5-4	623-6976
113	山岸児童センター	020-0003	盛岡市下米内一丁目3-18	625-3601
114	やよい Kids ランド	020-0024	盛岡市菜園二丁目4-19	601-5587
115	よつばこども園	020-0866	盛岡市本宮一丁目17-18	636-1100

③ 幼稚園・学校

番号	施設名	郵便番号	所在地	電話番号
1	岩手高等学校	020-0062	盛岡市長田町7-60	624-4445
2	岩手女子高等学校	020-0025	盛岡市大沢川原一丁目5-34	623-6467
3	岩手大学附属特別支援学校	020-0807	盛岡市東安庭三丁目4-20	622-4691
4	岩手中学校	020-0062	盛岡市長田町7-60	624-4445

5	乙部中学校	020-0402	盛岡市黒川 21 地割 51	696-2611
6	河北小学校	020-0062	盛岡市長田町 16-1	623-9244
7	厨川小学校	020-0127	盛岡市前九年一丁目 2-1	647-0110
8	桜城小学校	020-0022	盛岡市大通三丁目 8-1	653-5758
9	洪民中学校	028-4134	盛岡市下田字下田 106	683-2150
10	下橋中学校	020-0876	盛岡市馬場町 1-1	623-4337
11	城西中学校	020-0044	盛岡市城西町 4-1	623-9275
12	スコール幼稚園	020-0851	盛岡市向中野五丁目 5-2	636-0829
13	仙北小学校	020-0861	盛岡市仙北二丁目 19-1	636-0728
14	仙北中学校	020-0861	盛岡市仙北三丁目 18-1	636-0575
15	仙北町幼稚園	020-0861	盛岡市仙北三丁目 7-14	636-0285
16	大慈寺小学校	020-0828	盛岡市大慈寺町 6-47	623-6231
17	杜陵小学校	020-0878	盛岡市肴町 1-6	623-1338
18	仁王幼稚園	020-0021	盛岡市中央通三丁目 14-14	622-3658
19	巻堀小学校	028-4123	盛岡市巻堀字巻堀 12-1	682-0303
20	みなみ幼稚園	020-0846	盛岡市流通センター北一丁目 6-5	637-2191
21	見前南小学校	020-0833	盛岡市西見前 13 地割 167	638-2500
22	向中野小学校	020-0851	盛岡市向中野二丁目 39-27	635-8510
23	本宮小学校	020-0866	盛岡市本宮二丁目 25-1	636-0249
24	盛岡商業高等学校	020-0866	盛岡市本宮二丁目 35-1	636-1026
25	盛岡スコール高等学校	020-0851	盛岡市向中野五丁目 5-1	636-0827
26	盛岡第四高等学校	020-0835	盛岡市津志田 26 地割 17-1	636-0742
27	山岸小学校	020-0004	盛岡市山岸二丁目 13-1	623-2275

④ 老人福祉施設(五十音順)

番号	施設名	郵便番号	所在地	電話番号
1	アースサポート盛岡南	020-0862	盛岡市東仙北一丁目 4 番 16 号	656-4900

番号	施設名	郵便番号	所在地	電話番号
2	愛ケアセンターデイサービスまごころ	020-0833	盛岡市西見前 13 地割 76 番地	681-3285
3	あお空高齢者専用賃貸住宅手代森	020-0401	盛岡市手代森第 14 地割 16-455	696-1270
4	あお空小規模多機能センター手代森	020-0401	盛岡市手代森 14 地割 16 番地 455	696-1270
5	あおぞらデイサービス	020-0837	盛岡市津志田町一丁目 15 番 37 号	631-2011
6	あじさい苑	020-0125	盛岡市上堂三丁目 15 番 7 号	648-7300
7	あじさいの家箱清水	020-0116	盛岡市箱清水一丁目 18 番 27 号	662-5862
8	愛宕山老人福祉センター	020-0014	盛岡市愛宕町 14 番 1 号	624-2208
9	あったかいごグループホーム東安庭	020-0824	盛岡市東安庭一丁目 23 番 70 号	604-3355
10	あったかいごデイサービス東安庭	020-0824	盛岡市東安庭一丁目 23 番 68 号	604-6622
11	あったかいごデイサービスみこだ	020-0826	盛岡市神子田町 16 番 38 号	604-7735
12	あったかいごレジデンス東安庭	020-0824	盛岡市東安庭一丁目 23 番 68 号	604-6622
13	あっとほーむだんらん	020-0831	盛岡市三本柳 13 地割 39 番地 4	656-8051
14	アルテプラド向中野	020-0851	盛岡市向中野四丁目 24 番 56 号	656-5620
15	あるぶすの家	020-0101	盛岡市岩脇町 19 番 31 号	664-0122
16	医心館盛岡Ⅲ号館	020-0051	盛岡市下太田沢田 68 番地 30	613-5777
17	医療法人三船内科 ケアコミュニティ デイ天昌寺町	020-0137	盛岡市天昌寺町 9 番 9 号	601-7541
18	岩手高齢協ほっと南仙北	020-0863	盛岡市南仙北二丁目 3 番 37 号	601-8166
19	エイジングハウスこずかたの家	020-0051	盛岡市下太田沢田 23 番地 2	656-2622
20	エイジングハウスこずかたの郷	020-0051	盛岡市下太田沢田 23-3	601-5564
21	エイジングホーム健寿庵	020-0051	盛岡市下太田沢田 22-15	656-7771
22	ADL向上センター	020-0833	盛岡市西見前 11 地割 207-3	613-4777
23	乙部老人福祉センター	020-0403	盛岡市乙部 28 地割 34 番地 5	696-1125
24	介護医療院 おいかわ内科クリニック	020-0066	盛岡市上田一丁目 18 番 46 号	623-3961
25	介護医療院 とおやま	020-0877	盛岡市下ノ橋町 6 番 14 号	651-2111
26	介護付き有料老人ホーム ホープタウン 輪っか	020-0836	盛岡市津志田西二丁目 2 番 51 号	656-7530

番号	施設名	郵便番号	所在地	電話番号
27	介護付き有料老人ホーム「百万石」	020-0866	盛岡市本宮三丁目9番2号	631-1396
28	介護付有料老人ホームあおぞら	020-0837	盛岡市津志田町一丁目15番37号	631-2011
29	介護療養型老人保健施設圭友	020-0836	盛岡市津志田西二丁目19番1号	638-7775
30	介護老人保健施設イーハトーブ	020-0866	盛岡市本宮一丁目6番12号	636-2626
31	加賀野の森	020-0807	盛岡市加賀野一丁目2番35号	681-3212
32	看護小規模多機能型居宅介護 にじの家	020-0835	盛岡市津志田26地割30番地1	635-6820
33	機能訓練センター加賀野	020-0807	盛岡市加賀野一丁目2番35号	681-3213
34	希望の里短期入所センター	020-0403	盛岡市乙部5地割41番地1	696-4000
35	希望の里デイサービスセンター	020-0403	盛岡市乙部5地割41番地1	696-4000
36	グループホームあったかいご神子田マルシェ	020-0826	盛岡市神子田町6番12号	681-1761
37	グループホームあやめ	020-0826	盛岡市神子田町8番27号	656-7473
38	グループホーム絆	020-0861	盛岡市仙北三丁目14番41号	634-0433
39	グループホームサンパーク笑う門	020-0823	盛岡市門一丁目15番27号	604-9772
40	グループホームたんぽぽ	020-0142	盛岡市稲荷町2番5号	646-0522
41	グループホーム都南太陽荘	020-0838	盛岡市津志田中央二丁目3番20号	639-7140
42	グループホームなの花	020-0861	盛岡市仙北二丁目4番2号	656-8755
43	グループホームみんなのいえ	020-0851	盛岡市向中野二丁目55番6号	631-3741
44	グループホームやちだもの家青山駅前	020-0125	盛岡市上堂二丁目3番16号	019-651-3241
45	グループホームやまぶき	020-0064	盛岡市梨木町5番55号	658-9112
46	くるみホーム南大通	020-0874	盛岡市南大通三丁目2番1号	652-3240
47	ケアヴィレッジよろこび	020-0831	盛岡市三本柳2地割32-1	681-8071
48	ケイジングホーム健寿庵	020-0051	盛岡市下太田沢田22番地15号	656-7771
49	ゲッツリハビリティサービス	020-0838	盛岡市津志田中央三丁目13番16号	613-5631
50	GENKINEXT 盛岡本宮	020-0866	盛岡市本宮三丁目34番8号	681-3152
51	コスモハイツ・タ顔瀬	020-0031	盛岡市北タ顔瀬町3番1号	681-3282

番号	施設名	郵便番号	所在地	電話番号
52	コスモハイツ八幡地	020-0835	盛岡市津志田西一丁目17番55号	601-8026
53	サービス付き高齢者向け住宅 優久苑	020-0147	盛岡市大館町26番7号	646-1122
54	サービス付き高齢者向け住宅グレイス明治橋	020-0874	盛岡市南大通三丁目7番10号	652-4711
55	サービス付き高齢者向け住宅みなみ風	020-0874	盛岡市向中野七丁目4番16号	601-5620
56	在宅総合センターひだまりデイサービス	020-0835	盛岡市津志田26地割30番地1	635-1302
57	桜城老人福祉センター	020-0022	盛岡市大通三丁目8-18	653-6211
58	茶話本舗デイサービス西下台之家	020-0065	盛岡市西下台町10番40号	681-2230
59	サンパーク笑う門デイサービスセンター	020-0823	盛岡市門一丁目15番10号	604-7780
60	シーキューブ	020-0831	盛岡市三本柳23地割65番地1	601-2310
61	指定短期入所生活介護事業所コアトレス厨川	020-0124	盛岡市厨川二丁目7番20号	648-0841
62	シニアマンション盛岡・城西	020-0042	盛岡市新田町8番8号	624-8002
63	住宅型有料老人ホーム「星めぐりの郷」	020-0866	盛岡市本宮一丁目6番48号	635-6200
64	住宅型有料老人ホーム・セカンドきらら	020-0116	盛岡市箱清水一丁目18番7号	656-7317
65	住宅型有料老人ホーム愛語・山岸	020-0004	盛岡市山岸一丁目6番20号	613-9998
66	住宅型有料老人ホームえくぼ	020-0831	盛岡市三本柳12地割18番地62	656-9021
67	住宅型有料老人ホームカノンガーデン	020-0062	盛岡市長田町2番26号	604-8781
68	住宅型有料老人ホーム絆	020-0862	盛岡市東仙北二丁目4番26号	601-8351
69	住宅型有料老人ホーム心愛(こあ)	020-0863	盛岡市南仙北二丁目25番25号	656-5515
70	住宅型有料老人ホーム暖の都	020-0833	盛岡市西見前15地割95番地1	613-4261
71	住宅型有料老人ホーム中央通ななかまど	020-0021	盛岡市中央通二丁目5番5号	624-0165
72	住宅型有料老人ホームななかまど津志田	020-0837	盛岡市津志田町三丁目6番15号	601-3535
73	住宅型有料老人ホーム結の家本宮	020-0051	盛岡市下太田下川原57番地6	656-3500
74	住宅型有料老人ホーム明来日	020-0042	盛岡市新田町10番8号	601-7652
75	小規模多機能型「なごみ館」向中野	020-0851	盛岡市向中野五丁目23番27号	635-5012
76	小規模多機能型居宅介護あい長橋町	020-0146	盛岡市長橋町17番35号	601-5521

番号	施設名	郵便番号	所在地	電話番号
77	小規模多機能型居宅介護事業所かまどっこ	020-0866	盛岡市本宮六丁目2番18号	631-3897
78	小規模多機能ホームやちだもの家青山駅前	020-0125	盛岡市上堂二丁目3番13号	648-5553
79	ショートステイ仙北	020-0863	盛岡市南仙北三丁目7番8号	601-5997
80	生活支援下宿さくら館長橋	020-0146	盛岡市長橋町3番47号	681-3608
81	盛南デイサービス	020-0851	盛岡市向中野七丁目4番16号	601-5650
82	清和荘指定特定施設入居者生活介護事業所	020-0807	盛岡市加賀野四丁目9番1号	624-0533
83	仙北老人福祉センター	020-0862	盛岡市東仙北一丁目6-27	635-1190
84	SOMPO ケア盛岡清水デイサービス	020-0875	盛岡市清水町14番17号 中圭ビル1階	626-0611
85	SOMPO ケア盛岡本町デイサービス	020-0015	盛岡市本町通三丁目20番25号 パークハイツ本町1階	604-6699
86	大慈寺老人福祉センター	020-0822	盛岡市茶畑二丁目16-20	623-0218
87	地域密着型通所介護となんの郷	020-0831	盛岡市三本柳10地割17番地51	681-6872
88	通所介護事業所 ななかまど津志田	020-0837	盛岡市津志田町三丁目6番15号	601-3535
89	ツクイ盛岡津志田	020-0838	盛岡市津志田中央三丁目26番60号	614-0775
90	津志田老人福祉センター	020-0836	盛岡市津志田西二丁目16番90号	637-8221
91	デイサービス・セカンドきらら	020-0116	盛岡市箱清水一丁目18番7号	656-7317
92	デイサービス愛語・山岸	020-0004	盛岡市山岸一丁目6番20号	601-9899
93	デイサービス縁(ゆかり)	020-0125	盛岡市上堂一丁目17番53号	601-5563
94	デイサービスカノン	020-0062	盛岡市長田町2番26号	622-7773
95	デイサービス絆	020-0862	盛岡市東仙北二丁目4番26号	601-8311
96	デイサービスくるみ愛宕	020-0013	盛岡市愛宕町12番10号	623-2111
97	デイサービスくるみの家	020-0125	盛岡市上堂一丁目3番40号	643-1800
98	デイサービス高原列車2両目	020-0866	盛岡市本宮二丁目2番28号	613-3135
99	デイサービスこずかたの家	020-0051	盛岡市下太田沢田23番地2	656-2622
100	デイサービスこずかたの郷	020-0051	盛岡市下太田沢田23番地3	656-2611
101	デイサービスセンターどんぐり山	020-0125	盛岡市上堂三丁目12番20号	641-4804

番号	施設名	郵便番号	所在地	電話番号
102	デイサービスセンター百万石本宮2号館	020-0866	盛岡市本宮三丁目 15 番 26 号	613-3265
103	デイサービスセンターモーモー	020-0851	盛岡市向中野五丁目 3 番 37 号	631-2663
104	デイサービスセンターリハコートみるまえ	020-0833	盛岡市西見前 14 地割 113 番地 1	601-4825
105	デイサービスそら	020-0863	盛岡市南仙北一丁目 9 番 32 号	613-5300
106	デイサービス太陽	020-0041	盛岡市境田町 10 番 65 号	613-9355
107	デイサービス暖の都	020-0833	盛岡市西見前 15 地割 95 番地 1	613-4262
108	デイサービスまったり	020-0833	盛岡市西見前 15 地割 95 番地 1	019-613-4263
109	デイサービス明来日	020-0042	盛岡市新田町 10 番 8 号	601-7652
110	デイサービスよろこび	020-0831	盛岡市三本柳 2 地割 32 番地 1	681-8071
111	デイどんとはれ	020-0827	盛岡市鉾屋町 5 番 21 号	605-8360
112	遠山病院通所リハビリテーション鷹匠小路	020-0877	盛岡市下ノ橋町 7 番 31 号	601-5656
113	特別養護老人ホームおでんせ本宮指定 短期入所生活介護事業所	020-0866	盛岡市本宮字小坂小瀬 20 番地 1	656-3011
114	特別養護老人ホームおでんせ本宮	020-0866	盛岡市本宮字小坂小瀬 20 番地 1	656-3011
115	特別養護老人ホーム希望の里	020-0403	盛岡市乙部 5 地割 41 番地 1	696-4000
116	特別養護老人ホームコアトレース厨川	020-0124	盛岡市厨川二丁目 7 番 20 号	648-0841
117	特別養護老人ホームはなみずき	020-0863	盛岡市南仙北三丁目 5 番 58 号	631-1770
118	中屋敷ケアセンターそよ風	020-0141	盛岡市中屋敷町 6 番 17 号	648-6330
119	ななかまど通所介護事業所	020-0021	盛岡市中央通二丁目 5 番 5 号	624-0165
120	ブライトステージ	020-0878	盛岡市肴町 3-18 3 階,4 階,5 階,6 階	625-2001
121	ブライトステージ	020-0878	盛岡市肴町 3 番 18 号 2 階	625-2001
122	ふれあいサロン茶愛	020-0831	盛岡市三本柳 23 地割 9 番地 79	613-6320
123	PLAYERS デイサービス	020-0024	盛岡市菜園一丁目 6 番 13 号公園通りブラザビル 3 階	604-6101
124	ホープタウン輪っか	020-0836	盛岡市津志田西二丁目 2 番 51 号	656-7530
125	めだかの家	020-0403	盛岡市乙部 30 地割 76 番地 1	656-9316
126	めだかの家Ⅱ	020-0402	盛岡市黒川 22 地割 65-1	613-2813

番号	施設名	郵便番号	所在地	電話番号
127	めだかの家本館	020-0403	盛岡市乙部 31 地割 13-1	675-1199
128	めだかのデイ2号館	020-0403	盛岡市乙部 30 地割 76 番地 1	656-9316
129	めだかのデイ3号館	020-0402	盛岡市黒川 22 地割 65 番地 1	613-2813
130	めだかのデイサービス	020-0403	盛岡市乙部 31 地割 13-1	675-1199
131	メディケアプラザ中央通りショートステイ	020-0021	盛岡市中央通三丁目 16 番 23 号	654-3782
132	メディコート安倍館 通所介護事業所	020-0126	盛岡市安倍館町 16 番 30 号	658-9081
133	本宮老人福祉センター	020-0866	盛岡市本宮四丁目 38 番 26 号	635-4595
134	盛岡ケアセンターそよ風	020-0851	盛岡市向中野四丁目 35 番 22 号	631-2075
135	盛岡市社会福祉協議会盛岡駅西口老人 デイサービスセンター	020-0045	盛岡市盛岡駅西通一丁目 2 番 2 号	653-3011
136	盛岡市立世代交流センター	020-0833	盛岡市西見前 13 地割 25-3	639-0350
137	やさしい手シニアリビングやさしえ盛岡津 志田	020-0835	盛岡市津志田 26 地割 9 番地 10	656-5678
138	やちだもの家青山駅前	020-0125	盛岡市上堂二丁目 3-16	648-5500
139	やちだもの家青山駅前デイサービス	020-0125	盛岡市上堂二丁目 3 番 13 号	648-5554
140	築川老人福祉センター	020-0812	盛岡市川目第 10 地割 78-1	622-0742
141	山岸老人福祉センター	020-0003	盛岡市下米内一丁目 3-18	625-3601
142	有料老人ホーム「なごみ館」向中野	020-0851	盛岡市向中野五丁目 23 番 27 号	635-5012
143	有料老人ホーム「百万石」本宮Ⅱ号館	020-0866	盛岡市本宮三丁目 15 番 26 号	635-9577
144	有料老人ホーム「百万石」本宮Ⅲ号館	020-0866	盛岡市本宮三丁目 9 番 22 号	635-6332
145	有料老人ホーム愛ケアセンター西見前	020-0833	盛岡市西見前 13 地割 76 番地	681-3285
146	有料老人ホーム愛ケアセンター東見前	020-0832	盛岡市東見前 8 地割 25 番 1 号	681-3456
147	有料老人ホーム愛ケアセンター盛岡	020-0833	盛岡市西見前 12 地割 7 番地 3	681-7842
148	有料老人ホームあおぞら	020-0837	盛岡市津志田町一丁目 15 番 37 号	631-2011
149	有料老人ホームいどころ見前	020-0833	盛岡市西見前 11 地割 85-2	613-3207
150	有料老人ホームくるみホーム愛宕	020-0013	盛岡市愛宕町 12 番 10 号	623-2111
151	有料老人ホームくるみホーム上堂	020-0125	盛岡市上堂一丁目 3-40	643-1800

番号	施設名	郵便番号	所在地	電話番号
152	有料老人ホーム香寿の森	020-0833	盛岡市西見前 12 地割 149 番地 6	681-1305
153	有料老人ホームサンパーク笑う門	020-0823	盛岡市門一丁目 15 番 10 号	604-7780
154	有料老人ホームそら	020-0863	盛岡市南仙北一丁目 9 番 32 号	613-5300
155	有料老人ホームメディコート安倍館	020-0126	盛岡市安倍館町 16 番 30 号	658-9081
156	有料老人ホームメディコート安倍館2号館	020-0126	盛岡市安倍館町 16 番 29 号	601-5867
157	有料老人ホームメルシー前潟	020-0148	盛岡市前潟一丁目 7 番 16 号	613-7466
158	有料老人ホームモーモー	020-0851	盛岡市向中野五丁目 3 番 37 号	631-2663
159	有料老人ホーム和招縁	020-0125	盛岡市上堂一丁目 17 番 53 号	601-5564
160	暁賀の森	020-0833	盛岡市西見前 11 地割 209 番地 1	613-4711
161	養護老人ホーム清和荘	020-0807	盛岡市加賀野四丁目 9 番 1 号	624-0533
162	養護老人ホーム清和荘短期入所生活介護事業所	020-0807	盛岡市加賀野四丁目 9 番 1 号	624-0533
163	レッツ倶楽部盛岡	020-0127	盛岡市前九年二丁目 1 番 12 号	613-5385
164	老人保健施設銀楊	020-0866	盛岡市本宮二丁目 20 番 10 号	634-1800
165	和音デイサービス手代森	020-0401	盛岡市手代森 14 地割 16 番地 122	613-7588

⑤ 障がい福祉施設(法人名称を除く五十音順)

番号	施設名	郵便番号	所在地	電話番号
1	アースリーホーム仙北	020-0861	盛岡市仙北二丁目 17 番 30 号如月荘	070-2029-0284
2	アーバンフラット ST	020-0875	盛岡市清水町 4 番 25 号	601-8202
3	アイエスエフネットジョイ 盛岡事業所	020-0034	盛岡市盛岡駅前通 15 番 18 号ラヴィ 4 階	604-7132
4	アイエスエフネットベネフィット盛岡事業所	020-0026	盛岡市開運橋通 5 番 6 号 第五菱和ビル 3 階 3-B	613-3543
5	アヴァンツアーレスポーツもりおか	020-0866	盛岡市本宮一丁目 18 番 14 号	613-8835
6	アザリア	020-0111	盛岡市黒石野三丁目 19 番 23 号	601-7320
7	あそしえ盛岡	020-0864	盛岡市西仙北一丁目 8 番 12 号 こまがたハートタウンA	656-0750
8	Ambi デイ教室	020-0887	盛岡市上ノ橋町 2 番 2 号	681-2605
9	Ambi デイ教室(加賀野教室)	020-0807	盛岡市加賀野一丁目 2 番 54 号	681-2661

番号	施設名	郵便番号	所在地	電話番号
10	Ambi デイ教室(仙北駅前教室)	020-0861	盛岡市仙北二丁目2番25号	613-6363
11	Ambi デイ教室(仙北教室)	020-0861	盛岡市仙北二丁目13番16号	601-3882
12	Ambi デイ教室(仙北第二教室)	020-0861	盛岡市仙北二丁目13番16号 オガサワラビル3階	601-3883
13	いはび 都南教室	020-0831	盛岡市三本柳5地割31番地1	090-7335-0077
14	いこいの里「ふる里」	020-0141	盛岡市中屋敷町6番25号	647-7010
15	一般財団法人青い鳥コーセイ工場	020-0133	盛岡市青山四丁目9番40号	646-4938
16	一般社団法人ドリームファーム(A型)	020-0403	盛岡市乙部29地割43番地	601-6315
17	一般社団法人ドリームファーム(B型)	020-0403	盛岡市乙部30地割72番地1	601-6315
18	一般社団法人夢現舎ほのぼのホーム	020-0403	盛岡市乙部29地割74番地13	601-7557
19	いるかデイ仙北(生活介護)	020-0862	盛岡市東仙北一丁目6番27号	635-3351
20	いるかデイ仙北(放課後デイ、多機能)	020-0862	盛岡市東仙北一丁目6番27号	635-3351
21	いるかデイ中屋敷	020-0141	盛岡市中屋敷町1番78号	613-3612
22	いるかデイ東見前	020-0832	盛岡市東見前6地割77番地5	681-6040
23	岩手マッサージセンター(基準該当)	020-0015	盛岡市本町通三丁目6番20号	652-7787
24	ウエストハウス	020-0065	盛岡市西下台町9番12号	646-6196
25	運動療育型児童デイサービス CREDO 本宮	020-0866	盛岡市本宮三丁目51番58号	681-4464
26	OHANA	020-0051	盛岡市下太田榊48番地21	681-6581
27	オリザ	020-0125	盛岡市上堂一丁目16番15号	643-9135
28	オリザ(ゴーシュ)	020-0127	盛岡市前九年三丁目1番9号	645-5337
29	風	020-0861	盛岡市仙北二丁目12番32号	613-4188
30	カラフル(短期入所)	020-0823	盛岡市門二丁目25番10号	601-6172
31	カラフル(放課後等デイ)	020-0823	盛岡市門二丁目25番10号	601-6172
32	かるがもの家	020-0003	盛岡市下米内一丁目17番4号	661-3130
33	かるがもの家水道橋1	020-0003	盛岡市浅岸字橋場22番4号リバーコート水道橋101号	-
34	かるがもの家水道橋2	020-0003	盛岡市浅岸字橋場22番4号リバーコート水道橋106号	-

番号	施設名	郵便番号	所在地	電話番号
35	キックオフ三本柳	020-0831	盛岡市三本柳1地割11番2号	080-8215-3623
36	キックオフ仙北	020-0834	盛岡市仙北三丁目12番20号	636-2266
37	キックオフ天昌寺	020-0137	盛岡市天昌寺町1番31号	646-5963
38	共同生活援助事業所アイランド(リバービレッジ)	020-0837	盛岡市津志田町一丁目12番1号	654-4560
39	共同生活援助事業所きらり・グランツ仙北	020-0861	盛岡市仙北三丁目9番8号	681-3504
40	共同生活援助事業所きらり・グランツ仙北2号館	020-0866	盛岡市仙北三丁目9番7号	681-3504
41	共同生活援助事業所きらり・グランツ本宮	020-0866	盛岡市本宮一丁目23番13号	613-4090
42	蔵カフェ	020-0831	盛岡市三本柳12地割20番地2	656-7342
43	Green Table	020-0125	盛岡市上堂一丁目2番5号 マッハランド内	681-0148
44	グループホーム さーち・らいと	020-0115	盛岡市館向町6番12号	070-1146-5570
45	グループホーム「コパン」	020-0861	盛岡市仙北一丁目8番16号	635-7878
46	グループホーム希望の芽本宮B	020-0866	盛岡市本宮三丁目13-8	681-8781
47	グループホーム杉の子	020-0121	盛岡市月が丘一丁目21番14号	646-5055
48	グループホーム未来	020-0861	盛岡市仙北一丁目8番15号	601-5532
49	グループホームらら	020-0044	盛岡市城西町3番5号	623-0122
50	グループホーム若葉	020-0044	盛岡市城西町1番9号	656-3656
51	グループホーム希望の芽本宮A	020-0866	盛岡市本宮三丁目14番22号	681-8781
52	グループホーム希望の芽西仙北A	020-0864	盛岡市西仙北一丁目30番45号アプリコットハウス201号室	681-8781
53	グループホーム希望の芽西仙北B	020-0864	盛岡市西仙北一丁目30番45号アプリコットハウス202号室	681-8781
54	クローバーの家1号館	020-0866	盛岡市本宮一丁目28番3号	635-9559
55	クローバーの家2号館	020-0866	盛岡市本宮一丁目20番20号	635-7500
56	クローバーの家3号館	020-0823	盛岡市門字角下20番地	601-5002
57	クローバーの家4号館	020-0823	盛岡市門二丁目25番10号	601-6172
58	コスモス	020-0866	盛岡市本宮二丁目16番1号小林産業ビル地下1階	635-6697
59	こどもサポートサッコラ	020-0127	盛岡市前九年一丁目1番11号	646-7999

番号	施設名	郵便番号	所在地	電話番号
60	こばんはうすさくら 盛岡中野教室	020-0816	盛岡市中野二丁目 14 番 40 号	613-4004
61	こばんはうすさくら盛岡南教室	020-0834	盛岡市永井 20 地割 5 番地 125	658-8510
62	コペルプラス 盛岡教室	020-0851	盛岡市向中野字細谷地 110	613-8943
63	さっくら	020-0126	盛岡市安倍館町 19 番 41 号	681-9166
64	シーキューブ(生活介護)	020-0831	盛岡市三本柳 23 地割 65 番地 1	601-2310
65	シーキューブ(放課後等デイ)	020-0831	盛岡市三本柳 23 地割 65 番地 1	601-2310
66	しいのみホームまえがた	020-0143	盛岡市上厨川字杉原 2 番 4 号	647-2452
67	児童デイサービス・アニマートもとみや	020-0866	盛岡市本宮五丁目 2 番 10 号 イオプレストビル 201 号室	613-6190
68	児童デイサービスはびてい	020-0838	盛岡市津志田中央三丁目 22 番 57 号	681-7685
69	児童発達支援事業所 いるか教室つしだ	020-0836	盛岡市津志田西二丁目 19 番 58 号	601-5400
70	社会就労センター・ひめかみの風	028-4123	盛岡市巻堀字巻堀 91 番地 1	682-1003
71	就労移行支援事業所 よもや	020-0032	盛岡市夕顔瀬町 4 番 4 号	601-2590
72	就労継続支援 A 型事業所ヴィータ	020-0024	盛岡市菜園一丁目 3 番 6 号 農林会館 1002 号	681-2028
73	就労継続支援B型事業所 優	020-0864	盛岡市西仙北一丁目 16 番 26 号	656-1393
74	就労継続支援B型事業所岩手マッサージセンター	020-0015	盛岡市本町通三丁目 6 番 20 号	652-7787
75	就労継続支援多機能型事業所七彩	020-0811	盛岡市川目町 21 番 35 号	653-8855
76	笑光安庭事業所	020-0824	盛岡市東安庭 1 丁目 2 番 27 号	656-8066
77	ステップしもおおた	020-0051	盛岡市下太田下川原 16 番地 4	613-5545
78	ステップにしせんぼく	020-0864	盛岡市西仙北二丁目 7 番 1	681-2506
79	せきれいの家1号館	020-0863	盛岡市南仙北三丁目 9 番 38 号	656-8453
80	せきれいの家2号館	020-0863	盛岡市南仙北三丁目 9 番 37 号	656-8455
81	セラピー・ジョブトレーニー	020-0023	盛岡市内丸 1 番 6 号	601-9691
82	多機能型事業所ちゃちゃまる	020-0838	盛岡市津志田町二丁目 4 番 11 号	681-9292
83	多機能型事業所ちゃちゃまる	020-0835	盛岡市津志田中央三丁目 22 番 17 号	681-3911
84	多機能型事業所ちゃちゃまる(放デイ・児発)	020-0835	盛岡市津志田中央三丁目 22 番 17 号	681-3911

番号	施設名	郵便番号	所在地	電話番号
85	地域活動支援センター leaf	020-0023	盛岡市内丸1番6号	601-9691
86	地域活動支援センターⅡ型 ラグーン	020-0861	盛岡市盛岡駅前北通4-16 高田ビル4階	681-3020
87	地域活動支援センターびあ	020-0866	盛岡市本宮一丁目9番12号	681-3971
88	チャレンジドジャパン盛岡センター	020-0021	盛岡市中央通一丁目7番35号 コアフィードモリオカ4階	656-1622
89	ディーキャリアいわて・盛岡オフィス	020-0878	盛岡市肴町3番21号	681-7380
90	デイサービスびりーぶ(生活介護)	020-0862	盛岡市東仙北一丁目12番15号1階	636-1412
91	デイサービスびりーぶ(放課後等デイ)	020-0862	盛岡市東仙北一丁目12番15号1階	636-1412
92	てらびあぽけっと 盛岡教室	020-0866	盛岡市向中野字幅10番地4	656-6006
93	となんカナン事業所	020-0836	盛岡市津志田西二丁目16番91号	681-3004
94	Dreamハウス すずらん	020-0831	盛岡市三本柳13地割16-4	681-0309
95	鉾屋町ベース	020-0827	盛岡市鉾屋町16番14号	601-5463
96	にじっ子ハウス・七番地	020-0836	盛岡市津志田西一丁目17番55号	601-8043
97	Pachira(パキラ)	020-0033	盛岡市盛岡駅前北通8番19号	090-7710-2616
98	ぱったん工房	020-0885	盛岡市紺屋町4番34号 紺屋町番屋	625-6002
99	HANA事業所 グループホーム「ハピネス」	020-0834	盛岡市永井20地割61番地12	638-2928
100	はびるど	020-0401	盛岡市手代森14地割9番25、26	601-7585
101	ひのき館	020-0836	盛岡市津志田西一丁目25番18号	681-0264
102	ファーム神明町「杜のカフェ」	020-0045	盛岡市盛岡駅西通一丁目7番1号 アイーナ4階	681-1103
103	福祉バンクグッドウィルセンター	020-0885	盛岡市紺屋町2番9号	652-0879
104	ベアー岩手	020-0026	盛岡市開運橋通2番23号 メイプル中央ビル1階	656-6699
105	放課後等デイサービス alibio 永井	020-0834	盛岡市永井20地割31番地20	613-3404
106	放課後等デイサービスGRIPキッズ盛岡本宮校	020-0866	盛岡市本宮二丁目15番14号	613-7181
107	Micasa ミカサ	020-0024	盛岡市菜園一丁目11番23号 菜園ビル4F	651-5520
108	めだかの児童デイ 2号館	020-0403	盛岡市乙部30地割78番地9	681-7414
109	めだかの児童デイ3号館	020-0402	盛岡市黒川22地割65番地1	613-2813

番号	施 設 名	郵便番号	所 在 地	電話番号
110	めだかの児童デイサービス	020-0403	盛岡市乙部 31 地割 13 番地 1	675-1199
111	めだかの生活介護	020-0403	盛岡市乙部 31 地割 17 番地	681-7414
112	めだかの園 B 型	020-0403	盛岡市乙部 31 地割 13 番地 1	675-1199
113	盛岡アビリティセンター	020-0133	盛岡市青山四丁目 9 番 1 号	647-6996
114	盛岡杉生園	020-0133	盛岡市青山四丁目 9 番 40 号	648-3121
115	盛岡書房	020-0866	盛岡市本宮一丁目 9 番 12 号	681-3971
116	盛岡地域福祉事業所チャルム	020-0051	盛岡市下太田下川原 57 番地 1	601-6868
117	杜の風いろ葉	020-0015	盛岡市本町通一丁目 7 番 39 号	613-4611
118	結	020-0866	盛岡市本宮三丁目 24 番 13 号	613-4188
119	夢・きり地域活動支援センター	020-0403	盛岡市乙部 29 地割 37	601-6315
120	You-Meゆいっこ	020-0851	盛岡市向中野二丁目 47 番 1 号	635-3828
121	樂学舎	020-0015	盛岡市本町通一丁目 6 番 3 号 桜苑ビル 10 2 号	622-4117
122	リバービレッジ	020-0837	盛岡市津志田町一丁目 12 番 1 号	654-4560
123	ONE BASE	020-0034	盛岡市盛岡駅前通 15-18 Lavie ビル 301	681-2553

2-14 雪害予防計画

2-14-1 東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社雪崩等重点警備箇所一覧表

令和6年7月1日現在

東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社雪崩等重点警備箇所一覧表

線 名	駅 間		位 置		災害種別	担当区所
	か ら	ま で	か ら	ま で		
山田線	上米内	区 界	15K758M	16K640M	雪崩	盛岡土木設備技術センター
山田線	上米内	区 界	24K380M	24K720M	雪崩	盛岡土木設備技術センター

2-14 雪害予防計画

2-14-2 除雪機械一覧表

令和6年7月1日現在

除 雪 機 械 一 覧 表

(単位:台)

機 種 別	市		岩 手 県 (管内分)	国土交通省 (管内分)	計
	保有車両	委託車両			
除 雪 ド ー ザ	9	124	8	0	141
除 雪 グ レ ー ダ	9	29	40	9	87
ロータリー除雪車	14	33	11	1	59
除 雪 ト ラ ッ ク	1	0	4	3	8
作 業 車	0	256	1	0	257
歩 道 除 雪 車	2	95	32	9	138
散 布 車	5	13	8	4	30
計	590		104	26	720

※ 市の委託車両台数は、令和5年度委託実績

※ 岩手県の台数は、盛岡広域振興局土木部の保有車両

※ 国土交通省(管内分)とは、盛岡西国道維持出張所(国道4号:花巻市二枚橋大通り二丁目から盛岡市寺林字梨木平までの区間、国道46号:盛岡市津志田15地割から雫石町橋場竜川山国有林97林班までの区間)の部分进行。

※ 作業車とは、ミニローダー、ブルドーザー、バックホー、ジープなど

2-14 雪害予防計画

2-14-3 緊急医療班及び巡回医療班一覧表

緊急医療班一覧表

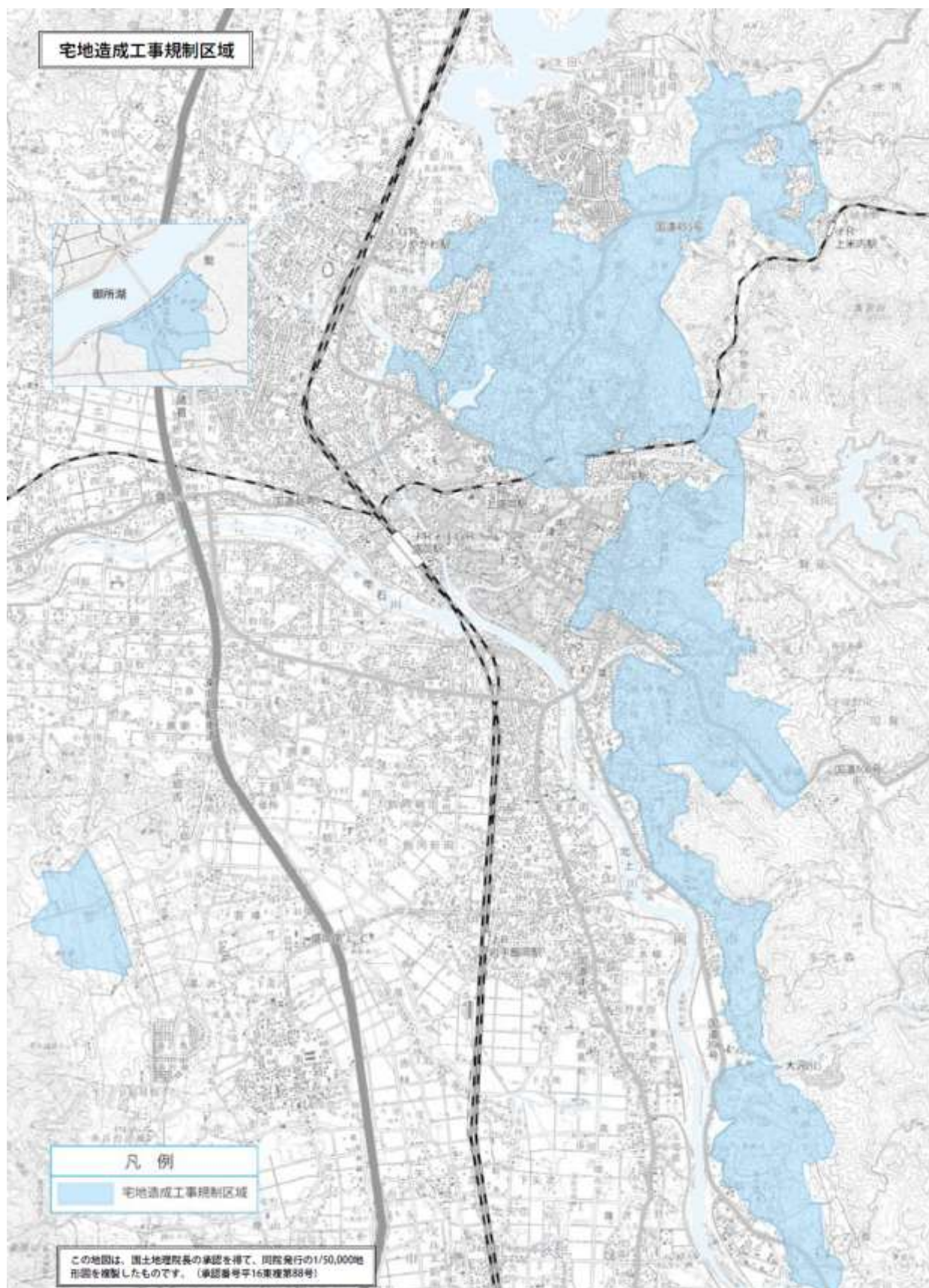
担当地域	担当医療機関名	
	第一次出動病院	第二次出動病院
盛岡市保健所, 県央保健所管内	県立中央病院	盛岡市立病院 盛岡赤十字病院 国保葛巻病院 国保西根病院 いわてリハビリテーションセンター

巡回医療班一覧表

地区名	担当医療機関
姫神	八角病院
薮川	県立中央病院
玉山	渋民中央病院

2-15 土砂災害予防計画

2-15-1 宅地造成工事規制区域図



2-15 土砂災害予防計画

2-15-2 土砂災害警戒区域一覧表

令和6年7月1日時点

土砂災害警戒区域一覧表

番号	区 域 名	所 在 地	自然現象の種類	人家戸数	土砂災害特別警戒区域の有無	公 共 的 建 物	指定緊急避難場所
1	高松(4)	高松四丁目	急傾斜地の崩壊	17	有	無	上田児童・老人福祉センター
2	高松四丁目	高松四丁目	急傾斜地の崩壊	10(高松(4)に含まれる)	有	無	上田児童・老人福祉センター
3	安倍館	安倍館町	急傾斜地の崩壊	16	有	無	上堂児童・老人福祉センター
4	箱清水二丁目	箱清水二丁目	急傾斜地の崩壊	6	有	無	高松老人憩いの家
5	加賀野	加賀野字オノ神	急傾斜地の崩壊	2	有	無	加賀野地区活動センター 加賀野児童・老人福祉センター
6	米内沢(1)	上米内字米内沢	土石流	4	無	無	米内中学校体育館
7	上大葛の沢(1)	浅岸字上大葛	土石流	12	有	無	山岸児童・老人福祉センター
8	上大葛の沢(2)	浅岸字上大葛	土石流	8	有	有	山岸児童・老人福祉センター
9	高畑の沢	川目第3地割	土石流	6	無	有	築川老人福祉センター
10	下米内の沢	下米内字伊勢沢	土石流	1	有	有	山岸児童・老人福祉センター
11	銭掛沢(1)	新庄字銭掛	土石流	4	有	有	山岸児童・老人福祉センター
12	銭掛沢(2)	新庄字銭掛	土石流	4	有	有	山岸児童・老人福祉センター
13	天狗岩の沢(1)	築川第7地割	土石流	0	有	無	築川老人福祉センター
14	天狗岩の沢(2)	築川第7地割	土石流	0	有	無	築川老人福祉センター
15	早稲屋敷の沢	湯沢1地割	土石流	18	有	有	羽場小学校体育館
16	滝村の沢	手代森16地割	土石流	11	有	無	手代森小学校体育館
17	下通の沢(1)	手代森17地割	土石流	7	有	無	手代森小学校体育館
18	下通の沢(2)	手代森20地割	土石流	12	有	無	手代森小学校体育館
19	下大沢の沢	手代森19地割	土石流	1(大沢公民館)	無	有	手代森小学校体育館
20	築場の沢(2)	根田茂第5地割	土石流	3(根田茂地区コミュニティ消防センター)	有	有	築川老人福祉センター

番号	区 域 名	所 在 地	自然現象の 種類	人家戸数	土砂災害特別警 戒区域の有無	公 共 的 建物	指定緊急避難場所
21	築場の沢(3)	根田茂第5地割	土石流	3(根田茂地区コミュニティ消防センター)	有	有	築川老人福祉センター
22	下村の沢(3)	砂子沢第10地割	土石流	0	無	有	築川老人福祉センター
23	下村の沢(5)	砂子沢第10地割	土石流	5	有	無	築川老人福祉センター
24	川原の沢(1)	砂子沢第11地割	土石流	3	有	無	築川老人福祉センター
25	川原の沢(2)	砂子沢第11地割	土石流	1	有	無	築川老人福祉センター
26	川原の沢(3)	砂子沢第11地割	土石流	4	有	無	築川老人福祉センター
27	道ノ下	上米内字道ノ下	急傾斜地の 崩壊	4	有	無	米内中学校体育館
28	東松園一丁目	東松園一丁目	急傾斜地の 崩壊	6	有	無	松園中学校体育館
29	門一丁目	門一丁目	急傾斜地の 崩壊	14	有	無	中野地区活動センター
30	東松園一丁目ー1	東松園一丁目	急傾斜地の 崩壊	5	有	無	松園中学校体育館
31	馬場野	下米内字馬場野	急傾斜地の 崩壊	6	有	無	山岸児童・老人福祉センター
32	一本松	下米内字一本松	急傾斜地の 崩壊	5	有	無	山岸児童・老人福祉センター
33	米内沢	上米内字米内沢	急傾斜地の 崩壊	6	有	無	米内中学校体育館
34	米内沢ー1	上米内字米内沢	急傾斜地の 崩壊	1	有	無	米内中学校体育館
35	庄ヶ畑	上米内字庄ヶ畑	急傾斜地の 崩壊	5	有	無	米内中学校体育館
36	松木平	上米内字松木平	急傾斜地の 崩壊	10	有	無	松園小学校体育館
37	外山岸ー2	山岸字外山岸	急傾斜地の 崩壊	2	有	無	松園小学校体育館
38	蝶ヶ森	東安庭字蝶ヶ森	急傾斜地の 崩壊	12	有	無	中野地区活動センター
39	明通	上米内字明通	急傾斜地の 崩壊	3	有	無	米内中学校体育館
40	上堂四丁目	上堂四丁目	急傾斜地の 崩壊	5	有	無	上堂児童センター 上堂老人福祉センター
41	築川	築川第1地割	急傾斜地の 崩壊	2(宇曾沢公民館)	有	有	築川老人福祉センター
42	根田茂	根田茂第5地割	急傾斜地の 崩壊	3(根田茂地区コミュニティ消防センター)	有	有	築川老人福祉センター
43	砂子沢(2)	上米内字砂子沢	土石流	4	有	無	北松園中学校体育館

番号	区 域 名	所 在 地	自然現象の 種類	人家戸数	土砂災害特別警 戒区域の有無	公 共 的 建物	指定緊急避難場所
44	野中	好摩字野中	急傾斜地の 崩壊	2	有	無	好摩地区公民館
45	愛宕	渋民字愛宕	急傾斜地の 崩壊	1	有	無	渋民地区コミュニティセン ター
46	山屋の沢	渋民字山屋	土石流	4	有	無	渋民公民館(姫神ホール)
47	大二子の沢	玉山字大二子	土石流	6	無	有	旧城内小学校体育館
48	田ノ沢の沢1	渋民字田ノ沢	土石流	1	有	無	渋民公民館(姫神ホール)
49	釘ノ平の沢	川又字釘ノ平	土石流	3	無	無	日戸地区コミュニティセン ター
50	田ノ沢の沢2	渋民字田ノ沢	土石流	3	無	無	渋民公民館(姫神ホール)
51	宇登の沢2	川又字宇登	土石流	3	有	無	日戸地区コミュニティセン ター
52	道ノ下ー1	上米内字道ノ下	急傾斜地の 崩壊	2	有	無	米内中学校体育館
53	赤坂ー2	上米内字赤坂	急傾斜地の 崩壊	1	有	無	米内中学校体育館
54	外山岸ー3	山岸字外山岸	急傾斜地の 崩壊	2	有	無	松園小学校体育館
55	松木平ー1	上米内字松木平	急傾斜地の 崩壊	1	有	無	松園小学校体育館
56	米内沢ー2	上米内字米内沢	急傾斜地の 崩壊	5	有	無	米内中学校体育館
57	米内沢ー3	上米内字米内沢	急傾斜地の 崩壊	2	有	無	米内中学校体育館
58	米内沢ー4	上米内字米内沢	急傾斜地の 崩壊	5	有	無	米内中学校体育館
59	畑井野	上米内字畑井野	急傾斜地の 崩壊	2	有	無	米内中学校体育館
60	畑井野ー1	上米内字畑井野	急傾斜地の 崩壊	1	有	無	米内中学校体育館
61	畑ー2	上米内字畑	急傾斜地の 崩壊	2	有	無	米内中学校体育館
62	畑ー3	上米内字畑	急傾斜地の 崩壊	1	有	無	米内中学校体育館
63	畑ー4	上米内字畑	急傾斜地の 崩壊	2	有	無	米内中学校体育館
64	厨川一丁目	厨川一丁目	急傾斜地の 崩壊	4	有	無	杜陵学園体育館
65	黒岩ー1	上田字黒岩	急傾斜地の 崩壊	1	有	無	高松小学校体育館
66	米内沢ー7	浅岸字堰根	急傾斜地の 崩壊	1	有	無	加賀野地区活動センター 加賀野児童・老人福祉セン ター
67	砂子沢(1)	上米内字砂子沢	土石流	5	有	無	北松園中学校体育館

番号	区 域 名	所 在 地	自然現象の 種類	人家戸数	土砂災害特別警 戒区域の有無	公 共 的 建物	指定緊急避難場所
68	明通の沢(4)	上米内字明通	土石流	3	無	無	北松園中学校体育館
69	明通の沢(3)	上米内字明通	土石流	2	無	無	北松園中学校体育館
70	明通の沢(2)	上米内字明通	土石流	2	有	無	北松園中学校体育館
71	米内沢(2)	上米内字米内沢	土石流	9	無	無	米内中学校体育館
72	白石の沢(2)	上米内字白石	土石流	2	無	無	米内中学校体育館
73	菖蒲沢	上米内字畑	土石流	2	有	無	米内中学校体育館
74	松木平の沢	上米内字松木平	土石流	7	有	無	米内中学校体育館
75	浅岸の沢	浅岸字堰根	土石流	1	有	無	加賀野地区活動センター 加賀野児童・老人福祉センタ ー
76	下大葛の沢	浅岸字下大葛	土石流	2	無	無	山岸児童・老人福祉センタ ー
77	元信の沢(3)	浅岸字元信	土石流	3	無	無	山岸児童・老人福祉センタ ー
78	元信の沢(2)	浅岸字元信	土石流	2	有	無	山岸児童・老人福祉センタ ー
79	元信の沢(1)	浅岸字元信	土石流	3	有	無	山岸児童・老人福祉センタ ー
80	下大沢の沢(2)	手代森19地割	土石流	8	無	無	手代森小学校体育館
81	21地割坂本の沢	手代森21地割	土石流	3	有	無	手代森小学校体育館
82	沢川目の沢	乙部9地割	土石流	0	有	無	都南東小学校体育館
83	高屋敷の沢(1)	乙部18地割	土石流	4	有	無	都南東小学校体育館
84	平清の沢(2)	築川第3地割	土石流	4	有	無	築川老人福祉センター
85	葛の沢	根田茂第1地割	土石流	3	有	無	築川老人福祉センター
86	下猿田	繫字下猿田	急傾斜地の 崩壊	3	有	有	旧繫小学校体育館
87	猿田	繫字猿田	急傾斜地の 崩壊	6	有	有	旧繫小学校体育館
88	館市	繫字館市	急傾斜地の 崩壊	1	有	有	旧繫小学校体育館
89	湯ノ館ー1	繫字湯ノ館	急傾斜地の 崩壊	1	有	無	旧繫小学校体育館
90	湯ノ館ー2	繫字湯ノ館	急傾斜地の 崩壊	5	有	無	旧繫小学校体育館
91	湯ノ館ー3	繫字湯ノ館	急傾斜地の 崩壊	4	有	無	旧繫小学校体育館

番号	区 域 名	所 在 地	自然現象の 種類	人家戸数	土砂災害特別警 戒区域の有無	公 共 的 建物	指定緊急避難場所
92	湯ノ館	繫字湯ノ館	急傾斜地の 崩壊	2	有	無	旧繫小学校体育館
93	繫温泉の沢(1)	繫字湯ノ館	土石流	23	無	無	旧繫小学校体育館
94	塗沢の沢(1)	繫字塗沢	土石流	20	無	無	旧繫小学校体育館
95	湯ノ館の沢(1)	繫字湯ノ館	土石流	25	有	無	旧繫小学校体育館
96	塗沢の沢(2)	繫字塗沢	土石流	25	有	無	旧繫小学校体育館
97	川原	玉山馬場字川原	急傾斜地の 崩壊	1	有	有	馬場状小屋地区コミュニ ティセンター
98	滝ノ沢の沢1	玉山馬場字滝の沢	土石流	2	有	有	馬場状小屋地区コミュニ ティセンター
99	田茂内の沢2	玉山馬場字田茂内	土石流	5	有	無	姫神地区振興センター
100	町村の沢	藪川字町村	土石流	6	有	無	岩洞活性化センター
101	繫(2)	繫字湯ノ館	急傾斜地の 崩壊	6	有	有	旧繫小学校体育館
102	繫(4)	繫字湯ノ館	急傾斜地の 崩壊	10	有	有	旧繫小学校体育館
103	繫(5)	繫字塗沢	急傾斜地の 崩壊	4	有	有	旧繫小学校体育館
104	塗沢	繫字塗沢	急傾斜地の 崩壊	6	有	有	旧繫小学校体育館
105	繫温泉の沢(2)	繫字湯ノ館	土石流	10	無	有	旧繫小学校体育館
106	猿田の沢(1)	繫字猿田	土石流	10	有	無	旧繫小学校体育館
107	猿田の沢(2)	繫字猿田	土石流	6	無	無	旧繫小学校体育館
108	猿田の沢(1)	繫字猿田	土石流	0	有	無	旧繫小学校体育館
109	猿田の沢(2)	繫字猿田	土石流	0	有	無	旧繫小学校体育館
110	松内	松内字松内	急傾斜地の 崩壊	2	有	無	松内地区コミュニティセン ター
111	小袋	好摩字小袋	急傾斜地の 崩壊	2	有	無	大台地区コミュニティセン ター
112	西郡	巻堀字西郡	急傾斜地の 崩壊	1	有	無	巻堀小学校校舎2階
113	西郡-1	巻堀字西郡	急傾斜地の 崩壊	1	有	無	巻堀小学校校舎2階
114	川原-1	玉山馬場字川原	急傾斜地の 崩壊	1	有	無	馬場状小屋地区コミュニ ティセンター
115	滝ノ沢	玉山馬場字滝ノ沢	急傾斜地の 崩壊	1	有	無	馬場状小屋地区コミュニ ティセンター

番号	区 域 名	所 在 地	自然現象の 種類	人家戸数	土砂災害特別警 戒区域の有無	公 共 的 建物	指定緊急避難場所
116	芦名沢	玉山馬場字芦名沢	急傾斜地の 崩壊	1	有	無	馬場状小屋地区コミュニ ティセンター
117	上山	好摩字上山	急傾斜地の 崩壊	0	有	無	好摩東地区コミュニティセ ンター
118	芋田	芋田字芋田	急傾斜地の 崩壊	5	有	無	芋田地区コミュニティセン ター
119	山屋	渋民字山屋	急傾斜地の 崩壊	3	有	無	渋民公民館(姫神ホール)
120	岩ノ沢	渋民字岩ノ沢	急傾斜地の 崩壊	1	有	無	渋民保育園
121	狐沢	渋民字狐沢	急傾斜地の 崩壊	3	有	無	渋民地区コミュニティセン ター
122	船綱	下田字船綱	急傾斜地の 崩壊	2	有	無	舟田地区介護予防センタ ー
123	平森の沢	寺林字平森	土石流	2	無	有	巻堀小学校校舎2階
124	大森の沢	渋民字大森	土石流	2	有	有	渋民地区コミュニティセン ター
125	上桑畑の沢	巻堀字上桑畑	土石流	3	有	無	姫神地区振興センター
126	永井沢の沢	玉山永井字永井沢	土石流	0	無	無	永井地区コミュニティセン ター
127	松内の沢	松内字松内	土石流	2	無	無	松内地区コミュニティセン ター
128	滝下の沢	下田字滝下	土石流	2	有	無	下田川崎地区コミュニティ センター
129	岩ノ沢の沢2	渋民字岩ノ沢	土石流	1	有	無	渋民保育園
130	岩ノ沢の沢3	渋民字岩ノ沢	土石流	1	有	無	渋民公民館(姫神ホール)
131	岩ノ沢の沢5	渋民字岩ノ沢	土石流	2	無	無	渋民公民館(姫神ホール)
132	寺沢の沢1	渋民字寺沢	土石流	1	無	無	渋民公民館(姫神ホール)
133	寺沢の沢2	渋民字寺沢	土石流	1	無	無	渋民公民館(姫神ホール)
134	山屋の沢2	渋民字山屋	土石流	0	有	無	渋民公民館(姫神ホール)
135	山屋の沢3	渋民字山屋	土石流	4	有	無	渋民公民館(姫神ホール)
136	山屋の沢4	渋民字山屋	土石流	1	無	無	渋民公民館(姫神ホール)
137	山屋の沢5	渋民字山屋	土石流	3	無	無	渋民公民館(姫神ホール)
138	屋久保の沢1	芋田字屋久保	土石流	3	無	無	芋田地区コミュニティセン ター
139	屋久保の沢2	芋田字屋久保	土石流	3	無	無	芋田地区コミュニティセン ター

番号	区 域 名	所 在 地	自然現象の 種類	人家戸数	土砂災害特別警 戒区域の有無	公 共 的 建物	指定緊急避難場所
140	芦名沢の沢	玉山馬場字芦名沢	土石流	1	無	無	馬場状小屋地区コミュニ ティセンター
141	中島の沢	玉山馬場字中島	土石流	1	有	無	馬場状小屋地区コミュニ ティセンター
142	赤坂の沢2	玉山馬場字赤坂	土石流	2	有	無	馬場状小屋地区コミュニ ティセンター
143	前田の沢3	玉山馬場字前田	土石流	5	無	無	馬場状小屋地区コミュニ ティセンター
144	前田の沢4	玉山馬場字前田	土石流	5	無	無	馬場状小屋地区コミュニ ティセンター
145	前田の沢5	玉山馬場字前田	土石流	2	有	無	馬場状小屋地区コミュニ ティセンター
146	馬場平の沢	玉山馬場字馬場平	土石流	1	有	無	馬場状小屋地区コミュニ ティセンター
147	西郡の沢	巻堀字西郡	土石流	1	無	無	巻堀小学校校舎2階
148	高木の沢1	玉山馬場字高木	土石流	1	有	無	巻堀小学校校舎2階
149	高木の沢2	玉山馬場字高木	土石流	1	有	無	巻堀小学校校舎2階
150	川久保の沢1	玉山馬場字川久保	土石流	1	有	無	姫神地区振興センター
151	川久保の沢4	玉山馬場字川久保	土石流	5	有	無	姫神地区振興センター
152	川久保の沢5	玉山馬場字川久保	土石流	1	有	無	姫神地区振興センター
153	葛巻の沢	玉山馬場字葛巻	土石流	3	有	無	姫神地区振興センター
154	太子堂の沢2	玉山馬場字太子堂	土石流	1	有	無	姫神地区振興センター
155	大平の沢1	玉山馬場字大平	土石流	2	無	無	姫神地区振興センター
156	大平の沢2	玉山馬場字大平	土石流	1	有	無	姫神地区振興センター
157	大平の沢4	玉山馬場字大平	土石流	1	無	無	姫神地区振興センター
158	町村の沢3	藪川字町村	土石流	1	有	無	岩洞活性化センター
159	日向の沢	藪川字日向	土石流	3	有	無	岩洞活性化センター
160	橋場の沢	藪川字橋場	土石流	1	有	無	岩洞活性化センター
161	逆川の沢	藪川字逆川	土石流	1	有	無	岩洞活性化センター
162	末崎川の沢1	藪川字末崎川	土石流	1	有	無	岩洞活性化センター
163	末崎川の沢2	藪川字末崎川	土石流	1	有	無	岩洞活性化センター

番号	区 域 名	所 在 地	自然現象の 種類	人家戸数	土砂災害特別警 戒区域の有無	公 共 的 建物	指定緊急避難場所
164	町村の沢4	藪川字町村	土石流	1	有	無	岩洞活性化センター
165	町村の沢5	藪川字町村	土石流	2	有	無	岩洞活性化センター
166	金掘沢	藪川字川場	土石流	1	有	無	岩洞活性化センター
167	高久保の沢	玉山字高久保	土石流	3	有	無	旧城内小学校体育館
168	奴屋敷の沢3	川又字奴屋敷	土石流	2	無	無	玉山地区公民館
169	大日向の沢1	川又字大日向	土石流	1	無	無	玉山地区公民館
170	小沢の沢1	川又字小沢	土石流	2	有	無	玉山小学校体育館
171	小沢の沢3	川又字小沢	土石流	4	無	無	玉山地区公民館
172	赤坂の沢5	川又字赤坂	土石流	7	有	無	玉山地区公民館
173	越戸の沢	門前寺字越戸	土石流	1	有	無	白沢地区コミュニティセン ター
174	独活倉の沢	門前寺字独活倉	土石流	4	無	無	白沢地区コミュニティセン ター
175	小森の沢1	玉山字小森	土石流	6	無	無	玉山小学校体育館
176	小森の沢2	玉山字小森	土石流	7	有	無	旧城内小学校体育館
177	山谷の沢2	玉山字山谷	土石流	2	有	無	旧城内小学校体育館
178	山谷の沢3	玉山字山谷	土石流	5	有	無	旧城内小学校体育館
179	大平の沢6	玉山字大平	土石流	4	有	無	旧城内小学校体育館
180	糠森の沢	玉山字糠森	土石流	2	有	無	旧城内小学校体育館
181	中里の沢	玉山字中里	土石流	5	無	無	旧城内小学校体育館
182	鯨ノ沢の沢	玉山字鯨ノ沢	土石流	3	無	無	城内地区コミュニティセン ター
183	外山の沢	藪川字外山	土石流	1	無	無	藪川地区公民館
184	町村の沢6	藪川字町村	土石流	0	有	無	岩洞活性化センター
185	町村の沢7	藪川字町村	土石流	2	有	無	岩洞活性化センター
186	町村の沢8	藪川字町村	土石流	1	有	無	岩洞活性化センター
187	町村の沢9	藪川字町村	土石流	2	有	無	岩洞活性化センター

番号	区 域 名	所 在 地	自然現象の 種類	人家戸数	土砂災害特別警 戒区域の有無	公 共 的 建物	指定緊急避難場所
188	百目木の沢1	玉山永井字百目木	土石流	0	有	無	永井地区コミュニティセン ター
189	百目木の沢2	玉山永井字百目木	土石流	1	無	無	永井地区コミュニティセン ター
190	鳥木沢の沢1	玉山永井字鳥木沢	土石流	0	無	無	大台地区コミュニティセン ター
191	鳥木沢の沢2	玉山永井字鳥木沢	土石流	0	無	無	大台地区コミュニティセン ター
192	鳥木沢の沢3	玉山永井字鳥木沢	土石流	0	有	無	大台地区コミュニティセン ター
193	松内の沢2	松内字松内	土石流	0	無	無	松内地区コミュニティセン ター
194	松内の沢3	松内字松内	土石流	0	有	無	松内地区コミュニティセン ター
195	滝下の沢2	下田字滝下	土石流	0	有	無	下田川崎地区コミュニティ センター
196	長渡の沢1	渋民字長渡	土石流	1	無	無	渋民保育園
197	長渡の沢2	渋民字長渡	土石流	1	無	無	渋民保育園
198	寺沢の沢5	渋民字寺沢	土石流	1	無	無	渋民公民館(姫神ホール)
199	越戸の沢2	渋民字越戸	土石流	0	無	無	渋民保育園
200	屋久保の沢3	芋田字屋久保	土石流	0	有	無	芋田地区コミュニティセン ター
201	芦名沢の沢3	玉山馬場字芦名沢	土石流	1	無	無	馬場状小屋地区コミュニ ティセンター
202	芦名沢の沢4	玉山馬場字芦名沢	土石流	1	無	無	馬場状小屋地区コミュニ ティセンター
203	滝ノ沢の沢3	玉山馬場字滝ノ沢	土石流	0	有	無	馬場状小屋地区コミュニ ティセンター
204	馬場平の沢2	玉山馬場字馬場平	土石流	1	有	無	馬場状小屋地区コミュニ ティセンター
205	幅下の沢1	巻堀字幅下	土石流	26	無	無	巻堀小学校校舎2階
206	幅下の沢2	巻堀字幅下	土石流	1	有	無	巻堀小学校校舎2階
207	幅下の沢3	巻堀字幅下	土石流	2	有	無	巻堀小学校校舎2階
208	西郡の沢2	巻堀字西郡	土石流	0	有	無	巻堀小学校校舎2階
209	西郡の沢3	巻堀字西郡	土石流	0	無	無	巻堀小学校校舎2階
210	下モ山の沢1	寺林字下モ山	土石流	23	有	無	巻堀小学校校舎2階
211	下モ山の沢2	寺林字下モ山	土石流	28	無	無	巻堀小学校校舎2階

番号	区 域 名	所 在 地	自然現象の 種類	人家戸数	土砂災害特別警 戒区域の有無	公 共 的 建物	指定緊急避難場所
212	川久保の沢7	玉山馬場字川久保	土石流	0	有	無	姫神地区振興センター
213	川久保の沢8	玉山馬場字川久保	土石流	0	有	無	姫神地区振興センター
214	逆川の沢2	藪川字逆川	土石流	1	有	無	岩洞活性化センター
215	逆川の沢3	藪川字逆川	土石流	1	有	無	岩洞活性化センター
216	町村の沢10	藪川字町村	土石流	0	有	無	岩洞活性化センター
217	川場の沢2	藪川字川場	土石流	0	有	無	岩洞活性化センター
218	川場の沢3	藪川字川場	土石流	0	有	無	岩洞活性化センター
219	小沢の沢4	川又字小沢	土石流	1	有	無	玉山小学校体育館
220	山谷の沢4	玉山字山谷	土石流	2	無	無	旧城内小学校体育館
221	川久保の沢9	玉山字川久保	土石流	5	有	無	旧城内小学校体育館
222	永井沢	玉山永井字永井沢	急傾斜地の 崩壊	1	有	無	永井地区コミュニティセン ター
223	鳥木沢	玉山永井字鳥木沢	急傾斜地の 崩壊	0	有	無	永井地区コミュニティセン ター
224	野中-1	好摩字野中、 小袋、夏間木	急傾斜地の 崩壊	5	有	無	就業改善センター (好摩地区公民館)
225	上武道	芋田字上武道	急傾斜地の 崩壊	2	有	無	芋田地区コミュニティセン ター
226	岩鼻	渋民字岩鼻	急傾斜地の 崩壊	1	有	無	渋民地区コミュニティセン ター
227	岩鼻-1	渋民字岩鼻	急傾斜地の 崩壊	1	有	無	渋民地区コミュニティセン ター
228	大二子	玉山字大二子	急傾斜地の 崩壊	1	有	無	白沢地区コミュニティセン ター
229	大二子-1	玉山字二子沢	急傾斜地の 崩壊	1	有	無	白沢地区コミュニティセン ター
230	白沢	玉山字白沢	急傾斜地の 崩壊	1	有	無	白沢地区コミュニティセン ター
231	中ノ又	玉山字中ノ又	急傾斜地の 崩壊	2	有	無	旧城内小学校体育館
232	山谷	玉山字山谷	急傾斜地の 崩壊	2	有	無	旧城内小学校体育館
233	山谷-1	玉山字山谷	急傾斜地の 崩壊	2	有	無	旧城内小学校体育館
234	山谷-2	玉山字山谷	急傾斜地の 崩壊	1	有	無	旧城内小学校体育館
235	小森-1	玉山字小森	急傾斜地の 崩壊	1	有	無	旧城内小学校体育館

番号	区 域 名	所 在 地	自然現象の 種類	人家戸数	土砂災害特別警 戒区域の有無	公 共 的 建物	指定緊急避難場所
236	小森-2	玉山字小森	急傾斜地の 崩壊	1	有	無	旧城内小学校体育館
237	赤坂-3	川又字赤坂	急傾斜地の 崩壊	1	有	無	玉山地区公民館
238	赤坂-4	川又字赤坂	急傾斜地の 崩壊	1	有	無	玉山地区公民館
239	宇登	川又字宇登	急傾斜地の 崩壊	3	有	無	日戸地区コミュニティセン ター
240	葛巻	玉山馬場字葛巻	急傾斜地の 崩壊	1	有	無	姫神地区振興センター
241	砂子沢-3	砂子沢第13地割、第 12地割、 根田茂第1地割、第3 地割	急傾斜地の 崩壊	1	有	無	築川老人福祉センター
242	砂子沢-4	砂子沢第10地割、 第11地割	急傾斜地の 崩壊	1	有	無	築川老人福祉センター
243	砂子沢-5	砂子沢第1地割	急傾斜地の 崩壊	1	有	無	築川老人福祉センター
244	砂子沢-6	砂子沢第3地割、 第2地割	急傾斜地の 崩壊	1	有	無	築川老人福祉センター
245	砂子沢-7	砂子沢第3地割、 第2地割	急傾斜地の 崩壊	1	有	無	築川老人福祉センター
246	砂子沢-8	砂子沢第9地割、 第4地割	急傾斜地の 崩壊	1	有	無	築川老人福祉センター
247	砂子沢-9	砂子沢第9地割、 第5地割、第6地割	急傾斜地の 崩壊	1	有	無	築川老人福祉センター
248	砂子沢-10	砂子沢第9地割、 第6地割	急傾斜地の 崩壊	2	有	無	築川老人福祉センター
249	砂子沢-11	砂子沢第6地割	急傾斜地の 崩壊	1	有	無	築川老人福祉センター
250	砂子沢-12	砂子沢第6地割、 第9地割	急傾斜地の 崩壊	1	有	無	築川老人福祉センター
251	根田茂-1	根田茂第5地割	急傾斜地の 崩壊	2	有	無	築川老人福祉センター
252	根田茂-2	根田茂第5地割、 第4地割	急傾斜地の 崩壊	1	有	無	築川老人福祉センター
253	根田茂-3	根田茂第5地割、 第4地割	急傾斜地の 崩壊	2	有	無	築川老人福祉センター
254	根田茂-4	根田茂第2地割	急傾斜地の 崩壊	1	有	無	築川老人福祉センター
255	根田茂-5	根田茂第2地割、 第4地割	急傾斜地の 崩壊	2	有	無	築川老人福祉センター
256	根田茂-6	根田茂第2地割、 第3地割	急傾斜地の 崩壊	1	有	無	築川老人福祉センター
257	根田茂-7	根田茂第1地割、 第2地割	急傾斜地の 崩壊	1	有	無	築川老人福祉センター
258	前田の沢	玉山馬場字前田	土石流	2	有	有	芋田地区コミュニティセン ター

番号	区 域 名	所 在 地	自然現象の 種類	人家戸数	土砂災害特別警 戒区域の有無	公 共 的 建物	指定緊急避難場所
259	前田の沢2	玉山馬場字前田	土石流	8	無	有	芋田地区コミュニティセン ター
260	北ノ股沢	玉山馬場字前田	土石流	10	有	有	芋田地区コミュニティセン ター
261	芦名沢の沢2	玉山馬場字状小屋、 芦名沢	土石流	0	有	無	馬場状小屋地区コミュニ ティセンター
262	赤坂の沢6	玉山馬場字芦名沢、 赤坂	土石流	0	無	無	芋田地区コミュニティセン ター
263	沢田の沢1	芋田字沢田、 玉山馬場字状小屋、 字川原	土石流	9	有	有	馬場状小屋地区コミュニ ティセンター
264	沢田の沢2	芋田字沢田、 玉山馬場字川原	土石流	7	無	無	馬場状小屋地区コミュニ ティセンター
265	沢田の沢3	芋田字沢田、 玉山馬場字川原	土石流	3	有	無	馬場状小屋地区コミュニ ティセンター
266	芋田の沢1	芋田字芋田、昼久保	土石流	2	有	無	芋田地区コミュニティセン ター
267	芋田の沢2	芋田字芋田、昼久保	土石流	2	無	無	芋田地区コミュニティセン ター
268	岩ノ沢の沢1	渋民字岩の沢	土石流	1	有	無	渋民勤労者研修センター
269	岩ノ沢の沢4	渋民字岩の沢、山屋	土石流	2	有	無	渋民勤労者研修センター
270	岩ノ沢の沢6	渋民字岩の沢、山屋	土石流	2	有	無	渋民公民館(姫神ホール)
271	岩ノ沢の沢7	渋民字岩の沢	土石流	2	有	無	渋民公民館(姫神ホール)
272	岩ノ沢の沢8	渋民字岩の沢、山屋	土石流	2	有	無	渋民公民館(姫神ホール)
273	岩ノ沢の沢9	渋民字岩の沢、越戸、 長渡	土石流	1	有	無	渋民勤労者研修センター
274	寺沢の沢3	渋民字寺沢、山屋	土石流	1	有	無	渋民公民館(姫神ホール)
275	寺沢の沢4	渋民字寺沢、山屋	土石流	1	有	無	渋民公民館(姫神ホール)
276	田ノ沢の沢3	渋民字田の沢、山屋	土石流	3	有	無	芋田地区コミュニティセン ター
277	御蔵の沢	砂子沢第4地割	土石流	1	有	無	築川老人福祉センター
278	横石の沢(1)	砂子沢第3地割	土石流	1	有	無	築川老人福祉センター
279	横石の沢(2)	砂子沢第3地割	土石流	2	有	無	築川老人福祉センター
280	中村の沢(1)	砂子沢第6地割	土石流	1	有	無	築川老人福祉センター
281	中村の沢(2)	砂子沢第2地割	土石流	1	有	無	築川老人福祉センター
282	下村の沢(1)	砂子沢第10地割	土石流	3(砂子沢 生活改善	有	無	築川老人福祉センター

番号	区 域 名	所 在 地	自然現象の 種類	人家戸数	土砂災害特別警 戒区域の有無	公 共 的 建物	指定緊急避難場所
				センター)			
283	下村の沢(2)	砂子沢第10地割	土石流	2	有	無	築川老人福祉センター
284	下村の沢(4)	砂子沢第10地割	土石流	2	有	無	築川老人福祉センター
285	原沢の沢(1)	砂子沢第8地割	土石流	3	有	無	築川老人福祉センター
286	原沢の沢(2)	砂子沢第8地割	土石流	4	有	無	築川老人福祉センター
287	砂子沢第6地割の 沢(1)	砂子沢第6地割、 第9地割	土石流	1	有	無	築川老人福祉センター
288	砂子沢第6地割の 沢(3)	砂子沢第6地割、 第9地割	土石流	0	有	無	築川老人福祉センター
289	砂子沢第13地割 の沢(1)	砂子沢第13地割、 第12地割	土石流	0	有	無	築川老人福祉センター
290	砂子沢第13地割 の沢(2)	砂子沢第10地割	土石流	0	有	無	築川老人福祉センター
291	築場の沢(1)	根田茂第2地割	土石流	3	有	無	築川老人福祉センター
292	築場の沢(4)	根田茂第5地割、 第4地割	土石流	1	有	無	築川老人福祉センター
293	築場の沢(5)	根田茂第4地割	土石流	3	有	無	築川老人福祉センター
294	高屋敷の沢(2)	根田茂第6地割	土石流	1	有	無	築川老人福祉センター
295	山岸	山岸一丁目	急傾斜地の 崩壊	48	有	無	山岸小学校体育館
296	岩沢	上米内字岩沢	急傾斜地の 崩壊	2	有	無	北松園中学校体育館
297	砂子沢	上米内字砂子沢	急傾斜地の 崩壊	1	有	無	北松園中学校体育館
298	砂子沢-2	上米内字砂子沢	急傾斜地の 崩壊	0	有	無	北松園中学校体育館
299	明通-1	上米内字明通	急傾斜地の 崩壊	2	有	無	北松園中学校体育館
300	明通-2	上米内字明通	急傾斜地の 崩壊	2	有	無	米内中学校体育館
301	米内沢-8	上米内字米内沢	急傾斜地の 崩壊	1	有	無	米内中学校体育館
302	庄ヶ畑-2	上米内字庄ヶ畑	急傾斜地の 崩壊	1	有	無	米内中学校体育館
303	庄ヶ畑-3	上米内字庄ヶ畑	急傾斜地の 崩壊	1	有	無	米内中学校体育館
304	庄ヶ畑-4	上米内字庄ヶ畑	急傾斜地の 崩壊	2	有	無	米内中学校体育館
305	外山岸	山岸字外山岸	急傾斜地の 崩壊	1	有	無	松園小学校体育館

番号	区 域 名	所 在 地	自然現象の 種類	人家戸数	土砂災害特別警 戒区域の有無	公 共 的 建物	指定緊急避難場所
306	外山岸-1	山岸字外山岸	急傾斜地の 崩壊	1	有	無	松園小学校体育館
307	米内沢-5	上米内字米内沢	急傾斜地の 崩壊	1	有	無	米内中学校体育館
308	米内沢-6	上米内字米内沢	急傾斜地の 崩壊	1	有	無	米内中学校体育館
309	畑	上米内字畑	急傾斜地の 崩壊	1	有	無	米内中学校体育館
310	畑-1	上米内字畑	急傾斜地の 崩壊	2	有	無	米内中学校体育館
311	阿弥田堂	黒川5地割	急傾斜地の 崩壊	1	有	無	手代森小学校体育館
312	下大沢	手代森19地割	急傾斜地の 崩壊	1	有	無	手代森小学校体育館
313	下大沢-1	手代森19地割	急傾斜地の 崩壊	1	有	無	手代森小学校体育館
314	下大沢-2	手代森19地割	急傾斜地の 崩壊	0	有	無	手代森小学校体育館
315	中大沢	手代森18地割	急傾斜地の 崩壊	1	有	無	手代森小学校体育館
316	中大沢-1	手代森18地割	急傾斜地の 崩壊	1	有	無	手代森小学校体育館
317	中大沢-2	手代森18地割	急傾斜地の 崩壊	1	有	無	手代森小学校体育館
318	中居の沢	上米内字中居	土石流	1	有	無	米内中学校体育館
319	中米内の沢	上米内字中米内	土石流	1	有	無	米内中学校体育館
320	上八木田	新庄字上八木田	急傾斜地の 崩壊	0	有	無	築川老人福祉センター
321	川目	川目第11地割	急傾斜地の 崩壊	2	有	無	宇津野公民館
322	大志田	浅岸字大志田	急傾斜地の 崩壊	0	有	無	米内中学校体育館
323	大志田-1	浅岸字大志田	急傾斜地の 崩壊	1	有	有	米内中学校体育館
324	中津川	新庄字中津川	急傾斜地の 崩壊	0	有	無	築川地区老人福祉センタ ー
325	大志田-2	浅岸字大志田	急傾斜地の 崩壊	1	有	無	米内中学校体育館
326	銭掛	新庄字銭掛	急傾斜地の 崩壊	1	有	有	山岸児童・老人福祉センタ ー
327	小貝沢	新庄字小貝沢	急傾斜地の 崩壊	3	有	無	山岸児童・老人福祉センタ ー
328	小貝沢-1	新庄字小貝沢	急傾斜地の 崩壊	1	有	無	山岸児童・老人福祉センタ ー
329	上小貝沢	新庄字小貝沢	急傾斜地の 崩壊	1	有	無	山岸児童・老人福祉センタ ー

番号	区 域 名	所 在 地	自然現象の 種類	人家戸数	土砂災害特別警 戒区域の有無	公 共 的 建物	指定緊急避難場所
330	上小貝沢-1	新庄字小貝沢	急傾斜地の 崩壊	2	有	無	山岸児童・老人福祉センタ ー
331	小貝沢-2	新庄字小貝沢	急傾斜地の 崩壊	1	有	無	山岸児童・老人福祉センタ ー
332	小貝沢-3	新庄字小貝沢	急傾斜地の 崩壊	0	有	無	山岸児童・老人福祉センタ ー
333	中津川-1	新庄字中津川	急傾斜地の 崩壊	0	有	無	築川地区老人福祉センタ ー
334	中津川-2	新庄字中津川	急傾斜地の 崩壊	0	有	無	築川地区老人福祉センタ ー
335	中津川-3	新庄字中津川	急傾斜地の 崩壊	1	有	無	築川地区老人福祉センタ ー
336	大志田	浅岸字大志田	土石流	1	無	無	米内中学校体育館
337	小貝沢の沢	新庄字小貝沢	土石流	3	有	無	山岸児童・老人福祉センタ ー
338	小貝沢の沢(1)	新庄字小貝沢	土石流	1	有	無	山岸児童・老人福祉センタ ー
339	本田沢	新庄字中津川	土石流	0	有	無	築川地区老人福祉センタ ー
340	大志田の沢(1)	浅岸字大志田	土石流	0	有	無	米内中学校体育館
341	大志田の沢(2)	浅岸字大志田	土石流	0	有	無	米内中学校体育館
342	銭掛の沢(1)	新庄字銭掛	土石流	0	有	無	山岸児童・老人福祉センタ ー
343	銭掛の沢(2)	新庄字銭掛	土石流	0	有	無	山岸児童・老人福祉センタ ー
344	小貝沢の沢(2)	新庄字小貝沢	土石流	0	有	無	山岸児童・老人福祉センタ ー
345	小貝沢の沢(3)	新庄字小貝沢	土石流	0	有	無	山岸児童・老人福祉センタ ー
356	小貝沢の沢(4)	新庄字小貝沢	土石流	0	有	無	山岸児童・老人福祉センタ ー
347	小貝沢の沢(5)	新庄字小貝沢	土石流	0	有	無	山岸児童・老人福祉センタ ー
348	小貝沢の沢(6)	新庄字小貝沢	土石流	0	有	無	山岸児童・老人福祉センタ ー
349	矢倉の沢	新庄字中津川	土石流	0	有	無	山岸児童・老人福祉センタ ー
350	中津川の沢(3)	新庄字中津川	土石流	0	有	無	山岸児童・老人福祉センタ ー
351	中津川の沢(4)	新庄字中津川	土石流	1	有	無	山岸児童・老人福祉センタ ー
352	中津川の沢(5)	新庄字中津川	土石流	0	有	無	築川地区老人福祉センタ ー
353	中津川の沢(6)	新庄字中津川	土石流	0	有	無	築川地区老人福祉センタ ー

番号	区 域 名	所 在 地	自然現象の 種類	人家戸数	土砂災害特別警 戒区域の有無	公 共 的 建物	指定緊急避難場所
354	中津川の沢(7)	新庄字中津川	土石流	0	有	無	築川地区老人福祉センタ ー
355	中津川の沢(8)	新庄字中津川	土石流	0	有	無	築川地区老人福祉センタ ー
356	中津川の沢(9)	新庄字中津川	土石流	0	有	無	築川地区老人福祉センタ ー
357	中津川の沢(1)	新庄字中津川	土石流	0	有	無	築川地区老人福祉センタ ー
358	中津川の沢(2)	新庄字中津川	土石流	0	有	無	築川地区老人福祉センタ ー
359	桂沢	日戸字桂沢	土石流	21	有	無	日戸地区コミュニティセン ター
360	鷹高の沢1	日戸字鷹高	土石流	29	有	有	玉山地区公民館
361	横道沢	日戸字新田	土石流	22	有	無	日戸地区コミュニティセン ター
362	栗木田の沢	日戸字栗木田	土石流	5	有	無	玉山地区公民館
363	弓打沢	日戸字間洞	土石流	8	有	無	日戸地区コミュニティセン ター
364	間洞の沢	日戸字間洞	土石流	6	無	無	日戸地区コミュニティセン ター
365	市ノ坪の沢	日戸字市ノ坪	土石流	0	有	無	玉山地区公民館
366	繫(1)	繫湯ノ館	急傾斜地の 崩壊	9	有	有	旧繫小学校体育館
367	繫(3)	繫湯ノ館	急傾斜地の 崩壊	20	有	有	旧繫小学校体育館
368	桜山	東桜山	急傾斜地の 崩壊	12	有	無	岩手大学付属中学校体育 館等
369	二ツ森	浅岸二ツ森	急傾斜地の 崩壊	13	有	無	山岸児童・老人福祉センタ ー
370	二ツ森-1	浅岸二ツ森	急傾斜地の 崩壊	12	有	無	山岸児童・老人福祉センタ ー
371	愛宕町	愛宕町	急傾斜地の 崩壊	2(中央公 民館)	有	有	愛宕山老人福祉センター
372	愛宕町-1	愛宕町	急傾斜地の 崩壊	9(中央公 民館)	有	無	愛宕山老人福祉センター
373	加賀野四丁目	加賀野四丁目	急傾斜地の 崩壊	17(盛岡地 域職業訓 練センタ ー)	有	有	加賀野地区活動センター 加賀野児童・老人福祉センタ ー
374	大塚	浅岸大塚	急傾斜地の 崩壊	31	有	無	加賀野地区活動センター 加賀野児童・老人福祉センタ ー
375	桜山-1	加賀野桜山	急傾斜地の 崩壊	16	有	無	岩手大学付属中学校体育 館等
376	東桜山	東桜山	急傾斜地の 崩壊	29	有	無	岩手大学付属中学校体育 館等

番号	区 域 名	所 在 地	自然現象の 種類	人家戸数	土砂災害特別警 戒区域の有無	公 共 的 建物	指定緊急避難場所
377	つつじが丘	つつじが丘一丁目	急傾斜地の 崩壊	48	有	無	岩手大学附属中学校体育 館等
378	ニツ森-2	浅岸ニツ森	急傾斜地の 崩壊	26	有	無	山岸児童・老人福祉センタ ー
379	向田	浅岸向田	急傾斜地の 崩壊	10	有	無	岩手大学附属中学校体育 館等
380	東桜山-1	東桜山	急傾斜地の 崩壊	4	有	無	岩手大学附属中学校体育 館等
381	橋場-3	浅岸橋場	急傾斜地の 崩壊	16	有	無	山岸児童・老人福祉センタ ー
382	下通	手代森小山	急傾斜地の 崩壊	17(滝村自 治公民館)	有	有	地域福祉センター
383	返鼻	黒川返鼻	急傾斜地の 崩壊	3	有	無	手代森小学校体育館 手代森児童センター
384	本宮	黒川本宮	急傾斜地の 崩壊	2	有	無	手代森小学校体育館 手代森児童センター
385	町田	乙部町田	急傾斜地の 崩壊	1	有	無	乙部老人福祉センター
386	穴口の沢	猪去田面野木	土石流	2(市立太 田テニスコ ート)	有	有	太田老人福祉センター
387	中道の沢	浅岸堰根	土石流	73	有	無	岩手大学附属中学校体育 館等
388	油田の沢(1)	上飯岡1地割	土石流	9	有	無	上飯岡児童センター
389	油田の沢(2)	上飯岡1地割	土石流	17	有	有	上飯岡児童センター 羽場小学校体育館
390	油田の沢(3)	上飯岡1地割	土石流	17	有	有	上飯岡児童センター 羽場小学校体育館
391	観音堂の沢	黒川15地割	土石流	8	有	有	手代森小学校体育館 手代森児童センター
392	上猪去の沢(1)	猪去田面野木	土石流	5	有	無	太田小学校体育館
393	大沢の沢(2)	手代森1地割上大沢	土石流	2	無	無	手代森小学校体育館 手代森児童センター
394	大沢の沢(1)	黒川2地割	土石流	2	有	無	手代森小学校体育館 手代森児童センター
395	2地割大沢の沢	黒川2地割	土石流	1	無	無	手代森小学校体育館 手代森児童センター
396	板山の沢	大ヶ生18地割板山	土石流	2	有	無	乙部老人福祉センター
397	割船の沢	大ヶ生1地割	土石流	6	有	無	乙部老人福祉センター
398	久保田の沢	大ヶ生12地割日蔭野	土石流	0	有	無	乙部老人福祉センター

番号	区 域 名	所 在 地	自然現象の 種類	人家戸数	土砂災害特別警 戒区域の有無	公共的 建物	指定緊急避難場所
399	北久保の沢	繫北久保	土石流	0	有	無	旧繫小学校体育館
400	湯ノ館の沢(2)	繫湯ノ館	土石流	27	有	無	旧繫小学校体育館
401	湯ノ館の沢(3)	繫湯ノ館	土石流	27	有	無	旧繫小学校体育館
402	塗沢の沢(3)	繫塗沢	土石流	27	有	無	旧繫小学校体育館
403	上猪去の沢(2)	猪去上猪去	土石流	1	無	無	太田小学校体育館
404	猪去沢	猪去上平	土石流	30	有	無	太田小学校体育館
405	上平の沢	猪去上平	土石流	0	有	無	太田小学校体育館
406	飯ノ森の沢	上鹿妻飯ノ森	土石流	0	有	無	太田小学校体育館
407	湯沢	湯沢1地割	土石流	28	有	無	羽場小学校体育館 湯沢児童センター
408	1地割大沢田平の 沢	乙部1地割大沢田平	土石流	0	有	無	乙部児童センター 都南東小学校体育館
409	南野の沢	大ヶ生1地割	土石流	3	有	無	乙部老人福祉センター
410	町村の沢2	薮川町村	土石流	1	有	有	町村活性化センター
411	国名沢の沢	玉山国名沢	土石流	9	有	無	旧城内小学校体育館 城内地区コミュニティセンター
412	城内の沢	玉山城内	土石流	11	有	無	旧城内小学校体育館 城内地区コミュニティセンター
413	亀橋の沢	薮川亀橋	土石流	2	有	有	岩洞活性化センター
414	塚の沢	薮川亀橋	土石流	3	有	無	岩洞活性化センター
415	末崎川の沢3	薮川末崎川	土石流	0	有	無	町村活性化センター
416	川場の沢	薮川川場	土石流	2	有	無	町村活性化センター
417	田畑の沢1	玉山田畑	土石流	1	有	無	旧城内小学校体育館 城内地区コミュニティセンター
418	田畑の沢2	玉山田畑	土石流	2	有	無	旧城内小学校体育館 城内地区コミュニティセンター
419	二子沢の沢	玉山二子沢	土石流	4	有	無	白沢地区コミュニティセン ター
420	立障子の沢	玉山立障子	土石流	6	有	無	白沢地区コミュニティセン ター
421	白沢の沢1	玉山白沢	土石流	4	有	無	白沢地区コミュニティセン ター

番号	区 域 名	所 在 地	自然現象の 種類	人家戸数	土砂災害特別警 戒区域の有無	公共的 建物	指定緊急避難場所
422	白沢の沢2	玉山白沢	土石流	4	有	無	白沢地区コミュニティセン ター
423	宇峠の沢1	玉山宇峠	土石流	7	無	無	白沢地区コミュニティセン ター
424	宇峠の沢2	玉山宇峠	土石流	10	有	無	白沢地区コミュニティセン ター
425	鷹高の沢2	日戸鷹高	土石流	1	有	無	白沢地区コミュニティセン ター
426	姥前の沢	玉山姥前	土石流	2	有	無	玉山小学校体育館
427	小森の沢3	玉山小森	土石流	5	有	無	日戸地区コミュニティセン ター
428	山谷の沢1	玉山谷	土石流	10	有	無	日戸地区コミュニティセン ター
429	大平の沢5	玉山太平	土石流	1	有	無	旧城内小学校体育館 城内地区コミュニティセンター
430	中ノ又の沢	玉山中の又	土石流	3	有	無	旧城内小学校体育館 城内地区コミュニティセンター
431	小田沢の沢	玉山小田沢	土石流	7	無	無	旧城内小学校体育館 城内地区コミュニティセンター
432	時館の沢	玉山時館	土石流	4	有	無	旧城内小学校体育館 城内地区コミュニティセンター
433	小田沢の沢2	玉山小田沢	土石流	0	有	無	旧城内小学校体育館 城内地区コミュニティセンター
434	大二子の沢2	玉山大二子	土石流	7	無	無	白沢地区コミュニティセン ター
435	畑井沢の沢	玉山畑井沢	土石流	1	無	無	白沢地区コミュニティセン ター
436	姥前の沢2	玉山姥前	土石流	0	有	無	玉山小学校体育館
437	小森の沢4	玉山小森	土石流	5	有	無	日戸地区コミュニティセン ター
438	小森の沢5	玉山小森	土石流	1	有	無	日戸地区コミュニティセン ター
439	中ノ又の沢2	玉山中の又	土石流	3	有	無	旧城内小学校体育館 城内地区コミュニティセンター
440	オの沢の沢	玉山オの沢	土石流	1	有	無	旧城内小学校体育館 城内地区コミュニティセンター
441	外山の沢3	藪川外山	土石流	1	有	無	岩洞活性化センター
442	穴口(1)	繫下猿田	地滑り	0	無	無	太田老人福祉センター
443	穴口(2)	繫下猿田	地滑り	3	無	無	太田老人福祉センター
444	大沢	手代森1地割	地滑り	0	無	無	手代森小学校体育館 手代森児童センター
445	繫温泉(2)	繫猿田	地滑り	5	無	無	旧繫小学校体育館

番号	区 域 名	所 在 地	自然現象の 種類	人家戸数	土砂災害特別警 戒区域の有無	公共的 建物	指定緊急避難場所
446	滝村	手代森16地割	地滑り	76	無	無	地域福祉センター
447	板山	大ヶ生	地滑り	2	無	無	乙部老人福祉センター
448	黒川	黒川12地割	地滑り	20	無	無	手代森小学校体育館 手代森児童センター
449	田ノ沢	渋民田ノ沢	急傾斜地の 崩壊	1	有	無	渋民保育園
450	上田	黒石野一丁目	急傾斜地の 崩壊	27	有	有	松園小学校体育館
451	山岸三丁目	山岸三丁目	急傾斜地の 崩壊	10	有	有	山岸地区活動センター
452	一本松-1	下米内一本松	急傾斜地の 崩壊	1	有	無	山岸児童・老人福祉センタ ー
453	畑井野-2	上米内畑井野	急傾斜地の 崩壊	1	有	無	米内中学校体育館
454	明通-3	上米内明通	急傾斜地の 崩壊	1	有	無	米内中学校体育館
455	赤坂-5	川又赤坂	急傾斜地の 崩壊	2	有	無	玉山小学校体育館
456	川目-1	川目第6地割	急傾斜地の 崩壊	1	有	無	築川老人福祉センター
457	川目-2	川目第4地割	急傾斜地の 崩壊	2	有	無	築川老人福祉センター
458	川目-3	川目第4地割	急傾斜地の 崩壊	2	有	無	築川老人福祉センター
459	川目-4	川目第4地割	急傾斜地の 崩壊	3	有	無	築川老人福祉センター
460	下大葛	浅岸下大葛	急傾斜地の 崩壊	3	有	有	山岸児童・老人福祉センタ ー
461	下大葛-1	浅岸下大葛	急傾斜地の 崩壊	2	有	無	山岸児童・老人福祉センタ ー
462	綱取	浅岸綱取	急傾斜地の 崩壊	2	有	無	山岸児童・老人福祉センタ ー
463	赤重	浅岸赤重	急傾斜地の 崩壊	1	有	無	山岸児童・老人福祉センタ ー
464	鍋倉	浅岸鍋倉	急傾斜地の 崩壊	1	有	無	山岸児童・老人福祉センタ ー
465	東黒石野二丁目	東黒石野二丁目	急傾斜地の 崩壊	12	有	無	松園小学校体育館
466	築川-4	築川第4地割	急傾斜地の 崩壊	1	有	無	築川老人福祉センター
467	築川-5	築川第2地割	急傾斜地の 崩壊	1	有	無	築川老人福祉センター
468	築川-6	築川第3地割	急傾斜地の 崩壊	1	有	無	築川老人福祉センター
469	築川-7	築川第3地割	急傾斜地の 崩壊	2	有	無	築川老人福祉センター

番号	区 域 名	所 在 地	自然現象の 種類	人家戸数	土砂災害特別警 戒区域の有無	公共的 建物	指定緊急避難場所
470	築川-8	築川第1地割	急傾斜地の 崩壊	1	有	無	築川老人福祉センター
471	才津沢の沢	寺林才津沢	土石流	8	有	無	巻堀小学校校舎2階
472	境平の沢1	寺林才境平	土石流	3	有	無	巻堀小学校校舎2階
473	境平の沢2	寺林才境平	土石流	11	有	無	巻堀小学校校舎2階
474	至沢の沢(1)	下米内至沢	土石流	0	無	無	米内中学校体育館
475	至沢の沢(2)	下米内至沢	土石流	0	有	無	米内中学校体育館
476	至沢の沢(3)	下米内至沢	土石流	0	有	無	米内中学校体育館
477	至沢の沢(4)	下米内至沢	土石流	0	有	無	米内中学校体育館
478	蛭子沢	上米内砂子沢	土石流	3	有	無	米内中学校体育館
479	白石の沢	上米内白石	土石流	6(白石地区 集会所)	無	無	米内中学校体育館
480	上米内栃沢	上米内畑	土石流	1	有	無	米内中学校体育館
481	畑の沢	上米内畑	土石流	3	有	無	米内中学校体育館
482	畑井野の沢(1)	上米内畑井野	土石流	3	有	無	米内中学校体育館
483	畑井野の沢(2)	上米内畑井野	土石流	0	有	無	米内中学校体育館
484	畑井野の沢(3)	上米内畑井野	土石流	0	有	無	米内中学校体育館
485	金山沢	根田茂第1地割	土石流	1	有	無	築川老人福祉センター
486	根田茂第5地割の 沢	根田茂第5地割	土石流	3	有	無	築川老人福祉センター
487	砂子沢第6地割の 沢(2)	砂子沢第6地割	土石流	0	有	無	築川老人福祉センター
488	糠森の沢2	上田糠森	土石流	1	有	無	玉山地区公民館
489	小沢の沢2	川又小沢	土石流	5	無	無	玉山小学校体育館
490	新沢の沢	川又新沢	土石流	18	有	無	玉山小学校体育館
491	赤坂の沢	川又赤坂	土石流	4	有	無	玉山小学校体育館
492	赤坂の沢3	川又赤坂	土石流	2	有	無	玉山小学校体育館
493	赤坂の沢4	川又赤坂	土石流	5	有	無	玉山小学校体育館

番号	区 域 名	所 在 地	自然現象の 種類	人家戸数	土砂災害特別警 戒区域の有無	公共的 建物	指定緊急避難場所
494	大日向の沢2	川又大日向	土石流	3	有	無	玉山小学校体育館
495	奴屋敷の沢1	川又奴屋敷	土石流	3	無	無	玉山小学校体育館
496	奴屋敷の沢2	川又奴屋敷	土石流	1	有	無	玉山小学校体育館
497	奴屋敷の沢4	川又奴屋敷	土石流	4	有	無	玉山小学校体育館
498	柳平の沢	川又柳平	土石流	1	有	無	玉山小学校体育館
499	大升沢	川目第1地割	土石流	2	有	無	築川老人福祉センター
500	川目第1地割の沢 (1)	川目第1地割	土石流	5	有	無	築川老人福祉センター
501	川目第1地割の沢 (2)	川目第1地割	土石流	5	有	無	築川老人福祉センター
502	級沢	川目第1地割	土石流	4	有	無	築川老人福祉センター
503	宇曾沢	川目第4地割	土石流	6	有	有	築川老人福祉センター
504	米内沢(2)	川目第4地割	土石流	3	有	無	築川老人福祉センター
505	川目の沢(1)	川目第5地割	土石流	2	有	無	築川老人福祉センター
506	川目の沢(2)	川目第6地割	土石流	0	有	無	築川老人福祉センター
507	川目の沢(3)	川目第6地割	土石流	3	有	無	築川老人福祉センター
508	綱取の沢	浅岸綱取	土石流	0	有	無	山岸児童・老人福祉センタ ー
509	赤重の沢(1)	浅岸赤重	土石流	0	有	無	山岸児童・老人福祉センタ ー
510	赤重の沢(2)	浅岸赤重	土石流	2	有	無	山岸児童・老人福祉センタ ー
511	鍋倉の沢	浅岸鍋倉	土石流	2	有	無	山岸児童・老人福祉センタ ー
512	高木の沢3	馬場高木	土石流	1	有	無	前田地区コミュニティセン ター
513	川久保の沢2	玉山馬場川久保	土石流	6	有	無	前田地区コミュニティセン ター
514	川久保の沢3	玉山馬場川久保	土石流	6	有	無	前田地区コミュニティセン ター
515	川久保の沢6	玉山馬場川久保	土石流	3	有	無	前田地区コミュニティセン ター
516	太子堂の沢1	玉山馬場太子堂	土石流	2	有	無	前田地区コミュニティセン ター
517	大平の沢3	玉山馬場大平	土石流	1	有	無	前田地区コミュニティセン ター

番号	区 域 名	所 在 地	自然現象の種類	人家戸数	土砂災害特別警戒区域の有無	公共的建物	指定緊急避難場所
518	滝ノ沢の沢2	玉山馬場滝の沢	土石流	2	無	無	前田地区コミュニティセンター
519	田茂内の沢1	玉山馬場田茂内	土石流	2	有	無	前田地区コミュニティセンター
520	馬場平の沢3	玉山馬場田馬場平	土石流	0	有	無	前田地区コミュニティセンター
521	笹平の沢	門前笹平	土石流	0	有	有	舟田地区介護予防センター
522	外山の沢2	藪川外山	土石流	2	有	無	町村活性化センター
523	築川栃沢	築川第1地割	土石流	8	有	無	築川老人福祉センター
524	飛鳥の沢	築川第2地割	土石流	2	有	無	築川老人福祉センター
525	平清の沢(1)	築川第3地割	土石流	0	有	無	築川老人福祉センター
526	築川第3地割の沢	築川第3地割	土石流	0	有	無	築川老人福祉センター
527	築川第4地割の沢(1)	築川第4地割	土石流	0	有	無	築川老人福祉センター
528	築川第4地割の沢(2)	築川第4地割	土石流	0	有	無	築川老人福祉センター
529	築川第4地割の沢(3)	築川第4地割	土石流	0	有	無	築川老人福祉センター
530	中村の沢(4)	築川第5地割	土石流	3	有	無	築川老人福祉センター
531	築川第5地割の沢(3)	築川第5地割	土石流	0	有	無	築川老人福祉センター
532	築川の沢	築川第6地割	土石流	1	有	無	築川老人福祉センター
533	築川第6地割の沢(1)	築川第6地割	土石流	0	有	無	築川老人福祉センター
534	築川第7地割の沢(1)	築川第7地割	土石流	0	有	無	築川老人福祉センター
535	築川第7地割の沢(2)	築川第7地割	土石流	0	有	無	築川老人福祉センター
536	新山	手代森6地割、角下	地滑り	32	無	有	地域福祉センター
537	下米内二丁目	下米内二丁目	急傾斜地の崩壊	27	有	有	山岸児童・老人福祉センター
538	下米内二丁目-1	下米内二丁目	急傾斜地の崩壊	8	有	有	山岸児童・老人福祉センター
539	黒岩	上田字黒岩	急傾斜地の崩壊	15	有	無	緑が丘小学校体育館
540	黒岩-2	上田字黒岩	急傾斜地の崩壊	4	有	無	高松小学校体育館
541	赤坂	上米内字赤坂	急傾斜地の崩壊	12	有	無	米内中学校体育館

番号	区 域 名	所 在 地	自然現象の 種類	人家戸数	土砂災害特別警 戒区域の有無	公共的 建物	指定緊急避難場所
542	赤坂-1	上米内字赤坂	急傾斜地の 崩壊	12	有	無	米内中学校体育館
543	下米内二丁目-2	下米内二丁目	急傾斜地の 崩壊	12	有	無	山岸児童・老人福祉センタ ー
544	下米内二丁目-3	下米内二丁目	急傾斜地の 崩壊	1	有	無	山岸児童・老人福祉センタ ー
545	下米内二丁目-4	下米内二丁目	急傾斜地の 崩壊	2	有	無	山岸児童・老人福祉センタ ー
546	佐倉	下米内字佐倉	急傾斜地の 崩壊	4	有	無	山岸児童・老人福祉センタ ー
547	伊勢沢	下米内字伊勢沢	急傾斜地の 崩壊	0	有	無	山岸児童・老人福祉センタ ー
548	伊勢沢-1	下米内字伊勢沢	急傾斜地の 崩壊	5	有	無	山岸児童・老人福祉センタ ー
549	伊勢沢-2	下米内字伊勢沢	急傾斜地の 崩壊	3	有	無	山岸児童・老人福祉センタ ー
550	築川-1	築川第5地割	急傾斜地の 崩壊	2	有	有	築川老人福祉センター
551	洞清水	盛岡市三ツ割五丁目	急傾斜地の 崩壊	10	有	無	仁王地区活動センター
552	更ノ沢	三ツ割字更ノ沢	急傾斜地の 崩壊	12	有	無	仁王地区活動センター
553	三ツ割	三ツ割字寺山	急傾斜地の 崩壊	5	有	無	愛宕山老人福祉センター
554	山岸-1	山岸五丁目	急傾斜地の 崩壊	3	無	無	山岸地区活動センター
555	山岸三丁目-1	山岸三丁目	急傾斜地の 崩壊	25	有	無	山岸地区活動センター
556	山岸三丁目-2	山岸三丁目	急傾斜地の 崩壊	5	有	無	山岸地区活動センター
557	山岸六丁目	山岸六丁目	急傾斜地の 崩壊	3	無	無	山岸地区活動センター
558	山岸六丁目-1	山岸六丁目	急傾斜地の 崩壊	5	有	無	山岸地区活動センター
559	山岸六丁目-2	山岸六丁目	急傾斜地の 崩壊	1	有	無	山岸地区活動センター
560	東緑が丘	東緑が丘	急傾斜地の 崩壊	21	有	無	高松小学校体育館
561	新庄	東新庄一丁目	急傾斜地の 崩壊	9	有	無	城東中学校体育館
562	茶畑	茶畑一丁目	急傾斜地の 崩壊	21	有	無	中野小学校体育館
563	北山	高松一丁目	急傾斜地の 崩壊	21	有	無	上田小学校体育館 上田公民館
564	仁反田	川目仁反田	急傾斜地の 崩壊	8	有	無	宇津野公民館
565	明通の沢(1)	上米内字明通	土石流	7	有	無	米内中学校体育館

番号	区 域 名	所 在 地	自然現象の種類	人家戸数	土砂災害特別警戒区域の有無	公共的建物	指定緊急避難場所
566	中居沢	上米内字中居	土石流	12(上米内地区振興センター、上米内地区消防センター)	有	有	米内中学校体育館
567	伊勢沢	下米内字伊勢沢	土石流	10	有	無	山岸児童・老人福祉センター
568	佐倉の沢	下米内字佐倉	土石流	12	有	無	山岸児童・老人福祉センター
569	中村の沢	築川第5地割	土石流	1	有	有	築川老人福祉センター
570	日影林沢	渋民字田の沢	土石流	3	有	無	渋民公民館(姫神ホール)
571	越戸沢	川又字宇登	土石流	11	有	無	玉山地区公民館
572	宇登の沢	川又字宇登	土石流	10	有	無	玉山地区公民館
573	上釘の平の沢	川又字釘の平	土石流	7	有	無	玉山地区公民館
574	大馬ヶ洞の沢	浅岸字上大葛	土石流	10	有	無	山岸児童・老人福祉センター
575	川原の沢(4)	砂子沢第12地割	土石流	3	有	無	築川老人福祉センター
576	高松	高松	急傾斜地の崩壊	10	有	無	上田小学校体育館 上田公民館

2-15 土砂災害予防計画

2-15-3 新たな「土砂災害が発生するおそれのある箇所」一覧表

令和6年7月1日現在

新たな「土砂災害が発生するおそれのある箇所」(急傾斜地)

	箇所番号	位 置
1	201AN011	上米内字赤坂
2	201AN033	東松園2丁目
3	201AN045	上田字東黒石野
4	201AN047	上田字岩脇
5	201AN055	黒石野1丁目
6	201AN073	上田字黒岩
7	201AN077	上田字黒岩
8	201AN082	山岸字大平
9	201AN083	上田字東黒石野
10	201AN094	山岸字大平
11	201AN098	山岸6丁目
12	201AN100	山岸6丁目
13	201AN123	北山2丁目
14	201AN126	三ツ割2丁目
15	201AN127	北山2丁目
16	201AN132	三ツ割3丁目
17	201AN139	三ツ割3丁目
18	201AN147	山岸6丁目
19	201AN154	山岸5丁目
20	201AN160	山岸5丁目
21	201AN161	紅葉が丘
22	201AN194	桜台2丁目
23	201AN196	桜台2丁目
24	201AN198	上米内字米内沢
25	201AN227	上米内字中居
26	201AN231	上米内字松木平
27	201AN249	下米内字伊勢沢
28	201AN276	東桜山
29	201AN298	浅岸字下大葛
30	201AN363	川目第2地割
31	201AN376	川目第15地割
32	201AN380	川目町
33	201AN386	川目第7地割
34	201AN406	手代森16地割
35	201AN428	黒川6地割
36	201BN001	上米内字白石
37	201BN004	上米内字明通
38	201BN014	上米内字赤坂
39	201BN026	上米内字松木平
40	201BN028	山岸字大平

	箇所番号	位 置
41	201BN029	山岸字大平
42	201BN030	山岸字外山岸
43	201BN037	西松園1丁目
44	201BN041	西松園1丁目
45	201BN042	上田字松屋敷
46	201BN044	上田字松屋敷
47	201BN054	岩脇町
48	201BN072	上飯岡23地割
49	201BN076	上鹿妻蟹沢
50	201BN081	三ツ割字鉢ノ皮
51	201BN086	三ツ割字大平
52	201BN087	三ツ割字櫃石
53	201BN088	三ツ割字櫃石
54	201BN093	山岸字大平
55	201BN096	山岸字洞清水下
56	201BN104	上堂3丁目
57	201BN119	北山2丁目
58	201BN122	上田字北山
59	201BN134	三ツ割1丁目
60	201BN145	三ツ割3丁目
61	201BN151	山岸字庚申下
62	201BN169	山岸6丁目
63	201BN172	上鹿妻小和田
64	201BN190	上米内字米内沢
65	201BN205	繫字館市
66	201BN206	上米内字白石
67	201BN208	上米内字米内沢
68	201BN210	上米内字米内沢
69	201BN216	上米内字畑
70	201BN218	浅岸字赤重
71	201BN219	浅岸字赤重
72	201BN221	上米内字畑井野
73	201BN230	上米内字中居
74	201BN235	上米内字野頭
75	201BN236	上米内字野頭
76	201BN240	上米内字大誘
77	201BN241	下米内字至沢
78	201BN253	下米内字一本松
79	201BN288	浅岸字二ツ森
80	201BN289	浅岸字二ツ森
81	201BN294	浅岸字綱取
82	201BN297	浅岸字貝田
83	201BN304	浅岸字上大葛
84	201BN305	浅岸字上大葛

	箇所番号	位 置
85	201BN307	浅岸字上大葛
86	201BN345	根田茂第2地割
87	201BN346	砂子沢第12地割
88	201BN348	砂子沢第12地割
89	201BN349	砂子沢第10地割
90	201BN351	砂子沢第7地割
91	201BN354	川目第3地割
92	201BN355	新庄字下八木田
93	201BN356	川目第6地割
94	201BN358	川目第6地割
95	201BN359	川目第4地割
96	201BN365	川目第1地割
97	201BN366	川目第1地割
98	201BN368	川目第6地割
99	201BN370	川目第8地割
100	201BN371	川目第5地割
101	201BN372	手代森3地割
102	201BN375	川目第15地割
103	201BN391	川目第9地割
104	201BN392	川目第10地割
105	201BN394	川目第8地割
106	201BN395	手代森5地割
107	201BN396	東安庭字小森
108	201BN397	東安庭3丁目
109	201BN399	手代森9地割
110	201BN400	手代森9地割
111	201BN411	手代森17地割
112	201BN416	手代森19地割
113	201BN417	手代森19地割
114	201BN418	手代森19地割
115	201BN433	黒川11地割
116	201BN434	黒川12地割
117	201BN439	黒川21地割
118	201BN441	乙部12地割
119	201BN442	乙部11地割
120	201BN443	乙部13地割
121	201BN444	乙部14地割
122	201BN445	大ヶ生31地割
123	201BN446	大ヶ生24地割
124	201BN448	大ヶ生24地割
125	201BN450	大ヶ生23地割
126	201BN454	大ヶ生22地割
127	201BN455	乙部22地割
128	201BN461	大ヶ生16地割

	箇所番号	位 置
129	201BN464	繫字山根
130	201BN465	繫字下猿田
131	201BN466	繫字尾入野
132	201BN474	繫字萩内沢
133	201BN476	繫字萩内沢
134	307BN001	巻堀字上桑畑
135	307BN003	寺林字平森
136	307BN011	藪川字外山
137	307BN012	玉山馬場字前田
138	307BN013	松内字松内
139	307BN015	松内字松内
140	307BN016	下田字古河川原
141	307BN019	玉山馬場字芦名沢
142	307BN025	玉山馬場字中島
143	307BN028	玉山馬場字赤坂
144	307BN031	玉山馬場字前田
145	307BN032	玉山字姫神岳国有林
146	307BN034	玉山馬場字状小屋
147	307BN036	芋田字沢田
148	307BN038	芋田字芋田
149	307BN041	川又字赤坂
150	307BN042	渋民字山屋
151	307BN043	渋民字山屋
152	307BN046	渋民字田の沢
153	307BN047	上田字糠森
154	307BN048	渋民字田の沢
155	307BN049	渋民字寺沢
156	307BN050	渋民字山屋
157	307BN055	玉山字小田沢
158	307BN056	玉山字大二子
159	307BN058	玉山字小田沢
160	307BN059	下田字頭無
161	307BN060	下田字生出袋
162	307BN061	渋民字愛宕
163	307BN063	渋民字岩の沢
164	307BN065	渋民字愛宕
165	307BN068	渋民字岩鼻
166	307BN070	玉山字畑井沢
167	307BN071	玉山字畑井沢
168	307BN073	門前寺字越戸
169	307BN074	門前寺字笹平
170	307BN075	門前寺字越戸
171	307BN076	門前寺字越戸
172	307BN082	玉山字日影

	箇所番号	位 置
173	307BN084	玉山字一笠
174	307BN086	玉山字小田沢
175	307BN087	玉山字小田沢
176	307BN088	玉山字鮪の沢
177	307BN090	玉山字城内
178	307BN093	玉山字鮪の沢
179	307BN094	玉山字和田
180	307BN095	玉山字才の沢
181	307BN096	玉山字高久保
182	307BN097	玉山字宇峠
183	307BN098	玉山字宇峠
184	307BN099	日戸字人待
185	307BN101	玉山字時館
186	307BN103	玉山字小田沢
187	307BN104	玉山字中の又
188	307BN105	玉山字大平
189	307BN107	玉山字川久保
190	307BN111	玉山字山谷
191	307BN113	玉山字中里
192	307BN116	川又字赤坂
193	307BN117	玉山字祝の沢
194	307BN118	玉山字小森
195	307BN119	日戸字姥懐
196	307BN123	日戸字道合
197	307BN124	日戸字道合
198	307BN125	日戸字古屋敷
199	307BN128	日戸字栗木田
200	307BN131	日戸字鷹高
201	307BN133	川又字宇登
202	307BN135	川又字釘の平
203	307BN137	川又字宮田
204	307BN138	川又字新沢
205	307BN140	川又字小沢
206	307BN141	川又字鉢森
207	307BN142	川又字小沢
208	201AN5083	藪川
209	201AN5090	藪川
210	201BN5001	玉山馬場
211	201BN5002	玉山馬場
212	201BN5003	玉山馬場
213	201BN5004	玉山馬場
214	201BN5005	玉山馬場
215	201BN5007	玉山馬場
216	201BN5008	玉山馬場

	箇所番号	位 置
217	201BN5009	玉山馬場
218	201BN5010	玉山馬場
219	201BN5011	玉山馬場
220	201BN5012	玉山馬場
221	201BN5013	玉山馬場
222	201BN5014	玉山馬場
223	201BN5015	玉山馬場
224	201BN5018	浅岸
225	201BN5019	浅岸
226	201BN5020	浅岸
227	201BN5021	薮川
228	201BN5022	薮川
229	201BN5023	薮川
230	201BN5024	薮川
231	201BN5025	薮川
232	201BN5026	浅岸
233	201BN5027	新庄
234	201BN5028	新庄
235	201BN5029	新庄
236	201BN5030	新庄
237	201BN5031	新庄
238	201BN5032	新庄
239	201BN5033	新庄
240	201BN5034	築川
241	201BN5035	川目
242	201BN5036	築川
243	201BN5037	川目
244	201BN5038	川目
245	201BN5039	川目
246	201BN5040	川目
247	201BN5041	川目
248	201BN5042	川目
249	201BN5043	築川
250	201BN5044	大ヶ生
251	201BN5045	大ヶ生
252	201BN5046	大ヶ生
253	201BN5047	大ヶ生
254	201BN5048	大ヶ生
255	201BN5050	根田茂
256	201BN5051	根田茂
257	201BN5052	大ヶ生
258	201BN5053	大ヶ生
259	201BN5054	大ヶ生
260	201BN5055	新庄

	箇所番号	位 置
261	201BN5056	新庄
262	201BN5057	新庄
263	201BN5058	新庄
264	201BN5059	新庄
265	201BN5060	築川
266	201BN5061	築川
267	201BN5063	築川
268	201BN5064	築川
269	201BN5065	築川
270	201BN5066	築川
271	201BN5067	築川
272	201BN5069	築川
273	201BN5070	築川
274	201BN5071	築川
275	201BN5072	砂子沢
276	201BN5073	砂子沢
277	201BN5074	砂子沢
278	201BN5075	砂子沢
279	201BN5076	砂子沢
280	201BN5078	砂子沢
281	201BN5079	砂子沢
282	201BN5080	砂子沢
283	201BN5081	薮川
284	201BN5082	薮川
285	201BN5084	薮川
286	201BN5085	薮川
287	201BN5086	薮川
288	201BN5087	薮川
289	201BN5088	薮川
290	201BN5089	薮川
291	201BN5091	薮川
292	201BN5092	薮川
293	201BN5093	薮川
294	201BN5094	薮川
295	201BN5095	薮川
296	201AN5096	好摩

※ 岩手県にて、現地調査等実施中。

新たな「土砂災害が発生するおそれのある箇所」(土石流)

	箇所番号	位 置
1	AN201002	上米内字赤坂
2	AN201007	上米内字畑井野
3	AN201008	上米内字畑井野
4	AN201013	上米内字野頭
5	AN201029	乙部19地割
6	BN201001	上米内字白石
7	BN201003	上米内字米内沢
8	BN201004	上米内字米内沢
9	BN201005	上米内字米内沢
10	BN201006	上米内字米内沢
11	BN201009	上米内字畑井野
12	BN201010	上米内字畑
13	BN201011	上米内字畑
14	BN201012	上米内字畑
15	BN201014	下米内字至沢
16	BN201015	浅岸字綱取
17	BN201018	繋字除キ
18	BN201019	繋字除キ
19	BN201024	川目第7地割
20	BN201027	大ヶ生22地割
21	BN201030	大ヶ生18地割
22	BN201036	根田茂第2地割
23	BN201037	根田茂第2地割
24	BN201038	砂子沢第11地割
25	AN201501	玉山馬場
26	AN201503	浅岸
27	AN201504	浅岸
28	AN201506	藪川
29	AN201507	藪川
30	AN201508	藪川
31	AN201509	藪川
32	AN201510	藪川
33	AN201511	藪川
34	AN201513	藪川
35	AN201516	藪川
36	AN201517	藪川
37	AN201518	川目
38	AN201519	川目
39	AN201522	大ヶ生
40	AN201523	大ヶ生
41	AN201525	大ヶ生
42	AN201533	新庄
43	AN201535	砂子沢
44	BN201502	浅岸

	箇所番号	位 置
45	BN201505	藪川
46	BN201512	藪川
47	BN201514	藪川
48	BN201515	藪川
49	BN201520	根田茂
50	BN201521	根田茂
51	BN201524	大ヶ生
52	BN201526	大ヶ生
53	BN201527	新庄
54	BN201528	新庄
55	BN201529	新庄
56	BN201530	新庄
57	BN201531	新庄
58	BN201532	新庄
59	BN201534	新庄
60	BN201536	砂子沢
61	BN201537	砂子沢
62	BN201538	砂子沢
63	BN201539	砂子沢
64	BN201540	砂子沢
65	BN201541	砂子沢

岩手県にて、現地調査等実施中。

2-15 土砂災害予防計画

2-15-4 山地災害危険箇所一覧表

山地災害危険箇所数

令和6年3月末現在

種 別	危険度A	危険度B	危険度C	合 計
山腹崩壊危険地区	13	13	14	40
崩壊土砂危険地区	11	32	67	110
地すべり危険地区	1			1
なだれ危険地区			6	6

令和5年度更新:岩手県農林水産部森林保全課、盛岡森林管理署

○山腹崩壊危険地区

地区名	民・国別	市町村名	大字	小字		ランク
北潟	民	盛岡市	下米内	北潟		A
萩内沢	民	盛岡市	繋	萩内沢		A
平清水	民	盛岡市	築川	平清水		A
柳洞	民	盛岡市	浅岸	柳洞		C
大志田1	民	盛岡市	浅岸	大志田1		C
大志田2	民	盛岡市	浅岸	大志田2		C
大志田3	民	盛岡市	浅岸	大志田3		C
岩山	民	盛岡市	加賀野	岩山		B
八木田	民	盛岡市	浅岸	八木田		C
三年代	民	盛岡市	新庄	三年代		A
大志田4	民	盛岡市	浅岸	大志田4		B
大志田5	民	盛岡市	浅岸	大志田5		B
葛	民	盛岡市	根田茂	葛		A
築場	民	盛岡市	根田茂	築場		C
高屋敷	民	盛岡市	根田茂	高屋敷		C
銭掛	民	盛岡市	新庄	銭掛		C
中津川1	民	盛岡市	新庄	中津川		A
中津川2	民	盛岡市	新庄	中津川		C
穴口	国	盛岡市	太田	穴口		B
中津川3	民	盛岡市	新庄	中津川		B
滝内沢	民	盛岡市	大志田	滝内沢		A
中津川	民	盛岡市	新庄	中津川		B
塗沢	民	盛岡市	繋	塗沢		C
大ヶ生	民	盛岡市	大ヶ生	大ヶ生		B
手代森	民	盛岡市	大ヶ生	手代森		A
滝沢	民	盛岡市	手代森	滝沢		C
北久保	民	盛岡市	繋	北久保		B
山根	民	盛岡市	繋	山根		C
湯ノ館1	民	盛岡市	繋	湯ノ館		A
湯ノ館2	民	盛岡市	繋	湯ノ館		B
川久保	民	盛岡市	馬場	川久保		A
前田	民	盛岡市	馬場	前田		A
小田の沢	民	盛岡市	玉山	小田の沢		C
日影	民	盛岡市	玉山	日影		B
滝の下	民	盛岡市	下田	滝の下		A
山谷川目	民	盛岡市	玉山	山谷川目		A
赤坂	民	盛岡市	釘の平	赤坂		B
田茂内	民	盛岡市	馬場	田茂内		B
大の平	民	盛岡市	薮川	大の平		B
末崎	国	盛岡市	薮川	町村山85		C

○崩壊土砂危険地区

地区名	民・国別	市町村名	大字	小字		ランク
上タカネザワ	民	盛岡市	浅岸	大志田		C
下タカネザワ	民	盛岡市	浅岸	大志田		C
孫三沢	民	盛岡市	浅岸	大志田		C
カエリカケ沢	民	盛岡市	浅岸	大志田		C
クラアテ沢	民	盛岡市	浅岸	大志田		C
トウチノ沢	民	盛岡市	浅岸	大志田		C
スノハナ沢	民	盛岡市	浅岸	大志田		C
ハテナシ沢	民	盛岡市	浅岸	大志田		C
ナガダイ沢	民	盛岡市	浅岸	大志田		C
ガンクラ沢	民	盛岡市	浅岸	大志田		C
岩高沢	民	盛岡市	浅岸	大志田		B
ワリワタリ沢	民	盛岡市	浅岸	大志田		C
武士が中沢	民	盛岡市	浅岸	大志田		C
中台沢	民	盛岡市	浅岸	大志田		C
清沢	民	盛岡市	浅岸	大志田		C
大地沢	民	盛岡市	浅岸	大志田		C
動天沢	民	盛岡市	浅岸	大志田		C
平太郎沢	民	盛岡市	浅岸	大志田		B
板取沢	民	盛岡市	浅岸	大志田		C
マゲ沢	民	盛岡市	浅岸	大志田		C
滝の口	民	盛岡市	浅岸	大志田		C
平沢	民	盛岡市	浅岸	大志田		C
中沢	民	盛岡市	浅岸	大志田		C
ヤツマキ沢	民	盛岡市	浅岸	大志田		C
鍋倉	民	盛岡市	浅岸	大志田		A
中津川1	民	盛岡市	新庄	中津川		B
中津川2	民	盛岡市	新庄	中津川		C
中津川3	民	盛岡市	新庄	中津川		C
中津川4	民	盛岡市	新庄	中津川		B
中津川5	民	盛岡市	新庄	中津川		C
中津川6	民	盛岡市	新庄	中津川		C
中津川7	民	盛岡市	新庄	中津川		C
中津川8	民	盛岡市	新庄	中津川		C
滝の沢	民	盛岡市	新庄	中津川		B
小貝沢1	民	盛岡市	新庄	中津川		B
小貝沢2	民	盛岡市	新庄	中津川		C
大馬洞	民	盛岡市	浅岸上大葛	大馬洞		A
クジラ沢1	民	盛岡市	浅岸下大葛	クジラ沢		C
クジラ沢	民	盛岡市	浅岸下大葛	クジラ沢		C
淵滝沢	民	盛岡市	下大葛	淵滝沢		C
大倉沢	民	盛岡市	築川	大倉沢		C
水沢1	民	盛岡市	築川	水沢		C
水沢2	民	盛岡市	築川	水沢		B
中村1	民	盛岡市	築川	中村		A

地区名	民・国別	市町村名	大字	小字		ランク
中村2	民	盛岡市	築川	中村		B
中村3	民	盛岡市	築川	中村		C
梁川	民	盛岡市	築川	梁川		C
飛鳥	民	盛岡市	築川	梁川		B
細野1	民	盛岡市	根田茂	細野		B
細野2	民	盛岡市	根田茂	細野		C
細野3	民	盛岡市	根田茂	細野		C
細野4	民	盛岡市	根田茂	細野		C
片貝1	民	盛岡市	根田茂	片貝		C
片貝2	民	盛岡市	根田茂	片貝		C
大柵沢	民	盛岡市	根田茂	大柵沢		B
高屋敷	民	盛岡市	根田茂	高屋敷		C
築場1	民	盛岡市	根田茂	築場		B
築場2	民	盛岡市	根田茂	築場		C
高屋敷	民	盛岡市	根田茂	高屋敷		B
高屋敷下	民	盛岡市	根田茂	高屋敷		B
宇曾沢	民	盛岡市	川目	宇曾沢		B
天狗岩	民	盛岡市	川目	天狗岩		C
漆沢	民	盛岡市	繫	繫温泉		B
立石沢	民	盛岡市	繫	繫温泉		A
新兵衛屋敷	民	盛岡市	太田	猪去		B
大久保	民	盛岡市	川目	大久保		B
猿田沢1	民	盛岡市	繫	猿田沢		C
猿田沢2	民	盛岡市	繫	猿田沢		B
北久保	民	盛岡市	繫	北久保		B
落合	民	盛岡市	築川	落合		B
立石沢	民	盛岡市	繫	立石沢		C
滝田沢	民	盛岡市	浅岸	大志田		C
日太郎沢	民	盛岡市	浅岸鍋倉	日太郎沢		C
三助沢	民	盛岡市	太田	猪去		B
上平1	民	盛岡市	猪去	上平		A
小貝沢	民	盛岡市	新庄	小貝沢		C
米内沢	民	盛岡市	上米内	米内沢		B
重石	民	盛岡市	大ヶ生	重石		A
一盃森	民	盛岡市	大ヶ生	一盃森		A
江柄	民	盛岡市	乙部	江柄		C
大沢	民	盛岡市	手代森	大沢		B
上湯沢	民	盛岡市	湯沢	上湯沢		A
黒川	民	盛岡市		黒川		A
築川	民	盛岡市	川目第2地割	宇曾沢		C
湯沢	民	盛岡市	湯沢			C
田面野木	民	盛岡市	猪去	田面野木		C
細越	民	盛岡市	猪去	細越		C
上平2	民	盛岡市	猪去	上平		C
大志田	民	盛岡市	浅岸	大志田		C
新田1	民	盛岡市	日戸	新田		A
新田2	民	盛岡市	日戸	新田		B

地区名	民・国別	市町村名	大字	小字		ランク
柳平1	民	盛岡市	日戸	柳平		C
柳平2	民	盛岡市	日戸	柳平		C
マホラ	民	盛岡市	日戸	マホラ		B
赤坂1	民	盛岡市	釘の平	赤坂		B
赤坂2	民	盛岡市	釘の平	赤坂		B
田茂内	民	盛岡市	馬場	田茂内		B
亀橋	民	盛岡市	岩洞	亀橋		C
橋場	民	盛岡市	藪川	橋場		C
日向	民	盛岡市	藪川	日向		C
大沢	国	盛岡市	湯沢	箱ヶ森 435		C
舟落沢	国	盛岡市	上飯岡	箱ヶ森 436		B
飯岡沢	国	盛岡市	上飯岡	箱ヶ森 437		C
油田大沢	国	盛岡市	上飯岡	箱ヶ森 436		A
中沢	国	盛岡市	上飯岡	箱ヶ森 436		B
大沢	国	盛岡市	上鹿妻	三助山 602		B
大つなぎ沢	国	盛岡市	上鹿妻	大繋 603		C
タテモリ沢	国	盛岡市	上鹿妻	三助山 601		C
タテ沢	国	盛岡市	上鹿妻	三助山601		C
金堀沢	国	盛岡市	藪川	町村山83		C

○地すべり危険地区

地区名	民・国別	市町村名	大字	小字	ランク
田面野木	民	盛岡市	猪去	田面野木	A

○なだれ危険地区

市町村名	大字	小字	ランク
盛岡市	新庄	銭掛	C
盛岡市	新庄	銭掛	C
盛岡市	新庄	中津川	C
盛岡市	新庄	中津川	C
盛岡市	砂子沢	砂子沢下	C
盛岡市	新庄	中津川	C

2-15 土砂災害予防計画

2-15-5 砂防指定地一覧表

砂防指定地一覧表

番号	溪流名	指定年月日
29	乙部川	S15.7.6
36	大沢川	S15.10.23
38	乙部川	S17.9.4
40	乙部川	S18.6.18
48	乙部川	S25.2.21
85	根田茂川	S29.6.8
124	米内川	S35.11.29
245	向井の沢	S44.1.16
327	軽町沢	S48.12.7
418	滝の沢	S54.11.14
506	繋沢, 同右支流	S60.9.18
781	猿田の沢	H15.12.16
782	宇曽沢	H15.12.16

2-15-6 災害（地すべり・土石流等・がけ崩れ・雪崩）報告様式

災害報告 (地 す ゼ り)

発生場所	[都・道・府・県]		[市・郡]		[区・町・村]		大字		地区名		
発 生 日 時	[不明・調査中・確認済]				年 月 日		時				
気象状況	異常気象名					観測所名	災害発生場所からの距離 km				
	連続雨量	mm				年 月 日 時 ~		年 月 日 時			
	最大24時間雨量	mm/24hr				年 月 日 時 ~		年 月 日 時			
	最大時間雨量	mm/hr				年 月 日 時 ~		年 月 日 時			
地 す べ り 規 模	幅	m	長さ	m	斜面勾配	度	移動層厚	m	拡大の見込	有・無	
	保全対象人家戸数				戸	公共施設					
移動状況	最大時間移動量(時速)	m or mm				年 月 日 時 ~		観測地点			
	移動総量	m or mm				年 月 日 時 分 ~		観測地点			
	近年の移動履歴	有・無				年 月 日 時 ~		年 月 日 時			
	変 状	き裂	有・無	陥没	有・無	隆起	有・無	湧水	有・無	末端の押出の有無	有・無
危険箇所	地 す べ り 危 険 箇 所	該当	有・無		危険度 [A・B・C]		所管 [国土・林・農]				
	地 す べ り 防 止 区 域	指定	有・無	指定年	年	既設対策工の有無	有・無	所管 [国土・林・農]			
状況被害	人的被害	死 者	< > () 名		被害者年齢	才	農地被害	(種類・面積)			
		行方不明	< > () 名			才					
		負 傷 者	< > () 名			才					
	人家被害	全壊・流出	< > () 戸	木造	< > () 戸	RC	< > () 戸	(公共施設・災害弱者関連施設(重要・一般)の名称は要記載)			
		半 壊	< > () 戸	木造	< > () 戸	RC	< > () 戸				
		一部損壊	< > () 戸	木造	< > () 戸	RC	< > () 戸				
	非 住 家 被 害	戸	宅地擁壁の被害		戸(空積・擁壁・RC・その他)						
	公共土木施設被害(砂防施設・道路・橋梁・河川構造物等)	(流出、破損、埋没、交通の不通状況 等を記載)									
そ の 他											
避難状況 (集落名、種類(勧告・指示・自主)、世帯数、人数、避難場所、勧告や指示の発令時刻 等を記載)											
対応状況 (どこがどのような対応(工事・監視等) を実施したorする予定か)											
関係法令等 (該当する項目に○をつける)	直 轄	砂防指定地				災害関連緊急事業申請の有無[有・無・調査中]					
	保安林	土石流危険渓流[Ⅰ・Ⅱ・準ずる]				旧住宅造成事業に関する法律の適用区域					
	国有林	急傾斜地崩壊危険区域				建築基準法による災害危険区域					
	民有林	急傾斜地崩壊危険箇所				建築基準法により条例で建築を制限している区域					
	都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域				宅地造成工事規制区域						
	土砂災害特別警戒区域				宅造基準条例の適用区域						
	災害対策基本法防災計画区域				土砂災害警戒区域						
	その他 ()										
報 告 者	①所属	氏名				③所属	氏名				
	②所属	氏名				④所属	氏名				

※ 第一報はその時点で判明している内容でよいので迅速に報告すること

座 標	北緯	度	分	秒
	東経	度	分	秒

災害報告（土石流等）

（ 年 月 日 時 現在）

ふりがな												
発生場所	[都・道・府・県]		[市・郡]		[区・町・村]		大字		地区名			
ふりがな	河 川		1級・2級・その他		水系		川		[沢・川・谷]			
発 生 日 時	[不明・調査中・確認済]		年		月		日		時		分	
災 害 形 態	土石流、土砂流、山腹崩壊、山林火災、その他（ ）											
気 象 状 況	異常気象名		観測所名		年		月		日		時	
	連続雨量		mm		年		月		日		時	
	最大24時間雨量		mm/24hr		年		月		日		時	
	最大時間雨量		mm/hr		年		月		日		時	
土砂流出状況	流出土砂量		m ³		河道閉塞		有・無		堆積状況		河積の程度	
渓流の情報	区分		I・II・準ずる・危険渓流ではない		流域面積		km ²		河床勾配		1/	
被害状況	人的被害		死者名		被害者年齢		農地被害		(種類・面積)		概略のボンチ絵（別途添付してもよい）	
	行方不明		名		才		才					
	負傷者		名		才		才					
	全壊・流出		戸		(公共施設・災害弱者関連施設（重要・一般）の名称は要記載）							
	半壊		戸									
	一部損壊		戸									
	床上浸水		戸									
	床下浸水		戸									
	非住家被害		戸		宅地擁壁の被害		戸		(空積・練積・RC・その他)			
	公共土木施設被害（砂防施設・道路・鉄道・橋梁・河川構造物等）		(流出、破損、埋没、交通の不通状況等を記載)									
二次災害の可能性	(有・無)											
保全対象	km下流に人家		戸 (人)		道路名等							
避難状況	(集落名、種類(勧告・指示・自主)、世帯数、人数、避難場所、勧告や指示の発令時刻等を記載)											
対応状況	(どこがどのような対応(工事・監視等)を実施したorする予定か)											
関係法令等 (該当する項目に○をつける)	直 轄		砂防指定地 (年指定)		災害関連緊急事業申請の有無		[有・無・調査中]					
	保安林		河川区域[1級・2級・準用・普通]		地すべり防止区域[国土・林・農]							
	国有林		土砂災害特別警戒区域		急傾斜地崩壊危険区域							
	民有林		土砂災害警戒区域		建築基準法による災害危険区域							
	都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域				建築基準法により条例で建築を制限している区域							
	その他 ()				宅地造成工事規制区域							
報 告 者	①所属		氏名		③所属		氏名					
	②所属		氏名		④所属		氏名					

* [添付図面等]

都道府県全体が含まれる位置図、概況平面図、土砂流出状況が分かるボンチ絵、関連記事

* 第一報はその時点で判明している内容でよいので迅速に報告すること

* 写真は、別途e-mailにて送付すること

緊急・詳細報告用

災害報告（がけ崩れ）年 月 日 第 報 時 現在

ふりがな	発生場所		[都・道・府・県]		[市・郡]		[区・町・村]		大字		地区名				
発	生	日	時	[不明・調査中・確認済]		年		月	日	時					
気象状況	異常気象名			観測所名		災害発生場所からの距離 km									
	連続雨量			mm		年		月	日	時	～ 年 月 日 時				
	最大24時間雨量			mm/24hr		年		月	日	時	～ 年 月 日 時				
	最大時間雨量			mm/hr		年		月	日	時	～ 年 月 日 時				
斜面の種類	自然斜面			H= m		横断面（別途添付してもよい）			概況平面図（別途添付してもよい）						
	人口斜面			H= m											
	勾配θ			1 度											
	拡大の見込み			[有・無]											
崩落の状況	保全対象家戸数			戸											
	高さ			m											
	面積			㎡											
	崩壊又は流出土砂量			㎡											
	がけ下端の堆積深			m											
	がけ下端と被害家屋までの距離			①家屋 m											
				②家屋 m											
	被害家屋位置の堆積深			①家屋 m											
被害状況	崩土の到達距離			m											
	その他														
	人的被害			死者		< > () 名		被害者		才		公共施設・災害弱者関連施設（重要・一般の名称は要記載）			
				行方不明		< > () 名		被害者		才					
被害状況				負傷者		< > () 名		被害者		才					
				出		< > () 戸		木造		< > () 戸		RC		< > () 戸	
				半壊		< > () 戸		木造		< > () 戸		RC		< > () 戸	
				一部損壊		< > () 戸		木造		< > () 戸		RC		< > () 戸	
				非住家被害		戸		宅地擁壁の被害		戸（空積・練積・RC・その他）					
その他															
避難状況（集落名、種類（勧告・指示・自主）、世帯数、人数、避難場所、勧告や指示の発令時刻等を記載）															
対応状況（どこがどのような対応（工事・監視等）を実施したorする予定か）															
関係法令等（該当する項目に○をつける）															
災害関連緊急事業申請の有無[有・無・調査中]															
直轄 砂防指定地															
保安林 急傾斜地崩壊危険区域															
国有林 土砂災害特別警戒区域															
民有林 土砂災害警戒区域															
都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域															
災害対策基本法防災計画区域															
急傾斜地崩壊危険箇所調査箇所															
その他（ ）															
報告者	①所属			氏名		③所属			氏名						
	②所属			氏名		④所属			氏名						
※ 第一報はその時点で判明している内容でよいので迅速に報告すること															
※ 写真は必要に応じ別途e-mailにて送付のこと															
座標 北緯 度 分 秒 東経 度 分 秒															

雪 崩 災 害 報 告

都道府県名 ()		第 報 (月 日 時 現在)	
※ ふりがな 編 号	都 市 町 村 大字	※ ふりがな 区 域 名	
※ 発 生 日 時	月 日	※雪崩危険箇所点検番号	
気 象 状 況	雪崩発生時の天候	晴 ・ 曇 ・ 雨 ・ 雪 ・ みぞれ	
	雪崩発生時の積雪深	cm	観測所名 観測所との距離 観測所との標高差
	雪崩発生時の気温	℃	
	雪崩発生時の降雪深	cm	日 時 ～ 日 時
保 全 対 象	人家	戸	斜面の向き 北・北東・東・南東・南・南西・西・北西
	公共的建物 公共的施設		
斜面の高さ		概況平面図	縦断図
植生の状況			
雪 崩 の 状 況	拡大等の見込み		
	雪崩の種類別	表層・全層	
	高 さ		
	幅		
	雪崩雪量		
	発生区の傾斜度		
	走路の長さ		
見通し勾配			
※ 被 害 の 状 況	死者・負傷者等	有無	死者 名 行方不明者 名 負傷者 名
	住宅被害	有無	全壊 戸 半壊 戸 一部破損 戸
	公共的建物被害	有無	
	その他の建物被害	有無	
	その他の概況		
※ 応急対策及び警戒 避難の状況	応急対策		
	避難状況		
	地域防災計画記載		
適 用 法 令 等 の 施 行 状 況	法令等	有無	法令等 有無
	急傾斜地崩壊危険区域		急傾斜地崩壊危険実態調査箇所 箇所番号
	建築基準法による災害危険区域		宅地造成工事規制区域
	地すべり防止区域（国土・林・農）		都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域
	砂防指定地		旧住宅地造成事業に関する法律の適用区域
	保安林		宅地造成工事規制の適用区域
	災害対策基本法防災計画区域		その他
備 考			
受 送 信	送 信 者 氏 名	受 信 者 氏 名	

※ 災害報告は、上記様式のうち*印のついている項目について優先的に確認するものとし、第1報はわかっている範囲でできるだけ早く連絡すること。

※ スラッシュ雪崩の場合は備考欄にスラッシュ雪崩と記載すること。

2-15 土砂災害予防計画

2-15-7 土砂災害（特別）警戒区域内要配慮者利用施設一覧表

令和6年7月1日現在

土砂災害（特別）警戒区域内要配慮者利用施設一覧表

番号	施設名	郵便番号	所在地	電話番号
1	愛真館夢ぷらざ	020-0055	盛岡市繋字塗沢 40 番地 4	689-2200
2	浅岸和敬荘	020-0801	盛岡市浅岸三丁目 23 番 50 号	651-6111
3	介護付有料老人ホームやすらぎ	020-0055	盛岡市繋字猿田 1 番地 46	691-7800
4	介護老人保健施設康楽苑	020-0401	盛岡市手代森 9 地割 64 番地 2	696-5811
5	カラフル(短期入所)	020-0823	盛岡市門二丁目 25 番 10 号	601-6172
6	カラフル(放課後等デイ)	020-0823	盛岡市門二丁目 25 番 10 号	601-6172
7	グループホーム浅岸静福園	020-0801	盛岡市浅岸字橋場 16 番地 2	681-3010
8	クローバーの家3号館	020-0823	盛岡市門字角下 20 番地	601-5002
9	クローバーの家4号館	020-0823	盛岡市門二丁目 25 番 10 号	601-6172
10	さくらがおか保育園	020-0004	盛岡市山岸三丁目 20-1	661-1131
11	しあわせの郷	020-0055	盛岡市繋字舘市 65 番地	656-0353
12	ジェイプランニング	020-0024	盛岡市繋字湯ノ舘 121 番地 1	689-2135
13	指定短期入所生活介護事業所都南あけぼの荘	020-0842	盛岡市湯沢 4 地割 25 番地 1	639-2525
14	指定通所介護事業所都南あけぼの荘	020-0842	盛岡市湯沢 4 地割 25 番地 1	639-2525
15	しまざき歯科医院	020-0807	盛岡市加賀野四丁目 15 番 30 号	656-8388
16	社会就労センター・ひめかみの風	028-4123	盛岡市巻堀字巻堀 91 番地 1	682-1003
17	住宅型有料老人ホームとまと	020-0801	盛岡市浅岸三丁目 19 番 16 号	681-7489
18	障害者支援施設 緑生園	020-0854	盛岡市上飯岡 2 地割 51 番地 3	639-6170
19	自立生活援助事業所 ウイング	020-0854	盛岡市上飯岡 2 地割 51 番地 3	639-6170
20	第二のわが家「黒石野」デイサービスセンター	020-0111	盛岡市黒石野一丁目 3 番 38 号	665-2660
21	玉山中学校	020-0201	盛岡市日戸字鷹高 39 番地 2	685-2252
22	玉山保育園	020-0201	盛岡市日戸字市の坪 59 番地 47	685-2807
23	つなぎ温泉ディサービス法悦園	020-0055	盛岡市繋字塗沢 46 番地 3	689-3255

番号	施設名	郵便番号	所在地	電話番号
24	つなぎ山翠	020-0055	盛岡市繋字館市 84 番地 10	681-2160
25	デイサービス みにとまと	020-0801	盛岡市浅岸三丁目 19 番 16 号	681-7489
26	特別養護老人ホーム浅岸和敬荘	020-0801	盛岡市浅岸三丁目 23 番 50 号	651-6111
27	特別養護老人ホーム繋松苑指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護事業所	020-0055	盛岡市繋字猿田 1 番地 37	689-2800
28	特別養護老人ホーム繋松苑	020-0055	盛岡市繋字猿田 1 番地 37	689-2800
29	特別養護老人ホーム都南あけぼの荘	020-0842	盛岡市湯沢 4 地割 25 番地 1	639-2525
30	特別養護老人ホーム山岸和敬荘	020-0003	盛岡市下米内二丁目 4 番 13 号	662-3281
31	中津川病院	020-0003	盛岡市下米内二丁目 4-12	662-3252
32	にこにこホーム	028-4124	盛岡市玉山馬場字滝の沢 28 番地	682-0507
33	日戸児童館	020-0201	盛岡市日戸字市の坪 25-1	685-2433
34	放課後等デイサービスみらいの風	020-0401	盛岡市手代森 9 地割 70 番地 1	696-2055
35	未来の風せいわ病院	020-0401	盛岡市手代森 9 地割 70-1	696-2055
36	未来の風せいわ病院職場保育所(たんぽぽ保育所)	020-0401	盛岡市手代森 9-70-1	696-2055
37	盛岡誠桜高等学校	020-0114	盛岡市高松一丁目 21 番 14 号	661-3633
38	米内小学校	020-0001	盛岡市上米内字米内沢 50-9	667-2131
39	米内幼稚園	020-0001	盛岡市上米内字米内沢 89	667-2151

2-16 火山災害予防計画

2-16-1 火山情報等の伝達先（玉山地域）一覧表

火山情報等の伝達先（玉山地域）一覧表

No	名 称	所在地	電話番号
1	岩手県警察本部自動車運転免許試験場	盛岡市下田字仲平183	683-1251
2	生出小学校	盛岡市下田字仲平59-36	683-2350
3	生出児童館	盛岡市下田字仲平66-2	683-2088
4	養護老人ホーム玉寿荘	盛岡市下田字石羽根99-902	683-2965
5	特別養護老人ホーム秀峰苑	盛岡市下田字石羽根99-26	683-1516
6	ユートランド姫神	盛岡市下田字生出893-11	683-3215
7	農民研修センター	盛岡市下田字仲平59-124	683-3852 (産業振興課)

2-16 火山災害予防計画

2-16-2 岩手山の噴火警戒レベル

岩手山の噴火警戒レベル(簡略版)

令和6年3月 岩手山火山防災協議会

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警戒	噴火警戒報(居住地域)又は噴火警戒報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要	融雪型火山泥流また火砕流・火砕サージが居住地域まで到達、あるいは切迫している。
			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者及び「特別に被害が予想される区域(施設)」の避難、住民の避難の準備等が必要。	融雪型火山泥流または火砕流・火砕サージが居住地域まで到達する可能性がある。
警戒	噴火警戒報(火口周辺)又は火口周辺警戒報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口から居住地域近くまでの範囲への立入規制等。状況に応じて要配慮者及び「特別に被害が予想される区域(施設)」の避難の準備等が必要 住民は通常の生活。	東岩手山の火口から概ね4km以内及び西岩手山の火口から概ね2km以内に影響が及ぶ噴火が発生、または予想される。
		火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺への立入規制等。(登山道は入口から立入規制) 住民は通常の生活	東岩手山及び西岩手山の火口から概ね2km以内に影響が及ぶ噴火が発生、または予想される。
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることを留意)	火山活動は静穏。	状況に応じて火口内への立入規制等	火口内で少量の噴気や火山ガス等が発生

※ 火口は東岩手山山頂または西岩手山の大地獄谷から姥倉山付近までの稜線に想定される。

※ 「特別に被害が予想される区域(施設)」とは、融雪型火山泥流が流下する危険のある「滝沢市一本木地区砂込川沿いの区域」及び「岩手山焼走り国際交流村」を指す。

2-16 火山災害予防計画

2-16-3 岩手山の噴火警戒レベル判定基準

岩手山の噴火警戒レベル判定基準

平成31年3月20日現在

レベル	当該レベルへの引き上げの基準	当該レベルからの引き下げの基準
5	【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫】 ○次の現象が観測された場合 ・多量のマグマ貫入を示す顕著な地殻変動 ・概ね火口から3kmを超える火砕流の発生(積雪期においては2km)	左記に該当する現象が観測されなくなった場合には、活動状況を勘案しながら、必要に応じて火山噴火予知連絡会等の意見も参考に判断する。
4	【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性】 ○次の現象が観測された場合 ・噴火活動の活発化がみられるなかで山体膨張を示す顕著な地殻変動(レベル3よりも規模大)とともに山麓で体を感じる規模の大きな地震の多発	左記に該当する現象が観測されなくなった場合には、活動状況を勘案しながら、必要に応じて火山噴火予知連絡会等の意見も参考に判断する。
3	【居住地域の近く(火口から概ね2kmを超え4km以内)まで重大な影響を及ぼす噴火の可能性あるいは発生】 ○次の現象のいずれか複数が観測された場合 ・火山性地震の活発化(100回以上/24時間) ・山麓で体を感じる規模の地震の発生 ・継続時間のやや長い火山性微動の多発、または振幅の大きな火山性微動の多発 ・山体膨張を示す明瞭な地殻変動(レベル2よりも規模大) ・東岩手山火口から噴気の顕著な増加 ○次の現象が観測された場合 ・噴出物にマグマ起源の物質が含まれていた場合 ・10Pa以上の空振を伴う火山性地震(爆発地震)の発生 ・東岩手山火口から大きな噴石が飛散する噴火を確認	左記に該当する現象が観測されなくなり、1か月程度経過した場合
2	【火口周辺(火口から概ね2km以内)に影響を及ぼす噴火の可能性あるいは発生】 ○次の現象のいずれか複数が観測された場合 (現象が顕著な場合は、単独の現象でも引き上げることがある) ・火山性地震の増加(前5日間の地震回数の合計50回以上) ・火山性微動の発生(3回以上/24時間) ・浅い低周波地震の多発 ・噴気地熱地帯の明瞭な拡大、新たな噴気の発生もしくは地熱活動の活発化 ・山体膨張を示す地殻変動(GNSS、傾斜計、干渉SAR等) ○次の現象が観測された場合 ・東岩手山火口、または西岩手山火口から有色の噴煙を確認	左記のいずれの現象もみられなくなり元の状態に戻った、あるいは戻る傾向が明瞭になった段階でレベル1に引き下げる。ただし、元に戻る傾向が明瞭であると判断してレベル1に下げた後に、再び火山活動が高まる傾向に転じたと判断した場合は、上記の基準に達していなくてもレベル2に戻す

- ・東岩手山では、山頂のやや深部の低周波地震が静穏な状況下でもみられ、連続して発生することがある。このため、東岩手山付近で発生する、やや深部の低周波地震の活動は地震、微動の基準に含めないこととする。
- ・火口は、「岩手山火山防災マップ」(平成10年10月)で想定されている、東岩手山(岩手山山頂)と西岩手山(大地獄谷・黒倉山～姥倉山)としているが、火口が特定できない時点では、両火口からの噴火を想定して噴火警報を発表する。
- ・これまで観測されたことのないような観測データの変化があった場合や新たな観測データや知見が得られた場合はそれらを加味して評価した上でレベルを判断することもある。
- ・「融雪型火山泥流」は、積雪量と噴火の影響の範囲を勘案して判断する。
- ・レベルの引き上げ基準に達していないが、今後、レベルを引き上げる可能性があるとして判断した場合、「火山の状況に関する解説情報(臨時)」を発表する。また、現状、レベルを引き上げる可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合、「火山の状況に関する解説情報」を発表する。
- ・以上の判定基準は、現時点での知見や監視体制を踏まえたものであり、今後随時見直しをしていくこととする。

2－16 火山災害予防計画

2－16－4 岩手山火山避難計画

岩手山火山避難計画

平成 30 年 3 月
(令和 6 年 3 月最終改正)
岩手山火山防災協議会

目次

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画作成の目的	1
2 計画の位置づけ	1
3 火山防災協議会の概要	2
4 火山防災協議会の関係機関の役割	3
5 火山現象と対象地域	4
(1) 岩手山の概要	4
(2) 火山ハザードマップ	5
ア 噴火規模・態様	5
イ 噴火区分による影響範囲	5
(3) 発生が想定される火山現象	7
ア 西岩手	7
イ 東岩手	7
6 噴火シナリオ	9
(1) 西岩手の水蒸気噴火	9
(2) 東岩手の水蒸気噴火（マグマ水蒸気噴火）・マグマ噴火	9
ア 山頂	9
イ 山腹	9
7 噴火警戒レベル	12
8 避難の基本的な方針	13
(1) 避難及び立入規制の対象範囲	13
(2) 避難対象者と避難対象地域	13
ア 避難対象地区の概要	13
イ 岩手山周辺の登山者・観光客等の概要	14
(3) 住民及び登山者・観光客等に対する避難対応	15
ア 噴火警戒レベル2（火口周辺規制）時の避難対応	15
イ 噴火警戒レベル3（入山規制）時の避難対応	15
ウ 噴火警戒レベル4（高齢者等避難）時による避難対応	15
エ 噴火警戒レベル5（避難）時による避難対応	16
(4) 要配慮者の避難対応	19
(5) 孤立者等の避難対策	19
(6) 家畜等の避難	19
第2章 事前対策	20

1	事前対策における関係機関	20
2	防災体制の構築	20
	(1) 国、県及び市町の防災体制	20
	ア 災害対策本部等	20
	イ 現地災害対策本部	21
	ウ 国の現地対策本部	21
	(2) 噴火警戒レベルに応じた防災対応	22
	ア 噴火警戒レベル1（活火山であることに留意）の対応概要	22
	イ 噴火警戒レベル2（火口周辺規制）の対応概要	22
	ウ 噴火警戒レベル3（入山規制）の対応概要	22
	エ 噴火警戒レベル4（高齢者等避難）の対応概要	23
	オ 噴火警戒レベル5（避難）の対応概要	23
	(3) 広域一時滞在の体制構築	23
3	火山に関する予報・警報・情報	24
	(1) 火山に関する予報・警報・情報	24
	(2) 関係機関の情報伝達・共有	26
	ア 噴火警報・予報等の情報伝達	26
	イ 登山者等への情報伝達体制の確保	27
	ウ 住民への情報伝達体制の確保	27
	エ 要配慮者への情報伝達体制の確保	28
	オ 噴火警戒レベル1（活火山であることに留意）での情報伝達に係る防災対応	28
	(3) 異常現象等の報告等	29
	ア 通報体制	29
	イ 異常現象の通報事項	30
	ウ 異常現象の調査と速報	30
4	避難のための事前対策	31
	(1) 噴火警戒レベルと避難指示等の発令基準	31
	ア 立入規制（災対法第63条）の基準	31
	イ 高齢者等避難の発令の基準	31
	ウ 避難指示等発令（災対法第60条）の基準	31
	(2) 避難時の関係機関の役割	31
	(3) 指定緊急避難場所の指定	33
	(4) 指定避難所の指定	33
	(5) 避難経路の設定	33

(6) 避難手段の確保	50
5 救出救助体制の構築	51
(1) 救出救助に関する関係機関の役割	51
(2) 救助資機材等の確保	52
(3) 医療・救護体制の確立	52
(4) 自衛隊の災害派遣要請・受入れ	53
ア 自衛隊災害派遣要請計画（噴火警戒レベル2～5）	53
イ 自衛隊の受入れ体制整備計画（噴火警戒レベル2～5）	53
6 避難促進施設	54
(1) 避難促進施設の指定	54
ア 火口近くに位置する施設	54
イ 利用者が多い大規模な施設	54
(2) 避難確保計画作成の支援	54
7 防災啓発	55
(1) 住民等への防災啓発	55
ア 住民等に対する防災知識の普及	55
イ 職員に対する教育	56
(2) 登山者・観光客等への防災啓発	56
ア 登山計画書（届）の提出	56
イ 広報活動	56
(3) 児童、生徒等に対する教育	56
8 防災訓練	57
第3章 災害応急対策	58
1 災害応急対策における関係機関	58
2 噴火警戒レベルが事前に引き上げられた場合の避難対応	59
(1) 異常現象の通報又は火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合	59
ア 県及び市町等の体制	59
イ 情報収集・伝達	59
(2) 噴火警戒レベル2の場合	60
ア 県及び市町の体制	60
イ 情報収集・伝達	60
ウ 立入規制・通行規制	63
エ 登山者等の避難誘導	64
(3) 噴火警戒レベル3の場合	65

ア	県及び市町の体制	65
イ	情報収集・伝達	65
ウ	立入規制・通行規制	67
エ	登山者等の避難誘導	68
オ	要配慮者の避難誘導	68
カ	避難促進施設利用者の避難誘導	69
キ	指定避難所の開設	69
(4)	噴火警戒レベル4の場合	70
ア	県及び市町の体制	70
イ	情報収集・伝達	70
ウ	立入規制・通行規制	72
エ	登山者等の避難誘導	73
オ	住民等の避難誘導	73
カ	要配慮者の避難誘導	74
キ	避難促進施設による避難誘導	74
ク	指定避難所の開設準備等	74
(5)	噴火警戒レベル5の場合	75
ア	県及び市町の体制	75
イ	情報収集・伝達	75
ウ	立入規制・通行規制	77
エ	登山者等の避難誘導	79
オ	住民等の避難誘導	79
カ	避難促進施設による避難誘導	79
キ	指定避難所の開設	79
3	事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま噴火に至った場合の避難対応	80
(1)	基本的な考え方	80
(2)	非積雪期の対応	80
ア	県及び市町等の体制	80
イ	情報収集・伝達	80
ウ	立入規制・通行規制	82
エ	登山者等の避難誘導	83
オ	避難促進施設による避難誘導等	83
カ	指定避難所等の開設	83
(3)	積雪期の対応	84
ア	県及び市町等の体制	84

イ	情報収集・伝達	84
ウ	立入規制・通行規制	86
エ	登山者等の避難誘導	86
オ	避難促進施設による避難誘導等	86
カ	指定避難所等の開設	86
4	救助活動	87
(1)	救助活動の体制	87
ア	現地災害対策本部の設置等	87
イ	救助活動への支援体制	87
ウ	活動基準の設定	87
エ	活動範囲の設定	88
オ	活動部隊の退避等が可能な場所の設定	88
(2)	登山者等の救助活動	89
ア	要救助者情報の把握	89
イ	救助活動	89
(3)	住民等の救助活動	89
ア	要救助者情報の把握	89
イ	捜索・救助活動	89
(4)	救助等におけるヘリコプターの運用	89
(5)	医療・救護活動	91
(6)	自衛隊災害派遣要請	91
ア	自衛隊法に基づく災害派遣要請	91
イ	自衛隊災害派遣要請の基準	91
5	避難状況の把握及び避難所の管理・運営	92
(1)	避難状況の把握	92
ア	避難者に関すること	92
イ	残留者に関すること	92
(2)	避難所の管理・運営	92
6	広域一時滞在	93
(1)	広域一時滞在の判断・実施	93
(2)	避難手段の確保	93
7	報道機関への対応	93
第4章	噴火後の対応	94
1	噴火後の対応における関係機関	94

2	住民及び登山者等の安否確認	94
3	土砂災害への対応	95
4	避難の長期化に備えた対策	95
	(1) 避難所の運営	95
	(2) 避難者の健康管理	95
	ア 健康状態の把握	95
	イ 被災者の精神状態の把握	96
	ウ 継続的支援対象者のリストアップ	96
	エ 関係機関との連携の強化	96
	(3) 防災ボランティアの受入れ	96
	(4) 避難生活に必要な物資の供給	96
	(5) 教育の再開	97
	(6) 応急的な住宅の供給	97
5	風評被害対策	97
6	避難指示解除、一時入域などの対応	98
	(1) 避難指示の解除	98
	(2) 規制範囲の縮小又は解除	98
	(3) 一時入域	99
7	治安の維持	99
8	相談窓口の開設	99

第1章 計画の基本的事項

1 計画作成の目的

- 岩手山では、平成 10 年 2 月から火山性地震が増えはじめ、同年 6 月には気象庁臨時火山情報 2 号により噴火の可能性があるとして発表された。このため、同年 7 月、国、県、岩手山周辺 6 市町村及び学識者からなる「岩手山火山災害対策検討委員会」を組織し、同年 10 月に火山ハザードマップを、平成 12 年 3 月には噴火前の対策から復旧・復興までの具体的な対策を示した「岩手山火山防災ガイドライン」を策定（平成 27 年 2 月改訂）し、県及び市町村は、このガイドラインに基づき、地域防災計画の策定や火山防災対策を推進してきた。
- また、岩手山では、平成 19 年 10 月に噴火警戒レベルを定めたが、住民や登山者等への情報伝達体制、指定避難所・避難促進施設の指定、避難誘導方法など噴火警戒レベルに応じた避難計画については、具体化されていないところがあった。
- こうした中、戦後最悪の火山災害となった平成 26 年 9 月に発生した御嶽山の噴火を受け、平成 27 年 7 月に活動火山対策特別措置法（以下「活火山法」という。）が改正され、火山災害警戒地域に指定された県及び市町村は共同で火山防災協議会を設置し、一連の警戒避難体制について協議することが義務付けられたことから、平成 27 年 4 月に設置した任意の岩手山火山防災協議会の構成員を見直し、平成 28 年 3 月 29 日に活火山法に基づく岩手山火山防災協議会（以下、「火山防災協議会」という。）を設置した。
- この計画は、火山防災協議会が作成する計画で、岩手山の噴火警戒レベルの推移に応じて、住民や登山者等の安全の確保や円滑な避難行動など、県、盛岡市・八幡平市・滝沢市・雫石町（以下、「市町」という。）及び関係機関等の具体的な避難に関する防災対策が適切に行われるよう定めるものである。
- なお、火山噴火は事前に想定したとおりに発生するとは限らないことから、住民、登山者等が避難するための警戒区域や避難指示等の発令範囲の決定等の対応にあたっては、必要に応じて最新の火山活動状況の把握や、火山防災協議会、岩手県の火山活動に関する検討会（以下、「検討会」という。）などの助言等も踏まえる必要があることに留意することとする。

2 計画の位置づけ

県及び市町は、この計画で定めた内容を、地域防災計画に反映する。

また、火山防災協議会の構成員は、この計画に定めた事項について、連携しながら必要な対策を講じていくものとする。

3 火山防災協議会の概要

火山防災協議会は、県、市町及び関係機関の連携を確立し、平時から岩手山の噴火時の警戒避難体制の整備に関する検討を共同で行うことにより、岩手山の火山災害に対する防災体制の構築を推進することを目的として、平成28年3月29日に設置された。

火山防災協議会の構成員は次のとおり。

表 1-1 火山防災協議会の構成員

区 分	委 員
法第4条第2項第1号	岩手県知事、盛岡市長、八幡平市長、滝沢市長、雫石町長
法第4条第2項第2号	仙台管区気象台長、盛岡地方気象台長
法第4条第2項第3号	東北地方整備局長
法第4条第2項第4号	陸上自衛隊東北方面特科連隊長
法第4条第2項第5号	岩手県警察本部長
法第4条第2項第6号	盛岡地区広域消防組合消防本部消防長
法第4条第2項第7号	齋藤徳美名誉教授（岩手大学）、土井宣夫客員教授（岩手大学地域防災研究センター）、井良沢道也名誉教授（岩手大学）、浜口博之名誉教授（東北大学）、三浦哲教授（東北大学大学院理学研究科）
法第4条第2項第8号	国土地理院東北地方測量部長、東北森林管理局盛岡森林管理署長、東北森林管理局岩手北部森林管理署長、東北地方環境事務所十和田八幡平国立公園管理事務所盛岡管理官事務所国立公園管理官、（公財）盛岡観光コンベンション協会理事長、（一社）八幡平市観光協会会長、（一社）滝沢市観光物産協会会長、（一社）しずくいし観光協会理事長

4 火山防災協議会の関係機関の役割

火山防災協議会の関係機関が、避難に関する防災対応を実施する際の主な役割は次のとおり。

表 1-2 岩手山の噴火に係る火山防災協議会の関係機関の主な役割

主体		避難に関する防災対応（主な役割）
県	岩手県	- 火山情報の収集、発信 - 看板の設置 - 登山者等に対する情報提供 - 広域避難時の避難手段の調整 - 土石流対策 - 林野火災の消火 - 風評被害対策 - 道路及び登山道規制 - 農業、畜産業への支援 - 自衛隊災害派遣要請
市 町	盛岡市 八幡平市 滝沢市 雫石町	（平常時） - 警戒避難体制の強化・拡充 - 住民等の防災活動の促進、環境整備 - 研究及び観測等の促進 （噴火時） - 火山情報、被害状況の収集、通報、伝達 - 登山道規制、看板の設置（盛岡市を除く） - 避難指示等の発令 - 自衛隊災害派遣要請の依頼 - 避難道路の整備 - 登山者等の安全確保対策 - 道路規制 - 避難所開設、運営 - 避難誘導
関係 機 関	仙台管区气象台 盛岡地方气象台	- 火山活動の監視、観測 - 噴火警報・噴火警戒レベルの発表 - 関係機関への情報提供及び解説 - 噴火時等の現地調査
	東北地方整備局 岩手河川国道事務所	- 機器等による火山活動の監視観測、情報提供 - 土砂災害に対する緊急ハード・ソフト対策等 - 道路規制及び規制情報等の提供 - 緊急調査（概況調査・降灰量調査等）
	陸上自衛隊東北方面特科連隊	- 災害派遣 - 避難者の救助、搬送、収容、病院搬送等
	岩手県警察本部	- 火山情報、被害状況の収集、通報、伝達 - 救助活動、避難誘導、道路規制
	盛岡地区広域消防組合 消防本部	- 火山情報、被害状況の収集、通報、伝達 - 救助活動、避難誘導 - 林野火災の消火
	国土地理院東北地方測量部	- 地理空間情報、防災関連情報の提供及び地理情報システムの活用支援 - 復旧測量等の実施
	盛岡森林管理署 岩手北部森林管理署	- 入林者への規制情報の提供、林道への立入規制実施 - 標識等の設置 - 降灰量調査、森林（国有林）等への影響調査の実施
	東北地方環境事務所 盛岡管理官事務所	- 火山情報、防災情報の発信 - ビジターセンター来館者等に対する火山情報、防災情報の発信
	盛岡観光コンベンション協会 八幡平市観光協会 滝沢市観光協会 しずくいし観光協会	- 観光客等の安全確保対策 - 風評被害対策
有識者		- 岩手山の火山活動の状況に関する学術的助言 「避難指示」等の発令に関する助言 - 警戒区域、立入規制範囲等に関する助言 等

5 火山現象と対象地域

(1) 岩手山の概要

岩手山は、日本では数少ない都市と隣接した火山であり、県庁所在地である盛岡市の他、八幡平市、滝沢市、雫石町の近隣に位置し、周辺には約 40 万人以上が居住している。

その山体は、玄武岩及び安山岩から構成され、姥倉山・黒倉山などの西岩手と、薬師岳などの東岩手の 2 成層火山が結合した火山である。東岩手の方が新しく、薬師火口内にある中央火口丘・妙高岳では、数箇所です弱い噴気が認められる。有史後の噴火は、西岩手大地獄谷（現在も噴気活動活発）での小爆発 1 回のほかは、全て東岩手である。爆発型噴火が特徴であるが溶岩を流出したこともある（17・18 世紀）。

平成 7 年に初めて火山性微動が観測されて以降、平成 10 年 2 月から地震活動が活発化し、6 月には盛岡地方気象台から今後さらに火山活動が活発化した場合には噴火のおそれもあるとの臨時火山情報が出された。その後、地震回数は減少したものの、通常の状態に比べ高いレベルにあり、低周波地震・単色地震の発生、黒倉山・大地獄谷の活発な噴気現象などから予断を許さない状況が続いた。

なお、岩手山の活動状況等の詳細は、別添【資料編】P. 1～5 に掲載。

(2) 火山ハザードマップ

岩手山の火山ハザードマップは、西岩手及び東岩手で起きた過去最大規模の噴火を想定し、平成10年10月に火山防災マップとして作成した。噴火規模・態様、噴火区分ごとの主な想定影響範囲は以下のとおりである。なお、実際の噴火では、火口位置や噴火の規模、気象条件等により影響範囲は想定以上に大きくなる場合があることに留意が必要である。

ア 噴火規模・態様

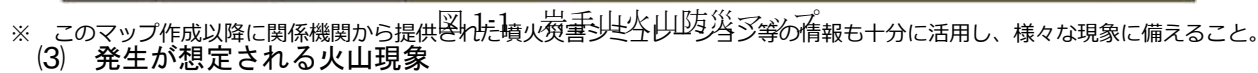
表 1-3 岩手山の噴火規模・態様

区 分	態 様	規 模
西岩手	水蒸気噴火	約 3,200 年前の噴火と同程度（噴出量 1,000 万 m ³ ）
東岩手	マグマ噴火	1686 年の噴火と同程度（噴出量 8,500 万 m ³ ）

イ 噴火区分による影響範囲

表 1-4 岩手山の噴火区分による影響範囲

	噴火 区分	警戒が必要な範囲 （影響範囲）の目安 （火口からの距離、地 域・ 家屋・施設等）	目安となる主な建物 ・場所の名称等	噴火により 想定される現象
噴 火	西岩手	概ね 2km 以内	—	降下火砕物（火山 灰）、 大きな噴石
	東岩手	概ね 4km 以内	（北側） 八幡平リゾートパノラマスキ ー場山頂部付近 （南側） 網張温泉スキー場山頂部付近	降下火砕物（火山 灰）、 大きな噴石、 火砕流・火砕サージ、 溶岩流、 融雪型火山泥流
		概ね 5km 以内 （範囲内に居住地域あり）	（北側） 岩手山焼走り国際交流村付近 （東側） 陸上自衛隊岩手山演習場付近	降下火砕物（火山 灰）、 火砕流・火砕サージ、 溶岩流、 融雪型火山泥流
		概ね 8km 以内 （範囲内に居住地域あり）	（北側） 八幡平市立柏台小付近 （東側） 陸上自衛隊岩手駐屯地付近	降下火砕物（火山 灰）、 溶岩流、 融雪型火山泥流
		概ね 12km 以内 （範囲内に居住地域あり）	（北側） 八幡平市立松野小付近 （東側） 船田 2 地区コミュニティー センター付近	降下火砕物（火山 灰）、 融雪型火山泥流
		概ね 18km 以内 （範囲内に居住地域あり）	（南側） 盛岡市立大新小、雫石町総合 福祉センター付近	



212

象とする。

表 1-5 岩手山で予想される火山現象

区 分	大きな 噴 石	降下火砕物 (火山灰)	溶岩流	火砕流	火砕 サージ	土石流	融雪型 火山泥流
西岩手	○	○	—	—	—	○	—
東岩手	○	○	○	○	○	○	○

ア 西岩手

(7) 大きな噴石

岩手山火山防災マップでは、約 3,200 年前の水蒸気噴火の実績に基づいて範囲を想定しており、大きな噴石は火口から 2 k m の範囲と示しているが、山麓の集落への直接的な被害の可能性は少ないと考えられる。

(イ) 降下火砕物（火山灰）

10 c m 以上の降灰は 3 k m 以内の範囲を想定。

ただし、降灰は範囲内へ均等に堆積するものではなく、風向き等の影響により、堆積範囲や厚さは流動的である。

(ウ) 土石流

土石流は、噴火後に積もった火山灰や、溪流内の不安定な土砂が大雨などにより流れ下る現象で、土石流の発生は火山灰の堆積した範囲に限られるが、降灰の範囲は限定できないため、起こりうる全ての溪流について示している。方向によっては、山麓の集落の一部にまで到達する可能性がある。

イ 東岩手

(7) 大きな噴石

火口から吹き上げられた高温の岩塊のうち、ある程度以上の大きさと重さをもつ岩塊は風の影響をあまり受けずに弾道放物線を描いて火口の周辺に落下する。他火山の実績等から大きな噴石が降下するのは、火口から 4 k m 以内と想定。

(イ) 降下火砕物（火山灰）

火口から吹き上げられた火山灰やスコリアは、偏西風によって、火山の東側方向に降り積もる。どの方向に降灰するか限定は出来ないため、可能性のある東側一帯について堆積厚を示してあるが、盛岡市の一部でも 10 c m 以上の降灰の可能性はある。

(ウ) 溶岩流

1686 年にはマグマは全量火砕物として噴出したため、溶岩流としては噴出していないが、マグマの何割が火砕物となり、溶岩となるかが判明していないため、全量が溶岩流として噴出した場合（火砕降下物量を密度で換算した約 5,100 万 m³）を想定。図に示した全域に溶岩が流下するわけではないが、流下する方向によっては山麓の集落の一部にまで到達する可能性がある。

(エ) 火砕流

岩手山では過去約 6,000 年の間に火砕流の明確な堆積物は確認されていないが、1686 年の噴火時に発生を示唆する記録があること、また、積雪時での融雪型火山泥流が発生していることから、何らかの形で火砕流の発生を考慮する必要があり、到達範囲は火口から 5 k m 程度であるが、地形の影響を考慮して範囲を想定。

(オ) 火砕サージ

1686 年の噴火では、2 回の火砕サージが発生したことが堆積物から確認されており、堆積物が確認されたのは火口から 4.8 k m の地点までであること、距離が離れると流速や温度も低下することから、火口から 5 k m の範囲を危険な区域と想定。

(カ) 土石流

西岩手の噴火の際と同様に、起こりうる全ての溪流について示しており、方向によっては山麓の集落の一部にまで到達する可能性がある。

(キ) 融雪型火山泥流

冬季間には岩手山に 2m を越える積雪があり、火砕流・火砕サージにより雪が急激に溶け融雪型火山泥流が発生する可能性がある。融雪型火山泥流は、火砕流・火砕サージの流下する方向で発生するものであるから、全ての範囲で融雪型火山泥流が流下し

氾濫するものではないが、被害の範囲は最も広く、松川、生出川、砂込川、諸葛川、黒沢川などの流域で氾濫する可能性がある。

【参考】

○ 岩屑なだれ（山体崩壊）

岩手山では過去に数回発生しており、平笠岩屑なだれは約 6,000 年前に岩手山の山頂部が大崩壊し、崩壊した土砂は八幡平市西根寺田付近や盛岡市街にまで到達している。

また、有史以降でも、西暦 915～1686 年の間には規模は小さいものの、一本木原岩屑なだれが発生している。

6 噴火シナリオ

岩手山では、過去の噴火実績から、噴火場所を西岩手の水蒸気噴火と、東岩手の山頂と山腹からの水蒸気噴火（マグマ水蒸気噴火）・マグマ噴火の大きく3つのケースが想定される。

噴火シナリオは、深部での低周波地震や火山性微動の発生を契機として、マグマの上昇から、火山性地震の増加、震源域の浅部への移動、地殻変動データ異常などの現象が発生し、この震源域が、西側に移動すれば西岩手で、東側に移動すれば東岩手での噴火に繋がる。

(1) 西岩手の水蒸気噴火

震源域が西岩手に移動し、噴気及び噴気量の増加や地熱地帯が拡大し水蒸気噴火が起き、大きな噴石・降下火砕物により土石流が発生する。

(2) 東岩手の水蒸気噴火（マグマ水蒸気噴火）・マグマ噴火

ア 山頂

震源域が東岩手に移動し、噴気及び噴気量の増加や地熱地帯が拡大し、水蒸気又はマグマ水蒸気噴火が起き、大きな噴石・降下火砕物・火砕サージが発生する。

また、火砕サージを原因として、融雪型火山泥流が発生した実績がある。

その後、マグマ噴火が起き、溶岩流や火砕流・火砕サージにより、土石流や融雪型火山泥流が発生する。

なお、水蒸気又はマグマ水蒸気噴火を経ないで、マグマ噴火へ移行する可能性もある。

イ 山腹

震源域が東岩手に移動し、噴気や地熱地帯の異常現象が確認されないまま、水蒸気又はマグマ水蒸気噴火が起き、大きな噴石・降下火砕物・火砕サージが発生する。

また、火砕サージを原因として、融雪型火山泥流が発生した実績がある。

その後、マグマ噴火が起き、溶岩流や火砕流・火砕サージにより、土石流や融雪型火山泥流が発生する。

なお、水蒸気又はマグマ水蒸気噴火を経ないで、マグマ噴火へ移行する可能性もある。

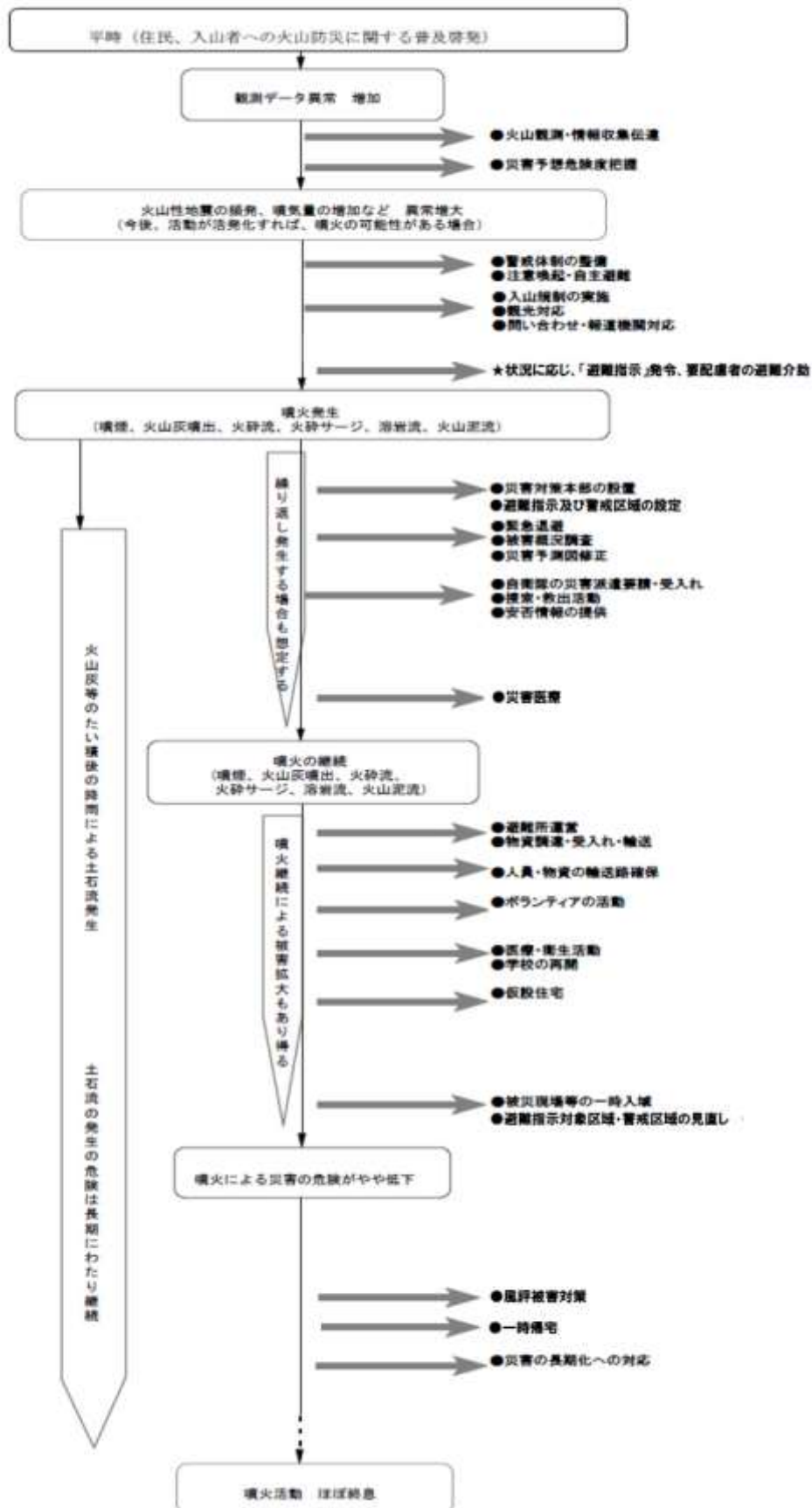
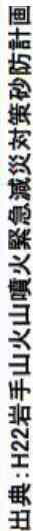


図 1-2 岩手山の仮想噴火シナリオ（避難計画に対応）



7 噴火警戒レベル

気象庁では、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と関係機関や住民等のとるべき防災対応」を5段階に区分し、「活火山であることに留意」、「火口周辺規制」、「入山規制」、「高齢者等避難」、「避難」のキーワードを付して発表する岩手山の噴火警戒レベルを作成し、運用している。

表 1-6 岩手山の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	（キーワード） レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警戒	噴火警戒（居住地域）又は噴火警戒	居住地域及びそれより火口側	5 （避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・融雪型火山泥流または火砕流・火砕サージが居住地域まで到達、あるいは切迫している。 【過去事例】 1686年の噴火：東岩手山山腹で噴火、融雪型火山泥流が川沿いに北上川まで流下、滝沢市一本木地区砂込川沿いの居住地域で一部家屋の流出。 火砕流（火砕サージ）は火口から山麓（約4km）まで流下。 噴石は火口から山麓（約4km）まで飛散。
			4 （高齢者等避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者及び「特別に被害が予想される区域（施設）」の避難、住民の避難の準備等が必要。	・融雪型火山泥流または火砕流・火砕サージが居住地域まで到達する可能性がある。 【過去事例】 1732年の噴火：東岩手山山腹で噴火、北東山腹に溶岩流出（焼走り溶岩流）。 熱しい地震活動、有感地震の多発、住民避難。
警戒	噴火警戒（火口周辺）又は火口周辺警戒	火口から居住地域近くまで	3 （入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口から居住地域近くまでの範囲への立入規制等。 状況に応じて高齢者等の要配慮者及び「特別に被害が予想される区域（施設）」の避難の準備等が必要。 住民は通常の生活。	・東岩手山の火口から概ね4km以内及び西岩手山の火口から概ね2km以内に影響が及ぶ噴火が発生、または予想される。 【過去事例】 1998年の活動：4月29日、短時間に多数の地震と規模の大きい地震が発生し、地殻変動に急激な変化。
		火口周辺	2 （火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺への立入規制等。 （登山道は入口から立入規制） 住民は通常の生活。	・東岩手山及び西岩手山の火口から概ね2km以内に影響が及ぶ噴火が発生、または予想される。 【過去事例】 1919年の噴火：西岩手山（大地獄谷）で噴火、噴石は標榜の登山道に飛散。 1998年の活動：3月17日、火山性地震が増加し地殻変動開始。
予報	噴火予報	火口内等	1 （活火山であることに留意）	火山活動は静穏。	状況に応じて火口内への立入規制等。	火口内で少量の噴気や火山ガス等が発生。

注1）火口は、東岩手山山頂または西岩手山の大地獄谷から姥倉山付近までの稜線に想定される。

注2）「特別に被害が予想される区域（施設）」とは、融雪型火山泥流が流下する危険のある「滝沢市一本木地区砂込川沿いの区域」及び「岩手山焼走り国際交流村」を指す。

8 避難の基本的な方針

(1) 避難及び立入規制の対象範囲

噴火時等の避難は、住民及び登山者・観光客等が火山現象の影響範囲外に、もしくは安全な地域に退避することが基本である。

岩手山においては、火山地域の特性、想定されている火山現象とその影響範囲、噴火シナリオ等を踏まえ、噴火警戒レベルにおける避難及び立入規制の対象範囲を次のとおりとする。

表 1-7 噴火警戒レベルにおける避難・規制対象範囲

レベル (キーワード)	火山活動の状況	立入規制対象範囲	避難対象 市町	留意事項
レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある	【岩手山登山道への立入規制】 【想定される影響範囲】 ○火砕流・火砕サージ 東想定火口から概ね 5km	盛岡市 八幡平市 滝沢市 雫石町	①居住地域内に被害が予想される区域が存在。 ②火砕流・火砕サージや融雪型火山泥流が想定される範囲に立入規制や避難指示等を発令。
レベル4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）	○融雪型火山泥流 想定される影響範囲		
レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	【岩手山登山道への立入規制】 【想定される影響範囲】 ○大きな噴石 東想定火口から概ね 4km 西想定火口から概ね 2km	八幡平市 滝沢市 雫石町	①「特別に被害が予想される区域（施設）※」には高齢者等避難を発令。 ②登山道の入口を越えた影響範囲に立入規制を実施。
レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	【岩手山登山道への立入規制】 【想定される影響範囲】 ○大きな噴石 東想定火口から概ね 2km※ 西想定火口から概ね 2km	八幡平市 滝沢市 雫石町	噴火警戒レベル2は火口周辺規制であるが、大きな噴石の影響範囲に退避場所等がないことから、登山道の立入規制とする。
レベル1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。	（噴気や火山ガス等の状況により、必要な注意喚起や立入規制等を行う。）		

※ 噴火シナリオによる水蒸気噴火について、西岩手と同等の影響範囲を想定。

※※ 「特別に被害が予想される区域（施設）」とは、冬季の噴火において融雪型火山泥流が流下する危険のある「滝沢市一本木地区砂込川沿いの区域」及び「岩手山焼走り国際交流村」を指す。

(2) 避難対象者と避難対象地域

火山噴火時には、大きな噴石の落下、火砕流・火砕サージの流下や溶岩の流出等により、広範囲にわたり、住民及び登山者・観光客等の生命に危険を及ぼす事態が発生することが予想される。

また、噴火警戒レベルが上がった際に、火口周辺に多数の登山者・観光客等がいる可能性もある。

したがって、迅速かつ的確な火山情報の伝達と避難対策を講じ、住民及び登山者・観光客等の生命及び身体の安全を確保する必要がある。

ア 避難対象地区の概要

計画策定時点における避難対象地区及びその地域の居住人口は、次のとおりである。

ただし、地区全体が規制区域に含まれているわけではなく、ここで挙げる人口及び要支援者数全てが、避難対象となるわけではないので留意すること。

表 1-8 噴火警戒レベル4以上における避難対象地区と居住者数 (平成29年4月1日現在)

市 町 名	地区数	人 口	避難行動要支援者数	備考
盛岡市	55 地区	約 26,600 人	約 1,200 人	
八幡平市	16 地区	約 6,600 人	約 500 人	
滝沢市	27 地区	約 7,200 人	約 900 人	
雫石町	8 地区	約 1,600 人	約 40 人	
合 計	106 地区	約 42,000 人	約 2,640 人	

なお、噴火警戒レベル4及び5における避難対象地区と避難対象者数の市町ごとの詳細は、別添【資料編】P. 6～19に掲載。

イ 岩手山周辺の登山者・観光客等の概要

規制区域内及び付近にある主な観光施設やエリア等は、以下のとおりである。施設を利用する観光客等に加え、登山者等も避難対象者となる。

岩手山の登山者数、及び周辺の観光施設利用者数は次のとおりである。

表 1-9 岩手山周辺の登山者・観光客数 (平成29年4月1日現在)

登山道	登山者の人数	観光施設等	観光客等の人数
焼走り	最大約 69 人※ (日均約 0 ～ 33 人)	八幡平リゾート パノラマスキー場	1 日平均 約 431 人
上坊	最大約 12 人※ (日均約 0 ～ 1 人)	焼走り国際交流村	1 日平均 約 202 人
七滝	最大約 16 人※ (日均約 0 ～ 5 人)	八幡平温泉郷	1 日平均 約 571 人
松川	最大約 9 人※ (日均約 0 ～ 1 人)	松川温泉	1 日平均 約 73 人
馬返し	最大約 3,996 人※ (日均約 0 ～ 133 人)		
御神坂	最大約 180 人※ (日均約 0 ～ 8 人)	いこいの村岩手	1 日平均 約 114 人
網張	最大約 210 人※ (日均約 0 ～ 26 人)	馬返しキャンプ場	1 日平均 約 1 人
		相の沢キャンプ場	1 日平均 約 10 人
		岩手山南麓エリア※※	1 日平均 約 850 人
計	最大約 4,492 人※ (日均約 0 ～ 207 人)	計	1 日平均 約 2,591 人

※ 月別の1日最大利用者数のうち、「最大」は平成28年度の各月の記録で最大人数のもの（1日最大利用者数の最大値）を指す。「平均」は、平成28年度の各月の利用者数を平均した数値について、平均値の幅を示したものである。

※※ 岩手山南麓エリアは、岩手高原スノーパーク、網張温泉スキー場、休暇村岩手網張温泉、休暇村岩手網張温泉温泉館、網張ビジターセンター、網張温泉ありね山荘、岩手山登山客数を集計したもの。

(3) 住民及び登山者・観光客等に対する避難対応

市町は、避難行動対応を的確に実施するため、噴火警戒レベルの段階に応じた基本的な対応を以下のとおり定める。

なお、市町長は、避難に関する具体的な対応について、必要に応じて、県に助言を求める。

県は、必要に応じて検討会を開催し、検討会から火山活動の状況に関する助言を受け、市町長に対して避難に関する具体的な対応について助言する。

ア 噴火警戒レベル2（火口周辺規制）時の避難対応**(7) 警戒範囲における立入規制の実施**

八幡平市、滝沢市及び雫石町は、火口周辺警報（噴火警戒レベル2）が発表された場合、警戒範囲において立入規制を実施するとともに、登山道への侵入を禁止する措置を行う。（入山禁止措置）

(イ) 下山（立入規制区域からの退避）

県、八幡平市、滝沢市、雫石町、警察及び消防等は、避難の呼び掛けを行い、登山者等の立入規制区域外への避難を促す。

イ 噴火警戒レベル3（入山規制）時の避難対応**(7) 警戒範囲における立入規制の実施**

八幡平市、滝沢市及び雫石町は、火口周辺警報（噴火警戒レベル3）が発表された場合、警戒範囲において立入規制を実施するとともに、登山道（一部市道）への侵入を禁止する措置を行う。（入山禁止措置）

また、登山者等がいる場合には、速やかな下山を促す。

(イ) 特別に被害が予想される区域（施設）への対応

八幡平市及び滝沢市は、居住地域内でも被災する可能性が高い特別に被害が予想される区域（施設）に「高齢者等避難」を発令するとともに、指定避難所を開設する。

(ウ) 避難行動

八幡平市及び滝沢市は、避難は原則として徒歩によるものとし、できるだけ自主防災組織を中心に、一定の地域、事業所単位ごとに集団で行うよう呼びかける。

ウ 噴火警戒レベル4（高齢者等避難）時による避難対応**(7) 立入規制**

市町は、噴火警報（噴火警戒レベル4）が発表された場合、警戒範囲において立入規制を実施する。（入山規制と一部居住地域への立入規制）

また、登山者等がいる場合には、速やかな下山を促す。

(イ) 避難（立入規制区域からの退避）

県、八幡平市、警察及び消防等は、立入規制区域内の居住地域からの住民の避難を呼び掛け、速やかに立入規制区域外に退避させるとともに、八幡平市は指定避難所を開設する。

(ウ) 特別に被害が予想される区域（施設）への対応

八幡平市及び滝沢市は、居住地域内でも被災する可能性が高い特別に被害が予想される区域（施設）に「避難指示」を発令するとともに、指定避難所を開設する。

(エ) 融雪型火山泥流による被害が予想される区域への対応

市町は、居住地域内で融雪型火山泥流による被害が予想される区域に「高齢者等避難」を発令するとともに、指定避難所を開設する。

(オ) 避難行動

市町は、避難は原則として徒歩によるものとし、できるだけ自主防災組織を中心に、一定の地域、事業所単位ごとに集団で行うよう呼びかける。

エ 噴火警戒レベル5（避難）時による避難対応**(7) 立入規制**

市町は、噴火警報（噴火警戒レベル5）が発表された場合、警戒範囲において立入規制を実施する。（入山規制と一部居住地域への立入規制の継続）

また、登山者等がいる場合には、速やかな下山を促す。

なお、融雪型火山泥流による被害が予想される場合、必要に応じて対象区域に立入規制を実施する。

(イ) 避難（立入規制区域からの退避）

県、市町、警察及び消防等は、立入規制区域内の居住地域からの住民の避難を呼び掛け、速やかに立入規制区域外に退避させるとともに、市町は指定避難所を開設する。

(ウ) 融雪型火山泥流による被害が予想される区域への対応

市町は、居住地域内で融雪型火山泥流による被害が予想される区域に「避難指示」を発令するとともに、指定避難所を開設する。

(エ) 避難行動

市町は、避難は原則として徒歩によるものとし、できるだけ自主防災組織を中心に、一定の地域、事業所単位ごとに集団で行うよう呼びかける。

表 1-10 岩手山噴火警戒レベルに応じた避難対応（火口周辺）

レベル	岩手県	盛岡市・八幡平市 ・滝沢市・雫石町	関係機関 (国・警察・消防 等)
3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。		
	<u>(登山者等向け)</u> 【レベル2における対応と同じ。】 <u>(住民等向け)</u> 【レベル2における対応と同じ。】 <u>(要配慮者向け)</u> ・市町が行う避難行動要支援者の救護体制の整備について、助言 ・助言にあたって関係機関との調整を支援	<u>(登山者等向け)</u> ・岩手山火口周辺に避難指示の発令（突発的な噴火の場合） ・特別に被害が予想される区域（施設）に対して高齢者等避難を発令 <u>(住民等向け)</u> ・特別に被害が予想される区域（施設）に対して高齢者等避難を発令 <u>(要配慮者向け)</u> ・避難行動要支援者に対する避難情報の伝達（電話、FAX、避難支援等関係者や自主防災組織、民生委員等による自宅訪問等） ・福祉避難所への情報伝達（開設準備の要請等） ・特別に被害が予想される区域（施設）に対して高齢者等避難を発令	<u>(登山者等向け)</u> 【レベル2における対応と同じ。】 <u>(住民等向け)</u> 【レベル2における対応と同じ。】 盛岡市・八幡平市・滝沢市・雫石町、関係機関（国・警察・消防 等）による規制 <u>(規制区域)</u> ・岩手山（西岩手、東岩手ともに）登山道の範囲への立入を規制 ・【資料編】2 避難対象地区等を参照 <u>(規制等の措置)</u> ・立入規制とともに、道路管理者、登山道管理者及び関係機関において
2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。		
	<u>(登山者等向け)</u> ・「火山の状況に関する解説情報」等の避難等実施市町への伝達 ・メール、ホームページ、SNS等による広報 ・関係機関への情報伝達（火山情報、規制情報等） ・道路情報板等による道路利用者への情報提供 ・看板の設置等による道路及び登山道の通行止め等規制情報の周知 ・観光ガイド、観光施設等を通じた情報発信、啓発活動 ・報道機関への情報提供 <u>(住民等向け)</u> ・「火山の状況に関する解説情報」等の避難等実施市町への伝達 ・メール、ホームページ、SNS等による広報 ・関係機関への情報伝達（火山情報、規制情報等） ・道路情報板等による道路利用者への情報提供 ・看板の設置等による道路及び登山道の通行止め等規制情報の周知 ・報道機関への情報提供	<u>(登山者等向け)</u> ・関係機関との情報伝達体制の構築、情報伝達訓練の実施 ・関係機関への情報伝達（火山情報、規制情報等） ・ホームページ、看板、パンフレット等による火山情報、規制情報等の周知、登山者・観光客等への避難呼びかけ ・報道機関への情報提供 <u>(住民等向け)</u> ・自治会等との情報伝達体制の構築 ・関係機関との情報伝達体制の構築 ・市町内全域への広報（メール、防災行政無線、ホームページ、SNS等による広報） ・消防団、自治会、自主防災組織等を通じた火山情報の周知 ・関係機関への情報伝達（火山情報、規制情報等） <u>(要配慮者向け)</u> ・避難支援等関係者への避難行動要支援者名簿の提供 ・自治会、民生委員等による情報伝達及び安否確認体制の構築 ・自主防災組織、消防団、福祉関係者、患者搬送事業者（福祉タクシー等）、地元企業等と連携した避難行動要支援者の支援体制の構築	<u>(登山者等向け)</u> ・ホームページ等により火山情報、防災情報を発信 ・関係機関への情報伝達（火山情報、規制情報等） ・報道機関への情報提供 <u>(住民等向け)</u> ・ホームページ等により火山情報、防災情報を発信 ・関係機関への情報伝達（火山情報、規制情報等） ・報道機関への情報提供 盛岡市・八幡平市・滝沢市・雫石町、関係機関（国・警察・消防 等）による規制 <u>(規制区域)</u> ・岩手山（西岩手、東岩手ともに）登山道の範囲への立入を規制 <u>(規制等の措置)</u> ・立入規制とともに、登山道管理者及び関係機関において必要な規制や情報発信等の措置をとる。 ・噴火が発生した場合、登山者等の避難誘導を行うとともに関係機関への派遣要請を行い必要な救助活動
1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。状況により火口内に影響する程度の噴出の可能性。		
	噴気や火山ガス等の状況に応じて立入規制や注意喚起を実施		

表 1-11 岩手山噴火警戒レベルに応じた避難対応（居住地域）

レベル	岩手県	盛岡市・八幡平市 ・滝沢市・雫石町	関係機関 (国・警察・消防 等)
-----	-----	----------------------	---------------------

5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している。		
	(登山者等向け) 【レベル4における対応と同じ。】 (住民等向け) 【レベル4における対応と同じ。】 (要配慮者向け) 【レベル4における対応と同じ。】	(登山者等向け) ・火砕流・火砕サージ及び融雪型火山泥流の影響範囲への避難指示の発令 ・警戒区域を設定した場合の市町内全域への周知（退去命令） (住民等向け) ・火砕流・火砕サージ及び融雪型火山泥流の影響範囲への避難指示の発令及び地区内住民への伝達 ・畜産事業者等への情報提供（家畜等避難後の状況等） ・警戒区域を設定した場合の市町内全域への周知（退去命令） (要配慮者向け) ・避難行動要支援者に対する避難情報の伝達（電話、FAX、避難支援等関係者や自主防災組織、民生委員等による自宅訪問等） ・福祉避難所への情報伝達（開設要請等）	(登山者等向け) 【レベル4における対応と同じ。】 (住民等向け) 【レベル4における対応と同じ。】 盛岡市・八幡平市・滝沢市・雫石町、関係機関（国・警察・消防 等）による規制 (規制区域) ・火砕流・火砕サージの影響範囲への立入を規制（レベル4から継続） ・融雪型火山泥流による影響が予想される範囲への立入を規制 ・【資料編】2 避難対象地区等を参照 (規制等の措置) ・八幡平市、滝沢市及び雫石町は、レベル4による立入規制を継続する。 ・市町は、融雪型火山泥流による被
4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。		
	(登山者等向け) 【レベル3における対応と同じ。】 (住民等向け) 【レベル3における対応と同じ。】 (要配慮者向け) 【レベル3における対応と同じ。】	(登山者等向け) ・火砕流・火砕サージ及び融雪型火山泥流の影響範囲への高齢者等避難の発令 (住民等向け) ・特別に被害が予想される区域（施設）に対して、避難指示の発令 ・火砕流・火砕サージ及び融雪型火山泥流の影響範囲への高齢者等避難の発令及び地区内住民への伝達 ・警戒区域を設定した場合の市町内全域への周知（立入規制） (要配慮者向け) ・避難行動要支援者に対する避難情報の伝達（電話、FAX、避難支援等関係者や自主防災組織、民生委員等による自宅訪問等） ・福祉避難所への情報伝達（開設準備の要請等）	(登山者等向け) 【レベル3における対応と同じ。】 (住民等向け) 【レベル3における対応と同じ。】 盛岡市・八幡平市・滝沢市・雫石町、関係機関（国・警察・消防 等）による規制 (規制区域) ・火砕流・火砕サージの影響範囲への立入を規制 ・【資料編】2 避難対象地区等を参照 (規制等の措置) ・八幡平市、滝沢市及び雫石町は、火砕流・火砕サージが予想される範囲の立入規制を行うとともに、

(4) 要配慮者の避難対応

市町は、要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する方）の避難対応にあたっては、平時から福祉関係機関等との連携を図り、円滑な避難体制を構築するとともに、特に避難行動に必要な情報の把握が困難、又は自らの行動等に制約のある避難行動要支援者については、高齢者等避難から避難後の生活までの各段階において、その家族、消防団や自主防災組織、要配慮者利用施設の管理者、関係団体等と協力してきめ細やかな支援策を講ずるものとする。

このため、県及び市町が定める地域防災計画の避難行動要支援者への支援等に関する規定に準じて適切に行うことができる体制を確立する。

(5) 孤立者等の避難対策

市町は、噴火により避難経路が閉ざされ、避難出来なくなった登山者、住民等がいる場合には、その状況を確認するとともに、速やかに警察や消防等へ救助要請を行うものとする。

市町は、ヘリコプターの飛来が可能な場合は、県や警察等にヘリコプターの出動を要請する。

(6) 家畜等の避難

火山災害の発生が予想され、又は発生したときの家畜の避難は、次の方法により行う。

(ア) 県は、市町その他の協力機関と連絡し、避難場所等について指導する。

(イ) 市町は、県から連絡を受け、又は家畜を避難させる必要を認めたときは、家畜飼育者等に家畜を避難させるよう指導する。

第2章 事前対策

1 事前対策における関係機関

表 2-1 火山防災協議会の関係機関の役割

関係機関	気象台	岩手河川国道事務所	陸上自衛隊	岩手県警察本部	盛岡地区広域消防組合消防本部	有識者	国土地理院東北地方測量部	盛岡・岩手北部森林管理署	東北地方環境事務所盛岡管理官事務所	観光協会
防災体制	○	○	○	○	○		○	○	○	
情報伝達体制	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
避難体制	○	○	○	○	○	○				○
救出救助体制	○		○	○	○					
防災啓発	○	○		○	○	○			○	○
防災訓練	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

防災体制	噴火時等に、各機関が活動体制を確立することを指す。
情報伝達体制	「火山に関する情報の収集と整理」「関係機関との情報共有」「住民及び登山者等への避難に関する情報の周知」「異常現象等の報告」に関する体制を確立することを指す。
避難体制	「噴火警戒レベルと避難指示等の発令基準」「指定緊急避難場所や指定避難所の指定」「避難経路の設定」「避難手段の確保」及びこれらの検討に関する助言等を行うことを指す。
救出救助体制	「救助に関する情報共有体制」「資機材等の配備体制」「医療体制」を確立することを指す。
防災啓発	住民及び登山者等に対し、火山の知識、噴火時等のリスク及び防災対応について周知することを指す。
防災訓練	噴火時等に、避難等の防災対応を円滑に行うための訓練を行うことを指す。

2 防災体制の構築

県、市町及び関係機関は、火山噴火及び火山災害の発生の恐れがある場合に、住民等の安全確保及び円滑な災害応急対策が実施できるよう、予め情報伝達体制、避難誘導体制を整備する。

特に火山災害の場合、避難に緊急を要する場合もあり得ることから、危険区域へ直ちに情報を伝達できるよう整備を行う。

(1) 国、県及び市町の防災体制

ア 災害対策本部等

県及び市町は、火山噴火及び火山災害の発生の恐れがある場合に、岩手山の活動に関する情報等の収集、避難収容活動に関する調整及び応急対策の連絡調整、相互応援態勢の確立等を推進するため、それぞれの判断に基づき、災害警戒本部、災害特別警戒本部又は災害対策本部を設置する。

噴火警戒レベルに応じた防災体制は、次のとおりである。

表 2-2 噴火警戒レベルに応じた防災体制【レベルが段階的に引き上げられた場合】

噴火警戒レベル	岩手県	盛岡市	八幡平市	滝沢市	雫石町
1（活火山であることに留意）	（なし）	（なし）	（なし）	（なし）	（なし）
2（火口周辺規制）	情報連絡体制	情報連絡体制	情報連絡体制	情報連絡体制 [災害警戒本部]	準警戒体制
3（入山規制）	災害特別警戒本部	災害警戒本部	災害警戒本部	災害警戒本部	災害警戒本部 [災害警戒体制]
4（高齢者等避難）	災害対策本部	災害対策本部 [警戒配備]	災害対策本部	災害対策本部	災害対策本部 [警戒配備体制]
5（避難）	災害対策本部	災害対策本部 [非常配備]	災害対策本部	災害対策本部	災害対策本部 [非常配備体制]

※ 県及び市町の防災体制は、状況に応じて変更する場合がある。

イ 現地災害対策本部

- (ア) 県は、被害が甚大又はその恐れがある場合で、本部長が必要と認めるときは、災害地に現地災害対策本部を設置する。
- (イ) 現地災害対策本部は、災害情報の収集や報告及び市町、関係機関との情報交換、連絡・調整等を実施する。

ウ 国の現地対策本部

国（内閣府）は、火山地域における情報の収集・取りまとめなど、地方公共団体等との火山防災応急対策に係る連絡調整を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じて、噴火警戒レベル3に相当する火口周辺警報が発表された場合は「火山災害現地連絡室」を、噴火警戒レベル4以上に相当する噴火警報が発表された場合は「緊急災害現地対策本部」、「非常災害現地対策本部」、「特定災害現地対策本部」又は「政府現地災害対策室」を設置する。

また、必要に応じて、噴火警戒レベル4以上に相当する噴火警報が発表された場合、噴火等に関する各種情報その他火山活動に関する情報を交換し、それぞれが実施する応急対策について相互に協力するため、国、関係地方公共団体、火山専門家等の関係者で構成される「火山災害警戒合同会議」又は「火山災害対策合同会議」を開催する。

火山防災協議会の構成機関は、上記の合同会議が開催された場合、その会議に参加し、国と火山の活動状況や被害情報等について、情報共有を行うとともに、防災対応について協議を行う。

表 2-3 噴火警戒レベルに応じた防災体制
(囲み無し：国が開催、 囲み有り：国、関係自治体、火山専門家等が合同で開催)

警報	噴火警戒レベル	現地の体制 (状況に応じて設置)	国の体制 (状況に応じて設置)
噴火警報 (特別警報)	レベル5 (避難)	緊急災害現地対策本部、非常災害 現地対策本部、特定災害現地対策 本部又は政府現地対策室	緊急災害対策本部、非常災害 対策本部又は特定災害対 策本部
	レベル4 (高齢者等避難)	火山災害対策合同会議 又は火山災害警戒合同会議	
火口周辺警報	レベル3 (入山規制)	火山災害現地連絡室	関係省庁災害警戒会議

(2) 噴火警戒レベルに応じた防災対応

県、市町及び関係機関は、噴火時等において、迅速に、また相互に調整の取れた防災対応が実施できるように、噴火警戒レベルに応じた活動や役割を整理し、平常時から相互の役割を共有する。

ア 噴火警戒レベル1（活火山であることに留意）の対応概要

- (ア) 定例会（協議会、幹事会）の開催（県、市町、関係機関）
- (イ) 検討会の開催（県）
- (ウ) 火山に関する情報収集・共有（県、市町、関係機関）
- (エ) 異常現象の通報情報の共有（県、市町、関係機関）
- (オ) 地域防災計画（火山災害対策編）の改訂の検討（県、市町）
- (カ) 防災訓練の企画・実施（県、市町、関係機関）
- (キ) 噴火警戒レベル変動時の対応協議（県、市町、関係機関） 等

イ 噴火警戒レベル2（火口周辺規制）の対応概要

- (ア) 臨時会（協議会、幹事会）の開催（県、市町、関係機関）
- (イ) 検討会の開催（県）
- (ウ) 火山活動の状況と関係機関の態勢確認・協議（県、市町、関係機関）
- (エ) 関係機関との情報連絡体制の強化（県、市町、関係機関）

- (f) 異常現象の通報情報の共有（県、市町、関係機関）
- (g) 住民等への情報提供の実施（県、市町）
- (h) 登山者等の避難（県、市町、関係機関）
- (i) 入山規制範囲の確認と規制の実施（県、市町）
- (j) 噴火警戒レベル変動時の対応協議（県、市町、関係機関） 等

ウ 噴火警戒レベル3（入山規制）の対応概要

- (ア) 臨時会（協議会、幹事会）の開催（県、市町、関係機関）
- (イ) 検討会の開催（県）
- (ウ) 火山活動の状況と関係機関の態勢確認・協議（県、市町、関係機関）
- (エ) 関係機関との情報連絡体制の強化（県、市町、関係機関）
- (オ) 異常現象の通報情報の共有（県、市町、関係機関）
- (カ) 住民等への情報提供の実施（県、市町）
- (キ) 住民・登山者等の避難（県、市町、関係機関）
- (ク) 入山規制範囲の確認と規制の実施（県、市町）
- (ケ) 噴火警戒レベル変動時の対応協議（県、市町、関係機関）
- (コ) 一部の地区で高齢者等避難の発令（県、市町）
- (サ) 一部の避難所の開設（市町） 等

エ 噴火警戒レベル4（高齢者等避難）の対応概要

- (ア) 国の火山災害対策合同会議への参加（県、市町、関係機関）
- (イ) 臨時会（協議会、幹事会）の開催（県、市町、関係機関）
- (ウ) 検討会の開催（県）
- (エ) 火山活動の状況と関係機関の態勢確認・協議（県、市町、関係機関）
- (オ) 関係機関との情報連絡体制の強化（県、市町、関係機関）
- (カ) 異常現象の通報情報の共有（県、市町、関係機関）
- (キ) 住民等への情報提供の実施（県、市町）
- (ク) 住民等の避難（県、市町、関係機関）
- (ケ) 立入規制範囲の確認と規制の実施（県、市町、関係機関）
- (コ) 道路規制の実施（県、市町、関係機関）
- (サ) 噴火警戒レベル変動時の対応協議（県、市町、関係機関）
- (シ) 高齢者等避難の発令（県、市町）
- (ス) 一部の地区で避難の開始（県、市町、関係機関）
- (セ) 避難所の開設（市町） 等

オ 噴火警戒レベル5（避難）の対応概要

- (ア) 国の火山災害対策合同会議への参加（県、市町、関係機関）
- (イ) 臨時会（協議会、幹事会）の開催（県、市町、関係機関）
- (ウ) 検討会の開催（県）
- (エ) 火山活動の状況と関係機関の態勢確認・協議（県、市町、関係機関）
- (オ) 関係機関との情報連絡体制の強化（県、市町、関係機関）
- (カ) 異常現象の通報情報の共有（県、市町、関係機関）
- (キ) 住民等への情報提供の実施（県、市町）
- (ク) 立入規制範囲の確認と規制の実施（県、市町、関係機関）
- (ケ) 道路規制の実施（県、市町、関係機関）
- (コ) 噴火警戒レベル変動時の対応協議（県、市町、関係機関）
- (サ) 避難指示の発令（県、市町）
- (シ) 避難所の運営（市町） 等

(3) 広域一時滞在の体制構築

市町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市町の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合、避難先が県内の

市町村の場合は当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村の場合は県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。

県は、市町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。

また、市町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市町からの要求を待ついとまがないときは、市町の要求を待たないで市町に代わって広域一時滞在のための協議を行うものとする。

3 火山に関する予報・警報・情報

(1) 火山に関する予報・警報・情報

仙台管区気象台は、火山について異常を認めた場合、又は他の機関から火山に関する情報を受けて異常と認めた場合は、火山に関する予報・警報・情報を発表する。

表 2-4 火山に関する予報・警報・情報

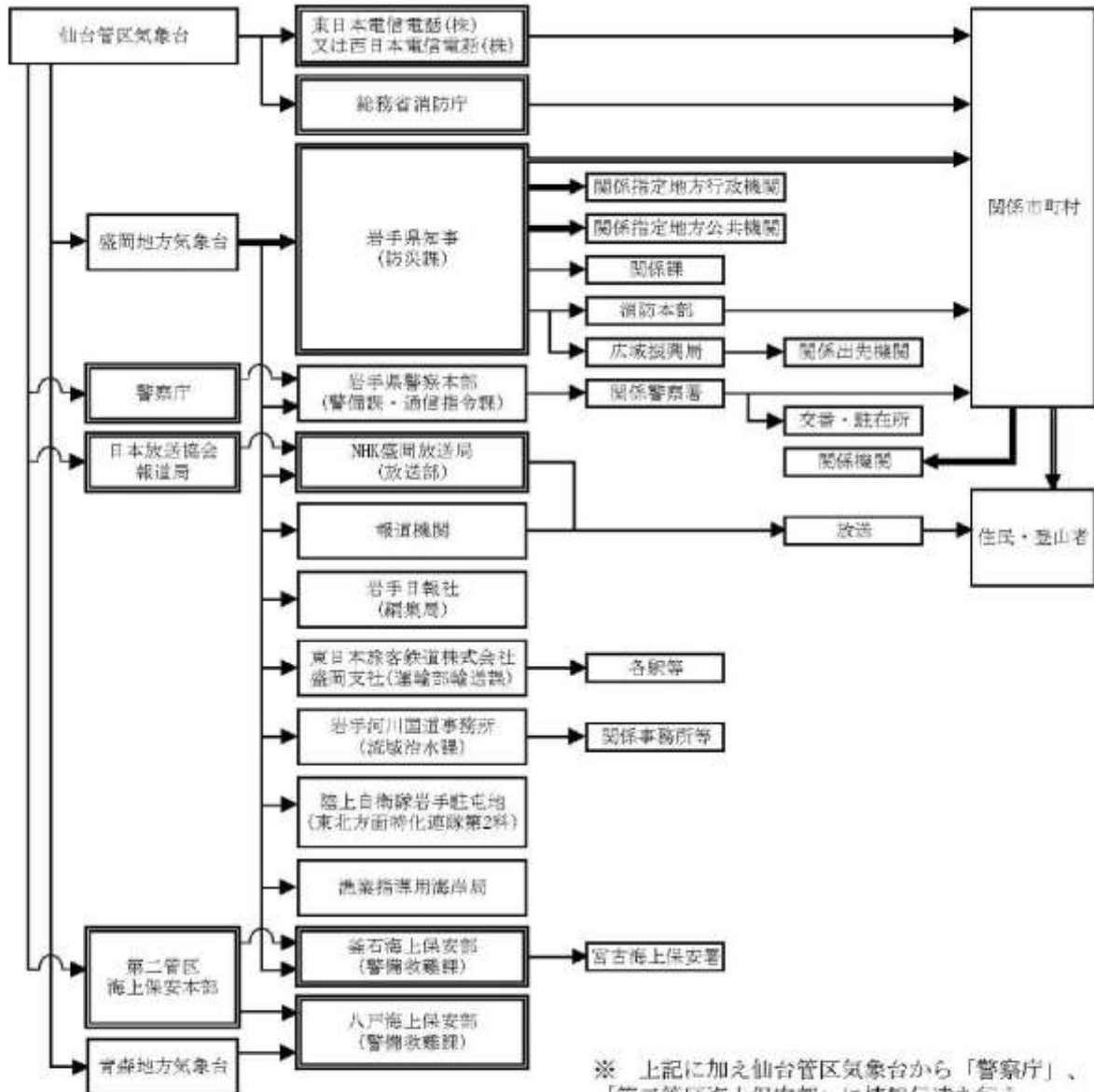
種類	内容
噴火警報（居住地域）又は噴火警報	噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生が予想される場合やその危険が及び範囲の拡大が予想される場合に火山名、「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」等を明示して発表。
噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」、火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表する。噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。
噴火予報	火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表。
降灰予報（定時）	・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表。 ・18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。
降灰予報（速報）	・噴火が発生した火山（※）に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表。 ・噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。 ※降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。 ※降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。
降灰予報（詳細）	・噴火が発生した火山（※）に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表。 ・噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や、降灰開始時刻を提供。 ※降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。 ※降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。 ※降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表。
火山ガス予報	居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表。

種類	内容
火山現象に関する情報等	噴火警報・予報及び降灰予報以外に、火山活動の状況等を知らせるための情報等で、気象庁及び仙台管区気象台が発表。 ○火山の状況に関する解説情報 現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があると判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」（以降、「臨時的解説情報」という。）を発表する。また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。 ○火山活動解説資料 写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。 ○月間火山概況 前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表。 ○噴火に関する火山観測報 噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちにお知らせするために発表する。
噴火速報	登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取っていただくために発表する。噴火速報は以下のような場合に発表する。 ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合 ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※） ・このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合 ※噴火の規模が確認できない場合は発表する。 なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

(2) 関係機関の情報伝達・共有

ア 噴火警報・予報等の情報伝達

仙台管区気象台から発表される噴火警報等の通報・伝達系統は、以下のとおりである。
 なお、噴火警報等については、有識者等とも情報共有を図る。



イ 登山者等への情報伝達体制の確保

市町は、メール、防災行政無線や山小屋に設置した広報設備及び防災行政無線等により、入山規制の実施や早期下山を確実に伝達するための手段を確保する。

また、県及び市町は、県内外から訪れる多くの登山者等に対し、ホームページや報道機関を通じた広報や多様な言語による情報伝達手段の検討を行うほか、観光事業者、観光協会、旅行代理店や輸送事業者等に協力を要請して、観光施設での防災マップの配布や登山道への周知看板の設置など、観光拠点や主要駅等での広報を実施することにより、必要な情報を周知する。

ウ 住民への情報伝達体制の確保

市町は、住民等の避難をはじめとする防災対応を円滑に実施するため、火山活動の状況に応じた住民等への適切かつ速やかな情報伝達や広報を実施する手段を確保する。

住民等が必要とする情報は、緊急性の高い噴火警報や避難指示をはじめ、施設の復旧情報、生活支援情報など多岐に及ぶが、これらの情報は、火山活動の状況や時間経過に伴い変化することから、県、市町及び関係機関は、状況に応じた的確に情報伝達や広報を行う体制を整備する。

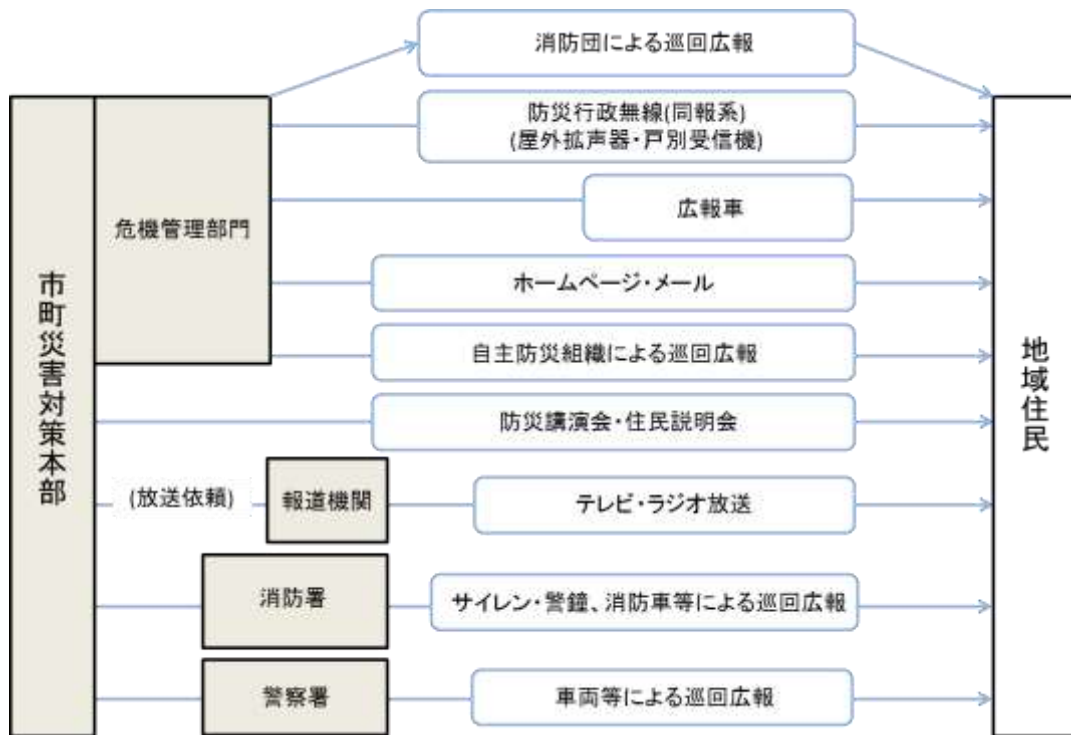


図 2-2 住民等への情報伝達系統図

エ 要配慮者への情報伝達体制の確保

市町は、避難の際に即座に対応することが困難である要配慮者に、メール、防災行政無線、広報車等を用いて、迅速・確実な情報伝達を実施するための手段を確保する。

また、社会福祉施設等の管理者に対し、避難指示等の情報を確実に伝達するための手段を確保する。

市町は、在宅の要配慮者に対し、広報車や防災行政無線による情報伝達だけでは十分に伝わらないことが考えられることから、消防団や自主防災組織等を通じた個別の情報伝達支援を行うとともに、障がいの内容に応じたメディアを活用した情報伝達に努める。

オ 噴火警戒レベル1（活火山であることに留意）での情報伝達に係る防災対応

県、市町及び関係機関の、噴火警戒レベル1（活火山であることに留意）における情報伝達に係る防災対応は、次のとおりである。

表 2-5 噴火警戒レベル1（活火山であることに留意）における情報伝達に係る防災対応

実施主体	実施内容
平常時（噴火警戒レベル1（活火山であることに留意））	
県	（登山者等向け） ・ホームページやメール等による火山情報、防災情報の発信 ・道路情報板等による道路利用者への情報提供 ・観光ガイド、観光施設等を通じた情報発信、啓発活動 ・報道機関への情報提供 （住民等向け） ・ホームページ等による火山情報、防災情報を発信 ・教育委員会や火山防災協議会、関係機関等との連携による火山に関する知識等の普及・啓発 （要配慮者向け） ・市町の行う避難行動要支援者の救護体制の整備について、助言 ・助言にあたって関係機関との調整を支援
市町 ・盛岡市 ・八幡平市 ・滝沢市 ・雫石町	（登山者等向け） ・関係機関との情報伝達体制の構築、情報伝達訓練の実施 ・火山防災協議会、関係機関等との連携による火山に関する知識等の普及・啓発 ・ホームページ、看板、パンフレット等による火山情報の周知 ・報道機関への情報提供 （住民向け） ・自治会等との情報伝達体制の構築、情報伝達訓練の実施 ・関係機関との情報伝達体制の構築、情報伝達訓練の実施 ・住民への周知（メール、防災行政無線、ホームページ、SNS等による広報） ・消防団、自治会、自主防災組織等を通じた火山情報、避難計画等の周知、講習会の開催 ・教育委員会や火山防災協議会、関係機関等との連携による火山に関する知識等の普及・啓発 （要配慮者向け） ・避難行動要支援者の名簿等の作成 ・避難支援者等関係者への避難行動要支援者名簿の提供 ・避難行動要支援者への情報伝達体制の構築（通信手段、巡回体制等） ・自治会、民生委員等による情報伝達及び安否確認体制の構築 ・自主防災組織、消防団、福祉関係者、患者搬送事業者（福祉タクシー等）、地元企業等と連携した避難行動要支援者の支援体制の構築
関係機関 ・国 ・警察 ・消防 等	（登山者等向け） ・ホームページ等により火山情報、防災情報を発信 ・報道機関への情報提供 （住民等向け） ・ホームページ等により火山情報、防災情報を発信

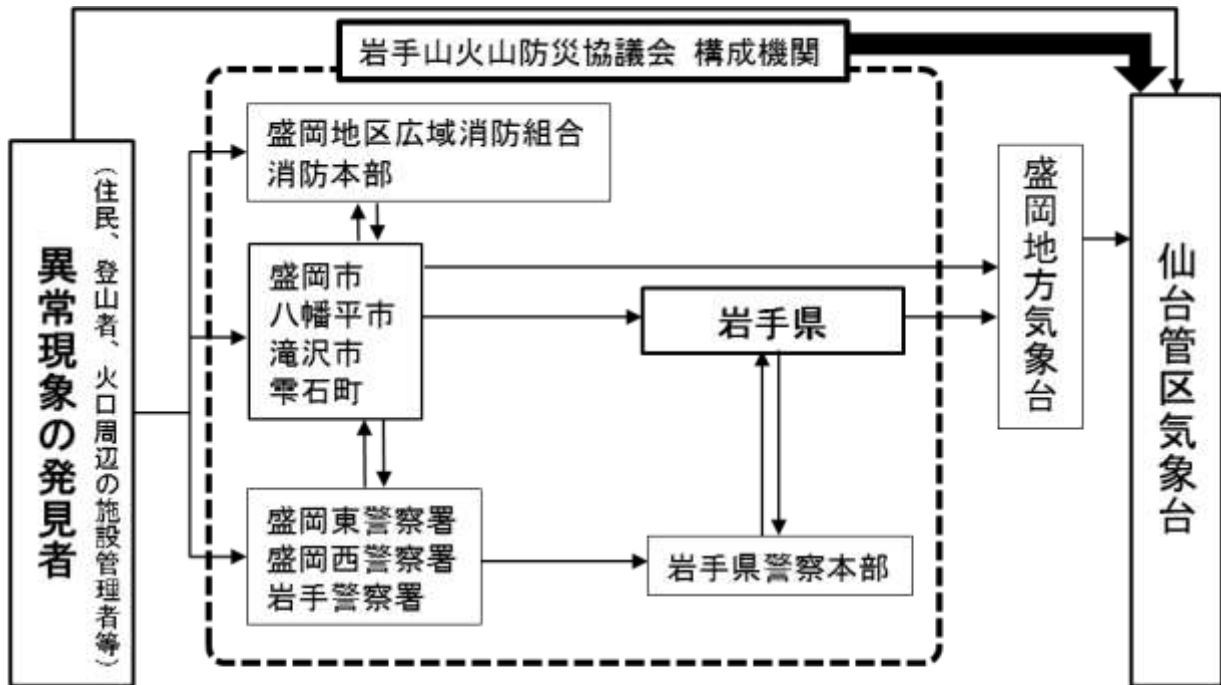
(3) 異常現象等の報告等

市町及び関係機関は、登山者等からの、噴火前兆現象と思われる異常を発見した場合の通報体制や、関係機関への情報伝達体制を構築するとともに、必要に応じて、避難の誘導、入山規制等の措置を講じる。

ア 通報体制

住民や登山者及び観光施設等が、噴火前兆現象と思われる異常を発見した場合の、通報体制は次のとおりとする。

県、市町及び関係機関は、異常現象が発見された場合、電話連絡で情報共有を図り、必要に応じて、火山防災協議会や検討会を開催するものとする。



- ・ 黒矢印は災害対策基本法第54条による情報の伝達系統。県及び市町は関係機関へ情報伝達を行う。
- ・ 岩手山火山防災協議会構成機関は、火山噴火に関する異常現象を発見した場合や異常現象の通報を受けた場合は、災害対策基本法第54条とは別に、仙台管区気象台に直接連絡することができる（火口周辺の施設管理者等も同様）。

図 2-3 住民等からの通報体制系統図

イ 異常現象の通報事項

登山者等が、通報すべき噴火前兆現象と思われる異常現象は、次のとおりである。

市町、警察及び消防は、登山者等から通報があった際は、発生場所（発見場所）について正確な情報を把握するよう努める。

表 2-6 火山及び火山周辺における通報すべき異常現象

○顕著な地形の変化	山、崖等の崩壊
	地割れ
	土地の隆起・沈降等
○噴気、噴煙の異常	噴気口・火口の拡大、位置の移動・新たな発生等
	噴気・噴煙の量の増減、山麓での降灰・大きな噴石現象の有無
	噴気・噴煙の色・臭気・温度・昇華物等の異常
○湧泉の異常	新しい湧泉の発見
	既存湧泉の枯渇
	湧泉の量・成分・臭気・濁度の異常等
○顕著な地温の上昇	新しい地熱地帯の発見
	地熱による草木の立ち枯れ等
	動物の挙動異常
○湖沼・河川の異常	水量・濁度・臭い・色・温度の異常
	軽石・死魚の浮上
	気泡の発生
○有感地震の発生及び群発	山頂付近での有感地震及び揺れ
○鳴動の発生	山鳴り、火山雷の頻発
○その他	通報を要すると判断される上記以外の異常な現象

ウ 異常現象の調査と速報

市町、警察及び消防は、登山者等からの通報後、直ちに現場を確認し、次の内容をそれぞれの通報体制にしたがって速報する。

盛岡地方気象台から連絡を受けた仙台管区気象台は、必要に応じて火山機動観測班を派遣し、現地調査を行う。

【速報の内容】

- 発生の事実（発生又は確認時刻、異常現象の状況、通報者等）
- 発生場所（どの火口で確認されたか）
- 発生による影響（住民、登山者、動植物、施設等への影響）

4 避難のための事前対策

(1) 噴火警戒レベルと避難指示等の発令基準

市町は、気象庁から噴火警戒レベルが発表され、噴火により被害が発生又は切迫している状態にあり、人の生命又は身体を災害から保護する必要がある場合の、警戒区域の設定による立入規制や避難指示等発令のための目安を以下のとおり定める。

なお、市町長は、警戒区域（立入規制区域）の設定や避難指示等の発令等を行うにあたって、必要に応じて、県に助言を求める。

県は、必要に応じて検討会を開催し、検討会から火山活動の状況等に関する学術的助言を受け、市町長に対して設定や発令等について助言する。

ア 立入規制（災対法第 63 条）の基準

市町長は、噴火警戒レベルに合わせて警戒区域（立入規制区域）を設定し、住民、登山者等を区域内から退去するよう命じることができる。

イ 高齢者等避難の発令の基準

市町長は、噴火警戒レベル4（高齢者等避難）が発表されるなど、居住地域に被害を及ぼす噴火が発生することが予想される（可能性が高まってきている）場合、「高齢者等避難」を、規制区域内にある避難対象区域に発令する。

また、多くの住民等が避難を希望する場合等に、住民の安全確保のため必要と判断した地域にも発令する。

ウ 避難指示等発令（災対法第60条）の基準

市町長は、噴火警戒レベル5（避難）が発表されるなど、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生又は切迫している状態にあり、人の生命又は身体を災害から保護する必要がある場合、「避難指示」を、規制区域内にある避難対象区域に発令する。

また、多くの住民等が自主的に避難した場合等に、住民の安全確保のため必要と判断した地域にも発令する。

(2) 避難時の関係機関の役割

県、市町及び関係機関の、避難時における役割は次のとおりであり、それぞれ必要な体制、資機材等を整備する。

表 2-7 住民及び登山者等の避難における関係機関の役割

機関	役割
県	○知事は、災害の発生により市町がその全部、又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立ち退きの指示等に関する措置の全部、又は一部を当該市町長に代わって実施する。 ○市町を通じて要配慮者の被災状況、避難状況等を把握する。 ○関係部局と連携し、要配慮者が保健医療や福祉サービスが受けられるよう、市町を支援する。 ○市町の行う関係機関・団体との連携を支援し、社会福祉施設等への要配慮者の入所の調整を行う。 ○居宅に取り残された避難行動要支援者の安否確認、救助活動を実施する。 ○避難行動要支援者の搬送体制（搬送手段）を確保する。 ○語学ボランティアの協力による外国人の避難誘導を行う。 ○外国人への情報提供（提供情報の多言語対応）を行う。

機関	役割
市町 ・盛岡市 ・八幡平市 ・滝沢市 ・雫石町	○火山現象により災害が発生、又は発生する恐れがある場合において、住民及び登山者等の生命、身体を災害から保護するとともに、その他の災害の拡大を防止するため、必要があると認めるときは、市町長は、地元警察署長と連絡の上、住民及び登山者等に対して、避難のための立退きの指示等を行う。また、必要に応じて、避難のための立退き先を定めて指示等を行う。この場合、市町長は速やかに県に報告する。 ○火山災害が発生、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命、又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、市町長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限、もしくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。 ○避難の指示等を発令した場合、地元警察署、消防本部等の協力を得て、指定避難所に誘導する。この場合、市町は避難所に職員を派遣するか、又は避難所の管理責任者と連絡を密にして避難所開設を円滑に行い、その適正な運営を図る。 ○避難経路については、事前に検討し、危険箇所には標示等をするほか、要所に誘導員を配置するなど、事故防止に努める。 ○避難所を開設したときは、速やかに関係機関に連絡するとともに、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等について県に報告する。 ○避難所を開設した場合は、管理責任者を置く。管理責任者は、避難者数・被害状況・災害時要援護者の状況・必要物資などを速やかに把握し、関係機関との連絡に努める。 ○自宅や避難所で生活している高齢者や障がい者等に対し、状況に応じ、医療や介護など必要なサービスを提供するため、予め社会福祉施設等を福祉避難所として指定する。 ○指定した福祉避難所の所在地等については、県に報告する。 ○福祉避難所を開設したときは、速やかに関係機関に連絡するとともに、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等について県に報告する。 ○要配慮者に対する避難行動要支援者名簿に基づく、速やかな安否確認を実施する。 ○居宅に取り残された避難行動要支援者の安否確認、救助活動を実施する。 ○地域住民や民生委員・児童委員等の協力による要配慮者の避難所への速やかな避難誘導を行う。 ○聴覚障がいや視覚障がい、外国人に対応した情報伝達手段を確保する。 ○避難行動要支援者の搬送体制（搬送手段）を確保する。 ○語学ボランティアの協力による外国人の避難誘導、安否確認を行う。 ○外国人への情報提供（提供情報の多言語対応）を行う。 ○火山現象により災害が発生、又は発生する恐れがある場合において、「岩手山モバイル登山システム」で届出を行っている登山者情報を関係機関で共有し、避難状況の確認を行う。
岩手県警察本部	○危険が切迫した場合において、市町長が避難の指示を行うことができないと認めるとき、又は市町長から要求のあったときは、警察官が居住者等に避難の指示を行う。この場合、警察官は直ちに市町長に通知する。 ○避難の指示等が出された場合には、市町に協力し、予め指定された避難所等へ避難誘導する。 ○避難路等の要所に誘導員を配置するなど避難誘導にあたる。また、夜間の場合は、照明資材を活用して安全な誘導に努める。 ○避難の指示等に従わない者については、極力説得して避難するよう指導する。 ○避難行動要支援者を把握し、自治体等や地域住民と連携した安否確認・救助活動を実施する。 ○火山現象により災害が発生、又は発生する恐れがある場合において、登山計画書（届）を速やかに回収するとともに、登山者情報を関係機関で共有し、避難状況の確認を行う。
盛岡地区広域消防組合消防本部	○危険が切迫した場合において、市町長が避難の指示をすることができないと認めるとき、又は市町長から要求のあったときは、消防職員が居住者等に避難の指示を行う。この場合、消防職員は直ちに市町長に通知する。 ○避難の指示等に従わない者については、極力説得して避難するよう指導する。 ○避難行動要支援者を把握し、自治体等や地域住民と連携した安否確認・救助活動を実施する。 ○避難指示等が発令された地域及び避難場所の出火を防止するため、巡回警戒及び火災予防広報を実施する。

(3) 指定緊急避難場所の指定

市町は、火山現象の影響を受けない所で、かつ、住民及び登山者等が短時間で避難が可能な場所を指定緊急避難場所に指定する。

なお、登山口から山頂までの間には指定緊急避難場所がないことから、県、市町及び関係機関は、火山防災協議会の場を活用して退避壕及び退避舎等の必要性等、避難施設の整備等について検討する。

また、県及び市町は、噴火の際の緊急退避について住民及び登山者等に周知するよう努める。

なお、指定緊急避難場所の市町ごとの詳細は、別添【資料編】P. 20～23に掲載。

(4) 指定避難所の指定

市町は、火山ハザードマップを踏まえ、安全な地域に、指定避難所を指定し、地域防災計画に定める。

また、避難対象地域の人口を試算し、施設として収容可能かどうかを確認するとともに、収容できない場合は近隣市町と協議のうえ、すべての避難者が避難できるよう予め定める。

表 2-8 指定避難所 (平成 30 年 4 月 1 日現在)

市 町 名	避難所数	収容人数	備考
盛岡市	13箇所	約 2,200 人	
八幡平市	11箇所	約 8,800 人	
滝沢市	12箇所	約 7,600 人	
雫石町	5箇所	約 3,100 人	
合 計	41箇所	約 21,700 人	

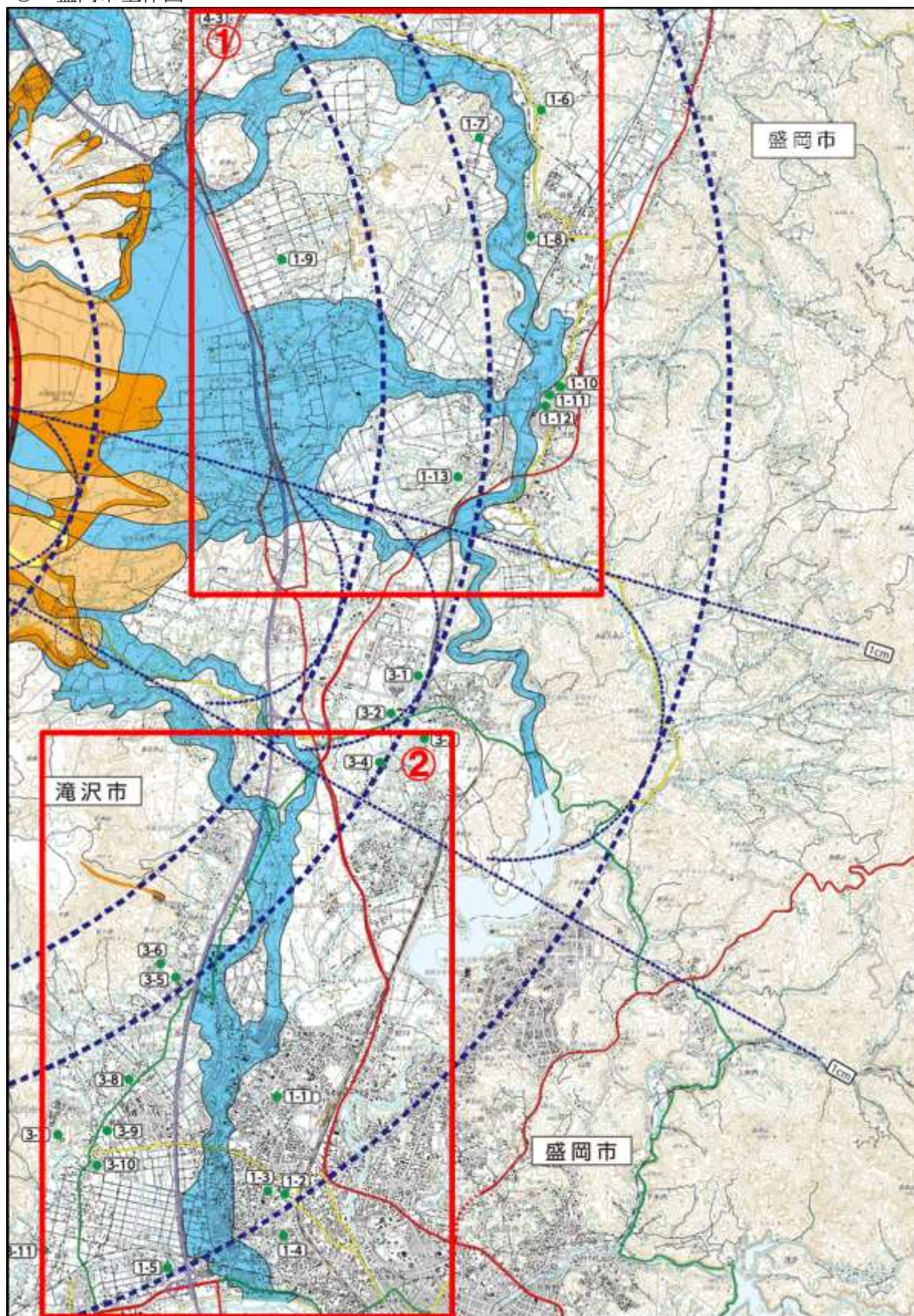
なお、指定避難所の市町ごとの詳細は、別添【資料編】P. 24～27に掲載。

(5) 避難経路の設定

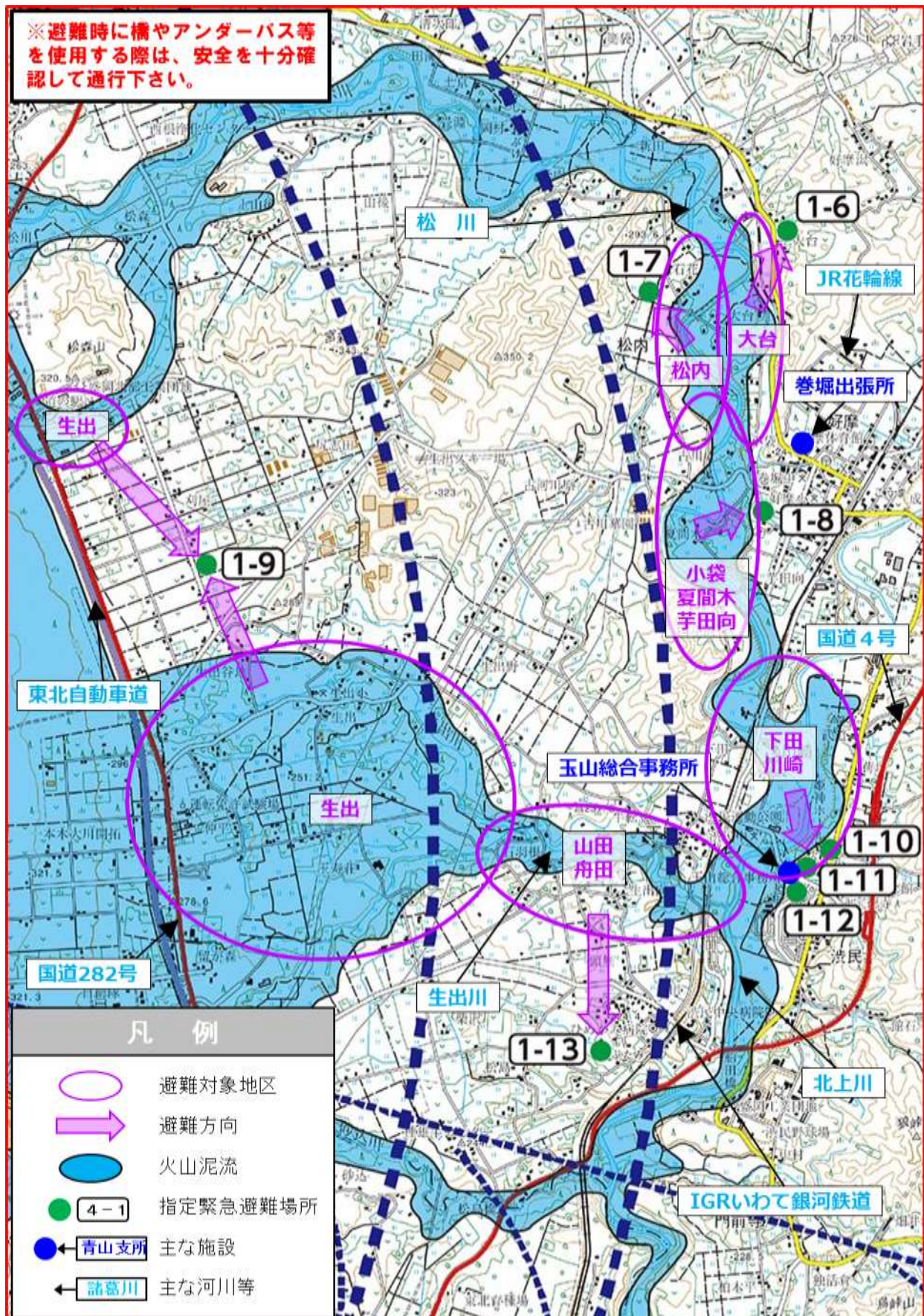
市町は、火山災害時に避難が必要になる地区ごとに避難経路を設定することとし、避難経路は、火砕流・火砕サージや融雪型火山泥流の影響範囲を可能な限り避けるよう設定する。

図 2-4 避難経路（盛岡市）

○ 盛岡市全体図



○ 盛岡市①



○ 盛岡市②

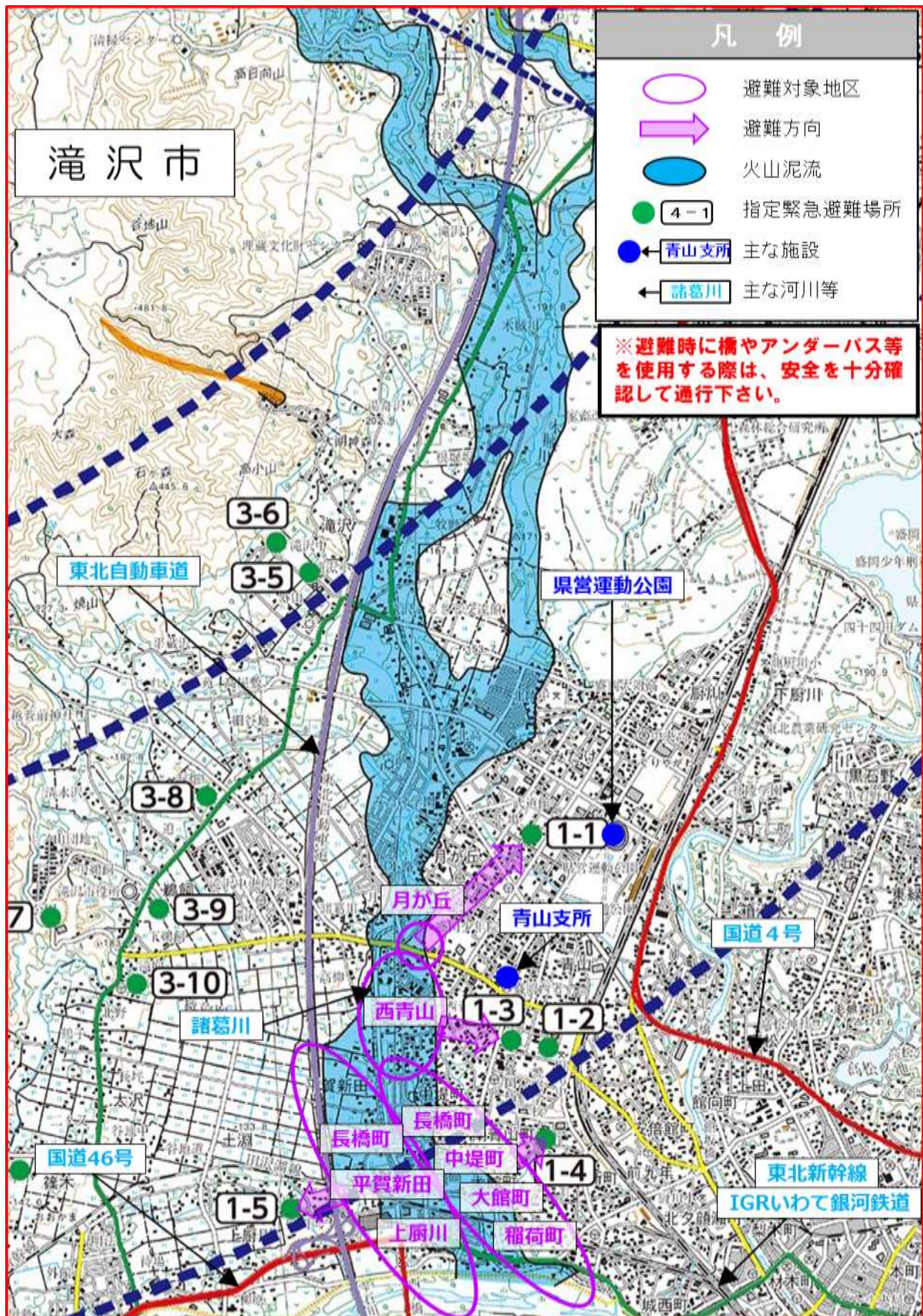
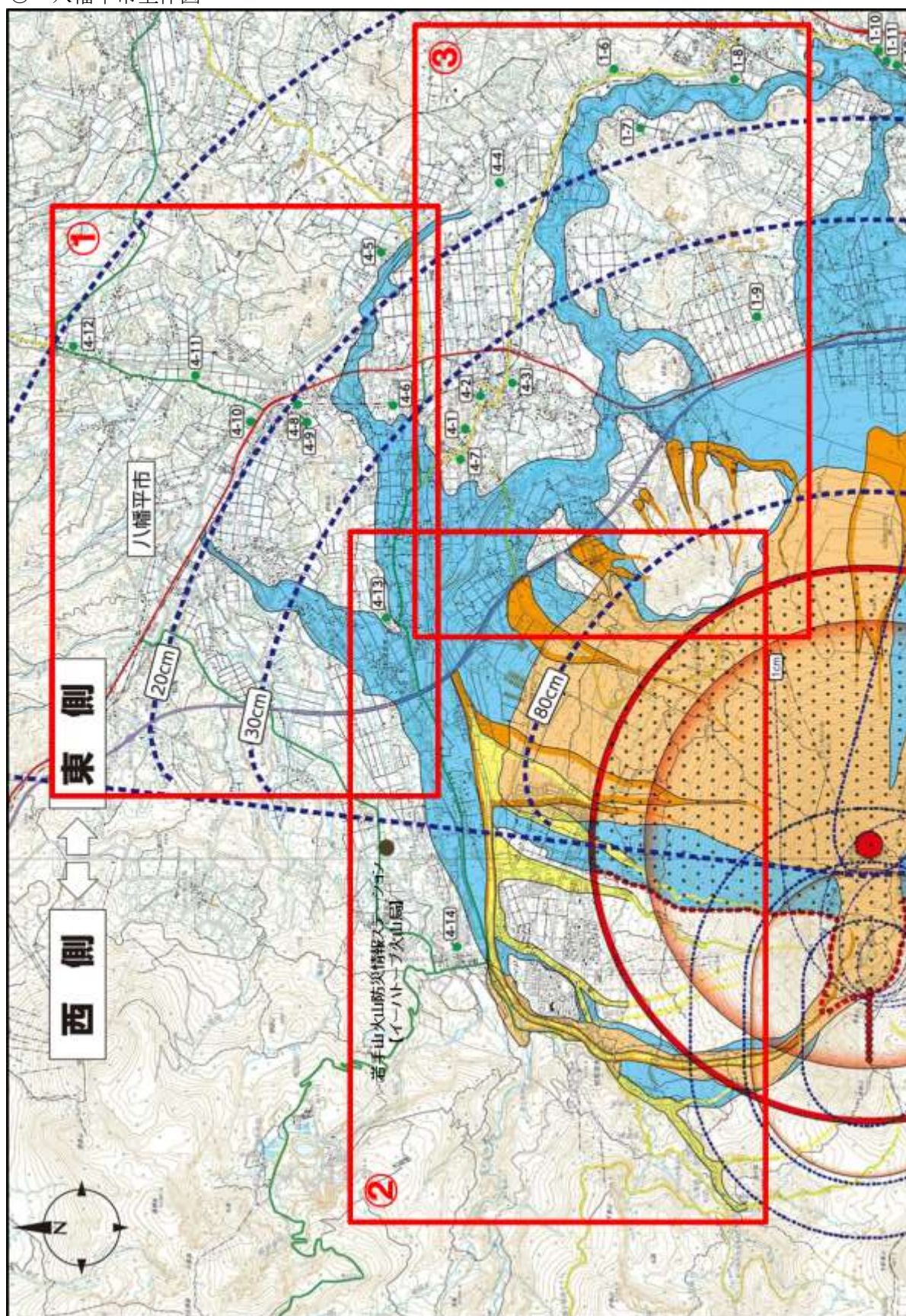
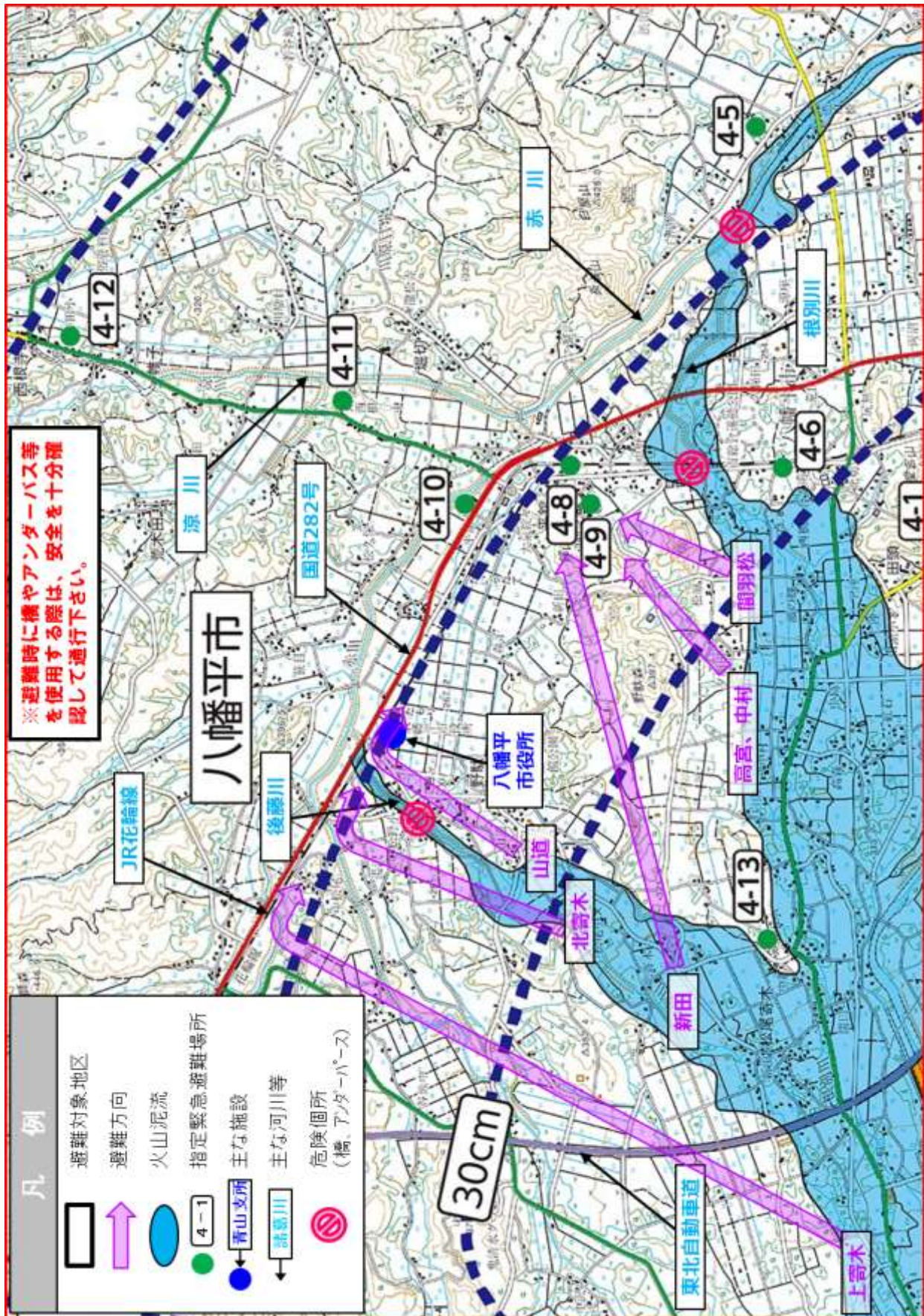


図 2-5 避難経路（八幡平市）

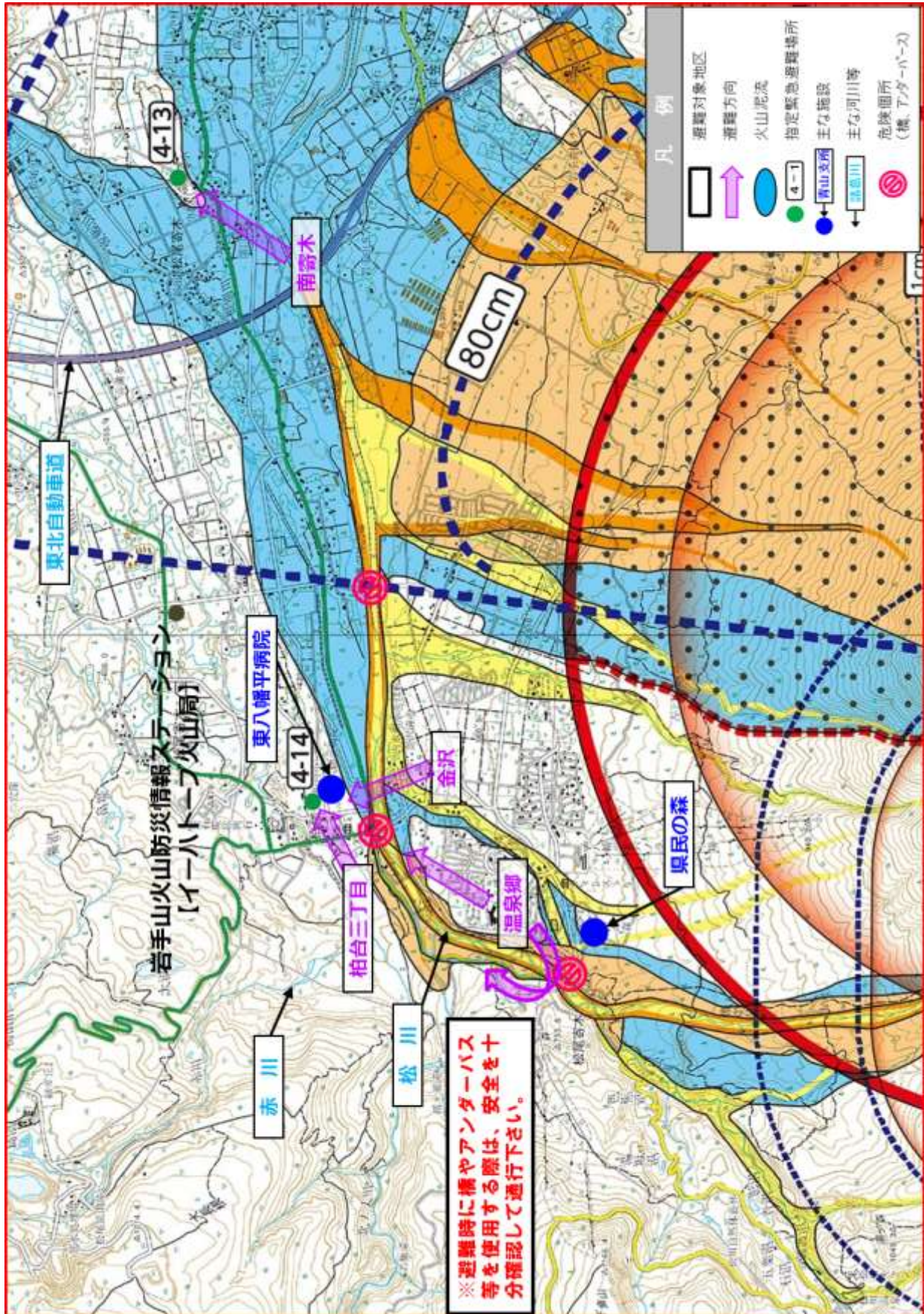
○ 八幡平市全体図



○ 八幡平市①



○ 八幡平市②



○ 八幡平市③

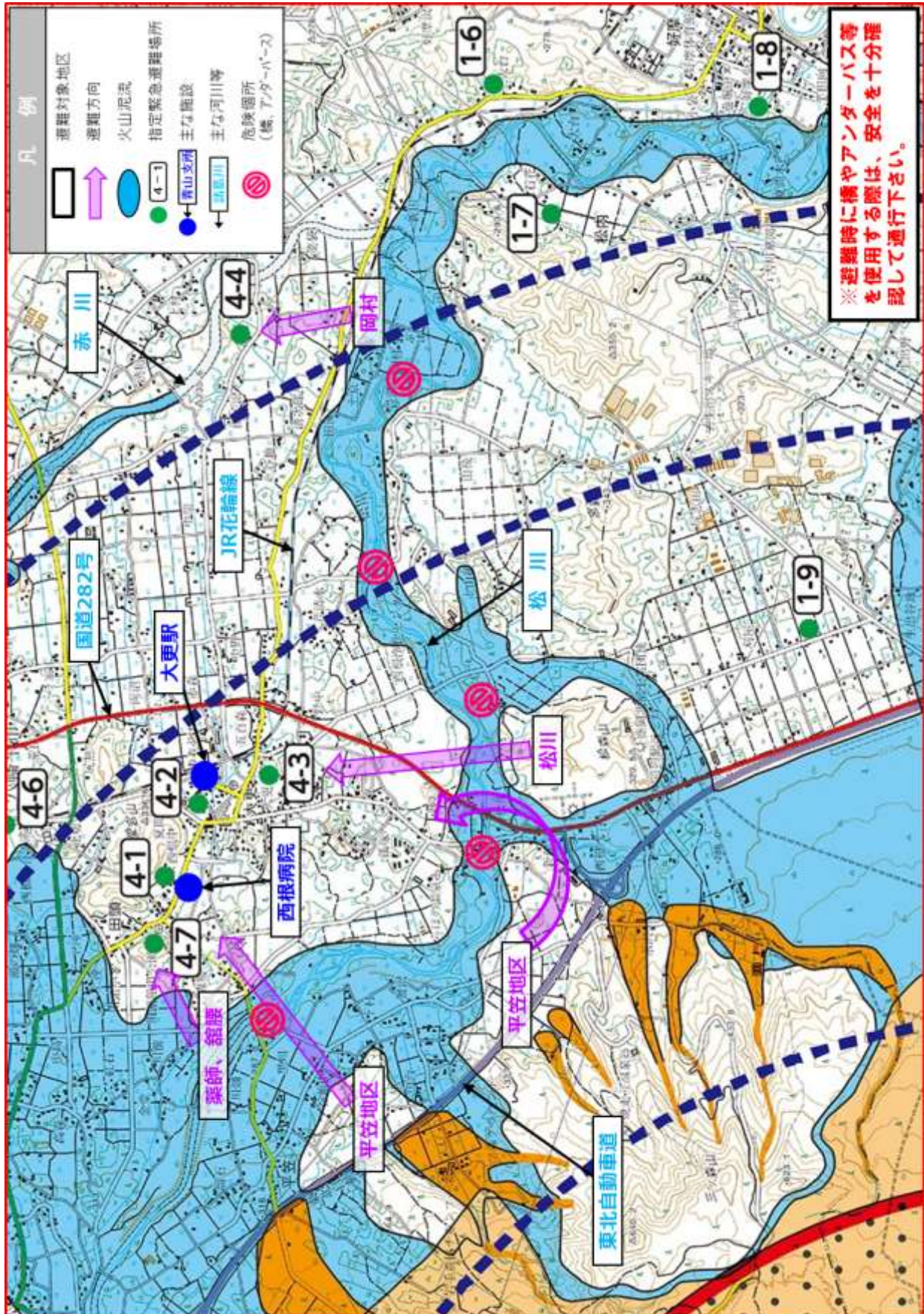
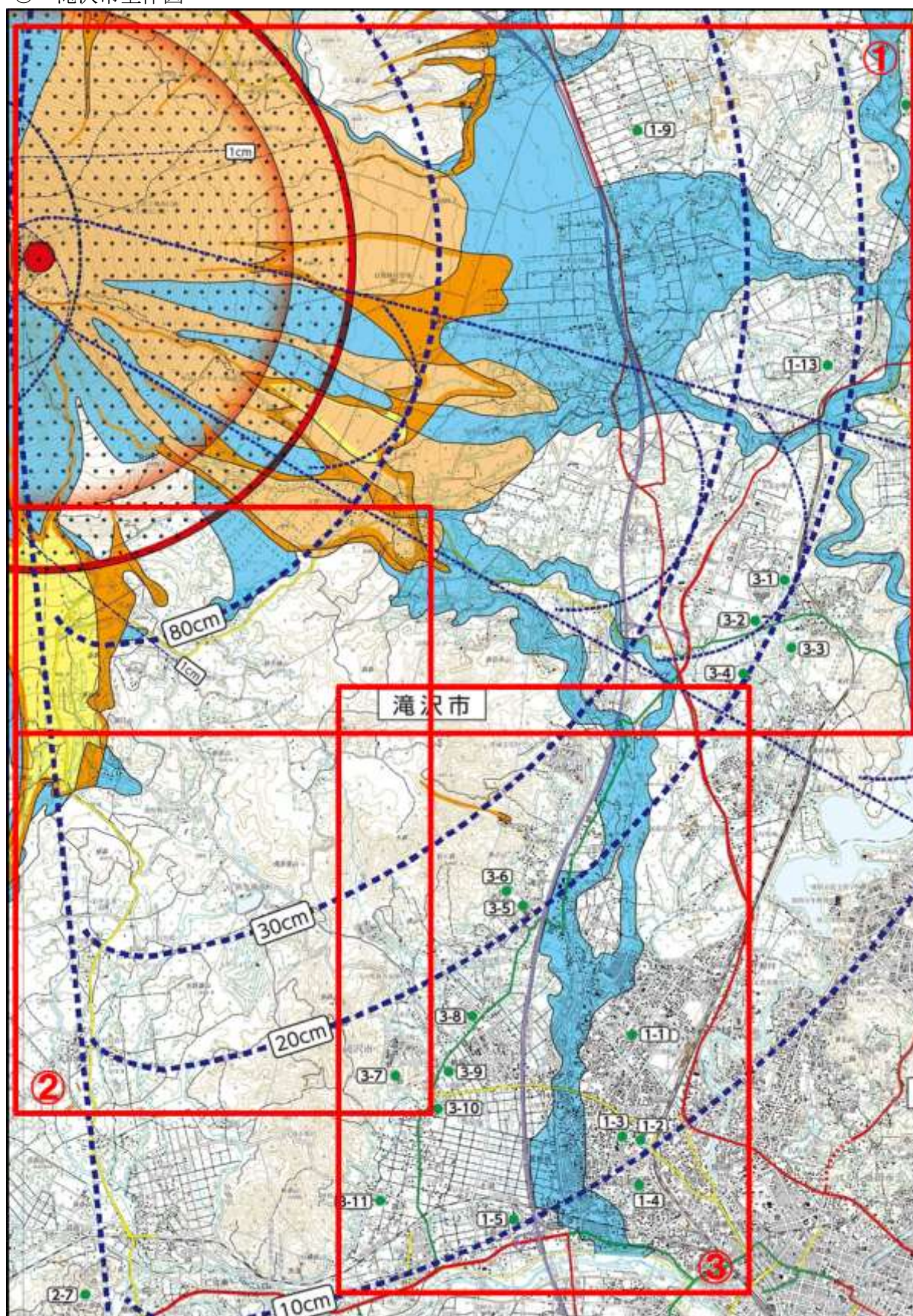
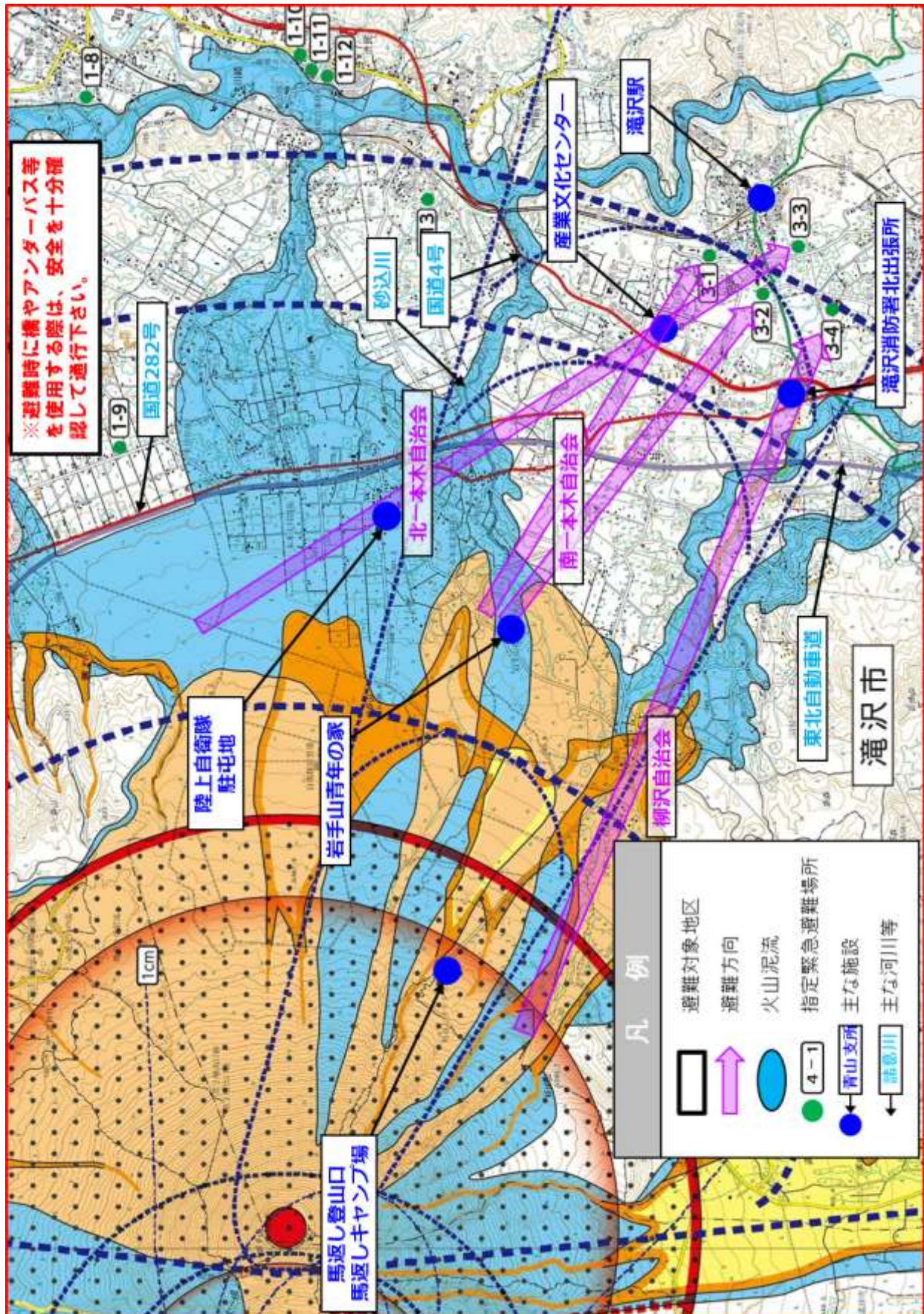


図 2-6 避難経路（滝沢市）

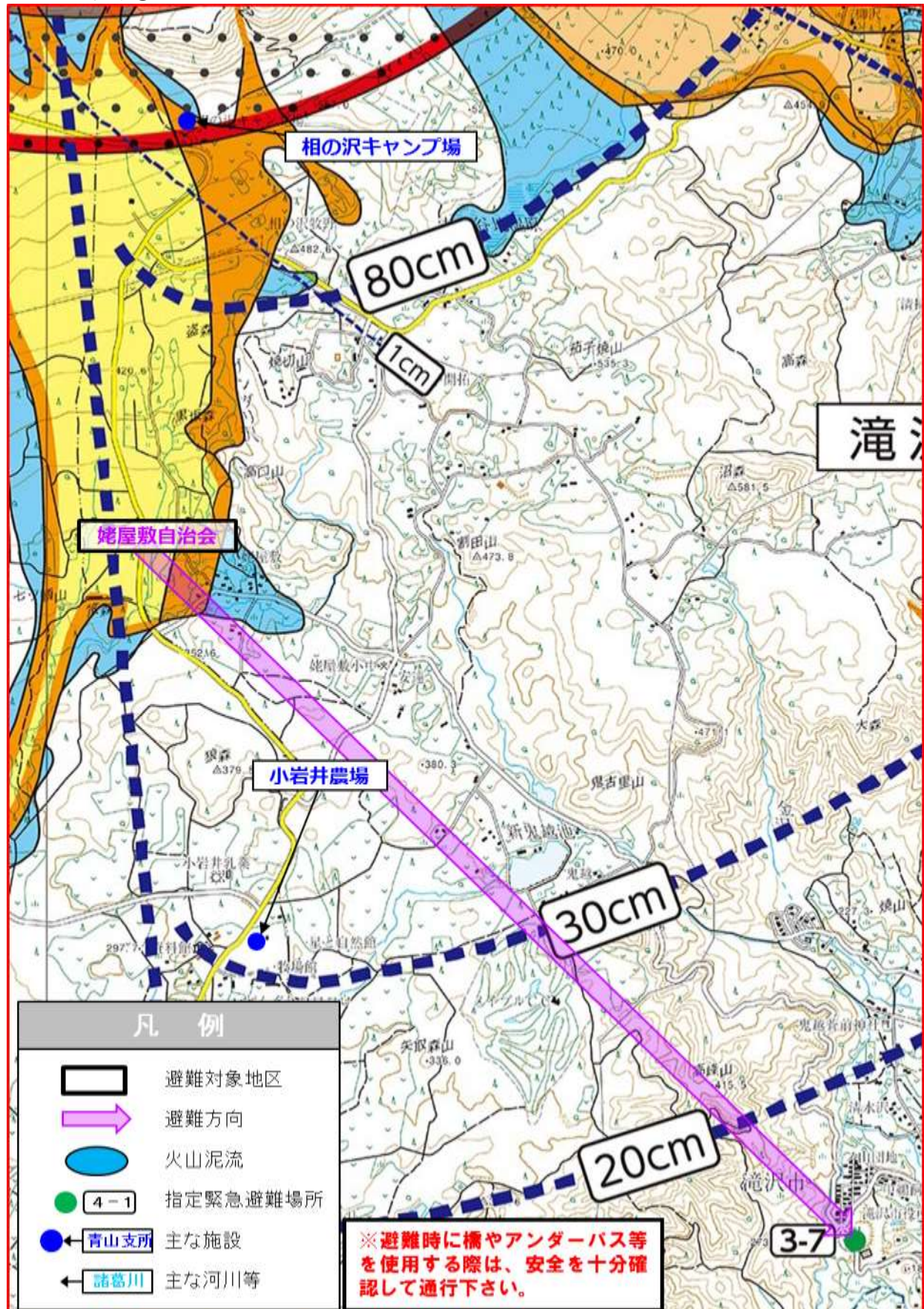
○ 滝沢市全体図



○ 滝沢市①



○ 滝沢市②



○ 滝沢市③

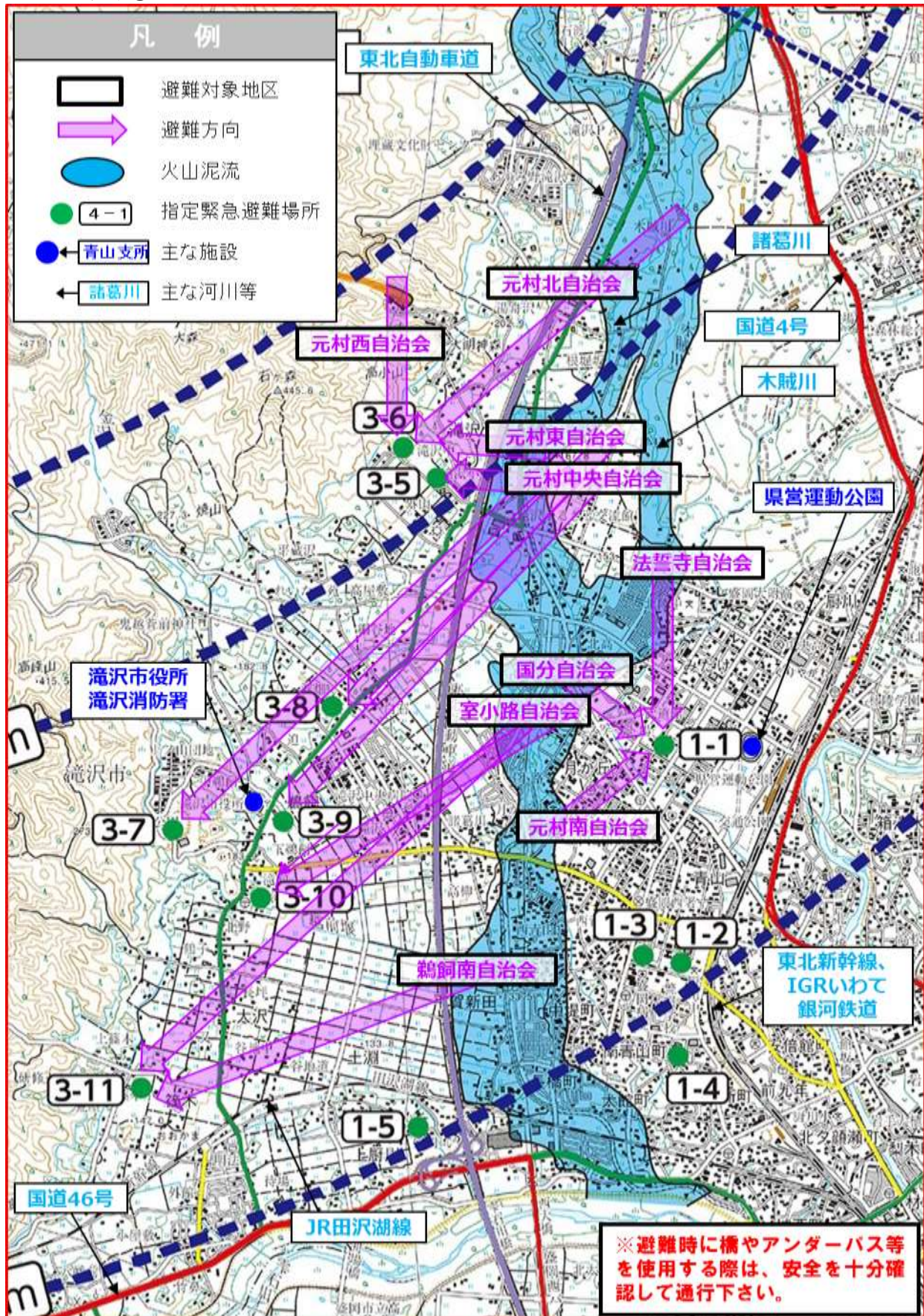
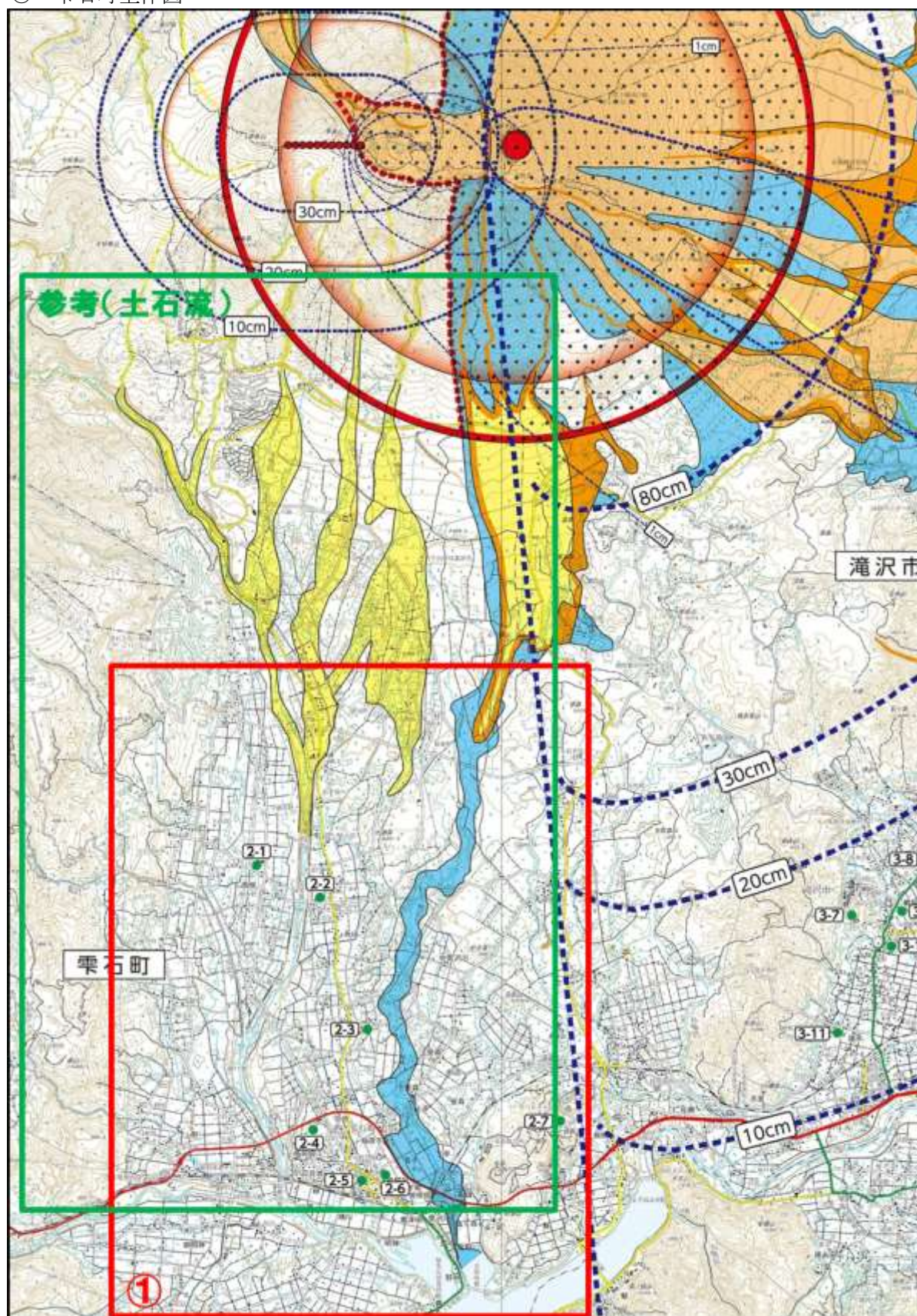
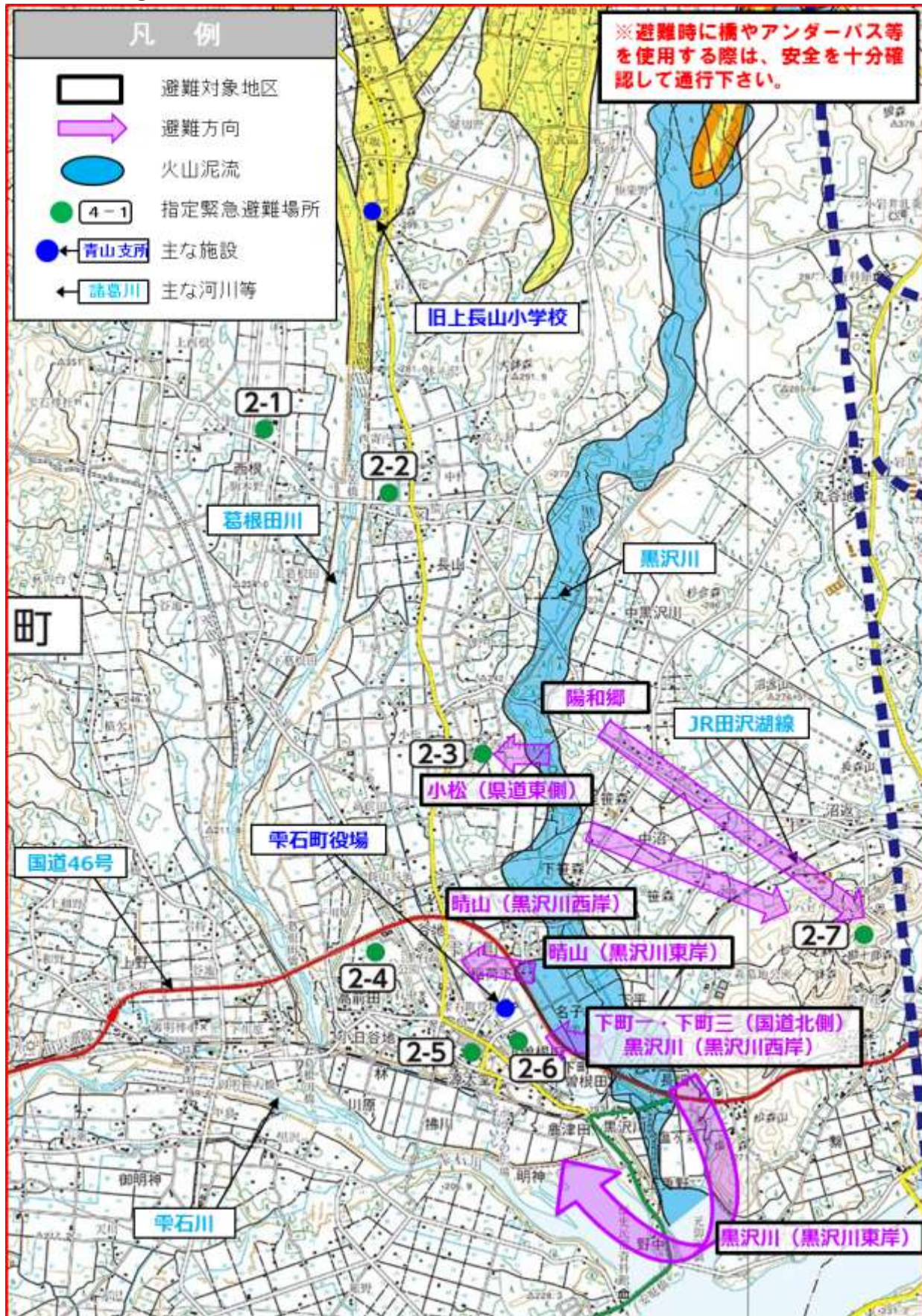


図 2-7 避難経路（雫石町）

○ 雫石町全体図



○ 雫石町①



○ 雫石町（参考：土石流）

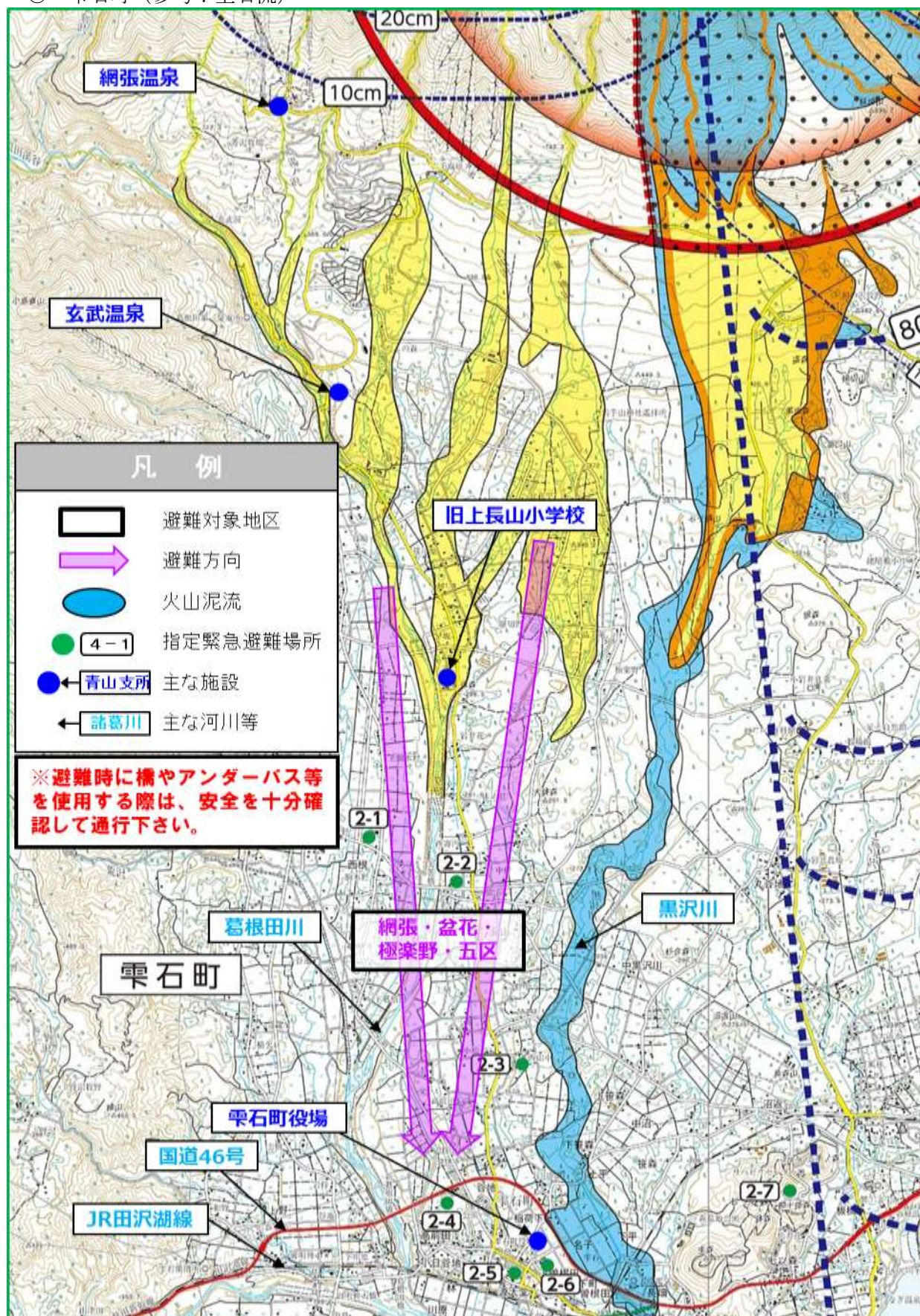


表 2-9 避難場所一覧と留意事項

1 盛岡市

番号	避難場所	対象地区名	連絡先
1-1	城北小学校 体育館	月が丘の一部 滝沢市国分・法誓寺・元村南自治会の一部	019-641-0187
1-2	厨川中学校 体育館	西青山の一部	019-647-2253
1-3	青山小学校 体育館	西青山の一部	019-647-0120
1-4	大新小学校 体育館	長橋町・中堤町・大館町・稲荷町の一部	019-647-7531
1-5	土淵小・中学校 体育館	長橋町・平賀新田・上厨川の一部	019-647-4740
1-6	大台地区コミュニティセンター	大台の一部	019-683-2116
1-7	松内地区コミュニティセンター	松内の一部 019-683-2116	019-682-0989
1-8	小袋地区コミュニティセンター	小袋・夏間木・芋田向の一部	019-683-2116
1-9	生出3地区コミュニティセンター	生出の一部	019-683-2116
1-10	渋民公民館【姫神ホール】	下田・川崎の一部	019-683-2354
1-11	渋民小学校 体育館	下田・川崎の一部	019-683-2254
1-12	玉山総合福祉センター	下田・川崎の一部	019-683-2743
1-13	舟田2地区コミュニティセンター	山田・舟田の一部	019-683-2116

2 雫石町

番号	避難場所	対象地区名	連絡先
2-1	旧西根小学校	019-692-6417	019-693-2824
2-2	西山公民館		019-693-3321
2-3	西山小学校	小松(県道東側)	019-692-2224
2-4	町営体育館	網張、盆花、極楽野、五区、晴山(黒沢川西岸)	019-692-5030
2-5	雫石小学校	黒沢川(黒沢川東岸)	019-692-2203
2-6	中央公民館	下町一(国道北側)、下町三(国道北側)、黒沢川(黒沢川西岸)	019-692-4181
2-7	七ツ森小学校	陽和郷、晴山(黒沢川東岸)	019-692-0571

3 滝沢市

番号	避難場所	対象地区名	連絡先
3-1	東部体育館	南一本木自治会の一部	019-688-4872
3-2	滝沢第二中学校	南一本木自治会の一部	019-688-4907
3-3	滝沢東小学校	北一本木自治会の一部	019-688-6602
3-4	滝沢第二小学校	柳沢自治会の一部	019-688-4002
3-5	滝沢小学校	元村中央自治会の一部	019-687-2314
3-6	滝沢中学校	元村北・元村東・元村西自治会の一部	019-684-1771
3-7	滝沢総合公園体育館	姥屋敷・元村中央自治会の一部	019-687-3311
3-8	鶴飼小学校	元村中央自治会の一部	019-687-2004
3-9	ビッグルーフ滝沢	元村中央自治会の一部	019-656-7811
3-10	滝沢南中学校	室小路自治会の一部	019-687-2021
3-11	篠木小学校	室小路・鶴飼南自治会の一部	019-687-2064

4 八幡平市

番号	避難場所	対象地区名	連絡先
4-1	西根中学校	上平笠、中平笠、下平笠、南平笠	0195-76-3530
4-2	大更コミュニティセンター		0195-76-4069
4-3	大更小学校	松川	0195-76-2239
4-4	旧東大更小学校	岡村	0195-74-2111
4-5	旧渋川小学校		0195-74-2111
4-6	西根地区市民センター		0195-76-2111
4-7	田頭コミュニティセンター	薬師、館腰	0195-76-2521
4-8	平館コミュニティセンター	新田	0195-74-2040
4-9	平館高校	高宮、中村、間羽松、館腰の一部	0195-74-2610
4-10	平館小学校	上寄木、南寄木の一部	0195-74-2216
4-11	西根第一中学校	北寄木、山道	0195-74-2514
4-12	寺田小学校	八幡平温泉郷の一部 金沢の一部	0195-77-2323
4-13	寄木小学校	南寄木	0195-76-3498
4-14	柏台小学校	八幡平温泉郷、金沢、柏台三丁目	0195-78-2003

5 避難の際の留意事項

【避難の際の留意事項】

噴火が発生した場合、その影響により河川の氾濫が想定されることから、橋梁やアンダーパス等の使用には十分注意するとともに、危険な場合は反対方向へ避難すること。

(6) 避難手段の確保

県及び市町は、広域一時滞在による集団避難を行う場合は、バス等の避難手段を確保する。
市町は、噴火が切迫している場合など必要に応じて、県を通じて自衛隊のヘリコプターや車両による輸送を依頼する。

県は、集団避難に必要な場合、ＪＲやＩＧＲ等の活用についても検討し、調整を行う。

国土交通省は、適切な避難経路確保に向けた資機材等の準備を行うと共に、関係機関の要請など必要に応じて、緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）等の派遣に関する調整を行う。

表 2-10 バス（輸送手段）保有機関一覧 (令和6年3月31日現在)

所管	所在地	連絡先	保有台数	備考
岩手県バス協会	盛岡市肴町 4-5	019-651-0680	—	
岩手県交通㈱	盛岡市盛岡駅前通 3-55	019-654-2141	29 台	
岩手県北自動車㈱	盛岡市厨川一丁目 17-18	019-641-7711	44 台	
ＪＲバス東北㈱盛岡支店	盛岡市盛岡駅前通 1-41	0570-000448	4 台	
合 計			77 台	

※ 保有台数は、一般貸切車両数であること。

5 救出救助体制の構築

県、市町及び関係機関は、火山災害時には、局地的に多数の救出救助を必要とする事象が発生することから、対応の遅れが避難行動や救出活動を困難にする事態に発展しかねないため、万全の初動体制を確立し、協力体制を確保した上で、迅速かつ的確な救出救助体制を構築する。

(1) 救出救助に関する関係機関の役割

救出救助における関係機関の役割は、次のとおりである。

表 2-11 住民及び登山者等の救出救助における関係機関の役割

機関	役割
県	○効率的な救出救助活動が展開されるよう、関係機関との調整を行い、噴火時の火山現象や天候等の状況に応じて、発災後速やかに活動基準を作成し、救助部隊間で基準を共有する。 ○県の防災ヘリコプターによる情報収集や救助活動を行う。 ○救急・救助の初動体制を確立し、県内の災害派遣医療チーム（DMAT）や災害派遣精神医療チーム（DPAT）、医療機関及び関係機関との密接な連携の下に、迅速かつ適切な医療活動を行う。 ○市町から応援を求められた場合に、以下の対応を行う。 ・他の市町村長に対し応援を指示 ・自衛隊に対し、派遣を要請 ・緊急消防援助隊、他の都道府県、消防機関等所有のヘリコプターの派遣等の要請
市町 ・盛岡市 ・八幡平市 ・滝沢市 ・雫石町	○119 番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報などを総合し、被害の状況を把握して初動体制を整える。 ○災害後、多発すると予想される救急・救助要請に対して、予め定めた救急・救助計画に基づき組織的な対策をとる。 ○家屋の圧壊、土砂崩れ等により、通常の救助用資機材では対応困難な被害が生じた時は、民間の建設業者等の協力を得て迅速な救助活動を行う。 ○孤立化した地域における救助、救出、物資補給等のために、ヘリコプターの出動が必要と認めた場合は、県に出動を要請する。
岩手県 警察本部	○救出救助は、他の活動に優先して行う。 ○救出した負傷者は、応急措置を施した後、応急救護所や医療機関に引継ぐ。 ○救出救助活動は、保有する資機材を有効に活用する。 ○関係機関と積極的に協力し、負傷者等の救急・救助活動を実施する。 ○噴火により住民の避難経路が閉ざされた場合は、市町長の要請を受け、ヘリコプターを出動する。
盛岡地区 広域消防 組合消防 本部	○消防長は、災害の状況を市町長及び知事に対して報告するとともに、応援要請等の手続きに遅れののないよう努める。 ○災害に対応した救急・救助資機材を活用して、組織的な救出救助活動を行う。 ○救急・救助活動にあたっては、現地の行政機関、医療機関等と連携し、高度救急資機材を有効に活用して、傷病者の救護にあたる。
自衛隊	○噴火等の災害が発生、又は発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認められたときは、知事からの要請を受け、災害派遣を行う。
医療機関	○災害現場では必要に応じて応急救護所を設置し、医療機関、自主防災組織、医療ボランティア等と協力し、傷病者に対するトリアージ、応急手当を行う。 ○応急救護所ではトリアージの結果によって、傷病者の傷病程度に応じ必要な応急手当を行い後方医療機関に搬送する。搬送先の医療機関が施設・設備の被害、ライフラインの途絶等により、治療困難な場合も考えられるため、各医療機関の応需状況を早期に情報収集し、救護班、救急隊に対して情報伝達する。 ○救急・救助活動は、緊急性の高い傷病者を優先とし、その他の傷病者は出来る限り自主的な処置を行わせるとともに、防災機関との連携の上、実施する。

(2) 救助資機材等の確保

警察、消防、自衛隊は、救助活動等に必要となる資機材の確保・配備に努める。
 なお、火山噴火に係る主な救助資機材等は、以下のとおりである。

- | | |
|--------------|-------------------|
| ○ 火山性ガス検知器 | ○ 防毒マスク |
| ○ 軽量救助担架 | ○ スコップ（大・小） |
| ○ ゾンデ棒（プローブ） | ○ スパッツ（ゲイター）／ストック |
| ○ バックパック | ○ ドローン（無人ヘリ） |
| ○ ヘルメット | ○ ゴーグル |
| ○ デジタル温度計 | ○ 耐熱、耐衝撃性の高いグローブ |

(3) 医療・救護体制の確立

県は、火山災害等により多数の傷病者が発生した場合、救急告示施設及び災害拠点病院と連携し、医療・救護体制を確立する。

岩手山周辺の救急告示施設及び災害拠点病院については、次のとおりである。

表 2-12 救急告示施設及び災害拠点病院 (令和4年10月1日現在)

所在地	病院名	住 所	連絡先	病床数	救急	地域	基幹
盛岡市	県立中央病院	上田 1-4-1	653-1151	685	○	○	
盛岡市	盛岡市立病院	本宮 5-15-1	635-0101	268	○		
盛岡市	盛岡赤十字病院	三本柳 6-1-1	637-3111	398	○		○
盛岡市	遠山病院	下ノ橋町 6-14	651-2111	70	○		
盛岡市	栃内病院	西仙北 1-15-7	681-3575	90	○		
盛岡市	高松病院	舘向町 4-8	624-2250	95	○		
盛岡市	内丸病院	本町通 1-12-7	654-5331	90	○		
盛岡市	荻野病院	本宮 1-6-12	636-0317	58	○		
盛岡市	盛岡つなぎ温泉病院	繋字尾入野 64-9	689-2101	170	○		
盛岡市	川久保病院	津志田 26-30-1	635-1305	120	○		
盛岡市	盛岡友愛病院	永井 12-10	638-2222	386	○		
盛岡市	八角病院	好摩字夏間木 70-190	682-0201	50	○		
盛岡市	松園第二病院	西松園 3-22-3	662-0100	89	○		
矢巾町	岩手医科大学付属 病院	医大通二丁目1番 1号	613-7111	1,000	○		○
八幡平市	八幡平市立病院	大更 25-328-1	0195-76-3111	60	○		
八幡平市	東八幡平病院	柏台 2-8-2	0195-78-2511	150	○		
滝沢市	栃内第二病院	大釜吉水 103-1	684-1111	144	○		
滝沢市	滝沢中央病院	鵜飼笹森 42-2	684-1151	86	○		
雫石町	鶯宿温泉病院	大字南畑 32-265	695-2321	88	○		

※ 救急：救急告示施設、地域：地域災害拠点病院、基幹：基幹災害拠点病院

(4) 自衛隊の災害派遣要請・受入れ

県及び市町は、火山噴火時の救出・救助活動等について自衛隊に災害派遣要請を行うにあたり、予め以下の事項について定める。

ア 自衛隊災害派遣要請計画（噴火警戒レベル2～5）

(7) 方針

県は、市町からの要請を受け、自衛隊に災害派遣を要請する。

(イ) 指針

県及び市町は、自衛隊の災害派遣要請に関する計画（自衛隊災害派遣要請計画）について、以下の点に留意して、予め策定する。

- a 災害派遣要請前における連絡体制（特に、自衛隊より自主派遣される連絡班等の連絡要員との連携、情報共有）
- b 災害派遣の内容及びその要請のタイミング

イ 自衛隊の受入れ体制整備計画（噴火警戒レベル2～5）

(ア) 方針

県及び市町は、自衛隊との連携や受入れの体制を整備する。

(イ) 指針

- a 県及び市町は、自衛隊の派遣計画に基づき、特に以下のような場所について、予め確認や調整を図る。
 - (a) 大規模災害発生時における他県からの増援部隊の集結拠点
 - (b) 岩手駐屯地避難時における代替活動拠点
 - (c) 航空機の駐機場所
- b 県及び市町は、災害対策本部の設置計画において、自衛隊との連携や情報共有化が円滑に行えるよう、自衛隊の連絡班用の拠点となるスペースの確保についても検討する。

6 避難促進施設

(1) 避難促進施設の指定

市町は、協議会での協議を踏まえて、避難確保計画を作成すべき集客施設等を避難促進施設として地域防災計画に指定する。

避難促進施設の指定にあたっては、以下の条件を参考とするとともに、火口からの距離、影響する火山現象、利用者数、施設の規模、その他地域の実情等を考慮し、当該施設の所有者等と十分に調整を行うものとする。

ア 火口近くに位置する施設

火口近くに位置する施設※は、突発的な噴火が発生した場合、市町からの避難指示等の具体的な防災対応の指示が、噴火後、現場に届くまでにはしばらく時間がかかることから、自らの判断で速やかに防災対応を開始する必要がある。

また、突発的な噴火の場合、水蒸気噴火等は前兆現象が捉えにくく、かつ、比較的小規模な噴火であることが多いことから、このような噴火に伴う大きな噴石の飛散で、過去にもたびたび人的被害が発生しており、以上のようなケースを想定した「避難確保計画」を作成しておく必要がある。

※ 火口近くに位置する施設は、敷地の一部が大きな噴石の影響範囲にかかる「八幡平リゾートパノラマスキー場」、「網張温泉スキー場」及び「岩手高原スノーパーク」を想定。

イ 利用者が多い大規模な施設

利用者数が多い大規模な施設では、マグマ噴火等の居住地域へ影響が及ぶ比較的大規模な噴火が発生した場合、避難にあたり混乱が生じることのないよう、施設内の利用者に対する情報伝達や円滑な避難誘導を行うことが必要となる。このようなケースを想定した「避難確保計画」を作成しておく必要がある。

(2) 避難確保計画作成の支援

市町は、避難促進施設の所有者等に対して必要な助言や情報提供を行うとともに、「避難確保計画」の作成を支援し、所有者等から報告を受けた際に取組みが不十分な場合には助言・指示を行うことで、避難確保計画を実効性の高いものとする。

市町は、避難確保計画が地域防災計画と整合のとれた計画となるよう、計画作成の段階から施設と十分な連携・協力体制を構築する。

市町は、実際に噴火時等の防災対応を行う際には、立入規制範囲外への避難のタイミングや避難誘導等について施設と十分に連携をとり、適切に情報を伝達するとともに、迅速に情報を共有するため、施設との情報伝達ルートや具体的な情報伝達手段、連絡先を予め確認し定めておく。

表 2-13 避難確保計画に掲載すべき項目

避難確保計画の章構成案	
1 計画の目的	
2 施設の位置	
3 避難確保計画の対象とすべき人数及び範囲	
4 防災体制	
5 情報伝達及び避難誘導	
5.1 噴火警戒レベルの引上げ等が無く立入規制等が無い中で、突発的に噴火した場合	(1) 情報収集・伝達 (2) 避難誘導対応
5.2 噴火警戒レベルの引上げ等に対応した立入規制等により、避難が必要となった場合	(1) 情報収集・伝達 (2) 避難誘導対応
5.3 噴火警戒レベルの引上げ等があっても立入規制の範囲外で、避難を必要としない場合、又は火山の状況に関する解説情報（臨時）等が発表された場合	(1) 情報収集・伝達
6 資器材の配備等	
7 防災教育及び訓練の実施、日頃からの火山活動の観察	

7 防災啓発

県、市町及び関係機関は自らの防災力の向上を図るとともに、連携してあらゆる機会を通じて防災知識の普及と防災意識の啓発に努めるものとする。

啓発にあたっては、噴火災害は広い地域に被害・影響を与えることから、住民や事業所、登山者・観光客等の自主的、積極的な防災活動が出来るよう、火山防災に関する防災知識の普及や、自主防災思想の普及、徹底を図る。

(1) 住民等への防災啓発

ア 住民等に対する防災知識の普及

県、市町及び関係機関は、住民・登山者・観光客等滞在者の防災に対する意識の高揚を図り、火山災害時において、正しい知識と判断をもって行動できるよう、観光事業者及び防災士その他防災に関する知識を有する者と連携しながら、次の方法等を利用して、防災知識の普及徹底を図る。

なお、防災知識の普及を図る際は、要配慮者に十分配慮し、地域における要配慮者等に対する支援体制の構築に資するよう留意する。

- (ア) 講習会、研修会、講演会、展示会、観光事業者等への説明会の開催
- (イ) インターネット、広報誌の活用
- (ウ) 起震車等による災害の疑似体験
- (エ) 新聞、テレビ、ラジオ等各種報道媒体の活用
- (オ) 火山防災マップ、ハンドブックの防災関係資料等の作成、配付
- (カ) 防災映画、ビデオ等の制作、上映、貸出し
- (キ) 自主防災活動に対する指導

イ 職員に対する教育

県、市町及び関係機関は、職員に対し、災害時における適正な判断力を養成し、円滑な防災活動に資するため、講習会、研修会若しくは検討会等を開催し、又は防災関係資料を配布して、防災教育の普及徹底を図る。県、市町及び関係機関の職員は、配布された防災関係資料に基づき自学研鑽、資質の向上に努める。

防災教育は、次の事項に重点を置いて実施する。

- (ア) 防災対策関連法令
- (イ) 防災対策、防災組織その他防災活動に関する事項
- (ウ) 災害に関する基礎知識
- (エ) 災害を防止するための技術
- (オ) 住民に対する防災知識の普及方法
- (カ) 災害時における業務分担の確認

(2) 登山者・観光客等への防災啓発

県、市町、関係機関及び避難促進施設等は、現地の地理に不案内な登山者・観光客等に対して、パンフレットやチラシの配布、避難誘導看板の設置など、避難対象地区や避難場所、避難路等についての広報を行うよう努める。

ア 登山計画書（届）の提出

登山者は、岩手山に登山をする際は、次のいずれかの方法により届出を行うものとする。

- 登山計画書（届）を各登山口等で登山箱へ投函する。
- 登山計画書（届）を最寄りの警察署等へ提出する。
- 携帯電話等を利用して「岩手山モバイル登山システム」により登録する。

県、市町及び警察等は、火山災害発生時の救助活動を迅速、的確に実施するため、関係機関等と連携し、火山地域での登山を計画する者に対し、登山計画書（届）等の提出等について周知・啓発を図るものとする。

イ 広報活動

県、市町及び气象台等は、登山者・入山者に対して、平常時から岩手山が活火山であることや、火山の状況についての情報提供を行い周知する。

(3) 児童、生徒等に対する教育

県及び市町は、児童、生徒等に対し、防災教育を実施するとともに、教職員、父母等に対し、災害時における避難等の防災に関する心得及び知識の普及を図る。

8 防災訓練

県及び市町は関係機関と連携し、火山活動に伴う各種応急活動を迅速かつ円滑に進めることを目的として、単独又は合同で訓練を実施し、その効果を十分検証する。

訓練の実施にあたっては、要配慮者利用施設、避難行動要支援者等の要配慮者に配慮するほか、突発的な噴火や、登山者・観光客等の対応も想定するよう努める。

訓練により得られる教訓（必要な役割分担、書類、リスト、行動、連携を要する機関等）を精査し本計画、各種マニュアル、要領等に反映させる。

実施する主な個別訓練項目は、次のとおり。

- 通信情報連絡訓練
- 職員非常招集訓練
- 避難指示訓練
- 交通規制訓練
- 上空・地上偵察訓練
- 避難訓練
- 救出・救助訓練
- 医療救護訓練
- 消防訓練
- 水防訓練
- 自衛隊災害派遣要請訓練
- 施設復旧訓練

第3章 災害応急対策

1 災害応急対策における関係機関

表 3-1 火山防災協議会の関係機関の役割

関係機関	気象台	岩手河川国道事務所	陸上自衛隊	岩手県警察本部	盛岡地区広域消防組合消防本部	有識者	国土地理院東北地方測量部	盛岡・岩手北部森林管理署	東北地方環境事務所盛岡管理官事務所	観光協会
情報伝達等	○	○	○	○	○		○	○		○
規制等発令	○	○	○	○	○	○				
避難誘導			○	○	○					○
救助活動	○	○	○	○	○					

情報伝達等	「火山に関する情報の収集と整理」「関係機関との情報共有」「住民及び登山者等への避難に関する情報の周知」「異常現象等の報告」を行うことを指す。
規制等発令	「立入規制及び通行規制の実施」「逃げ遅れた者の有無の確認」「警戒が必要な範囲や規制箇所に関する助言」を行うことを指す。
避難誘導	規制範囲内にいる登山者又は住民等を規制範囲外へ避難させることを指す。
救助活動	「住民及び登山者等の救助活動、医療活動」「活動体制（活動範囲や基準の設定、協力・支援体制等）の確立」を行うことを指す。

2 噴火警戒レベルが事前に引き上げられた場合の避難対応

○ 噴火警戒レベルが順に引き上げられた場合

県、市町及び関係機関は、噴火警戒レベルが順に引き上げられた場合、そのレベルに応じて、立入規制や避難誘導等を行う。

(1) 異常現象の通報又は火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合

県、市町及び関係機関は、異常現象の通報又は火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合、必要な防災対応について協議を行い、対応にあたる。

ア 県及び市町等の体制

県、市町及び関係機関は、異常現象の通報や火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合、情報の収集と共有体制を強化し、必要に応じて協議会を開催する。協議の結果、防災対応が必要と判断した場合、予め定められた防災体制（情報連絡体制など）をとり、立入規制等の防災対応を行う。

市町長は、立入規制等の防災対応を行うにあたり、必要に応じて、県に助言を求める。

県は、必要に応じて検討会を開催し、検討会から火山活動の状況に関する学術的助言を受け、市町長に対して立入規制等の防災対応について助言する。

県、市町及び関係機関は、噴火警戒レベル2に引き上げられた場合や噴火した場合に備え、立入規制や登山者等の避難誘導、救助活動などの防災対応の準備を行う。

県、市町は、必要に応じて、連携して火山の状況等についての住民説明会等を開催する。

る。

なお、立入規制を実施する場合は、噴火警戒レベル2（表3-4）の対応を参照する。

イ 情報収集・伝達

県、市町及び関係機関は、住民や登山者等への情報伝達体制を強化し、異常現象の通報又は火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表されたことを周知徹底する。

また、協議会での協議結果等により、防災対応が必要と判断された場合には、噴火警戒レベル2（表3-3）の対応を参照する。

(2) 噴火警戒レベル2の場合

県、市町及び関係機関は、噴火警戒レベル2に引き上げられた場合、立入規制を実施し、登山者等を安全に規制範囲外へ避難誘導するなど、必要な対策を速やかに実施する。

ア 県及び市町の体制

表 3-2 県及び市町の体制（噴火警戒レベル2）

機関	体制
県	情報連絡体制（状況により、災害特別警戒本部又は災害対策本部を設置）
盛岡市	情報連絡体制（状況により、災害警戒本部又は災害対策本部を設置）
八幡平市	情報連絡体制（状況により、災害警戒本部又は災害対策本部を設置）
滝沢市	情報連絡体制（状況により、災害警戒本部又は災害対策本部を設置）
雫石町	準警戒体制（状況により、災害警戒本部又は災害対策本部を設置）

市町長は、立入規制の実施にあたり、必要に応じて、県に助言を求める。

県は、必要に応じて検討会を開催し、検討会から火山活動の状況に関する学術的助言を受け、市町長に対して立入規制の実施について助言する。

イ 情報収集・伝達

県、市町及び関係機関は、住民や登山者等への情報伝達を強化し、噴火警戒レベルが2に引き上げられたことや立入規制の実施について、周知徹底を図る。

噴火警戒レベル2の場合の情報伝達に係る防災対応は、表 3-3 に示すとおりである。

表 3-3 噴火警戒レベル2の場合の情報伝達に係る防災対応

実施主体	実施内容
噴火警戒レベル2（火口周辺規制）	
県	<u>（登山者等向け）</u> ・「火山の状況に関する解説情報」等の避難等実施市町への伝達 ・メール、ホームページ、SNS等による広報 ・関係機関への情報伝達（火山情報、規制情報等） ・道路情報板等による道路利用者への情報提供 ・看板の設置等による道路及び登山道の通行止め等規制情報の周知 ・観光ガイド、観光施設等を通じた情報発信、啓発活動 ・報道機関への情報提供 <u>（住民等向け）</u> ・「火山の状況に関する解説情報」等の避難等実施市町への伝達 ・メール、ホームページ、SNS等による広報 ・関係機関への情報伝達（火山情報、規制情報等） ・道路情報板等による道路利用者への情報提供 ・看板の設置等による道路及び登山道の通行止め等規制情報の周知 ・報道機関への情報提供

実施主体	実施内容
市町 ・盛岡市 ・八幡平市 ・滝沢市 ・雫石町	<u>（登山者等向け）</u> ・関係機関との情報伝達体制の構築、情報伝達訓練の実施 ・関係機関への情報伝達（火山情報、規制情報等） ・ホームページ、看板、パンフレット等による火山情報、規制情報等の周知、登山者・観光客等への避難呼びかけ ・報道機関への情報提供 <u>（住民等向け）</u> ・自治会等との情報伝達体制の構築 ・関係機関との情報伝達体制の構築 ・市町内全域への広報（メールや防災行政無線、ホームページ、SNS等による広報） ・消防団、自治会、自主防災組織等を通じた火山情報の周知 ・関係機関への情報伝達（火山情報、規制情報等） <u>（要配慮者向け）</u> ・避難支援者等関係者への避難行動要支援者名簿の提供 ・自治会、民生委員等による情報伝達及び安否確認体制の構築 ・自主防災組織、消防団、福祉関係者、患者搬送事業者（福祉タクシー等）、地元企業等と連携した避難行動要支援者の支援体制の構築
関係機関 ・国 ・警察 ・消防 等	<u>（登山者等向け）</u> ・ホームページ等により火山情報、防災情報を発信 ・関係機関への情報伝達（火山情報、規制情報等） ・報道機関への情報提供 <u>（住民等向け）</u> ・ホームページ等により火山情報、防災情報を発信 ・関係機関への情報伝達（火山情報、規制情報等） ・報道機関への情報提供

県及び市町は、住民や登山者等への周知について、予め下記を参考に、火山地域の実情に応じた文例を定めておく。

<防災行政無線文例（住民向け）>

こちらは、〇〇市（町）です。
本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（火口周辺）が岩手山に発表され、噴火警戒レベル2（火口周辺規制）に引き上げられました。
これにより、**岩手山**に火口周辺規制がかかります。
住民の皆様は、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。
詳しい情報が入り次第、またお知らせします。※

<防災行政無線文例（登山者等向け）>

こちらは、〇〇市（町）です。
本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（火口周辺）が岩手山に発表され、噴火警戒レベル2（火口周辺規制）に引き上げられました。
これにより、**岩手山**に火口周辺規制がかかります。規制範囲内にいる登山者・観光客等の皆様は、周辺施設の職員や警察、消防等の指示に従い、規制範囲外への避難をお願いします。
今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。
詳しい情報が入り次第、またお知らせします。※

※ 可能な限り、「次は、〇〇時間後にお知らせします。」等、次の情報がいつ出されるかも広報の方が望ましい。新しい情報がない場合でも、情報の更新がない旨を広報する。

<メール文例>

こちらは、〇〇市（町）です。
本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（火口周辺）が岩手山に発表され、噴火警戒レベル2（火口周辺規制）に引き上げられました。
これにより、**岩手山**に火口周辺規制がかかります。規制範囲内にいる皆様は、周辺施設の職員や警察、消防等の指示に従い、規制範囲外への避難をお願いします。
また、それ以外の皆様についても、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。

ウ 立入規制・通行規制

市町及び関係機関は、登山者等の安全を確保するため、速やかに各種規制を実施する。

表 3-4 噴火警戒レベル 2 の規制区域

火山活動の状況	規制区域	規制等の措置
火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	岩手山（西岩手、東岩手ともに）登山道の範囲への立入を規制	立入規制とともに、登山道管理者及び関係機関において必要な規制や情報発信等の措置をとる。 噴火が発生した場合、登山者等の避難誘導を行うとともに関係機関への派遣要請を行い必要な救助活動を行う。

噴火警戒レベル 2 における立入規制は、次のとおりである。

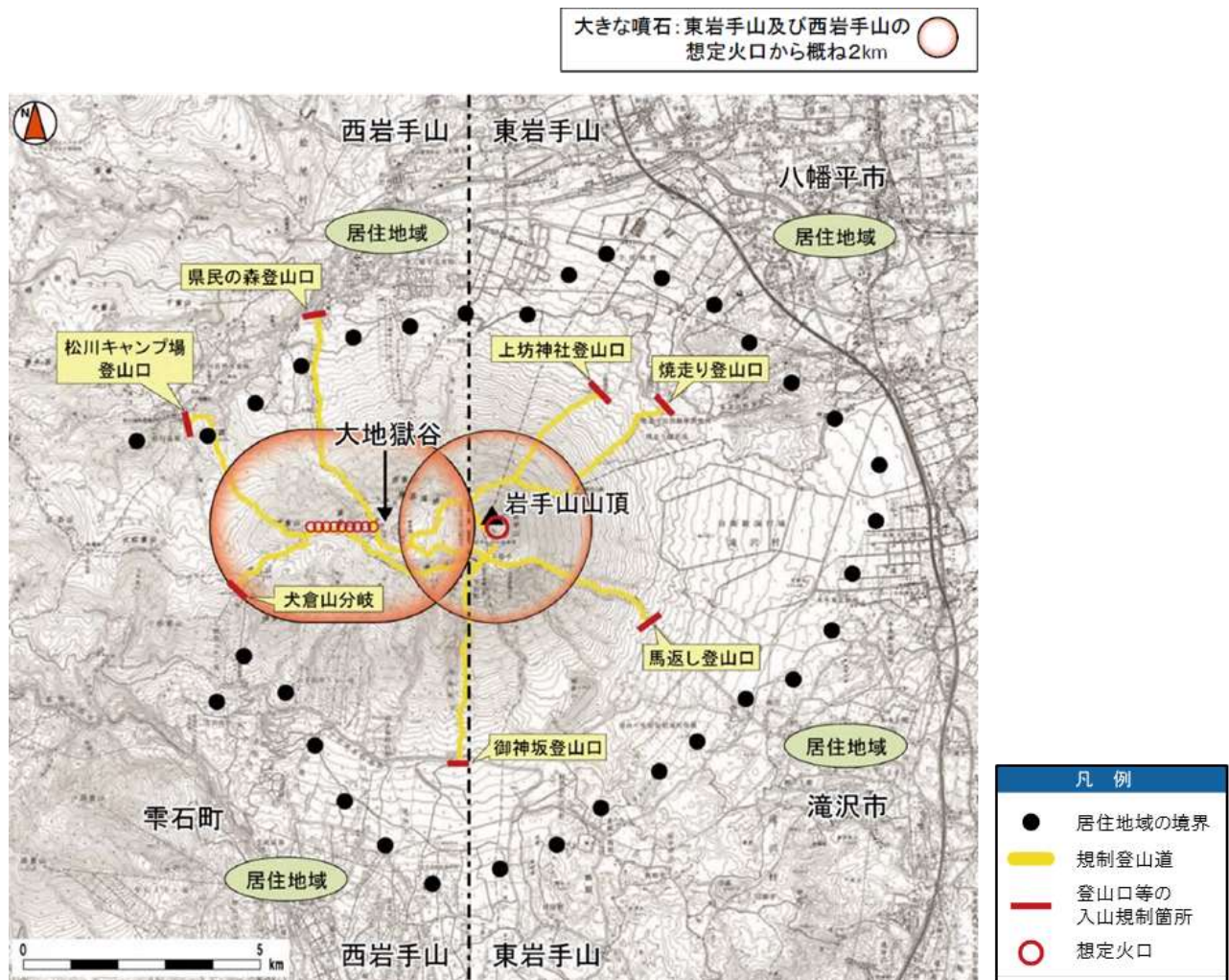


図 3-1 噴火警戒レベル 2 における立入規制図

エ 登山者等の避難誘導

(ア) 県及び市町は、防災行政無線、メール、ラジオ、防災ヘリコプターによる周知や、避難促進施設等への連絡などにより、登山者等に立入規制範囲内から規制範囲外へ避難するよう伝達する。

なお、外国人対応として、多言語での呼びかけを行うよう努める。

また、避難誘導にあたっては、迅速に避難出来る下山ルートへ案内するなどの対応を観光協会等と連携して行う。

(イ) 警察、消防等は、下山した登山者等の避難誘導にあたる。

(ロ) 県は、市町からの要請に応じ、避難誘導のため登山口等に出動する車両や防災ヘリコプター等を手配する。

緊急下山・避難時のルートは、噴火想定火口から遠くなる方向へ避難することを基本とする。

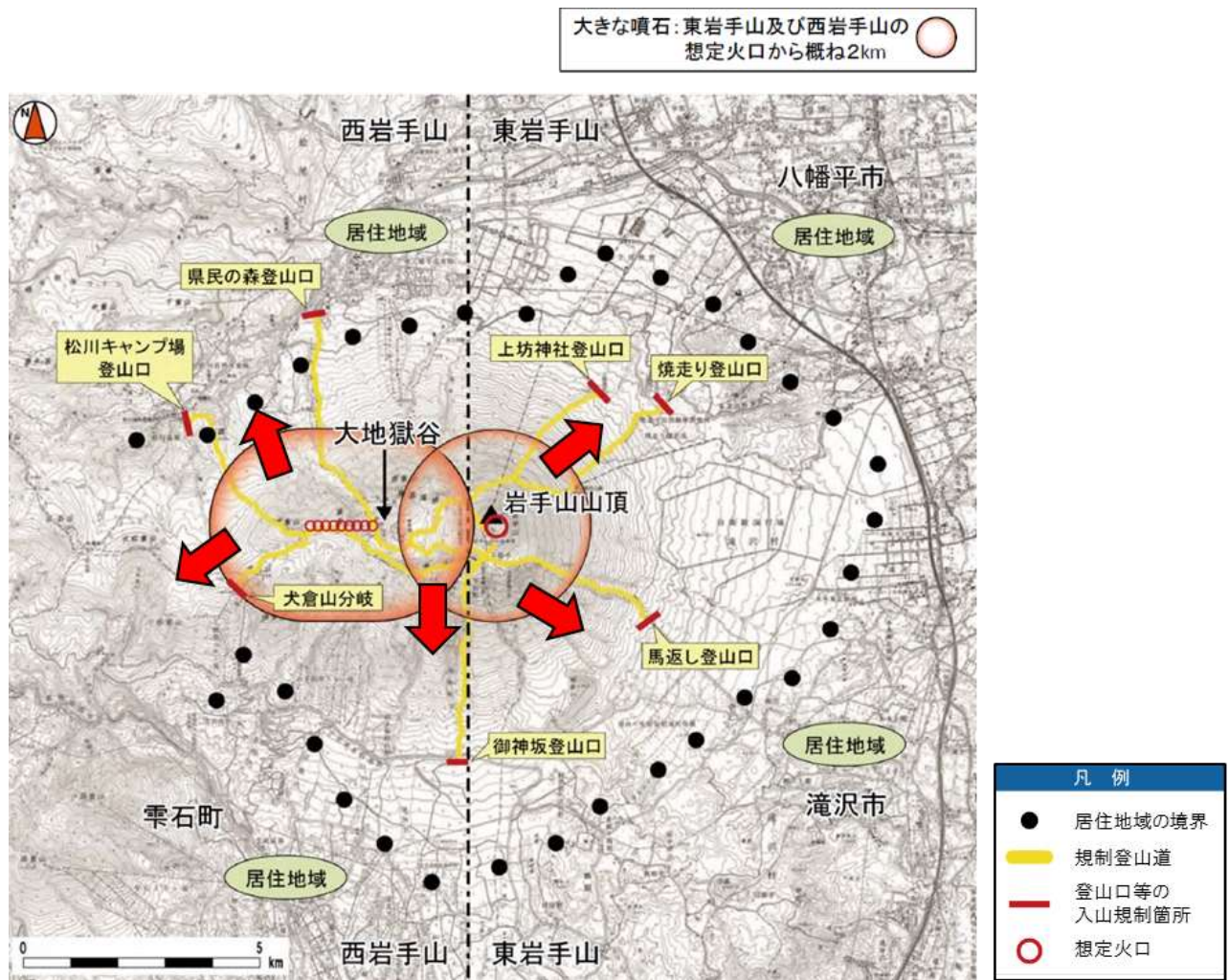


図 3-2 噴火警戒レベル 2 における緊急下山・避難ルート図

(3) 噴火警戒レベル 3 の場合

県、市町及び関係機関は、噴火警戒レベル 3 に引き上げられた場合、立入規制を実施し、登山者等を安全に規制範囲外へ避難誘導するとともに、特別に被害が予想される区域に高齢者等避難を発令するなど、必要な対策を速やかに実施する。

ア 県及び市町の体制

表 3-5 県及び市町の体制（噴火警戒レベル 3）

機関	体制
県	災害特別警戒本部（状況により、災害対策本部を設置）
盛岡市	災害警戒本部（状況により、災害対策本部を設置）
八幡平市	災害警戒本部（状況により、災害対策本部を設置）
滝沢市	災害警戒本部（状況により、災害対策本部を設置）
雫石町	災害警戒本部（状況により、災害対策本部を設置）

市町長は、立入規制の実施や高齢者等避難の発令にあたり、必要に応じて、県に助言を求める。

県は、必要に応じて検討会を開催し、検討会から火山活動の状況に関する学術的助言を受け、市町長に対して立入規制の実施や高齢者等避難の発令について助言する。

イ 情報収集・伝達

県、市町及び関係機関は、住民や登山者等への情報伝達を強化し、噴火警戒レベルが3に引き上げられたことや立入規制の実施、高齢者等避難の発令等について、周知徹底を図る。

噴火警戒レベル3の場合、噴火警戒レベル2における対応と併せて、表3-6に掲げる防災対応を行う。

表3-6 噴火警戒レベル3における情報伝達に係る防災対応

実施主体	実施内容
噴火警戒レベル3（入山規制）	
県	<u>（登山者等向け）</u> 【レベル2における対応と同じ。】 <u>（住民等向け）</u> 【レベル2における対応と同じ。】 <u>（要配慮者向け）</u> ・市町の行う避難行動要支援者の救護体制の整備について、助言 ・助言にあたって関係機関との調整を支援
市町 ・盛岡市 ・八幡平市 ・滝沢市 ・雫石町	<u>（登山者等向け）</u> ・岩手山火口周辺に避難指示の発令（突発的な噴火の場合） ・特別に被害が予想される区域（施設）に対して高齢者等避難を発令 <u>（住民等向け）</u> ・特別に被害が予想される区域（施設）に対して高齢者等避難を発令 <u>（要配慮者向け）</u> ・避難行動要支援者に対する避難情報の伝達（電話、FAX、避難支援等関係者や自主防災組織、民生委員等による自宅訪問等） ・福祉避難所への情報伝達（開設準備の要請等） ・特別に被害が予想される区域（施設）に対して高齢者等避難を発令
関係機関 ・国 ・警察 ・消防 等	<u>（登山者等向け）</u> 【レベル2における対応と同じ。】 <u>（住民等向け）</u> 【レベル2における対応と同じ。】

県及び市町は、住民や登山者等への周知については、予め下記を参考に、火山地域の実情に応じた文例を定めておく。

<防災行政無線文例（住民向け）>

こちらは、〇〇市（町）です。

本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（火口周辺）が岩手山に発表され、噴火警戒レベル3（入山規制）に引き上げられました。

これにより、**岩手山**に入山規制がかかります。

特別に被害が予想される区域（施設）に、高齢者等避難を発令します。この区域（施設）の高齢者等は、直ちに**指定された避難所**へ避難を開始してください。その他の住民の皆様は、今後、噴火の恐れ

がありますので、避難の準備を始めてください。
また、それ以外の皆様についても、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。
詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

<防災行政無線文例（登山者等向け）>

こちらは、〇〇市（町）です。
本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（火口周辺）が岩手山に発表され、噴火警戒レベル3（入山規制）に引き上げられました。
これにより、**岩手山**に入山規制がかかります。規制範囲内にいる登山者・観光客等の皆様は、周辺施設の職員や警察、消防等の指示に従い、規制範囲外への避難をお願いします。
今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。
詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

<メール文例>

こちらは、〇〇市（町）です。
本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（火口周辺）が岩手山に発表され、噴火警戒レベル3（入山規制）に引き上げられました。
これにより、**岩手山**に入山規制がかかります。規制範囲内にいる皆様は、周辺施設の職員や警察、消防等の指示に従い、規制範囲外への避難をお願いします。
特別に被害が予想される区域（施設）に、高齢者等避難を発令します。この区域（施設）の高齢者等は、直ちに**指定された避難所**へ避難を開始してください。その他の住民の皆様は、今後、噴火の恐れがありますので、避難の準備を始めてください。
また、それ以外の皆様についても、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。
詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

ウ 立入規制・通行規制

市町及び関係機関は、登山者等の安全を確保するため、速やかに各種規制を実施する。

表 3-7 噴火警戒レベル 3 の規制区域

火山活動の状況	規制区域	規制等の措置
居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ） 噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	岩手山（西岩手、東岩手ともに）登山道の範囲への立入を規制	立入規制とともに、道路管理者、登山道管理者及び関係機関において必要な規制や情報発信等の措置をとる。

噴火警戒レベル 3 における登山道の規制位置図は、次のとおりである。

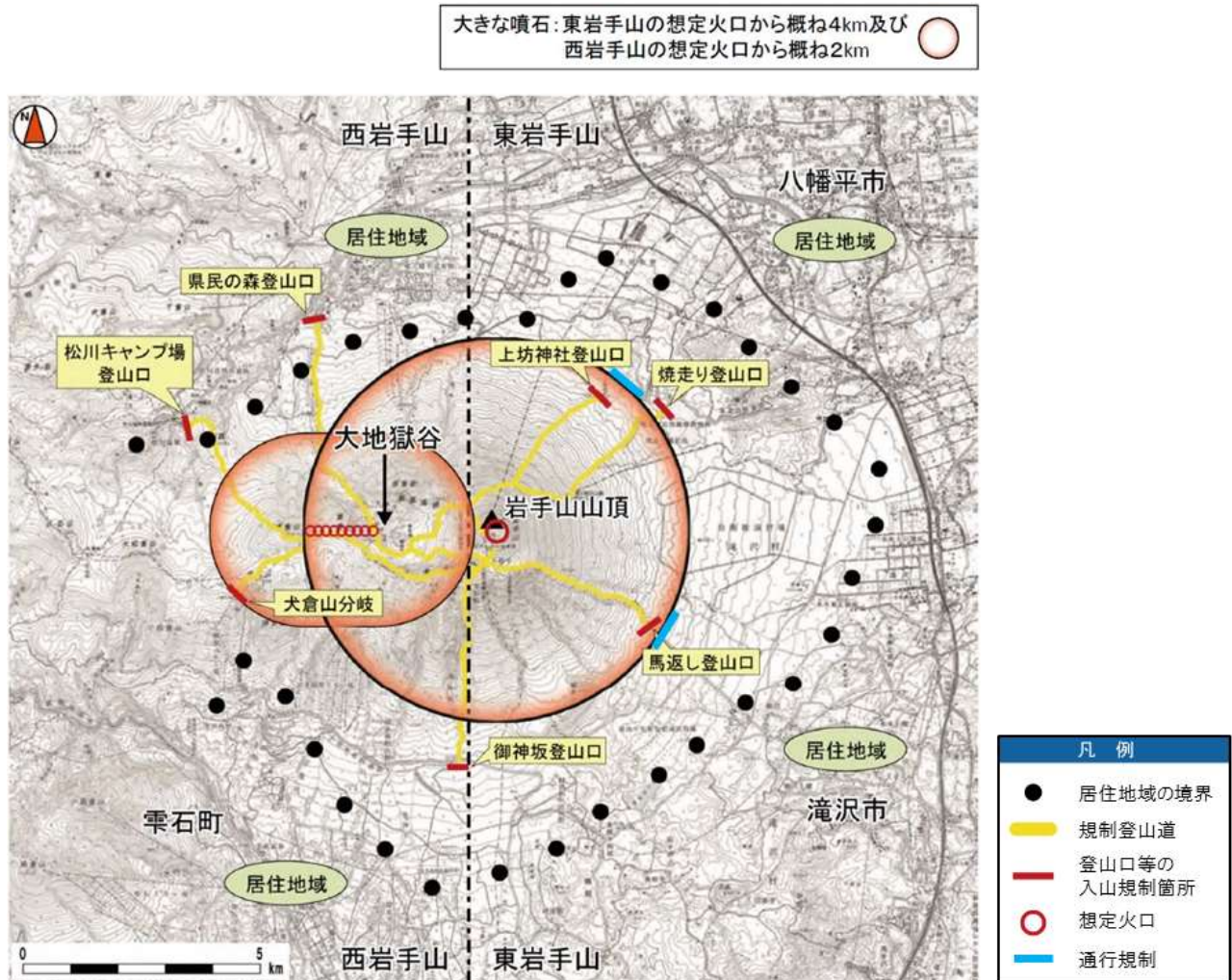


図 3-3 噴火警戒レベル 3 における登山道の規制位置図

エ 登山者等の避難誘導

噴火警戒レベル2の対応により避難誘導等を行う。

下山・避難時のルート図は、次のとおりである。

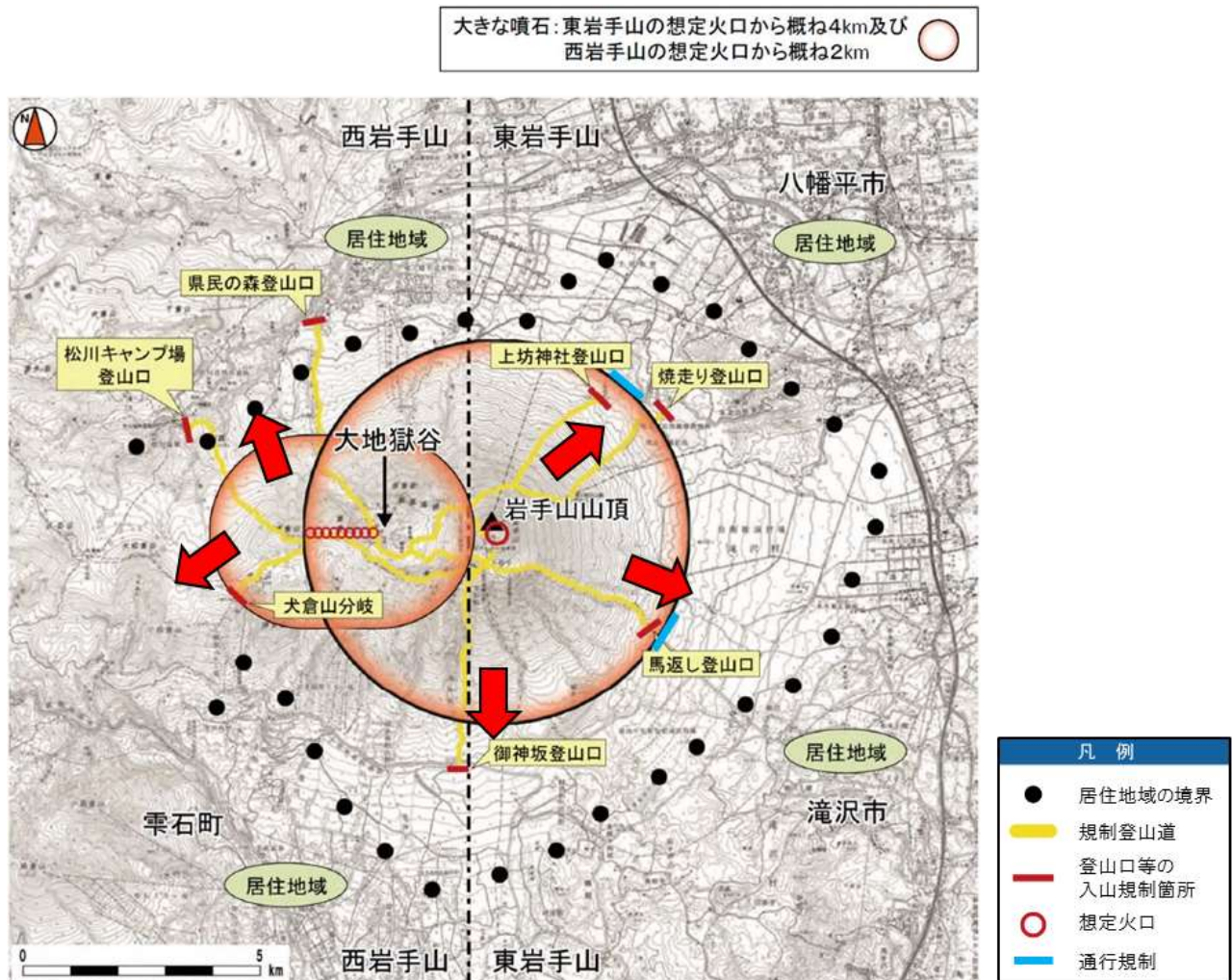


図 3-4 噴火警戒レベル3における緊急下山・避難ルート図

オ 要配慮者の避難誘導

八幡平市及び滝沢市は、気象台から、火口周辺警報（噴火警戒レベル3）が発表された場合、特別に被害が予想される区域（施設）に対し、高齢者等避難を発令する。

八幡平市長及び滝沢市長は、高齢者等避難の発令を行うにあたり、必要に応じて、県に助言を求める。

県は、必要に応じて検討会を開催し、検討会から火山活動の状況に関する学術的助言を受け、八幡平市長及び滝沢市長に対して高齢者等避難の発令について助言する。

八幡平市及び滝沢市は、高齢者等避難を発令した場合、県に対して速やかに報告するとともに、国（国土交通省等）、関係機関に対して連絡する。

カ 避難促進施設利用者の避難誘導

火口近くに位置する避難促進施設の管理者は、施設の利用者等に対して、噴火警戒レベルが3に引き上げられたことを周知するとともに、立入規制範囲内への立ち入りを制限する措置をとる。

また、緊急に退避する必要がある場合、屋内退避等の措置をとる。

なお、噴火の状況によっては、さらなる避難が必要な場合もあることから、市町と協議・連携し、施設の利用者等の安全を確保するため、立入規制範囲外への避難誘導を行う。

キ 指定避難所の開設

八幡平市及び滝沢市は、自主的な避難や要配慮者の避難に際して、その受入先となる指定避難所の開設を行う。

(4) 噴火警戒レベル4の場合

県、市町及び関係機関は、噴火警戒レベル4に引き上げられた場合、立入規制を実施し、住民や登山者等を規制範囲外へ避難誘導するとともに、特別に被害が予想される区域に避難指示、融雪型火山泥流による被害が予想される区域に高齢者等避難を発令するなど、必要な対策を速やかに実施する。

ア 県及び市町の体制

表 3-8 県及び市町の体制（噴火警戒レベル4）

機関	体制
県	災害対策本部
盛岡市	災害対策本部〔警戒配備〕
八幡平市	災害対策本部
滝沢市	災害対策本部
雫石町	災害対策本部〔警戒配備体制〕

市町長は、立入規制の実施や高齢者等避難、避難指示の発令を行うにあたり、必要に応じて、県に助言を求める。

県は、必要に応じて検討会を開催し、検討会から火山活動の状況に関する学術的助言を受け、市町長に対して立入規制の実施、高齢者等避難や避難指示の発令について助言する。

イ 情報収集・伝達

県、市町及び関係機関は、住民等への情報伝達体制を強化し、噴火警戒レベルが4に引き上げられたことや立入規制の実施、高齢者等避難や避難指示の発令について、周知徹底を図る。

噴火警戒レベル4の場合、噴火警戒レベル2及び3における対応と併せて、表3-9に掲げる防災対応を行う。

表 3-9 噴火警戒レベル4の場合の情報伝達に係る防災対応

実施主体	実施内容
噴火警戒レベル4（高齢者等避難）	
県	<u>（登山者等向け）</u> 【レベル3における対応と同じ。】 <u>（住民等向け）</u> 【レベル3における対応と同じ。】 <u>（要配慮者向け）</u> 【レベル3における対応と同じ。】
市町 ・盛岡市 ・八幡平市 ・滝沢市 ・雫石町	<u>（登山者等向け）</u> ・火砕流・火砕サージ及び融雪型火山泥流の影響範囲へ的高齢者等避難の発令 <u>（住民等向け）</u> ・特別に被害が予想される区域（施設）に対して、避難指示の発令 ・火砕流・火砕サージ及び融雪型火山泥流の影響範囲へ的高齢者等避難の発令及び地区内住民への伝達 ・警戒区域を設定した場合の市町内全域への周知（立入規制） <u>（要配慮者向け）</u> ・避難行動要支援者に対する避難情報の伝達（電話、FAX、避難支援等関係者や自主防災組織、民生委員等による自宅訪問等） ・福祉避難所への情報伝達（開設準備の要請等）
関係機関 ・国 ・警察 ・消防 等	<u>（登山者等向け）</u> 【レベル3における対応と同じ。】 <u>（住民等向け）</u> 【レベル3における対応と同じ。】

県及び市町は、住民等への周知については、予め下記を参考に、火山地域の実情に応じた文例を定めておく。

○ 噴火警戒レベルが3から4に引き上げられた場合の文例

<防災行政無線文例（住民向け）>

こちらは、〇〇市（町）です。

本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（居住地域）が岩手山に発表され、噴火警戒レベル4（高齢者等避難）に引き上げられました。

これより、**火砕流・火砕サージ及び融雪型火山泥流の影響範囲の地区**に、高齢者等避難を発令します。

高齢者等は、直ちに**指定された避難所**へ避難を開始してください。その他の住民の皆様は、今後、噴火の恐れがありますので、避難の準備を始めてください。

住民の皆様は、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。

なお、入山規制は継続中です。

詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

<メール文例>

こちらは、〇〇市（町）です。

本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（居住地域）が岩手山に発表され、噴火警戒レベル4（高齢者等避難）に引き上げられました。

これより、**火砕流・火砕サージ及び融雪型火山泥流の影響範囲の地区**に、高齢者等避難を発令します。

高齢者等は、直ちに**指定された避難所**へ避難を開始してください。その他の住民の皆様は、今後、噴火の恐れがありますので、避難の準備を始めてください。

住民の皆様は、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。

なお、入山規制は継続中です。

詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

ウ 立入規制・通行規制

県、市町及び関係機関は、避難誘導や救助・救出活動円滑に行うため、速やかに各種規制を実施する。

表 3-10 噴火警戒レベル4の規制区域

火山活動の状況	規制区域	規制等の措置
居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	火砕流・火砕サージの影響範囲への立入を規制	八幡平市、滝沢市及び雫石町は、火砕流・火砕サージが予想される範囲の立入規制を行うとともに、警察及び道路管理者と連携し通行規制を実施する。

噴火警戒レベル4における住民等の立入規制及び通行規制は、図 3-5 噴火警戒レベル4における立入規制図のとおりである。

なお、火山活動の状況によって規制箇所が変わることもあるので、県、市町及び関係機関との情報共有を逐次行う。

規制箇所の通行については、避難対象地域から出てくる車両については避難のため通行させ、避難対象地域に入る車両については、災害対策関係車両以外は規制する。

規制にあたっては、警察及び道路管理者と連携し実施する。

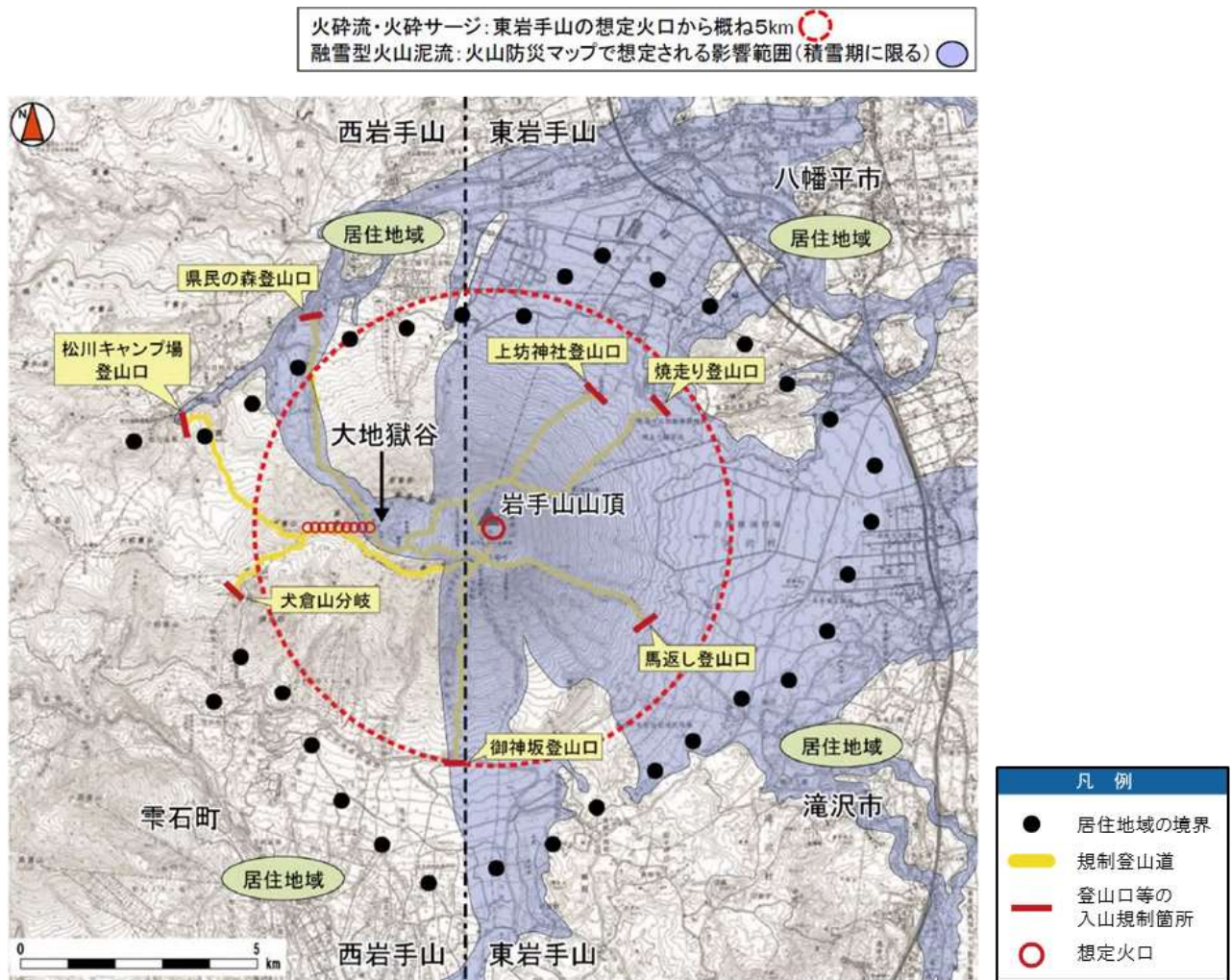


図 3-5 噴火警戒レベル4における立入規制図

想定される通行規制箇所は【資料編】P. 28～30に掲載。
なお、通行規制は災害の状況に応じて、必要な箇所を実施する。

エ 登山者等の避難誘導

噴火警戒レベル2の対応により避難誘導等を行う。

オ 住民等の避難誘導

- (ア) 八幡平市は、気象台から、噴火警報（噴火警戒レベル4）が発表された場合、火砕流・火砕サージの到達が予想される区域に立入規制を実施し、住民を区域外へ避難させる。

八幡平市長は、立入規制の実施にあたり、必要に応じて、県に助言を求める。

県は、必要に応じて検討会を開催し、検討会から火山活動の状況に関する学術的助言を受け、八幡平市長に対して立入規制の実施について助言する。

八幡平市は、立入規制を実施した場合、県に対して速やかに報告するとともに、国（国土交通省等）や関係機関に対して連絡する。

- (イ) 八幡平市及び滝沢市は、気象台から、噴火警報（噴火警戒レベル4）が発表された場合、特別に被害が予想される区域（施設）の住民に避難指示を発令する。

八幡平市長及び滝沢市長は、避難指示の発令を行うにあたり、必要に応じて、県に助言を求める。

県は、必要に応じて検討会を開催し、検討会から火山活動の状況に関する学術的助言を受け、八幡平市長及び滝沢市長に対して避難指示の発令について助言する。

八幡平市及び滝沢市は、避難指示を発令した場合、県に対して速やかに報告すると

もに、国（国土交通省等）や関係機関に対して連絡する。

カ 要配慮者の避難誘導

市町は、融雪型火山泥流による被害が予想される区域に対し、高齢者等避難を発令する。

市町長は、高齢者等避難の発令を行うにあたり、必要に応じて、県に助言を求める。

県は、必要に応じて検討会を開催し、検討会から火山活動の状況に関する学術的助言を受け、市町長に対して高齢者等避難の発令について助言する。

市町は、高齢者等避難を発令した場合、県に対して速やかに報告するとともに、国（国土交通省等）や関係機関に対して連絡する。

キ 避難促進施設による避難誘導

居住地域に位置する避難促進施設の管理者は、施設の利用者等に対して、噴火警戒レベルが4に引き上げられたことを周知するとともに、緊急に退避する必要がある場合、屋内退避等の措置をとる。

また、避難促進施設の管理者は市町と協議・連携し、市町から発令される立入規制、避難指示等に従い、利用者の避難所等への避難誘導を行う。

ク 指定避難所の開設準備等

市町は、噴火警戒レベルが4に引き上げられた場合、必要な避難所を開設するとともに、高齢者等避難の発令に続き、（噴火警戒レベル5で）避難指示の発令が想定されることから、今後開設が想定される指定避難所の開設準備を行う。

なお、避難生活が長期化することにも留意し、指定避難所となる施設を選定・確保し、物資等の供給体制も構築しておく。

県は、避難生活が長期化することを考慮した指定避難所の確保において、市町を支援する。

なお、市町が行う物資等の供給に関する支援体制を整備しておく。

(5) 噴火警戒レベル5の場合

県、市町及び関係機関は、噴火警戒レベル5に引き上げられた場合、噴火警戒レベル4における立入規制を継続するとともに、融雪型火山泥流による被害が予想される区域への立入規制を実施し、住民や登山者等の避難誘導を行うほか、避難指示を発令するなど、必要な対策を速やかに実施する。

ア 県及び市町の体制

表 3-11 県及び市町の体制（噴火警戒レベル5）

機関	体制
県	災害対策本部
盛岡市	災害対策本部〔非常配備〕
八幡平市	災害対策本部
滝沢市	災害対策本部
雫石町	災害対策本部〔非常配備体制〕

市町長は、立入規制、避難指示の発令を行うにあたり、必要に応じて、県に助言を求める。

県は、必要に応じて検討会を開催し、検討会から火山活動の状況に関する学術的助言を受け、市町長に対して立入規制、避難指示の発令について助言する。

イ 情報収集・伝達

県、市町及び関係機関は、住民等に対して、噴火警戒レベルが5に引き上げられたことや立入規制の実施、避難指示について、周知徹底を図る。

噴火警戒レベル5の場合、噴火警戒レベル2から4までの対応と併せて、表 3-12 に掲げる防災対応を行う。

表 3-12 噴火警戒レベル5における情報伝達に係る防災対応

実施主体	実施内容
噴火警戒レベル5（避難）	
県	<u>（登山者等向け）</u> 【レベル4における対応と同じ。】 <u>（住民等向け）</u> 【レベル4における対応と同じ。】 <u>（要配慮者向け）</u> 【レベル4における対応と同じ。】
市町 ・盛岡市 ・八幡平市 ・滝沢市 ・雫石町	<u>（登山者等向け）</u> ・火砕流・火砕サージ及び融雪型火山泥流の影響範囲への避難指示の発令 ・警戒区域を設定した場合の市町内全域への周知（退去命令） <u>（住民等向け）</u> ・火砕流・火砕サージ及び融雪型火山泥流の影響範囲への避難指示の発令及び地区内住民への伝達 ・畜産事業者等への情報提供（家畜等避難後の状況等） ・警戒区域を設定した場合の市町内全域への周知（退去命令） <u>（要配慮者向け）</u> ・避難行動要支援者に対する避難情報の伝達（電話、FAX、避難支援等関係者や自主防災組織、民生委員等による自宅訪問等） ・福祉避難所への情報伝達（開設要請等）
関係機関 ・国 ・警察 ・消防 等	<u>（登山者等向け）</u> 【レベル4における対応と同じ。】 <u>（住民等向け）</u> 【レベル4における対応と同じ。】

県及び市町は、住民等への周知については、予め下記を参考に、火山地域の実情に応じた文例を定めておく。

○ 噴火警戒レベルが4から5に引き上げられた場合の文例

<防災行政無線文例（住民向け）>

こちらは、〇〇市（町）です。
本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（居住地域）が岩手山に発表され、噴火警戒レベル5（避難）に引き上げられました。
これより、**〇〇地区**において、避難指示を発令します。
住民の皆様は、直ちに**〇〇避難所**へ避難してください。
また、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。
詳しい情報が入り次第、またお知らせします。
なお、入山規制は継続中です。

<メール文例>

こちらは、〇〇市（町）です。
本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（居住地域）が岩手山に発表され、噴火警戒レベル5（避難）に引き上げられました。
これより、**〇〇地区**において、避難指示を発令します。
住民の皆様は、直ちに**〇〇避難所**へ避難してください。
また、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。
詳しい情報が入り次第、またお知らせします。
なお、入山規制は継続中です。

ウ 立入規制・通行規制

市町及び関係機関は、避難誘導や救助・救出活動を円滑に行うため、速やかに各種規制を実施する。

表 3-13 噴火警戒レベル5の規制区域

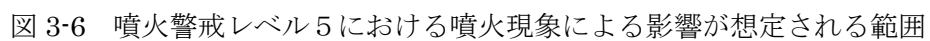
火山活動の状況	規制区域	規制等の措置
居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している。	・火砕流・火砕サージの影響範囲への立入を規制（レベル4から継続） ・融雪型火山泥流による影響が予想される範囲への立入を規制	・八幡平市、滝沢市及び雫石町は、レベル4による立入規制を継続する。 ・市町は、融雪型火山泥流による被害が予想される場合、その影響範囲に対して立入規制を実施する。 ・警察及び道路管理者と連携し、立入規制区域への通行規制を実施する。

噴火警戒レベル5における立入規制及び通行規制の位置は噴火警戒レベル4と同じとする。

なお、火山活動の状況によって規制箇所が変わることもあるので、県、市町及び関係機関との情報共有を逐次行うこと。

規制箇所の通行については、避難対象地域から出てくる車両については避難のため通行させ、避難対象地域に入る車両については、災害対策関係車両以外は規制する。

規制にあたっては、警察及び道路管理者と連携し実施する。



エ 登山者等の避難誘導

噴火警戒レベル2の対応により避難誘導等を行う。

オ 住民等の避難誘導

市町は、気象台から、噴火警報（噴火警戒レベル5）が発表された場合、融雪型火山泥流による被害が予想される範囲に避難指示を発令し、住民等に避難を呼びかける。

また、火山活動の状況によっては、融雪型火山泥流による被害が予想される範囲に、立入規制を行う。

市町長は、立入規制や避難指示の発令を行うにあたり、必要に応じて、県に助言を求める。

県は、必要に応じて検討会を開催し、検討会から火山活動の状況に関する学術的助言を受け、市町長に対して立入規制や避難指示の発令について助言する。

市町は、立入規制や避難指示を発令した場合、県に対して速やかに報告するとともに、国（国土交通省等）、関係機関に対して連絡する。

カ 避難促進施設による避難誘導

居住地域に位置する避難促進施設の管理者は、噴火警戒レベルが5に引き上げられたことを周知するとともに、緊急に退避する必要がある場合、屋内退避等の措置をとる。

市町から避難指示が発令された場合、避難促進施設の管理者は、市町と協議・連携し、避難所等への避難誘導を行う。

キ 指定避難所の開設

市町は、噴火警戒レベルが5に引き上げられ、避難指示を発令した場合、速やかに指定避難所を開設し、避難者の受入れを行う。

なお、避難生活が長期化することにも留意し、指定避難所となる施設を選定・確保し、物資等の供給体制も構築しておく。

県は、避難生活が長期化することを考慮した指定避難所の確保において市町を支援する。

なお、市町が行う物資等の供給に関する必要な支援を行う。

3 事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま噴火に至った場合の避難対応

(1) 基本的な考え方

レベル1のまま、想定される規模の噴火が発生した場合は、登山者等の安全を確保することは不可能であることを踏まえて、仙台管区気象台は火山活動の状況を適切に判断し、事前のレベル上げに尽力することが肝要である。突発的噴火に際しては、気象台は規模や火口の位置などを迅速に掌握するよう努め、県、市町及び関係機関はレベル2に対応した情報収集・伝達、避難誘導をより速やかに行うとともに2次災害の危険性を十分に踏まえて登山者等の救助活動にあたるものとする。なお、レベル1での突発的噴火に対しての対応の具体例の一つを資料編に示すが、生じた事態に応じて臨機応変な対応が求められることは、留意しておく必要がある。

レベル4のまま、想定される規模の噴火が発生した場合は、数十分で山麓の居住地域に到達する融雪型火山泥流から住民等の安全を確保することは困難であることを踏まえ、仙台管区気象台は居住地に重大な被害を及ぼす噴火が切迫しているとの判断で、事前のレベル上げに尽力することが肝要である。積雪期における突発的噴火で融雪型火山泥流が発生した場合には、県、市町及び関係機関はレベル5に対応した情報収集・伝達、避難誘導をより速やかに行うこととする。また、被害が予想される居住地域の住民等には、突発的事態への対応として、近場の高台への避難、自宅内での垂直避難など短時間での緊急避難の実施など十分に周知し、認識を深めておくことが必要である。

なお、噴火後に仙台管区気象台から噴火警戒レベルが発表された場合には、そのレベルに応じた防災対応に移行する。

また、市町長は噴火後の具体的対応について、必要に応じて県に助言を求める。県は、必要に応じて検討会等を開催し、あるいは検討会委員等から、火山活動の状況や推移などに関する助言を受け、市町長に対し、避難・救援など具体的対応について助言する。

(2) 非積雪期の対応

県、市町及び関係機関は、非積雪期（5月から11月を基本とするが、積雪状況により変更する場合がある）に突発的な噴火が発生した場合、火口周辺では大きな噴石等による登山者等への影響が想定されることから、速やかに立入規制を実施し、火口周辺の登山者等を安全に規制範囲外へ避難誘導するなど、必要な対策を実施する。

ア 県及び市町等の体制

県及び市町は、噴火の規模や噴火現象の影響範囲に関わらず、非常体制（災害対策本部の設置など）をとる。噴火の発生位置や噴火の規模などがある程度判明した際は、状況に応じた防災体制に移行する。

イ 情報収集・伝達

県及び市町は、「火山が噴火した」「緊急退避の実施」などの情報を、速やかに住民及び登山者等に周知する。その後、必要に応じて、噴火現象の影響が想定される範囲や規制範囲、避難指示の発令などを伝達する。また、噴火の規模や火山活動の状況、火口周辺の状況、火山現象及びその影響範囲、住民及び登山者等の避難状況、地域の被害状況などの情報を収集し、関係機関と情報共有を図る。

非積雪期に突発的に噴火が発生した場合の情報伝達に係る防災対応を表3-14に示す。

表3-14 非積雪期に突発的に噴火が発生した場合の情報伝達に係る防災対応

実施主体	実施内容
突発的に噴火が発生した場合（非積雪期）	
県	<u>（登山者等向け）</u> ・メール、ホームページ、SNS等による広報 ・関係機関等への情報伝達（火山情報、規制情報等） ・道路情報板等による道路利用者への情報提供 ・看板の設置等による道路及び登山道の通行止め等規制情報の周知

実施主体	実施内容
	・観光ガイド、観光施設等を通じた情報発信 ・報道機関への情報提供 <u>(住民等向け)</u> ・メール、ホームページ、SNS等による広報 ・関係機関等への情報伝達（火山情報、規制情報等） ・道路情報板等による道路利用者への情報提供 ・看板の設置等による道路及び登山道の通行止め等規制情報の周知 ・報道機関への情報提供
市町 ・盛岡市 ・八幡平市 ・滝沢市 ・雫石町	<u>(登山者等向け)</u> ・関係機関等への情報伝達（火山情報、規制情報等） ・ホームページ、看板、SNS等による火山情報、規制情報等の周知、登山者等への避難呼びかけ ・報道機関への情報提供 <u>(住民等向け)</u> ・市町内全域への広報（メール、防災行政無線、ホームページ、SNS等による広報） ・消防団、自治会、自主防災組織等を通じた火山情報の周知 ・関係機関等への情報伝達（火山情報、規制情報等）
関係機関 ・国 ・警察 ・消防 等	<u>(登山者等向け)</u> ・ホームページ等により火山情報、防災情報を発信 ・関係機関等への情報伝達（火山情報、規制情報等） ・報道機関への情報提供 <u>(住民等向け)</u> ・ホームページ等により火山情報、防災情報を発信 ・関係機関等への情報伝達（火山情報、規制情報等） ・報道機関への情報提供

県及び市町は、非積雪期に突発的に噴火が発生した場合の住民及び登山者等への周知については、予め下記を参考に、火山地域の実情に応じた文例を定めておく。

事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま噴火した場合（非積雪期）の文例

<防災行政無線文例（住民及び登山者等向け）>

こちらは、〇〇市（町）です。
本日午前（午後）〇時〇分に岩手山で噴火が発生しました。
岩手山周辺にいる登山者・観光客等の皆様は、至急、近くの岩陰や建物の中に避難してください。建物内では、施設の管理者の指示に従い、建物の外に出ないでください。
なお、避難の際は、警察、消防等の指示に従ってください。
また、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。
詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

<メール文例>

こちらは、〇〇市（町）です。
本日午前（午後）〇時〇分に岩手山で噴火が発生しました。
岩手山周辺にいる登山者・観光客等の皆様は、至急、近くの岩陰や建物の中に避難してください。建物内では、施設の管理者の指示に従い、建物の外に出ないでください。
なお、避難の際は、警察、消防等の指示に従ってください。
また、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。
詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

ウ 立入規制・通行規制

県、市町及び関係機関は、避難誘導や救助・救出活動を円滑に行うため、速やかに各種規制を実施する。なお、火山活動の状況により規制箇所は異なるため、県、市町及び関係機関との情報共有を逐次行う。

規制箇所の通行については、避難対象地域から出てくる車両については避難のため通行させ、避難対象地域に入る車両については、災害対策関係車両以外は規制する。

規制にあたっては、警察及び道路管理者と連携し実施する。

エ 登山者等の避難誘導

県及び市町は、防災行政無線、メール、ラジオ、防災ヘリコプターによる周知や、火口近くに位置する避難促進施設等への連絡などにより、登山者等に規制範囲外への避難や近くの建物への緊急退避を伝達する。

なお、外国人対応として、多言語での呼びかけを行うよう努める。

また、避難誘導にあたっては、迅速に避難出来る下山ルートや火口近くに位置する避難小屋や集客施設等の建物へ案内するなどの対応を、施設管理者等と連携して行う。

警察、消防等は、下山した登山者等の避難誘導にあたる。

県は、市町からの要請に応じ、避難誘導のため登山口等に出動する車両や防災ヘリコプター等を手配する。

火口近くに位置する避難促進施設の施設管理者等は、施設利用者や施設周辺の登山者等へ、避難小屋や施設内への緊急退避を呼びかける。また、市町や観光協会等と連携し、施設利用者や施設周辺の登山者等の規制範囲外への避難誘導を行う。

下山・避難時の経路は、火口から遠くなる方向を基本とする。また、火口が特定できる場合には、火山活動状況（火砕流や火砕サージ等の発生による影響）や風向等も考慮し、最も安全な方向とする。火口が特定できない場合には、最寄りの登山道・道路を避難経路とする。

オ 避難促進施設による避難誘導等

火口近くに位置する避難促進施設の管理者は、噴火が発生したことを仙台管区气象台及び市町へ通報する。

また、施設利用者や周辺の登山者等に対して、噴火が発生したことを周知するとともに、立入規制範囲外への避難誘導を行う。

なお、緊急に退避する必要がある場合、屋外から屋根のある場所への緊急退避等の誘導を行い、施設内の避難者の人数を把握するとともに、市町の指示に従い、登山者等の立入規制範囲外への避難誘導を図る。

その後、施設に避難指示等が発令された場合には、施設利用者や従業員が全員立入規制範囲外へ避難したことを確認後、施設を閉鎖する。

なお、避難促進施設以外の特定地域内の施設管理者は、市町や避難確保施設の管理者等と連携し、施設利用者等の安全の確保に努める。

カ 指定避難所等の開設

市町は、自主的な避難や要配慮者の避難に際して、その受入先となる指定避難所の開設を行う。

また、市町は、下山者を受け入れる緊急的な避難所を必要に応じて開設する。

(3) 積雪期の対応

県、市町及び関係機関は、積雪期（12月から4月を基本とするが、積雪状況により変更する場合がある）に突発的な噴火が発生した場合、住民等の避難に十分な時間を確保できない事態が想定されることから、速やかに立入規制を実施し、住民等を安全に規制範囲外へ避難誘導するなど、必要な対策を実施する。

なお、積雪期においては、岩手山の登山道は冬期閉鎖されるため、火口周辺には登山者等はいない前提であるが、山スキー等で入山している者も想定される。そのため、これらの登山者等に対しては、メールや防災ヘリコプター等により速やかな情報伝達に努めるものとする。

ア 県及び市町等の体制

県及び市町は、噴火の規模や噴火現象の影響範囲に関わらず、非常体制（災害対策本部の設置など）をとる。噴火が発生位置や噴火の規模などがある程度判明した際は、状況に応じた防災体制に移行する。

イ 情報収集・伝達

県及び市町は、「火山が噴火した」「緊急退避の実施」などの情報を、速やかに住民等に周知する。その後、必要に応じて、噴火現象の影響が想定される範囲や規制範囲、避難指示等の発令を伝達する。

また、噴火の規模や火山活動の状況、火口周辺の状況、火山現象及びその影響範囲、住民等の避難状況、地域の被害状況などの情報を収集し、関係機関と情報共有を図る。

積雪期に突発的に噴火が発生した場合の情報伝達に係る防災対応を次頁に示す。

表 3-15 積雪期に突発的に噴火が発生した場合の情報伝達に係る防災対応

実施主体	実施内容
突発的に噴火が発生した場合（積雪期）	
県	<u>（住民等向け）</u> ・メール、ホームページ、SNS等による広報 ・関係機関等への情報伝達（火山情報、規制情報等） ・道路情報板等による道路利用者への情報提供 ・看板の設置等による道路及び登山道の通行止め等規制情報の周知 ・報道機関への情報提供 ・市町の行う避難指示の発令等について、助言 ・助言にあたって関係機関との調整を支援 <u>（要配慮者向け）</u> ・市町の行う避難行動要支援者の救護体制の整備について、助言 ・助言にあたって関係機関との調整を支援
市町 ・盛岡市 ・八幡平市 ・滝沢市 ・雫石町	<u>（住民等向け）</u> ・市町内全域への広報（メール、防災行政無線、ホームページ、SNS等による広報） ・消防団、自治会、自主防災組織等を通じた火山情報の周知 ・関係機関等への情報伝達（火山情報、規制情報等） ・融雪型火山泥流の影響範囲への避難指示の発令及び地区内住民への伝達 ・畜産事業者等への情報提供（家畜等避難後の状況等） ・警戒区域を設定した場合の市町内全域への周知（退去命令） <u>（要配慮者向け）</u> ・避難行動要支援者に対する避難情報の伝達（電話、FAX、避難支援等関係者や自主防災組織、民生委員等による自宅訪問等） ・福祉避難所への情報伝達（開設要請等）
関係機関 ・国 ・警察 ・消防 等	<u>（住民等向け）</u> ・ホームページ等により火山情報、防災情報を発信 ・関係機関等への情報伝達（火山情報、規制情報等） ・報道機関への情報提供

県及び市町は、積雪期に突発的に噴火が発生した場合の住民等への周知については、予め下記を参考に、火山地域の実情に応じた文例を定めておく。

事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま噴火した場合（積雪期）の文例

<防災行政無線文例（住民等向け）>

こちらは、〇〇市（町）です。
 本日午前（午後）〇時〇分に岩手山で噴火が発生しました。
 〇〇川周辺にいる住民、観光客等の皆様は、至急、川沿いから離れた高台や建物の2階以上に避難してください。建物内では、施設の管理者の指示に従い、建物の外に出ないでください。
〇〇地区の住民等は、至急、**〇〇避難所**まで避難してください。
 なお、避難の際は、警察、消防等の指示に従ってください。
 また、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。
 詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

<メール文例>

こちらは、〇〇市（町）です。
 本日午前（午後）〇時〇分に岩手山で噴火が発生しました。
 〇〇川周辺にいる住民、観光客等の皆様は、至急、川沿いから離れた高台や建物の2階以上に避難してください。建物内では、施設の管理者の指示に従い、建物の外に出ないでください。
〇〇地区の住民等は、至急、**〇〇避難所**まで避難してください。
 なお、避難の際は、警察、消防等の指示に従ってください。
 詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

ウ 立入規制・通行規制

居住地域まで影響が及ぶと判断された場合、レベル5の対応と同じ。

エ 登山者等の避難誘導

居住地域まで影響が及ぶと判断された場合、レベル5の対応と同じ。

オ 避難促進施設による避難誘導等

居住地域まで影響が及ぶと判断された場合、レベル5の対応と同じ。

カ 指定避難所等の開設

居住地域まで影響が及ぶと判断された場合、レベル5の対応と同じ。

4 救助活動

(1) 救助活動の体制

ア 現地災害対策本部の設置等

県は、被害が甚大又はその恐れがある場合で、本部長が必要と認めるときは、災害地に、現地災害対策本部（以下、「県本部」という。）を設置する。

現地災害対策本部は、災害情報の収集や報告及び市町、関係機関との情報交換、連絡・調整等を実施する。

イ 救助活動への支援体制

県は、救助活動を円滑かつ安全に行うため、救助活動の対象範囲の検討・確認や活動実施の際には、警察、消防、自衛隊に加え、必要に応じて、火山有識者など火山や火山地域の専門家等に技術的な支援を依頼する。

国（国土交通省）は、必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、警察・消防・自衛隊の部隊等の円滑かつ迅速な進出、活動を支援するため、排水ポンプ車、照明車、衛星通信車等の配備、土砂災害その他の所管領域に関する部隊活動の安全確保のための助言、被災地へのアクセス確保などを支援する。

ウ 活動基準の設定

県、警察、消防及び自衛隊は、噴火時等において、二次災害を防止し、円滑に救助活動を行うため、火山活動の状況や降雨の状況等を踏まえた活動基準を設定する。

関係機関や検討会は、監視・観測データ等から、火山活動の見込みや土砂災害の危険性等による活動基準の設定について助言を行う。

県、警察、消防及び自衛隊は、現地での活動を通じて活動基準設定の判断に結びつく情報を入手した場合には、県本部を通じて速やかに報告する。

なお、活動基準を設定する際に、考慮すべき事項例は以下のとおりである。

- 状況
- 火山性地震等の発生回数 ○ 火山ガスの濃度 ○ 火山灰、大きな噴石の飛散
 - 火砕流・火砕サージ・溶岩流の発生状況 ○ 日の出・日の入り時間 ○ 気象
- 状況

<参考：天候や火山の状態による活動判断基準

（『御嶽山噴火災害活動事例報告資料』（長野市消防局）に一部加筆）>

(7) 火山性微動、火山性地震、地殻変動による中止判断

- 地震学者、気象庁が観測データを判断し決定。

(4) 降雨による搜索判断中止基準

- 降雨開始見通し時間の3時間前までに、もしくは現地にて降水を確認した場合。

(5) 降雨による搜索活動中止後の活動再開判断基準

- 降雨停止後、3時間以上が経過していること。
- ヘリコプターによる上空からの調査を実施し、登山道、搜索場所及びその周辺の斜面における崩壊や土石流の有無を確認すること。
- 災害対策本部が、ヘリコプター調査の結果を基に、先遣調査隊の派遣を決定すること。
先遣調査隊は、灰の状況等の調査により現場で搜索部隊が安全に活動できるか確認すること。
- 災害対策本部が、搜索活動を安全に実施できると判断した時点から、7時間先まで降雨の見通しがないこと。

(6) 火山性ガスによる活動中止判断基準

- 平成14年「三宅島火山ガスに関する検討会」において決められた、火山ガスの許容濃度を準用し次のとおりとする。

- ・ 硫化水素(H_2S) : 10ppm ・ 二酸化硫黄(SO_2) : 2ppm

- (カ) 火口周辺の視界不良による活動中止判断基準
- 雲や霧などにより火口の状況が確認できない場合。

エ 活動範囲の設定

県、警察、消防及び自衛隊は、関係機関や検討会から提供される、監視・観測データ等から予想される火山現象の影響範囲や土砂災害の危険範囲等についての情報提供、助言等を踏まえ、活動が可能な範囲を設定する。

オ 活動部隊の退避等が可能な場所の設定

県、警察、消防及び自衛隊は、救助活動中に、異常現象が発生した場合や噴火した場合は、一時的に、活動範囲から直ちに退避できる場所を設定する。

また、天候の悪化等で活動を一時中断する場合は、活動範囲から救助活動を行う全員が直ちに避難できる避難所等を設定する。

その際、救助活動を行う全員を収容するため、複数の避難所等を設定することとし、近くに避難できる避難所等がない場合は、車両による移動も検討する。

県、警察、消防及び自衛隊は、退避もしくは避難後、速やかに避難等が完了したことを県本部に報告する。

(2) 登山者等の救助活動

ア 要救助者情報の把握

県、市町及び関係機関は、登山計画書（届）等と避難促進施設等における緊急退避状況や、下山した者からの情報、避難者名簿等を照合することにより、火口近くにいる登山者等の要救助者の情報集約・整理を行い、情報共有を図る。

イ 救助活動

市町は、噴火警戒レベル2以上の場合において、登山者等を緊急に大きな噴石・火山灰・火山ガス等による影響が小さい場所へ早期に避難させるため、また、避難・下山途中に負傷した登山者等を緊急に救助及び救急搬送するため、大型バス、消防・警察車両等をはじめとする関係機関の車両待機場所について検討する。

なお、救助にあたっては関係機関と十分に協議するほか、安全監視員を配置するなど、救助活動の安全管理や二次災害の防止に万全を期すものとする。

(3) 住民等の救助活動

ア 要救助者情報の把握

県、市町及び関係機関は、避難対象者のリストと避難所等で作成された避難者名簿等を照合することにより、要救助者の情報集約・整理を行い、情報共有を図る。

イ 搜索・救助活動

県、警察、消防及び自衛隊は、共有された要救助者情報をもとに、二次被害を防止するために、救出ルートなどを定め、安全管理体制を確保し、搜索及び救助活動を行う。

(4) 救助等におけるヘリコプターの運用

県、警察及び自衛隊等は緊密に連携して、ヘリコプターを活用した救助活動にあたる。

県は、災害対策本部内にヘリコプターを保有する関係機関によるヘリ運用調整所を設置し、災害対策本部との情報共有やヘリコプター運用の円滑な体制を構築する。特に県、警察、自衛隊等、複数のヘリが同時に活動する際は、航路等の情報共有、ヘリコプターの運用体制についての調整、火山の活動状況及び気象条件にも留意が必要となり、詳細な調整を実施する。

なお、県災害対策本部が設置された場合は、救助部隊の拠点を同本部におくとともに、ヘリポートを設置する等、迅速な活動に対応する。

ヘリを装備している機関は、次のとおりである。

表 3-16 ヘリ装備機関名

機関名	連絡先
国土交通省東北地方整備局	022-225-2171
岩手県防災航空センター	0198-26-5251
岩手県警察本部	019-653-0110
陸上自衛隊東北方面特科連隊第3科 (時間外は司令部当直)	019-688-4311

表 3-17 ヘリ離発着場所数

ヘリ離発着場所	箇所数	備 考
盛岡市	10箇所	
八幡平市	11箇所	
滝沢市	6箇所	
雫石町	8箇所	
矢巾町	2箇所	
合 計	37箇所	

ヘリ離発着場所	箇所数	備 考	
【うち、岩手山での離発着場所】			
ヘリ離発着場所	所在地	管理者	連絡先
岩手山9合目	八幡平市松尾寄木字国見 1-1 国見国有林 1553 林班	岩手北部 森林管理署	0195-72-2221
姥倉山	岩手郡雫石町大字長山網張 1-1 網張国有林 783 林班	盛岡森林管理署	019-663-8001
黒倉山	岩手郡雫石町大字長山網張 1-1 網張国有林 784 林班	盛岡森林管理署	019-663-8001

なお、ヘリ離発着場所の詳細については、別添【資料編】P. 31～34に掲載。

(5) 医療・救護活動

県及び市町は、災害時における医療救護活動を迅速かつ適切に行うため、各医療機関と密接な連携を図る。

県は、多数の傷病者が発生した場合、救急告示施設及び災害拠点病院と連携し、医療・救護体制を確立する。

また、必要に応じて、速やかにドクターヘリコプターを手配し、傷病者の搬送を行うとともに、医療関係機関または国等に対して、災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣を要請する。

市町は、被害の状況及び規模に応じて、災害現場に現場医療救護所を設置するほか、指定避難所等や医療施設に救護所を設置する。

(6) 自衛隊災害派遣要請

ア 自衛隊法に基づく災害派遣要請

市町長は、災害対策基本法第 68 条の 2 により、市町の地域に係る噴火等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため、必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊法第 83 条第 1 項の規定による要請をするよう求めることができる。

知事は、噴火災害等に際して、自衛隊法第 83 条に基づき、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合には、災害派遣を要請することができる。

イ 自衛隊災害派遣要請の基準

市町長が自衛隊に対する災害派遣要請をする際の基準は、噴火活動がより活発化した「噴火警戒レベル 4 以上」とし、以下の状態を認めた場合を目安とする。

ただし、噴火警戒レベル 2、3 においても状況により災害派遣、避難者の救助、搬送、収容等を要請できる。

- 避難対象区域の住民等が、火砕流・火砕サージや融雪型火山泥流等により避難経路が埋没し通行不可能となり、通常的手段による避難が困難
- 避難対象区域の住民等が、大量の火山灰や小さな噴石（こぶし大）の継続的な落下により通常的手段による避難が困難
- 避難対象区域の住民等が、落石・地割れ等により通常的手段による避難が困難

5 避難状況の把握及び避難所の管理・運営

(1) 避難状況の把握

市町は、避難所毎に住民等の避難状況について把握する。

ア 避難者に関すること

- 当該地区住民の世帯数及び人員数
- 避難した世帯数及び人員数（避難所、知人宅等避難先を区分する）
- 地域住民以外の登山者等の一時滞在者等の避難人数（可能な限り）
- 避難者の負傷等の状況
- その他避難者の状況について特に必要な事項

イ 残留者に関すること

- 残留者の有無、氏名及び残留理由
- 避難の目途

(2) 避難所の管理・運営

- 市町は、予め定める避難計画やその作成した避難所の設置及び運営に係るマニュアルに従い、避難所の円滑な運営に努める。この場合において、市町は、避難所の生活環境が常に良好なものとなるよう、保健師、管理栄養士等による巡回や岩手県災害派遣福祉チームの活用を通じて、その状況把握に努め、必要な対策を講じる。
- 市町は、避難所の管理者等と連携を図り、安否情報、食料、生活必需品等の配給及び被災者生活支援等に関する情報を提供するものとし、避難者が適切に情報を得られるよう、活用する媒体に配慮する。
- 市町は、避難者数、防災ボランティア数、物資の種類及び数量等について偏ることのないよう、調整を行う。
- 市町は、地域住民やボランティア団体等の協力を得ながら、次のとおり生活環境の整備を図る。

なお、環境整備を図る際は災害弱者に配慮するものとする。

ア 避難者、住民組織、防災ボランティア等の連携による被災者の自治組織の育成

イ 安否情報、食料生活必需品等の配給情報、生活情報、火山活動情報等各種情報の提供

ウ ホームヘルパー等による介護の実施

エ 生活相談、こころのケア、健康相談、保健指導等の実施

オ プライバシーの確保及び男女や高齢者、障がい者、外国人等の多様なニーズへの配慮

カ 文字放送テレビ、ファクシミリ等の設置、手話通訳者の派遣等障がい者に対する情報提供体制の整備

キ 避難所への警察官の配置による安全の確保

- 市町は、関係機関の協力を得ながら、避難者の愛玩動物の受入れについて留意する。
- 市町は、学校を避難場所として使用する場合には、応急教育の支障とならないよう校長及び避難者の自治組織等と協議を行い、必要な調整を行う。
- 県及び市町は、避難生活が長期化すると認められる場合は、可能な限り、応急仮設住宅や公営住宅のあっせんに努めるほか、必要に応じ、旅館、ホテル等の宿泊施設の活用に努める。

6 広域一時滞在

県及び市町は、火山現象が広域に影響を及ぼす場合、住民等の避難が市町もしくは都道府県境を越えて行われることが想定されることから、広域一時滞在を速やかに実施するため、広域一時滞在の必要性の判断や広域一時滞在に伴う避難手段の確保等を予め定める。

(1) 広域一時滞在の判断・実施

市町は、広域一時滞在の実施にあたり、必要性を迅速に判断するとともに、避難等に関わる県及び関係機関と連携しながら対応する。

市町は、火山現象の影響範囲によって、同市町内で、安全な地域における避難所等の確保や避難者の収容が困難と判断した場合、マニュアルに基づいて避難を実施する。

その際、県及び関係機関と情報共有を図り対応の確認を行うとともに、火山の活動状況によって体制に変更が生じる場合には、変更点を協議し調整を図る。

また、避難先となる市町村と連絡調整を図り、避難者の受入れを要請するとともに、避難者の受入体制について協議する。

市町は、広域一時滞在の調整が図られ次第、避難所等への避難者や避難対象地域の住民等に対して、避難先となる市町村へ広域一時滞在を行うことを周知する。

県、市町及び関係機関は、広域一時滞在の実施が決定された場合、必要に応じて、避難経路での通行規制等を実施するとともに、避難誘導の対応にあたる。

(2) 避難手段の確保

県及び市町は、広域一時滞在による集団避難を行う場合は、バス等の避難手段を確保する。

市町は、噴火が切迫している場合など必要に応じて、県を通じて自衛隊のヘリコプターや車両による輸送を依頼する。

県は、集団避難に必要な場合、ＪＲやＩＧＲ等の活用についても検討し、調整を行う。

7 報道機関への対応

県及び市町は、多数の報道関係者に安全な取材・報道活動を行ってもらうため、災害対策本部に報道対策部門を設置し、職員を置いて報道関係者への対応にあたる。

報道関係者の対応にあたっては、関係機関との密接な連携協力のもと、情報の混乱や誤報・遅延等の防止に努めながら、避難誘導を支援するための情報や正確な救助活動状況及び被害情報などを迅速に提供するように努める。

第4章 噴火後の対応

1 噴火後の対応における関係機関

表 4-1 火山防災協議会の関係機関の役割

関係機関	気象台	岩手河川国道事務所	陸上自衛隊	岩手県警察本部	盛岡地区広域消防組合消防本部	有識者	国土地理院東北地方測量部	盛岡・岩手北部森林管理署	東北地方環境事務所盛岡管理官事務所	観光協会
安否確認				○	○			○		○
土砂災害対応	○	○		○	○	○				○
風評被害対策										○
一時入域等	○	○	○	○	○	○				
治安維持				○						

安否確認	住民及び登山者等の「安否情報の集約又は提供」「身元の確認」を行うことを指す。
土砂災害対応	「降灰後の降雨による土石流」又は「火口噴出型泥流」に対し、状況把握や情報提供、立入規制及び通行規制、避難誘導等を行うことを指す。
風評被害対策	火山活動状況や安全確保対策、民間事業者の営業状況等について、報道機関等を通じて情報発信等を行うことを指す。
一時入域等	「避難指示等の解除」「規制範囲の縮小又は解除」「警戒区域等への一時立入の実施」及びこれらに関する助言又は協議を行うことを指す。
治安維持	警戒区域若しくは避難対象地域の周辺において警戒活動を行うことを指す。

2 住民及び登山者等の安否確認

住民及び登山者等の安否情報の確認は、原則として被災市町が行う。

市町は、指定避難所等に収容された住民及び登山者等について、避難所で作成する避難者名簿を通じて、身元の確認を行い、親族等の連絡先を把握して、連絡を取る。

また、市町は、医療機関等に収容された住民及び登山者等について、本人若しくは所持品や登山計画書（届）等から身元の確認を行う。

なお、市町は、警察や消防、観光施設等と連携して安否情報を集約し、県に報告して情報共有を図る。

県は、被災市町ごとに住民及び登山者等の安否情報を集約する。また、必要に応じ東京事務所を通じて、他都道府県の東京事務所や大使館等と連携しながら、県外や国外の登山者等の親族等からの問合せに対応する。

3 土砂災害への対応

県、市町及び関係機関は、火山灰の堆積による土石流等の発生に備え、降灰や降雨の実績等の情報を収集し、情報共有を図るとともに、予め必要な体制を構築する。

また、国（国土交通省）は、降灰状況に応じて土砂災害防止法に基づく緊急調査（概況調査、降灰量調査等）を実施し、土砂災害緊急情報を県及び市町に通知する。

市町長は、土石流等の発生が予想される場合は、必要に応じて県に助言を求めながら、立入規制実施や避難指示等の発令を行う。

県は、必要に応じて有識者等から学術的助言を受け、市町長に対して、立入規制の実施や避難指示等の発令について助言する。

4 避難の長期化に備えた対策

(1) 避難所の運営

市町は、避難所における生活が長期化すると認められる場合は、避難者の協力を得ながら、次の措置を講じる。

ア 被災者の自治組織の育成

イ 食料、生活必需品等の物資の需要把握体制の整備

ウ 生活相談、こころのケア、健康相談、各種情報の提供体制の整備

エ ホームヘルパー等による介護の実施

オ 保健衛生の確保

カ 避難所のパトロールの実施等による安全の確保

キ 可能な限りのプライバシーの確保及び男女や高齢者、障害者、外国人等の多様なニーズへの配慮

ク 応急仮設住宅や公営住宅のあっせんに努めるほか、必要に応じ、民間アパート、旅館、ホテル等の活用

市町は、関係機関の協力を得ながら、避難者の愛玩動物の受入れについて他の避難者の同意を得るよう努める。

(2) 避難者の健康管理

ア 健康状態の把握

県、市町及び関係機関は、医師及び保健師等で構成する巡回相談チームを編成し、避難所ごとの健康状態の把握を行う。

県、市町及び関係機関は、巡回相談で把握した問題等を記録し、チームカンファレンス等において、効果的な処遇検討が出来るよう努める。

県、市町及び関係機関は、継続的内服が必要な者及び食事指導の必要な者についても配慮する。

イ 被災者の精神状態の把握

県及び市町は、被災者及び支援者に対してカウンセリング等継続的な対応を行うとともに、必要に応じて災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣を要請し、精神医療の提供を行う。

また、メンタルヘルスに関する普及啓発に努める。

県及び市町は、継続的内服が必要な精神障がい者や服薬中断により病状の悪化や再燃を引き起こす可能性のある者で内服薬を被災により紛失、又は入手が困難となった者に対し、保険証の有無にかかわらず処方出来るよう努め、移動困難な在宅患者に対しては訪問する等継続的で適切な精神医療の支援を行う。

市町は、避難所生活の長期化に伴い、身体的・精神的ストレスが蓄積している被災者を対象に、レクリエーション等を行い、ストレスの軽減に努める。

市町は、幼児や児童の保育について、避難所に遊び場を確保しボランティア等の協力を得ながら行う。

ウ 継続的支援対象者のリストアップ

県及び市町は、支援者が変更しても継続的な支援が提供出来るよう、支援が必要な者のリストを作成する。

エ 関係機関との連携の強化

県、市町及び関係機関は、症状の安定のために一時的な入院が必要な者、ターミナルケアが必要な者に対しては、福祉施設・一般病院及び精神病院等と連携を図り入院を勧奨する。

さらに、本人及び家族が退院後の生活に不安を抱くことがないよう継続的な援助を行う。

(3) 防災ボランティアの受入れ

市町は、防災ボランティア活動の自主性を尊重しつつ、その活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

市町は、被災地における防災ボランティア活動に対するニーズ把握に努める。

市町は、防災ボランティアの協力が必要と認めた場合は、関係機関と連携して、防災ボランティアに対し、協力を要請する。

市町及び市町社会福祉協議会は、防災ボランティアの受付、活動拠点の確保、活動時の安全確保、被災地におけるニーズ等の情報提供など、その受入態勢の整備に努める。

(4) 避難生活に必要な物資の供給

市町は、避難者に対する食料、被服、寝具等の生活必需品及び避難生活に必要な物資を迅速かつ円滑に供給できるよう、関係業者・団体等の協力が得られる体制の整備等により、物資の調達を図る。

市町は、災害時における物資の需要と供給のバランスを確保するため、情報及び調達・配分窓口の一元化を図る。

県、市町及び関係機関は、その備蓄する物資の供給に関し、相互に協力するよう努める。

(5) 教育の再開

市町は、避難生活が継続する中での教育の再開にあたっては、次の事項に留意する。

なお、学校が被災するなど、授業を行うことが困難、又は不可能である場合においては、他の学校や公共施設を使用して教育を再開する。

ア 児童、生徒の精神の安定と保健・安全に努める。

イ 教科書、学用品等の損失状況を把握し、児童、生徒の学習に支障のないよう配慮する。

ウ 教育の場が公民館等学校施設以外のときは、教育方法に留意する。

エ 災害に伴う交通機関の状況又は他の施設利用による通学手段の確保その他の通学に関する事項を考慮する。

オ 授業が不可能となる場合が予想されるときは、家庭学習の方法を講じる。

カ 授業が長期にわたり行うことができないときは、学校と児童、生徒との連絡網の整備を図り指示伝達事項の徹底を図る。

(6) 応急的な住宅の供給

県及び市町は、火山災害により継続して居住することが困難となった住民に対し、住民の要望、地域特性、避難前の地域社会の維持等に配慮した公営住宅、もしくは民間賃貸住宅の情報を提供する。

また、火山活動が活発化してから沈静化するまでの期間が長期に及ぶ場合は、住宅が被災していない避難対象住民の応急仮設住宅建設について検討を行う。

5 風評被害対策

県、市町及び関係機関は、岩手山の現状や火山活動に応じた立入規制区域及び岩手山周辺における安全確保対策や災害時の避難計画について、様々な手段による情報発信を行いながら、風評被害の防止に努める。

また、火山活動の沈静化後は、積極的な情報発信を行うなど、地域のイメージダウンを軽減する取組を講じる。

6 避難指示解除、一時入域などの対応

(1) 避難指示等の解除

市町長は、避難指示等の解除を行うにあたり、必要に応じて、県に助言を求める。

県は、必要に応じて検討会を開催し、検討会から火山活動の状況に関する学術的助言を受け、市町長に対して避難指示等の解除について助言する。

市町は、避難指示等の解除にあたって、避難対象地域の地区単位で、帰宅の手順や経路等を定めた帰宅計画を作成する。

また、防災行政無線やメール、ラジオ等を活用して、避難指示等の解除を住民等に周知し、帰宅に先立ち、帰宅計画等をもとに、住民等への説明会等を開催する。

県は、市町が行う避難指示等の解除について住民等への周知活動を支援する。

関係機関は、火山の活動状況を把握するため、避難指示等の区域内を含む観測機器の復旧と、地形、噴出物調査をはじめとする現地調査を実施する。

県、市町及び関係機関は、避難指示等の解除に先立ち、避難指示等の区域内の道路状況や交通に支障がないか、二次災害防止対策等の安全確認を行い、避難指示等の解除に合わせ、必要な通行規制の解除等を行う。

(2) 規制範囲の縮小又は解除

市町長は、規制範囲の縮小又は解除を判断・決定するにあたり、必要に応じて、県に助言を求める。

県は、必要に応じて検討会を開催し、検討会から火山活動の状況に関する学術的助言を受け、市町長に対して規制範囲の縮小又は解除について助言する。

市町は、規制範囲を縮小又は解除することを防災行政無線やメール、ラジオ等を活用し住民等に周知する。

県は、市町が行う規制範囲の縮小又は解除についての住民等への周知活動を支援する。

関係機関は、火山の活動状況を把握するため、県、市町と連携を図りながら、規制範囲内の観測機器の復旧と現地調査を行う。

県、市町及び関係機関は、規制範囲の縮小又は解除に先立ち、規制範囲内の道路状況や交通に支障がないか、二次災害防止対策等の安全確認を行い、規制範囲の縮小又は解除に合わせ、必要な通行規制の解除や、新たな規制箇所での通行規制等を行う。

市町は、規制範囲の縮小又は解除にあたっては、以下の検討を行う。

- 災害の危険性の有無（降雨型泥流等の二次災害も含む）
- 避難解除の範囲
- 緊急時の情報伝達方法の確保
- 道路、ライフラインの確保
- 再避難体制の整備

(3) 一時入域

市町は火山活動が小康状態となった場合、対象範囲を決めて一時入域を実施する。

市町長は、一時入域を判断・決定するにあたり、必要に応じて、県に助言を求める。

県は、必要に応じて検討会を開催し、検討会から火山活動の状況に関する学術的助言を受け、市町長に対して一時入域について助言する。

市町は、一時入域の実施にあたっては、一時入域を希望する住民等を募集し、一時入域者名簿を作成する。作成した名簿は、警察、消防、道路管理者等と共有する。

また、一時入域者と常に連絡が取れるよう、携帯電話やランシーバー等を活用し、緊急時の避難や退去の指示を確実に伝達する。

関係機関は、一時入域の実施に先立ち、避難対象地域や警戒区域に立入り、現地調査を行う。

県、市町及び関係機関は、一時入域の実施に先立ち、入域可能な範囲の道路状況等について安全を確認するとともに、市町が作成した一時入域者名簿を活用し、規制箇所等で一時入域者の入退去の確認を行う。

市町は、対象区域における以下の項目の状況をふまえ検討し、一次入域を実施する。

- | | | |
|-----------|--------------|---------------|
| ○ 適用範囲・時間 | ○ 緊急時の情報伝達方法 | ○ 火山の警戒監視方法 |
| ○ 帰宅方法、経路 | ○ 帰宅対象者 | ○ ライフラインの復旧状況 |

7 治安の維持

市町長は、警戒区域の設定や避難対象地域への「立ち入り禁止」等の規制措置を実施する。

また、警察と連携して住民及び関係機関等へこれを周知し、警戒区域もしくは避難対象地域の周辺における警戒活動を実施する。

なお、警戒活動にあたっては、噴火形態によってさらなる危険も予測されることから、火山活動の状況を十分に考慮のうえ、行うものとする。

8 相談窓口の開設

市町は、避難住民の中に災害によって家屋や土地、事業所等の私的財産の喪失や近親者を失うなど、著しい精神的苦痛を被ることが予想されることから、被災した住民の生活再建、事業の再開等の相談に乗り、不安の解消に努めるよう、市町庁舎及び各避難所に市町職員や県派遣職員等による相談窓口を開設する。

2-16 火山災害予防計画

2-16-5 避難促進施設一覧表

令和6年10月24日現在

避難促進施設一覧表

番号	施設名	郵便番号	所在地	電話番号
1	青空こども園	020-0866	盛岡市平賀新田字高柳 2-4	648-1900
2	青滝旅館	020-0132	盛岡市西青山 2-32-10	645-1500
3	アストロプロダクツ盛岡店	020-0148	盛岡市前潟 2-1-40	641-2227
4	アップガレージ盛岡インター店	020-0148	盛岡市前潟 3-2-25	601-1182
5	あべ内科・消化器科クリニック	020-0146	盛岡市長橋町 17 番 45 号	605-5311
6	イオンモール盛岡	020-0148	盛岡市前潟 4-7-1	605-3511
7	医療法人純仁会 盛岡前潟眼科	020-0148	盛岡市前潟四丁目 7 番 1 号 イオンモ ール盛岡 2 階	601-5517
8	医療法人千藤の会 久保田医院	020-0147	盛岡市大館町 26-10	019-646- 9090
9	ヴァレーハウス	020-0142	盛岡市稲荷町 16-32	643-5081
10	au ショップ盛岡インター	020-0148	盛岡市前潟 2-1-33	648-2337
11	生出小学校	028-4134	盛岡市下田字仲平 59-36	683-2350
12	生出児童館	028-4134	盛岡市下田字仲平 66-2	683-2088
13	大館歯科クリニック	020-0147	盛岡市大館町 26-50	019-646- 6825
14	株式会社サンデー盛岡前潟店	020-0148	盛岡市前潟 3-2-45	645-8870
15	カレーハウス CoCo 壱番屋盛岡インター店	020-0148	盛岡市前潟 2-3-7	648-9030
16	キックオフ西青山	020-0132	盛岡市西青山三丁目 14 番 9 号 齊藤 貸家	645-4377
17	キッズライン	020-0131	盛岡市中堤町 3-6	090-4316- 3556
18	くどう歯科クリニック	020-0146	盛岡市長橋町 16 番 20 号	648-7171
19	けあふる稲荷町	020-0142	盛岡市稲荷町 14-28	645-4111
20	ケーズデンキ盛岡西店	020-0148	盛岡市前潟 3-2-1	648-3888
21	ゴーゴーカレー盛岡インターパーク	020-0148	盛岡市前潟 2-1-2	658-9455
22	サービス付き高齢者向け住宅 優久苑	020-0147	盛岡市大館町 26 番 7 号	646-1122
23	しいのみホーム	020-0146	盛岡市長橋町 3 番 42 号	647-5444

番号	施設名	郵便番号	所在地	電話番号
24	シニアライフ山翠	020-0132	盛岡市西青山三丁目 11 番 68 号	656-6663
25	洪民児童館	028-4132	盛岡市洪民字鶴塚 103	683-3020
26	洪民小学校	028-4132	盛岡市洪民字鶴塚 114	683-2254
27	洪民中央病院	028-4132	盛岡市洪民字大前田 53-2	683-2336
28	洪民中央病院 介護医療院	028-4132	盛岡市洪民字大前田 53 番地 2	683-2336
29	洪民中学校	028-4134	盛岡市下田字下田 106	683-2150
30	住宅型有料老人ホームメルシー長橋	020-0146	盛岡市長橋町 5 番 15 号	601-2016
31	住宅型有料老人ホーム結の家	020-0146	盛岡市長橋町 6 番 1 号	648-5335
32	秀峰苑指定短期入所生活介護事業所	028-4134	盛岡市下田字石羽根 99 番地 901	683-1516
33	秀峰園障がい者生活介護センター	028-4134	盛岡市下田字石羽根 99 番地 901	683-3306
34	秀峰苑地域密着型通所介護事業所	028-4134	盛岡市下田字石羽根 99 番地 901	683-3306
35	ジョイス長橋台店	020-0146	盛岡市長橋町 14-50	605-2800
36	小規模多機能型居宅介護あい長橋町	020-0146	盛岡市長橋町 17 番 35 号	601-5521
37	将軍 盛岡店	020-0148	盛岡市前潟 3-2-80	648-7777
38	ショートステイしぶたみ	028-4132	盛岡市洪民字岩鼻 69 番地 18	656-8891
39	スーパーダブルエックス盛岡インター店	020-0142	盛岡市稲荷町 12-18	646-1916
40	生活支援下宿さくら館長橋	020-0146	盛岡市長橋町 3 番 47 号	681-3608
41	地域活動支援センターヒソブ工房事業所	020-0147	盛岡市大館町 28 番 53 号	646-8581
42	月が丘小学校	020-0633	滝沢市穴口 328	684-3744
43	ツルハドラッグ盛岡大館町店	020-0147	盛岡市大館町 18-3	648-6268
44	デイサービス結の家	020-0146	盛岡市長橋町 6 番 1 号	648-5331
45	デイサービスふくろうの広場長橋台	020-0146	盛岡市長橋町 25 番 1 号	658-9834
46	特別養護老人ホーム玉寿荘 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業所	028-4134	盛岡市下田字石羽根 99 番地 902	683-2965
47	特別養護老人ホームジャスミン	028-4132	盛岡市洪民字泉田 334 番地	669-5050
48	特別養護老人ホームジャスミン短期入所事業所	028-4132	盛岡市洪民字泉田 334 番地	669-5050

番号	施設名	郵便番号	所在地	電話番号
49	特別養護老人ホーム秀峰苑	028-4134	盛岡市下田字石羽根 99 番地 901	683-1516
50	トヨタカローラ岩手株式会社 盛岡インター店	020-0148	盛岡市前潟 1-2-5	648-1188
51	長橋皮膚科クリニック	020-0146	盛岡市長橋町 38 番 7 号	613-2121
52	中村こどもクリニック	020-0143	盛岡市上厨川字杉原 50 番地 47	648-7711
53	なごみ矯正・デンタルクリニック	020-0148	盛岡市前潟四丁目 7 番 1 号 イオンモ ール盛岡 1 階	645-7530
54	西青山地域支援センター	020-0132	盛岡市西青山三丁目 40 番 39 号	605-5252
55	ひかり保育園	020-0132	盛岡市西青山三丁目 14-19	646-8450
56	ヒソプ工房	020-0147	盛岡市大館町 28 番 53 号	646-8581
57	びっくりドンキー盛岡インター店	020-0148	盛岡市前潟 2-1-10	648-2256
58	ぴょんぴょん舎本店	020-0142	盛岡市稲荷町 12-5	646-0541
59	ふくろうの広場長橋台	020-0146	盛岡市長橋町 25 番 88 号	658-9834
60	みやもと内科クリニック	020-0143	盛岡市上厨川字杉原 101 番地 4	601-3810
61	みんなのみらい青山園	020-0132	盛岡市西青山三丁目 36-36	601-8018
62	メガネのフロントワン	020-0148	盛岡市前潟 2-1-26	605-4022
63	麺屋八代盛岡インター店	020-0148	盛岡市前潟 2-3-6	647-8850
64	旅館さくら	028-4134	盛岡市下田字仲平 182-2	683-2107
65	盛岡稲荷町複合施設	020-0142	盛岡市稲荷町 10-7	646-5172
66	盛岡市市民運動公園	028-4135	盛岡市川崎字川崎 1-1	683-1636
67	盛岡市市民文化会館「姫神ホール」	028-4132	盛岡市市民字鶴塚 55	683-3526
68	盛岡市総合交流ターミナルユートランド姫神	028-4134	盛岡市下田字生出 893-11	683-3215
69	盛岡市役所玉山総合事務所	028-4132	盛岡市市民字泉田 360	683-1130
70	盛岡市立西青山老人憩いの家	020-0132	盛岡市西青山三丁目 6 番 30 号	646-5403
71	盛岡 YMCA ふらいむ・たいむ前潟校	020-0148	盛岡市前潟一丁目 5-31	641-5822
72	焼肉ランドまんぷく一本木	028-4134	盛岡市下田字仲平 185-6	683-3656
73	有料老人ホームみみずくの里	020-0146	盛岡市長橋町 25 番 68 号	656-1583

番号	施設名	郵便番号	所在地	電話番号
74	有料老人ホームメルシー前潟	020-0148	盛岡市前潟一丁目7番16号	613-7466
75	ゆで太郎盛岡インター店	020-0148	盛岡市前潟2-3-8	643-2282
76	ユニクロ盛岡インター店	020-0148	盛岡市前潟2-3-12	605-2570
77	養護老人ホーム玉寿荘	028-4134	盛岡市下田字石羽根99番地902	683-2965
78	洋服の青山 盛岡インター店	020-0148	盛岡市前潟2-2-2	645-2668
79	ローソン盛岡大館店	020-0147	盛岡市大館町17-5	646-5888
80	中央自動車学校	020-0132	盛岡市西青山2-31-11	647-3125
81	岩手ダイハツ販売株式会社 盛岡インター店	020-0148	盛岡市前潟1-1-8	641-8855

2-17 火災予防計画
2-17-1 消防力一覧表

消防力の整備指針

令和6年7月1日現在

区 分 項 目		基準台数等と現有台数の比較				基準台数等の人員と現有人員との比較				現有台数等の人員と現有人員との比較			
		基 準 台数等 (台)	現 有 台数等 (台)	不足数 (台)	充足率 (%)	基準台数 等に対する 人員の基 準数 (人)	現 有 人 員 (人)	不足数 (人)	充足率 (%)	現有台数 等に対する 人員の基 準数 (人)	現 有 人 員 (人)	不足数 (人)	充足率 (%)
署 所(3条)		13	13	0	100								
警防隊員	消防ポンプ自動車	12	12	0	100	163				163			
	はしご自動車	3	2	1	67	45				30			
	化学消防車	2	1	1	50	30				15			
	大型水槽車	1	1	0	100	6				6			
	指揮車	3	3	0	100	27				27			
	特殊車両等	13	13	—	—	—				—			
救急隊員	救急自動車	9	9	0	100	81				81			
救助隊員	救助工作車	3	2	1	67	45				30			
非常用	消防ポンプ自動車	—	—	—	—	—				—			
	救急自動車	—	—	—	—	—				—			
小 計		46	43	3	93	397	271	126	68	352	271	81	77
予防要員		予防要員については、専従の人員を示し、管内の防火対象物及び危険物施設数等によって算出したものである。				76	1	75	1	76	1	75	1
庶務の処理等の人員						50	50	0	100	50	50	0	100
合 計		46	43	3	93	523	322	201	62	478	322	156	67

2-17 火災予防計画

2-17-2 消防相互応援協定（盛岡地区広域市町村）

消 防 相 互 応 援 協 定

盛岡市、八幡平市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、紫波町及び矢巾町、（以下「協定市町村」という。）は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき消防の相互応援について次のとおり協定を締結する。

第1条 協定市町村は、他の協定市町村の区域内において火災その他の災害が発生したことを認知したときは、次に定めるところにより応援隊を派遣するものとする。ただし、協定市町村は、状況に応じ応援隊の隊数を増加することができる。

- (1) 近接区域に火焰を認めたとき 2隊
- (2) 情報により大火その他の大規模の災害の発生を知ったとき 3隊

2 協定市町村は、火災その他の災害の発生により他の協定市町村から応援の要請を受けたときは、その要請を受けた数の応援隊を派遣するものとする。ただし、当該協定市町村の区域内において同様の災害が発生し、または同様の災害が発生するおそれがある場合は、応援隊を派遣せず、または要請を受けた数より少ない数の応援隊を派遣することができる。

第2条 応援の要請は、応援の要請をしようとする協定市町村の長が次に掲げる事項を明示して電話その他の方法により、応援を求める協定市町村の別表に定める場所に対して行なうものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の発生場所
- (3) 応援隊の数ならびに必要な人員および機械器具
- (4) 応援隊受領（誘導員配置）場所
- (5) その他必要な事項

第3条 応援の要請をした協定市町村は、応援隊の受領場所に誘導員を待機させ、到着した応援隊の誘導に努めるものとする。

第4条 応援隊は、その現場に到着したときは、直ちに要請を受けて派遣された応援隊にあつては、応援を受けた協定市町村（以下「受援市町村」という。）の長および消防団長に、災害の発生を認知して要請を受けることなく派遣された応援隊にあつては受援市町村の消防団長にその旨を報告し、それぞれ当該受援市町村の消防団長の指揮に従つて総合消防力の発揮に努めるものとする。

2 応援隊に対する指揮は、当該応援隊の長に対して行なうものとする。

第5条 応援に要した費用で次に掲げるものについては、応援した協定市町村（以下「応援市町村」という。）が負担するものとする。

- (1) 応援隊員の手当に係る費用
- (2) 機械器具に破損または故障が生じた場合の修繕費。ただし、次条第2号に該当するものを除く。
- (3) 燃料費

第6条 応援に要した費用で次に掲げるものの負担区分については、応援市町村と受援市町村において協議のうえ決定するものとする。

- (1) 応援隊員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合（往路中に生じた場合を含む。）の災害補償に要する費用
- (2) 機械器具に重大な破損を生じた場合の修理費

第7条 応援隊員が応援業務に従事中第三者に与えた損害については、受援市町村がその賠償の責に任ずるものとする。ただし、その損害が応援業務に従事中によるものであるかどうか

の判定については、応援市町村と受援市町村協議のうえ決定するものとする。

2 応援隊員が応援の往路及び帰路において第三者に与えた損害については、応援市町村側が負担その賠償の責に任ずるものとする。

第8条 応援に要した費用で前3条に定めのないものについては、受援市町村が負担するものとする。

第9条 応援を受けた場合の応援措置に要する費用は、応援市町村が一時繰替支弁するものとし、当該応援市町村の請求に基づいて支払うものとする。

第10条 次に掲げる協定は廃止する。

(1) 盛岡市、滝沢村、雫石町、玉山村、都南村、矢巾町及び紫波町の間において昭和38年11月29日締結した消防相互応援協定

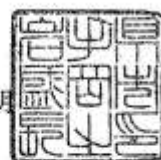
(2) 岩手町、雫石町、葛巻町、西根町、玉山村、松尾村及び滝沢村の間において昭和45年7月1日締結した岩手郡消防相互応援協定

上記協定の締結を証するため、本書8通を作成し各協定市町村記名押印のうえおのおのその1通を保有する。

上記のとおり協定する。

平成19年3月30日

盛岡市長 谷 藤 裕 明



八幡平市長 田 村 正 彦



雫石町長 中屋敷 十



葛巻町長 中 村 哲 雄



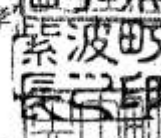
岩手町長 民部田 幾 夫



滝沢村長 柳 村 典 秀



紫波町長 藤 原 孝



矢巾町長 川 村 光 朗



別 表

市 町 村 名	指 定 場 所	局 名	電 話 番 号
盛 岡 市	消 防 本 部	盛 岡	019-622-2175
八 幡 平 市	市 役 所	八 幡 平	0195-76-2111
雫 石 町	役 場	雫 石	019-692-2111
葛 巻 町	分 署	葛 巻	0195-66-2709
岩 手 町	役 場	岩 手	0195-62-2111
滝 沢 村	役 場	滝 沢	019-684-2111
紫 波 町	役 場	紫 波	019-672-2111
矢 巾 町	役 場	矢 巾	019-697-2111

2-17 火災予防計画

2-17-3 消防相互応援に関する協定（県内消防本部）

（平成19年4月1日締結）

消防相互応援に関する協定

消防相互応援に関する協定（平成13年5月1日締結）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、第2条に規定する一部事務組合及び市の行政区域内に災害が発生した場合における消防相互応援について、必要な事項を定めるものとする。

（協定組合等）

第2条 この協定は、次に掲げる一部事務組合及び市（以下「協定組合等」という。）の相互間において行うものとする。

- (1) 盛岡地区広域行政事務組合
- (2) 宮古地区広域行政組合
- (3) 一関市
- (4) 釜石大槌地区行政事務組合
- (5) 胆江地区消防組合
- (6) 久慈地区広域行政事務組合
- (7) 花巻市
- (8) 北上地区消防組合
- (9) 大船渡地区消防組合
- (10) 遠野市
- (11) 陸前高田市
- (12) 二戸地区広域行政事務組合

（災害の範囲）

第3条 この協定において、災害とは、次の災害をいう。

- (1) 消火、救急及び救助の応援活動を必要とする大規模又は特殊な災害
- (2) 火災原因調査の応援活動を必要とする大規模又は特異な火災

（応援要請）

第4条 災害が発生した協定組合等（以下「要請組合等」という。）は、次に掲げる事項を明らかにして、第2条に規定する協定組合等（以下「応援組合等」という。）に対し、応援の要請を行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 人員並びに車両及び資機材等の種別及び数量
- (4) 応援場所及び応援場所までの経路
- (5) 応援を要する期間
- (6) その他応援の要請に必要な事項

2 応援の要請は、電話又はファクシミリ等により行うものとし、後日、文書を提出するものとする。

(応援隊の派遣)

第5条 応援組合等の長が前条の規定により応援要請を受けたときは、特別の理由のない限り応援隊を派遣するものとする。

2 前項の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請組合等の長に通報するものとする。

(自主応援)

第6条 協定組合等は、第3条第1号に規定する災害が発生したと認められる場合において、要請組合等との連絡がとれないとき又は要請組合等が応援を要請するいとまがないと認めるときは、第4条の要請を待たずに、必要な応援を行うことができるものとする。この場合において、応援組合等は、同条の規定により要請組合等から応援の要請を受けたものとみなす。

(応援隊の指揮)

第7条 応援隊の指揮は、法第47条の規定に基づき、要請組合等の長が行うものとする。

(応援活動の報告)

第8条 応援隊の長は、応援活動の結果を速やかに要請組合等の消防長に報告するものとする。

(費用の負担)

第9条 この協定に基づく応援に要する費用の負担については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。

(1) 応援組合等が負担する費用

- ア 公務上の災害補償費
- イ 旅費及び諸手当
- ウ 車両及び機械器具の燃料費（現地で調達したものを除く。）
- エ 車両及び機械器具の修理費
- オ 要請組合等への往復の途中において第三者に与えた損害の賠償費等

(2) 要請組合等が負担する費用

- ア 車両及び機械器具の燃料費（現地で調達したものに限る。）
- イ 宿泊費及び食糧費
- ウ 化学消火薬剤等の資機材費
- エ 現場活動中に第三者に与えた損害の賠償費等

(3) 前2号に規定する以外の費用の負担については、要請組合等及び応援組合等が協議して定めるものとする。

(情報等の交換)

第10条 協定組合等は、この協定に基づく相互応援を円滑に行うため、必要に応じて情報及び資料を相互に交換するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、協定組合等の長が協議して定めるものとする。

(委任)

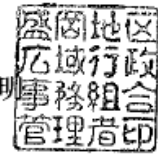
第12条 この協定の実施に関し必要な事項は、協定組合等の消防長が協議して別に定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書12通を作成し、協定組合等の長が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成19年4月1日

盛岡地区広域行政事務組合管理者

谷 藤 裕 明



宮古地区広域行政組合管理者 宮古市長

熊 坂 義 裕



一関市長

浅 井 東兵衛



釜石大槌地区行政事務組合管理者 釜石市長 小 沢 和 夫



胆江地区消防組合管理者 奥州市長

相 原 正 明



久慈地区広域行政事務組合管理者 久慈市長 山 内 隆 文



花巻市長

大石 満雄



北上地区消防組合管理者 北上市長

伊藤 彬



大船渡地区消防組合管理者 大船渡市長

甘竹 勝郎



遠野市長

本田 敏秋



陸前高田市市長

中里 長門



二戸地区広域行政事務組合管理者 一戸町長 稲葉



2-18 林野火災予防計画

2-18-1 盛岡市火入条例

盛 岡 市 火 入 条 例

〔 昭和59年6月27日 〕
〔 条 例 第 30号 〕

(趣旨)

第1条 この条例は、森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）第21条に規定する火入れの許可に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第2条 火入れの許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

(許可の要件)

第3条 市長は、次の要件に該当しなければ火入れの許可をしてはならない。

- (1) 火入れの目的が法第21条第2項各号に該当するものであること。
- (2) 火入れをしようとする土地（以下「火入地」という。）及び火入地の周囲の現況、火入れをしようとする期間の気象状況の見通しその他の状況により火入地の周囲に延焼するおそれがないと認められるものであること。

(許可の条件)

第4条 市長は、火入れの適正な実施を確保するため、火入れの許可に条件を付することができる。

(許可の取消し等)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、火入れの許可を取り消し、前条の条件を変更し、又は行為の中止若しくは火災の予防その他危害の防止のため必要と認める措置を命ずることができる。

- (1) 火入れの許可をした後において第3条第2号に該当しないことになったとき。
- (2) 火入れの許可を受けた者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこの条例に基づく処分に違反したとき。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

一部改正〔平成17年条例89号〕

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

一部改正〔平成4年条例48号〕

- 2 都南村の編入の日前に旧都南村火入条例（昭和61年都南村条例第16号）の規定に基づきなされた手続、処分その他の行為は、この条例の相当規定に基づきなされたものとみなす。

追加〔平成4年条例48号〕

- 3 玉山村の編入の日前に旧玉山村火入れに関する条例（昭和60年玉山村条例第1号）の規定に基づきなされた申請に係る火入れの許可については、同条例の例による。

追加〔平成17年条例89号〕

附 則（平成4年条例第48号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第89号）

この条例は、平成18年1月10日から施行する。

2-18 林野火災予防計画

2-18-2 盛岡市火入条例施行規則

盛岡市火入条例施行規則

〔 昭和59年6月27日 〕
〔 条 例 第 26号 〕

(趣旨)

第1条 この規則は、盛岡市火入条例（昭和59年条例第30号。以下「条例」という。）の規定に基づき、及び条例を施行するため必要な事項を定めるものとする。

(申請の手順)

第2条 条例第2条の規定による火入れの許可の申請は、火入れをしようとする期間の初日の10日前までに盛岡市火入許可申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 火入れをしようとする土地(以下「火入地」という。)及び火入地の周囲の現況並びに防火の設備の位置を示す図面
- (2) 火入地が火入れの許可を受けようとする者以外の者が所有し、又は管理する土地であるときは、当該土地の所有者又は管理者の承諾書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(許可書の交付)

第3条 条例第2条の規定による許可は、盛岡市火入許可書(様式第2号)の交付をもつてする。

(火入れの期間)

第4条 火入れの期間は、1件につき7日以内とする。

(火入地の面積)

第5条 火入地の面積は、1件につき1ヘクタール以内とする。ただし、1区画（火入地を1ヘクタール以下の面積に区画したものをいう。以下同じ。）の火入れが終了した後引き続き他の1区画に火入れをする場合は、この限りでない。

(防火帯の設置)

第6条 火入れは、火入地（前条ただし書の規定により火入地を区画した場合は、当該区画した火入地。以下同じ。）に接する部分に幅5メートル（当該接する部分が、傾斜地にある火入地に接する部分で市長が指定する部分及び火入れをする日に一定以上の風勢がある場合のその風下に当たる部分にあつては、幅10メートル）以上の防火帯を設置し、その防火帯の中にある立木その他の可燃物を除去するなど延焼のおそれがないようにして行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、同項の防火帯と同等以上の効果があると市長が認める河川、湖沼、用水路、溝等があるときは、同項の防火帯を設置しないことができる。

(火入責任者等)

第7条 火入れは、火入地において火入れの実施を指揮監督する者（以下「火入責任者」という。）及び次の各号に掲げる火入地の面積に応じ、当該各号に定める人数以上の火入れの作業に従事する者（以下「火入従事者」という。）を置いて行わなければならない。

- (1) 0.5ヘクタール以下の面積 5人
- (2) 0.5ヘクタールを超える面積 5人に0.5ヘクタールを超える0.1ヘクタールごとに1人を加えた人数

(火入れの通知)

第8条 火入れの許可を受けた者（以下「火入者」という。）は、許可を受けた火入れの期間内

において火入れをする日を定め、その日の前日までに火入れをする日及び時間を市長に通知しなければならない。

(火入れの実施)

第9条 火入れは、次に掲げるところにより実施しなければならない。

- (1) 日の出後に開始し、日没までに終了すること。
- (2) 風勢、湿度その他の気象状況を十分に考慮して行うこと。
- (3) 風下から行うこと。ただし、火入地が傾斜地であるときは、当該火入地の最も高い部分から行うこと。
- (4) 消火に必要な器具を備えて行うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長の指示に従って行うこと。

(火入れの中止)

第10条 火入者は、強風注意報、乾燥注意報又は火災警報が発令されたときその他火入地の周囲に延焼するおそれが生じたときは、直ちに火入れを中止しなければならない。

(平成6規則24・一部改正)

(消防長への通知)

第11条 市長は、火入れの許可をしたとき及び第8条の規定による火入れの通知のあつたときは、盛岡地区広域消防組合の消防長にその旨を通知するものとする。

附 則

- 1 この規則は、条例の施行の日から施行する。
- 2 盛岡市火入規則(昭和25年告示第12号の2)は、廃止する。

附 則 (平成6年規則第24号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。ただし、第10条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年規則第8号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

様式第1号 盛岡市火入許可申請書（第2条関係）
（平成6規則24・一部改正）

盛岡市火入許可申請書	
盛岡市長 様	年 月 日 住 所 氏名又は名称 及び代表者氏名 電話
印	
次のとおり火入れの許可を受けたいので関係書類を添えて申請します。	
火 入 目 的	地ごしらえ 開墾準備 害虫駆除 焼 畑 採草地改良
火 入 期 間	年 月 日から 年 月 日まで(日間)
火 入 地	所 在 地
	所有者及び管理 者の住所及 び氏名
	地 種 区 分
	面 積
保安林() 普通林 原野 採草地 その他()	
ヘクタール	
火入責任者氏名	
火 入 従 事 者	
男 人 女 人 計 人	
防 火 帯	
別添図面のとおり。	
消 火 器 具	
備 考	
備考 「地種区分」の欄の「保安林()」は保安林種を、「その他()」は土地の現況を記入してください。	

備考 用紙の大きさ 日本工業規格A4

様式第2号 盛岡市火入許可書（第3条関係）
（平成6規則24・一部改正）

盛岡市火入許可書	
盛岡市指令 第 号	
住 所 氏名又は名称 及び代表者氏名	
月 日付けで申請のあつた火入れについて、次のとおり許可します。	
年 月 日	
盛岡市長 印	
火 入 目 的	地ごしらえ 開墾準備 害虫駆除 焼 畑 採草地改良
火 入 期 間	年 月 日から 年 月 日まで(日間)
火 入 地	所 在 地
	所有者及び管 理者の住所及 び 氏 名
	地 種 区 分
	面 積
保安林() 普通林 原野 採草地 その他()	
ヘクタール	
火入責任者氏名	
火入従事者	
防 火 帯	
消 火 器 具	
備 考	

備考 用紙の大きさ 日本工業規格A4

2-19 農業災害予防計画

2-19-1 農業用水路改修事業一覧表

農業用水路改修事業一覧表

事業名	事業概要		施工箇所	施行年度
	区間延長 (km)	改修済 延長(km)		
尻志田地区農業用排水路	0.63	0.33	下田地内	R元～

2-19 農業災害予防計画

2-19-2 盛岡市防災重点ため池一覧表

令和6年7月1日現在

名称	所在地	所有者等	諸元・構造		
			(1)堤高 (m)	(2)堤頂長 (m)	(3)総貯水量 (千 m ³)
油田堤	羽場 20 地割 1 番	盛岡市	2.5m	152.0m	28.0 千 m ³
岡田堤	羽場 20 地割 10 番 3	自然人	3.5m	223.0m	44.0 千 m ³
風張溜池	玉山永井字永井沢 67 番 50	自然人	3.2m	168.0m	180.0 千 m ³
風張溜池第 2	玉山永井字永井沢 139 番	自然人	1.8m	90.0m	4.4 千 m ³
風張溜池第 3	玉山永井字永井沢 140 番	自然人	1.7m	120.0m	8.7 千 m ³
羽場堤 1 号	上飯岡 2 地割 109 番 2	盛岡市	3.2m	53.0m	13.0 千 m ³
新堤	湯沢東一丁目 35 番	盛岡市	5.0m	192.0m	18.0 千 m ³
湯沢過水溜池	湯沢東一丁目 15 番 847	盛岡市	7.4m	132.0m	30.0 千 m ³
堀越堤	手代森 4 地割 80 番 16	自然人	4.2m	73.0m	13.0 千 m ³
観音堤 1 号	黒川 14 地割 15 番	盛岡市	3.0m	33.0m	12.0 千 m ³
観音堤 2 号	黒川 14 地割 9 番	盛岡市	2.8m	50.0m	11.0 千 m ³
大沢田堤	乙部 1 地割 57 番	盛岡市	3.0m	49.0m	10.0 千 m ³
狐沢溜池	渋民字大森 17 番	盛岡市	3.0m	65.0m	5.4 千 m ³
永井沢溜池	玉山永井字永井沢 28 番 58	自然人	2.4m	443.0m	33.0 千 m ³
寺堤	渋民字長渡 1 番	盛岡市	2.9m	65.0m	6.2 千 m ³
鳥木沢堤	玉山永井字鳥木沢 6 番	自然人	2.6m	30.0m	0.4 千 m ³
風張溜池第 4	玉山永井字永井沢 141 番	自然人	1.8m	136.0m	3.2 千 m ³
武道上堤	芋田字武道 54 番	自然人	3.3m	55.0m	14.4 千 m ³
竹久保堤	渋民字鶴飼 43 番	盛岡市	1.6m	48.0m	1.2 千 m ³
大清水溜池	玉山永井字百目木 2 番	自然人	2.8m	116.0m	12.9 千 m ³
外鼻堤 1 号	上飯岡 8 地割 1 番	盛岡市	3.3m	48.0m	20.0 千 m ³
外鼻堤 2 号	上飯岡 5 地割 119 番	盛岡市	3.5m	89.0m	20.0 千 m ³
日戸堤	日戸字新田 13 番 113	自然人	1.4m	95.0m	3.2 千 m ³
庄ヶ畑ため池	上米内字庄ヶ畑 69 番地	自然人	2.3m	20m	1.3 千 m ³
赤坂ため池	上米内字赤坂 7 番地	自然人	2.0m	17m	0.7 千 m ³
米内沢上ため池	上米内字米内沢 50 番地 38 号	自然人	1.6m	37m	0.4 千 m ³
道ノ下ため池	上米内字道ノ下 50 番地 3 号	自然人	1.9m	49m	0.6 千 m ³
金堀沢下ため池	手代森 4 地割 85 番地 4 号	自然人	2.8m	33m	1.7 千 m ³
油田上ため池	羽場 19 地割 25 番地	盛岡市	2.4m	49m	1.1 千 m ³
後島ため池	湯沢 2 地割 17 番地	盛岡市	4.9m	37m	4.2 千 m ³
蟹沢ため池	湯沢 4 地割 164 番地 1 号	自然人	2.1m	109m	2.6 千 m ³
早稲屋敷ため池	湯沢 1 地割 7 番地 102 号	自然人	0.9m	19m	1.4 千 m ³
黒川本宮ため池	黒川 13 地割 2 番地	盛岡市	4.5m	15m	0.3 千 m ³
黒川沢田ため池	黒川 18 地割 1 番地 9 号	自然人	3.0m	21m	4.7 千 m ³
石神中ため池	乙部 2 地割 72 番地	盛岡市	1.5m	9m	0.3 千 m ³

石神下ため池	乙部2地割77番地	自然人	2.7m	50m	1.0 千 m ³
--------	-----------	-----	------	-----	----------------------

盛岡地域(2/4)

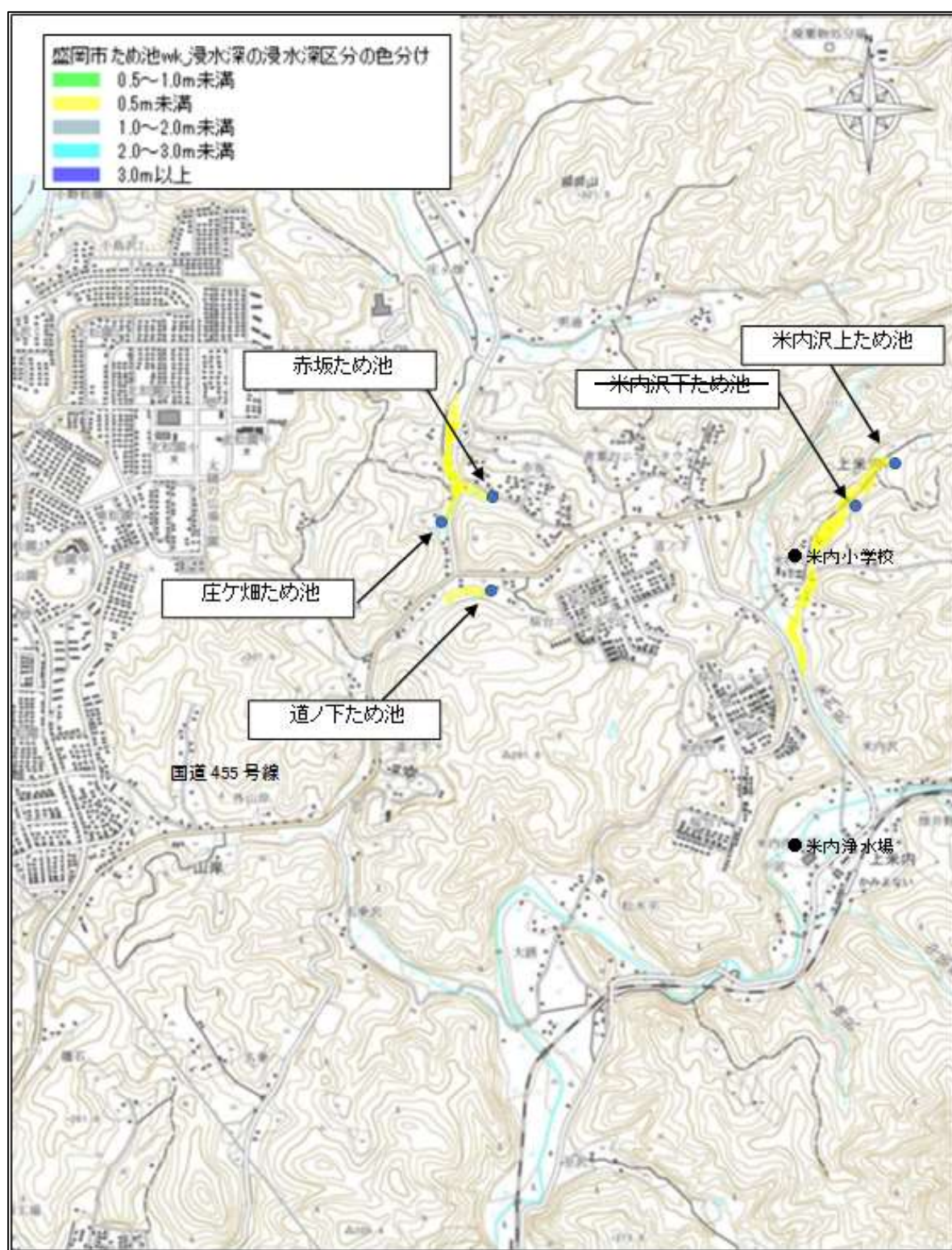
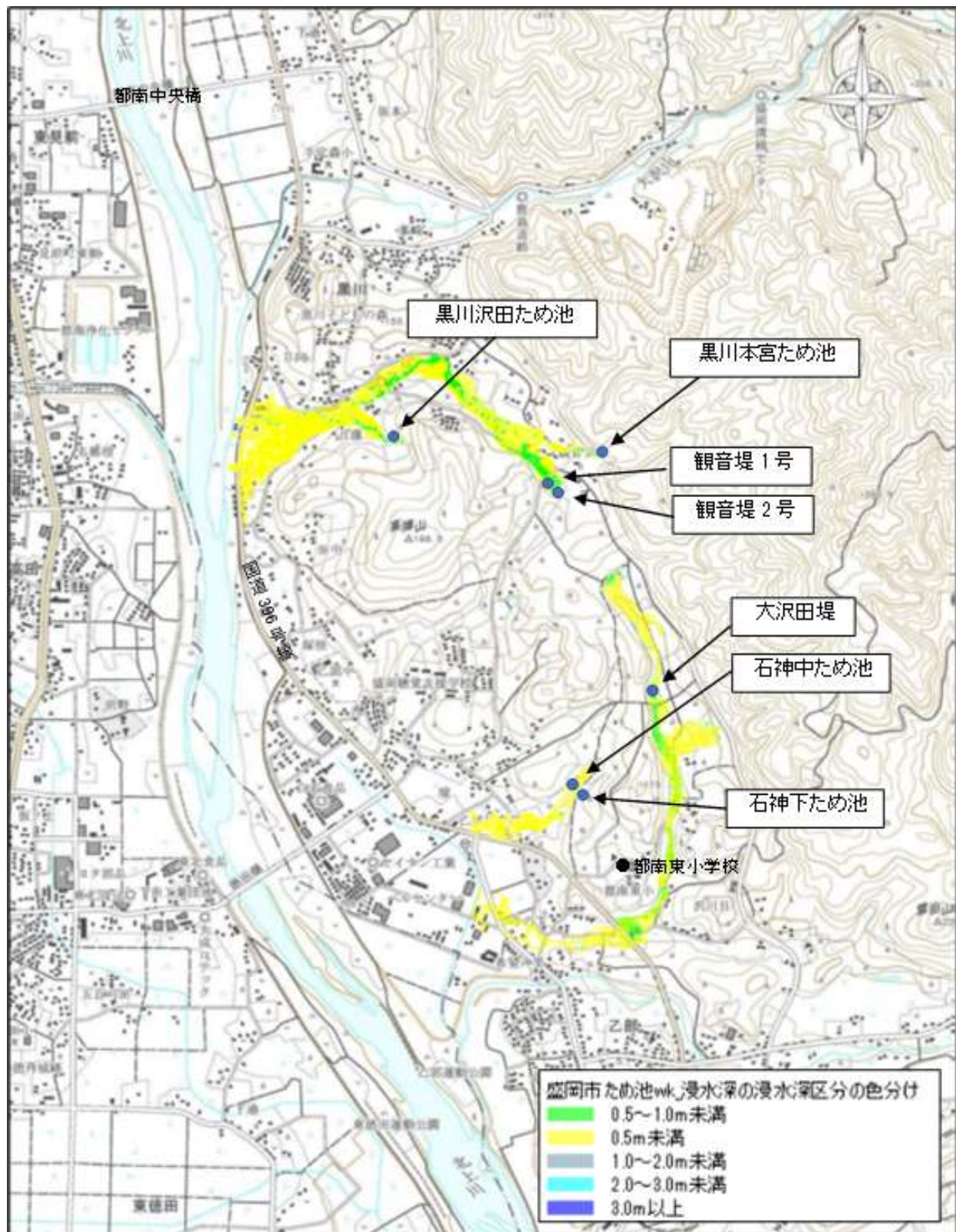


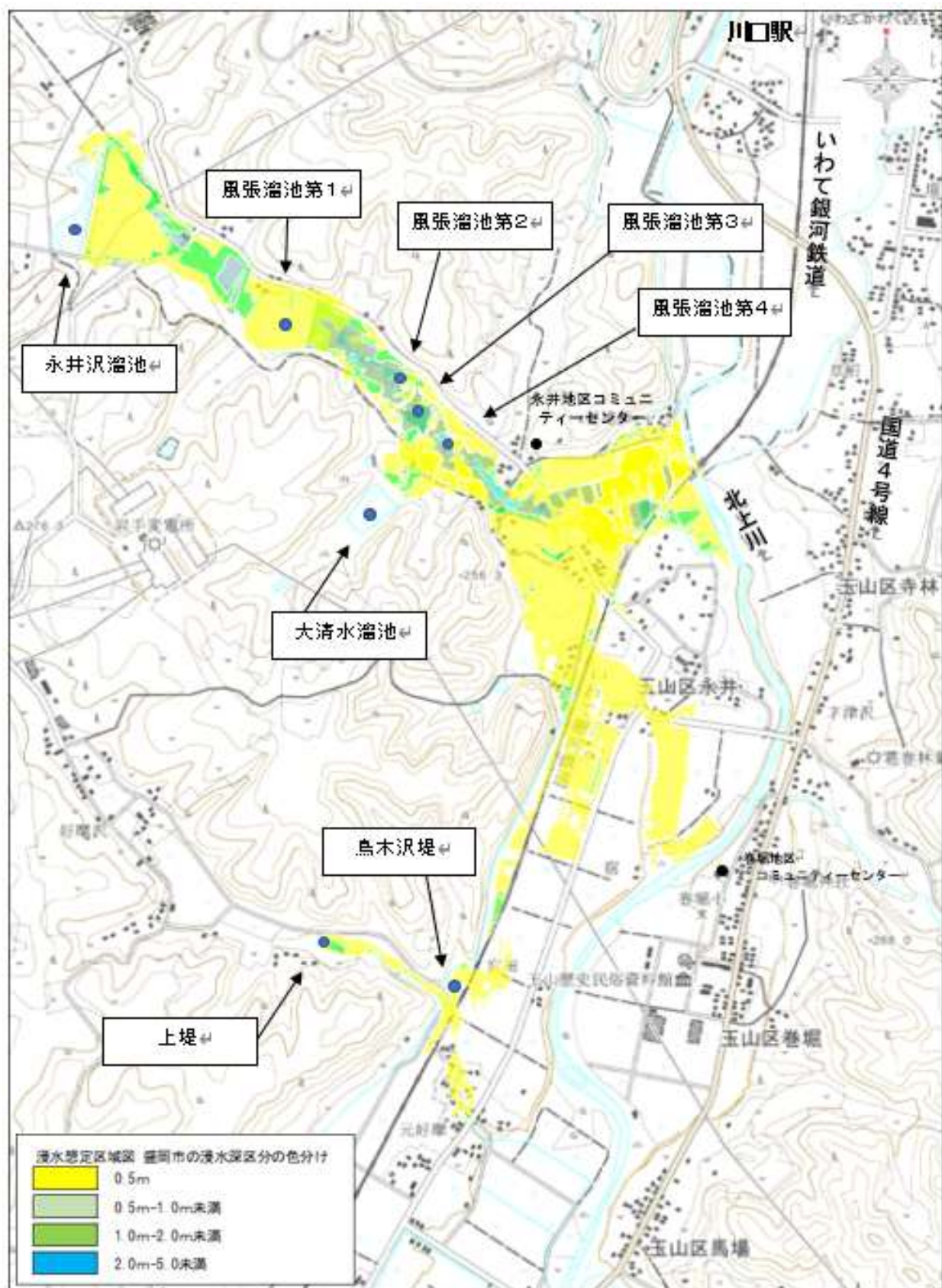
Table 1 Demographic characteristics of study population



盛岡地域(4/4)

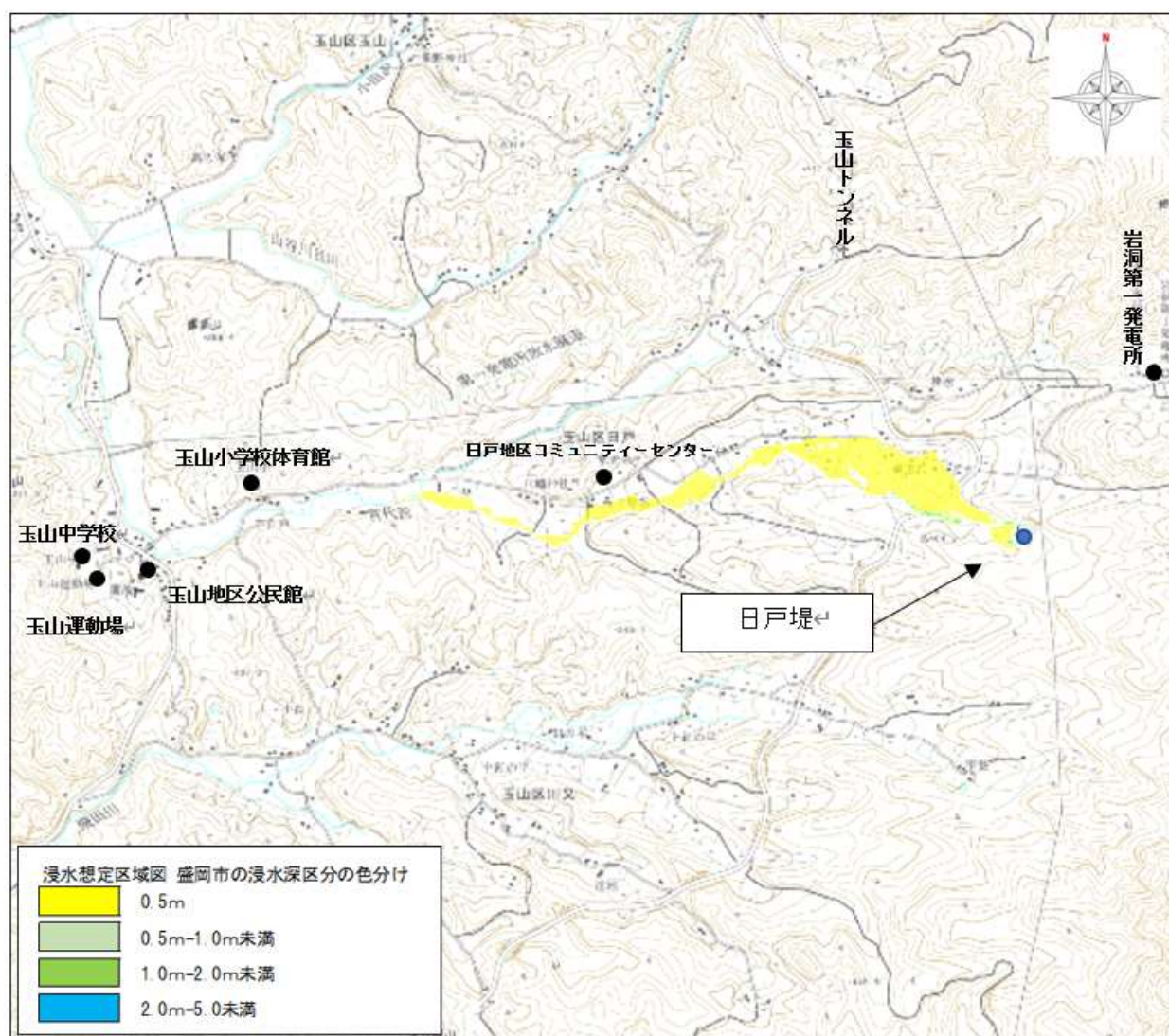


玉山地域(1/3)





玉山地域(3/3)



2-20 情報収集・伝達体制の整備計画

2-20-1 防災情報等の提供に関する協定書（ファーストメディア株式会社）

防災情報等の提供に関する協定書

盛岡市（以下「甲」という。）とファーストメディア株式会社（以下「乙」という。）は、防災情報等の提供に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、盛岡市内で発生する災害に備え、甲が市民等に対して必要な防災情報等を提供する手段を充実させるため、甲乙が互いに協力することを目的とする。

（協力業務）

第2条 前条の目的を達成するため、本協定で実施する業務内容は次のとおりとする。

- (1) 甲は、盛岡市内における最新の防災情報等を乙に提供すること。
- (2) 乙は、提供を受けた情報を自社サービス上に掲載する等の方法により、市民等に対して広く周知すること。

（費用）

第3条 前条に掲げる業務については、原則として無償で行われるものとし、その業務に係る一切の経費は、各自が負担するものとする。

（二次利用）

第4条 乙は、甲から提供を受けた情報について、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならない。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の末日までとする。ただし、期間満了となる日の2か月前までに、甲又は乙が、それぞれの相手方に書面をもって本協定の変更若しくは終了させる意思を表示しないときは、期間満了の翌日から起算して1年間更新されるものとし、以後においても同様とする。

（協議）

第6条 本協定について定めのない事項及び甲乙間に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年11月28日

甲 盛岡市内丸12番2号

盛岡市長

谷藤裕明



乙 東京都千代田区神田神保町1丁目42番4号
ファーストメディア株式会社

代表取締役社長

山崎佳一



2-20 情報収集・伝達体制の整備計画

2-20-2 災害に係る情報発信等に関する協定書（LINEヤフー株式会社（旧 ヤフー株式会社））

災害に係る情報発信等に関する協定書

盛岡市（以下「甲」という。）とヤフー株式会社（以下「乙」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、盛岡市内で発生する災害に備え、甲が市民等に対して必要な災害情報を迅速に提供する手段を充実させるため、甲乙が互いに協力することを目的とする。

（協力業務）

第2条 前条の目的を達成するため、本協定で実施する業務内容は次のとおりとし、甲乙協議により具体的な内容及び方法について合意が得られたものを実施するものとする。

- (1) 乙は、甲が運営するホームページの災害時におけるアクセス負荷の軽減を目的として、甲が運営するホームページのキャッシュサイトを、自社サービス（以下「ヤフーサービス」という。）上に掲載し、市民等の閲覧に供すること。
- (2) 甲は、盛岡市内における指定緊急避難場所及び指定避難所（以下「避難所等」という。）の防災情報を乙に提供し、乙は、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載する等の方法により、市民等に対して広く周知すること。
- (3) 甲は、盛岡市内における避難情報等の緊急情報を乙に提供し、乙は、これらの情報をヤフーサービス上に掲載する等の方法により、盛岡市民等に対して広く周知すること。
- (4) 甲は、盛岡市内における被害状況、ライフラインに関する情報及びボランティア受入れ情報等を乙に提供し、乙は、これらの情報をヤフーサービス上に掲載する等の方法により、市民等に広く周知すること。
- (5) 甲は、盛岡市内の避難所等における必要救援物資に関する情報を乙に提供し、乙は、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載する等の方法により、市民等に広く周知すること。
- (6) 甲は、盛岡市内の避難所等に避難している市民等の名簿を作成する場合、乙が提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
- 2 甲乙は、前項に掲げる業務が円滑になされるよう、それぞれの窓口となる連絡先及び担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
- 3 甲乙は、第1項に掲げる業務以外についても、適宜協議を行い、決定した業務を随時実施するものとする。

（費用）

第3条 前条に基づく甲乙の対応は、原則として無償で行われるものとし、その業務に

係る一切の経費は、各自が負担するものとする。

（情報の周知）

第4条 乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む。）により、市民等に広く周知することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならない。

（協定の公表）

第5条 本協定締結の事実及び本協定の内容を公表する場合、その時期、方法及び内容について、両者で協議して定めるものとする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の末日までとする。ただし、期間満了となる日の2か月前までに、甲又は乙が、それぞれの相手方に書面をもって本協定の変更若しくは終了させる意思を表示しないときは、期間満了の翌日から起算して1年間更新されるものとし、以後においても同様とする。

（協議）

第7条 本協定について定めのない事項及び甲乙間に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年12月10日

甲 盛岡市内丸12番2号

盛岡市長 谷 藤 裕 明



乙 東京都千代田区紀尾井町1番3号

ヤフー株式会社

代表取締役 川 邊 健太郎



2-22 医療対策計画

2-22-1 災害時の医療救護活動に関する協定書（社団法人盛岡市医師会）

盛岡市（以下「甲」という。）と社団法人盛岡市医師会（以下「乙」という。）とは、災害が発生した場合の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、盛岡市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が乙の協力を得て行う医療救護活動を円滑に実施するため、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（医療救護班の派遣）

第2条 甲は、防災計画に基づく医療救護活動を行う必要が生じたときは、乙に対し、医師、看護婦等で編成する医療救護班（以下「医療救護班」という。）の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲の要請を受けたときは、直ちに、医療救護班を甲の指定する場所に派遣するものとする。

第2条の2 乙は、甲と連絡がとれないとき又は派遣の要請を待ついとまがないときは、自主的に被災地の情報収集を行い、その結果、緊急に医療救護班を派遣する必要があると認めた場合は、自主的に医療救護班を編成して、派遣することができる。

2 乙は、前項の規定により医療救護班を派遣したときは、遅滞なく甲に報告するものとする。

（医療救護班の業務）

第3条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置
- (2) 後送医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 助産
- (4) 死亡の確認

（医療救護班の輸送）

第4条 医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。

（救護所の設置）

第5条 甲は、災害の状況により必要に応じて救護所を設置する。

2 甲は、前項に定めるもののほか、災害の状況により必要と認めたときは、医療救護活動が可能な被災地周辺の医療施設に乙の協力を得て救護所を設置する。

（使用医薬品等）

第6条 医療救護活動に使用する医薬品、医療材料その他医療関係物品（以下「医療品等」という。）は、原則として甲が備える医薬品等とする。

2 前項の医薬品の輸送は、原則として甲が行う。

（救護所における給食等）

第7条 救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

（医療費）

第8条 救護所における医療費は、無料とし、患者に対しては請求しないものとする。

2 後送医療施設における医療費は、患者が負担する。

(費用弁償)

第9条 甲は、次の各号に掲げる費用について、当該各号に定める額を負担する。

- (1) 医療救護班を派遣したときの人件費 災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に基づく実費弁償の程度を基準として、甲、乙協議して定める額
- (2) 医療救護班が調達した医薬品等を使用したときのその使用した医薬品等の費用実費の額
- (3) 後送医療施設及び救護所において行った医療救護活動に伴い、当該後送医療施設及び救護所の施設又は設備を損傷したときの当該施設又は設備の現状回復に要する費用 実費の額
- (4) 前各号に該当しない費用で、この協定実施のため要したもの 甲、乙協議して定める額

(扶助費)

第10条 甲は、医療救護班の医師、看護婦等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、災害救助法の規定に基づき支給される扶助金の例により扶助費を支給する。

(医事紛争の措置)

第11条 医療救護班が医療活動により患者との間に医事紛争が生じたときは、乙は、直ちに甲に連絡するものとする。

- 2 甲は、前項の連絡を受けたときは速やかに調査し、乙と協議の上誠意をもって解決のため適当な措置を講ずるものとする。

(報告)

第12条 乙は、医療救護活動終了後速やかに甲の定めるところにより医療救護活動従事者の氏名及び人数その他医療救護活動の内容を、甲に報告するものとする。

(費用等の請求)

第13条 乙は、第9条の費用及び第10条の扶助費（以下「費用等」という。）を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

(支払)

第14条 甲は、前条の規定により費用等の請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、その費用等を乙に支払うものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲、乙協議して定める。

(協定期間)

第16条 この協定の有効期間は、昭和62年10月1日から昭和63年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了前1月までに甲、乙いずれかから何ら意思表示がないときは、更に期間満了の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後この例による。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその1通を保有するものとする。

平成11年11月15日

甲 盛岡市
代表者 盛岡市長 桑 島 博

乙 盛岡市愛宕町18番6号
社団法人盛岡市医師会
会 長 小 林 高

医 療 機 関

病院、救急告示病院

令和4年4月1日現在

病 院 名	住 所	電話番号	備 考
岩手医科大学附属病院内丸メディカルセンター	盛岡市内丸19-1	651-6111	告示
岩 手 県 立 中 央 病 院	盛岡市上田一丁目4-1	653-1151	告示
盛 岡 赤 十 字 病 院	盛岡市三本柳6地割1-1	637-3111	告示
盛 岡 市 立 病 院	盛岡市本宮五丁目15-1	635-0101	告示
盛 岡 南 病 院	盛岡市津志田13地割18-4	638-2020	
内 丸 病 院	盛岡市本町通一丁目12-7	654-5331	告示
荻 野 病 院	盛岡市本宮一丁目6-12	636-0317	告示
川 久 保 病 院	盛岡市津志田26地割30-1	635-1305	告示
高 松 病 院	盛岡市舘向町4-8	624-2250	告示
遠 山 病 院	盛岡市下ノ橋町6-14	651-2111	告示
栃 内 病 院	盛岡市肴町2-28	623-1316	告示
盛 岡 友 愛 病 院	盛岡市永井12地割10	638-2222	告示
盛 岡 つ な ぎ 温 泉 病 院	盛岡市繫字尾入野64-9	689-2101	告示
赤 坂 病 院	盛岡市名須川町29-2	624-1225	
松 園 第 一 病 院	盛岡市東黒石野三丁目2-1	662-6111	
松 園 第 二 病 院	盛岡市西松園三丁目22-3	662-0100	告示
(独)国立病院機構 盛岡医療センター	盛岡市青山一丁目25-1	647-2195	
未 来 の 風 せ い わ 病 院	盛岡市手代森9地割70-1	696-2055	
三 愛 病 院	盛岡市月が丘一丁目29-15	641-6633	
都 南 病 院	盛岡市東見前6地割40-1	638-7311	
中 津 川 病 院	盛岡市下米内二丁目4-12	662-3252	
三 田 記 念 病 院	盛岡市加賀野三丁目14-1	624-3251	
盛 岡 観 山 荘 病 院	盛岡市高松四丁目20-40	661-2685	
孝 仁 病 院	盛岡市中太田泉田28	656-2888	
渋 民 中 央 病 院	盛岡市渋民字大前田53-2	683-2336	
ひ め か み 病 院	盛岡市下田字陣場41-10	683-2121	
八 角 病 院	盛岡市好摩字夏間木70-190	682-0201	告示

その他

盛岡市夜間急患診療所	盛岡市神明町3-29	654-1080	
------------	------------	----------	--

2-22 医療対策計画

2-22-2 災害時における医薬品等の確保に関する協定書（岩手県医薬品卸業協会）

災害時における医薬品等の確保に関する協定書

盛岡市（以下「甲」という。）と岩手県医薬品卸業協会（以下「乙」という。）とは、盛岡市内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における医薬品等の確保について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、盛岡市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が乙に、医薬品、医療資機材及び防疫用資機材（以下「医薬品等」という。）の確保について協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、医薬品等を確保する必要があると認めたときは、協会又は協会に加盟する会員（以下「協会等」という。）に対し、その保有する医薬品等の確保の協力を要請することができるものとする。

（要請の手続等）

第3条 甲は、協会等に協力を要請する場合は、次の事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急の場合には、電話等により要請を行い、後日、文書を提出するものとする。

- (1) 品名
- (2) 数量
- (3) 供給希望日時
- (4) 送付場所
- (5) その他参考事項

2 協会等は、前項の規定による要請があったときは、可能な限り、甲に協力するものとする。

（費用の負担）

第4条 甲の要請に基づき協会等が医薬品等を確保したときに要する費用は、甲が負担するものとする。

（報告）

第5条 甲は、この協定に基づく医薬品等の確保が円滑に行われるよう、必要と認めた場合は、乙に対し、医薬品等の確保可能数量等の報告を求めることができるものとする。

（連絡窓口）

第6条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては盛岡市保健福祉部保健センター、乙においては岩手県医薬品卸業協会事務局とする。

（被災した他の市町村への応援）

第7条 甲が、被災した他の市町村に対する医薬品等の供給応援を行うために、乙に協力要請を行った場合においても、乙は、この協定に準じて、可能な限り、甲に協力するものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項、この協定に定めない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

(協定期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成11年10月20日から平成12年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了前1月までに甲、乙いずれかから何ら意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後この例による。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその1通を保有するものとする。

平成11年10月20日

甲 盛岡市
代表者 盛岡市長
桑島博 印

乙 岩手県花巻市卸町68番地
株式会社小田島 内
岩手県医薬品卸業協会
小田島 實 印

2-22 医療対策計画

2-22-3 災害時における医療資機材の確保に関する協定書（東北医療機器協会岩手県支部）

災害時における医療資機材の確保に関する協定書

盛岡市（以下「甲」という。）と東北医療機器協会岩手県支部（以下「乙」という。）とは、盛岡市内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における医療資機材の確保について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、盛岡市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が乙に、医薬品、医療資機材（以下「資機材」という。）の確保について協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、資機材を確保する必要があると認めたときは、協会又は協会に加盟する会員（以下「協会等」という。）に対し、その保有する資機材の確保の協力を要請することができるものとする。

（要請の手続等）

第3条 甲は、協会等に協力を要請する場合は、次の事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請を行い、後日、文書を提出するものとする。

- (1) 品名
- (2) 数量
- (3) 供給希望日時
- (4) 送付場所
- (5) その他参考事項

2 協会等は、前項の規定による要請があったときは、可能な限り、甲に協力するものとする。

（費用の負担）

第4条 甲の要請に基づき協会等が資機材を確保したときに要する費用は、甲が負担するものとする。

（報告）

第5条 甲は、この協定に基づく資機材の確保が円滑に行われるよう、必要と認めた場合は、乙に対し、資機材の確保可能数量等の報告を求めることができるものとする。

（連絡窓口）

第6条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては盛岡市保健福祉部保健センター、乙においては東北医療機器協会岩手県支部事務局とする。

（被災した他の市町村への応援）

第7条 甲が、被災した他の市町村に対する資機材の供給応援を行うために、乙に協力要請を行った場合においても、乙は、この協定に準じて、可能な限り、甲に協力するものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項、この協定に定めない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

(協定期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成11年10月20日から平成12年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了前1月までに甲、乙いずれかから何ら意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後この例による。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその1通を保有するものとする。

平成11年10月20日

甲 盛岡市
代表者 盛岡市長 桑島 博 印

乙 盛岡市名須川町24-1 (三櫻商事(有)内)
東北医療機器協会岩手県支部
岩手県支部長 早川 政則 印

2-22 医療対策計画

2-22-4 災害時における施設利用等に関する協定書（北良株式会社）

災害時における施設利用等に関する協定書

盛岡市（以下「市」という。）と北良株式会社（以下「協力企業」という。）とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、医師の指示を受け、日常的に酸素の吸入、人工呼吸等の在宅医療を実施している者（以下「要医療介護者等」という。）への支援に係る施設利用等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時、市が要医療介護者等を支援するため、協力企業の施設及び設備の利用等について、必要な事項を定めることを目的とする。なお、この協定は、災害発生時に協力企業が自主的に実施する市民への応急対策等の活動を妨げるものではない。

（定義）

第2条 この協定における要医療介護者等とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 人工呼吸器を使用している者
- (2) 酸素濃縮器を使用している者
- (3) 吸引器を使用している者

（協力内容）

第3条 協力企業が市に対して協力する内容は、災害時に協力企業が要医療介護者等の安全確保のため、協力企業が所有する施設及び設備（以下「災害時要医療介護者等支援施設等」とする。）を使用させることとする。

（要請）

- 第4条 市は、前条に規定する協力を要請するときは、協力企業に対して文書により要請するものとする。ただし、文書により要請することができないときは、口頭で要請し、その後速やかに要請する文書を送付するものとする。
- 2 協力企業は、前項の規定により要請を受けた場合は、この協定内容に従って可能な範囲で要請に応ずるよう努めるものとする。

（施設及び設備の利用等）

- 第5条 協力企業は、災害時において、可能な範囲において災害時要医療介護者等支援施設等を要医療介護者等に対して提供する。
- 2 前項の提供は、北良株式会社本社又は盛岡支店の施設で行うものとし、その設備は、次のとおりとする。なお、第2号及び第3号にあっては、必要に応じ貸出すことがあるものとする。
- (1) 医療機器の充電用電源として施設に設置するLPガス発電機
 - (2) 医療機器の充電用電源としてLPガスポータブル発電機
 - (3) LPガス容器と発電機との接続用調整器及びガスコード
- 3 前項各号に規定する災害時要医療介護者等支援施設等の提供は、令和2年1月1日から開始する。

（施設及び設備の管理及び費用負担）

第6条 協力企業が、災害時に提供する災害時要医療介護者等支援施設等の管理は、協力企業の責任において行うものとする。なお、災害時要医療介護者等支援施設等の提供に関する費用が発生した場合は、協力企業が負担する。

(利用期間)

第7条 災害時に市が協力企業の災害時要医療介護者等支援施設等を利用する期間は、市が協力を要請してから7日以内とする。ただし、災害の状況等により期間を延長する必要がある場合、市は協力企業に承諾を得たうえで、必要最低限の期間延長することができる。

2 市は、協力企業の災害時要医療介護者等支援施設等の利用について、通常営業に支障がないよう努めるとともに、利用期間が必要最低限となるよう努めるものとする。

(施設及び設備の返還)

第8条 市は、協力企業の災害時要医療介護者等支援施設等の利用を終了する場合は、あらかじめ文書で通知するものとする

2 災害時要医療介護者等支援施設等の提供に関し、要医療介護者等の責めに帰すべき事由によらない破損等について、原状に復すために要する費用は、市が負担するものとする。

(連絡責任者)

第9条 市と協力企業は、この協定に関する連絡責任者を選定し、相互に通知するものとする。

(個人情報の保護)

第10条 市及び協力企業は、協力企業の災害時要医療介護者等支援施設等の利用に関し、業務上知り得た要医療介護者等又はその家族等の個人情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱事務に係る特記仕様書」を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第11条 協力企業は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1月前までに、双方いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了の翌日から起算して1年延長するものとし、以降もまた同様とする。

(その他)

第13条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、市及び協力企業が協議して決定するものとする。

この協定の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年9月9日

住所 盛岡市内丸12番2号

氏名 盛岡市

盛岡市長 谷 藤 裕 明

住所 北上市和賀町後藤2地割106番地160

氏名 北良株式会社

代表取締役 笠 井 健

2-22 医療対策計画

2-22-5 災害時の医療救護活動に関する協定書（盛岡薬剤師会）

災害時の医療救護活動に関する協定書

盛岡市（以下「甲」という。）と盛岡薬剤師会（以下「乙」という。）は、盛岡市内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、盛岡市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項について定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に、乙に対し次の業務を要請できるものとする。

（1）薬剤師の派遣

（2）甲が行う医療救護活動に対する医療品の供給

（3）甲が調達した医療品を中心とした災害支援物資の受領、管理、仕分け及び配送

2 乙は、前項第1号の要請があったときは、甲が指定した場所に、速やかに薬剤師を派遣するものとする。

（薬剤師の業務）

第3条 前条第1項第1号に基づく薬剤師（以下「派遣薬剤師」という。）の業務は、次のとおりとする。

（1）救護所における傷病者等に対する調剤及び服薬指導

（2）救護所及び集積所等における医療品等の仕分け及び管理

（3）その他、消毒方法、医療品の使用方法等の薬学的指導

2 派遣薬剤師が使用する医薬品等は、当該薬剤師が携行するもののほか、甲が支給する。

3 派遣薬剤師の調剤費は、無料とする。

（薬剤師に対する指揮等）

第4条 派遣薬剤師に対する指揮命令及び医療救護活動に係る連絡調整は、甲が指定するものが行うものとする。

（体制の整備）

第5条 乙は、災害時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、派遣体制の整備に努めるものとする。

（連絡窓口）

第6条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては保健所指導予防課とし、乙においては事務局非常時・災害時対策委員会とする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、平常時から災害時の対応等について必要な協議及び情報交換に努めるものとする。

(訓練)

第8条 甲及び乙は、災害時に備えた訓練を実施し、災害時に適切な対応ができるように努めるものとする。

(費用の負担)

第9条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。ただし、災害救助法適用の際は、その限りではない。

- (1) 薬剤師の派遣に関する費用
- (2) 派遣薬剤師が携行し、使用した医薬品等の実費

(扶助費)

第10条 甲は、医療救護活動により派遣薬剤師が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、災害救助法の規定に基づき支給される扶助金の例により扶助費を支給するものとする。

(協議)

第11条 本協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期限)

第12条 この協定の有効期限は、協定締結の日から令和7年8月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲、乙いずれかから何ら意思表示がないときは、有効期間満了の翌日から起算して1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和6年8月29日

甲 盛岡市内丸12番2号

盛岡市長

内館 茂



乙 盛岡市馬場町3番12号

盛岡薬剤師会 会長

佐々木 俊

